

令和3年 第3回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和3年第3回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和3年9月9日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和3年9月9日 午前10時00分

1. 散 会 令和3年9月9日 午後 5時07分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
政策課審議員 田邊国昭君	産業課審議員 宮崎智幸君
情報課審議員 秋吉祥志君	税務会計課審議員 小野寿宏君
建設課審議員 小野昌伸君	町民課審議員 穴井徹君
町民課保育園長 清高德子君	町民課審議員 中島高宏君
代表監査委員 古賀尚年君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 江 藤 理一郎 君

9番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を9月9日から9月22日までの14日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 3. 9. 9)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

まず、コロナ感染状況につきまして今や都市部や他県の問題ではありません。小国町でもこれまでに7例報告されています。若い方、40代、30代、20代、とりわけ学生、生徒、幼児等への広がり懸念されているところです。引き続き強い対策が求められますし、皆様ももう一度基本的なうがい、手洗い、密を避ける行動をお願いしたいと思います。

さて、オリンピック、パラリンピックは大きな結果を残し終了しました。また、最大与党の自民党では党総裁の選挙、その後には衆議院の総選挙が行われます。与野党を含めて日本の未来を占なう選挙となります。いろいろなことに大きな変化を迎えている今日この頃ですが、全ての方々の英知を結集して、みんなで乗り越えていかなければならないというふうに思っております。

さて、令和3年第3回小国町議会定例会を開催する旨、御案内申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。本定例会は決算議会ということもございまして、十分なる御審議方、お願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長に挨拶をいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第3回小国町議会定例会初日ということで本当に御多用にもかかわりませず、お集まりをいただきましてありがとうございます。先ほど議長の御挨拶にもございましたように、今コロナウイルスにつきまして非常に町民の皆さんにも不自由をかけているようなところもございます。町といたしましては、まずはコロナワクチンの接種、またコロナウイルスが近づいたときにはと申しますけれども、そのときにはできるだけ早い段階での注意喚起を促して行って、町民の皆さんに罹患することをできるだけ避けるような行動をとっていただくためにもう毎日のように放送もさせていただいているところでございます。町執行部といたしましてはこのような体制を崩さずに、しっかりと住民の皆さんに注意喚起等々を今後も行ってまいりたいというふうに思っております。

また、昨日は小国町の金婚式の表彰がございました。お祝いを私のほうも言わせていただきました。小国町では22組44名の方が金婚のお祝いを迎えられた。私も年齢が50歳でございますので、ちょうど生まれた頃に御成婚されたということでございます。皆様のそれぞれの50年の歴史に敬意の念と尊敬の念を抱きつつ、私のほうも御挨拶をさせていただいたところです。その中でも申しましたように、先ほどのコロナウイルスのことをお話し申し上げまして御不自由をかけていること、また昨年の7月豪雨につきましてなかなか復旧半ばでございますので、その部分につきまして御容赦願いたいという御挨拶も中には入れさせていただきました。しっかり金婚式でも御挨拶させていただきましたように、先人の皆様方が築き上げてきたこの小国町をし

っかり後世に残せるように、また頑張ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

本日から9月22日までの長きに渡りますけれども、本議会の定例会、本日は開会でございますが専決処分事項の承認を求めるところから行政報告まで執行部といたしましては、しっかり御説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） はい、ありがとうございました。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和3年第3回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 江藤理一郎君

9番 熊谷博行君

をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る9月1日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日9月9日から9月22日までの14日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月9日から9月22日までの14日間と決定いたしました。

本会議は、本日と16日、17日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会いたしたいと思っております。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「諸般の報告」。

一部事務組合議会に関する報告を行います。阿蘇広域行政事務組合議会議員より御報告をお願いいたします。

2番（江藤理一郎君） はい、では報告いたします。

阿蘇広域行政事務組合議会臨時会が開催されました。令和3年6月30日水曜日、10時から第2回阿蘇広域行政事務組合議会臨時会を開催いたしまして、場所は大阿蘇環境センター未来館で開催しております。資料のとおり議事内容としましては、まずRDF施設大規模改良工事の請

負契約の締結について。2つ目に、野尻草部分駐所消防ポンプ自動車の取得について。それから3番目、令和3年度阿蘇広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について。4番目、令和3年度阿蘇広域行政事務組合特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘特別会計補正予算（第1号）についてが審議され、全会一致で可決されました。詳細は、配付している資料のとおりとなります。御覧いただければと思います。

以上、報告を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） はい、ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第3号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の1ページをお願いいたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の2ページをお願いいたします。

専決第2号 専決処分書

令和3年度小国町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月2日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第3号）をお願いいたします。1ページです。

令和3年度小国町一般会計補正予算（第3号）

令和3年度小国町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6千149万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月2日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） おはようございます。

それでは、私から専決内容の説明をいたします。

補正予算書の4ページをお開きください。

歳出項目は、教育費、保健体育総務費の中の負担金補助及び交付金を総額で55万円増額したものでございます。増額の理由といたしましては、小国中学校バドミントン部が佐賀市で開催される九州大会に出場する経費に対する補助金として45万円。次に、社会体育活動の中で熊本県大会を勝ち抜き八代市で開催される全国小学生ABCバドミントン大会に出場する経費に対する補助金として4万円。大分市で開催される全日本ジュニアバドミントン選手権大会に出場する経費に対する補助金として6万円を増額するものでございます。財源は繰越金を充当いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議方よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、承認第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議長（松崎俊一君） 承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第3号）について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第4号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の3ページをお願いいたします。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の4ページをお願いいたします。

専決第3号 専決処分書

令和3年度小国町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月13日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第4号）をお願いします。1ページです。

令和3年度小国町一般会計補正予算（第4号）

令和3年度小国町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6千574万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月13日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは、私から専決の内容を説明いたします。

予算書の4ページをお開きください。

歳出項目は、教育費、保健体育総務費の中の負担金補助及び交付金を、総額で425万円増額したものでございます。増額の理由といたしましては、小国中学校ホッケー部が九州大会で男子が準優勝、女子が優勝し、埼玉県飯能市で開催される全日本中学生ホッケー選手権大会に出場する経費に対する補助金として300万円、小国中学校バドミントン部の女子団体が九州大会で3位入賞し、山梨県甲府市で開催される全国中学校バドミントン競技大会に出場する経費に対する補助金として125万円を増額するものでございます。財源は繰越金を充当いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、承認第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議長（松崎俊一君） 承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第4号）について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第37号 小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集5ページをお願いいたします。

議案第37号 小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは、私から改正内容について説明をさせていただきます。

条例集の1ページ、右肩37と記載しておりますものに改正条文をつけております。また、総務課資料（1）に新旧対照表を付けてございます。今回の条例の一部改正につきましては、転職時等において使用者間での特定個人番号の提供を可能とする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号の追加に伴い、改正前の同号以降の号名の改正が行われました。それにより、改正前の法第19条第4号以降の号名を引用する条例について、法令に合わせて条例の一部を改正するものでございます。

それでは、総務課資料（1）新旧対照表をお願いいたします。小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の第1条及び第5条第1項中第19条第9号を第19条第11号に改めるものでございます。

裏面の小国町個人情報保護条例をお願いいたします。第24条の2総務大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。これは、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されるためであり、デジタル庁の長は内閣総理大臣となるためでございます。第24条の2中の第19条第7号を第19条第8号に改める。同じく第19条第8号を第19条第9号に改めるものでございます。これも法改正に伴い法令を引用する条例について改正を行うものでございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第37号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議長（松崎俊一君） 議案第37号、小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第38号 小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の6ページをお願いいたします。

議案第38号 小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律関連の規定を追加する等に伴い、小国町税特別措置条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

税務会計課長（北里慎治君） それでは、条例集2ページでございます。右上に38としております資料をお願いいたします。

小国町税特別措置条例の一部を次のように改正するものであります。内容につきましては、別紙税務会計課資料（1）で説明させていただきます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び関連省令等が令和3年4月1日から施行され、小国町税特別措置条例の一部について6月議会で改正していただきましたが、その後、条例の文言等に一部改正が必要な箇所が判明し改正するものであります。また、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、地域未来投資促進法の認定を受けた町内の事業者があり、今後固定資産税の課税免除の申請が行われる可能性もあるため、本条例に係る条文等を追加するものであります。趣旨を規定しています第1条ですが、課税免除の規定について書かれている旧過疎法第31条では、過疎地域内においてと書かれていた部分が新過疎法第24条では市町村計画に記載された産業振興促進区域内というふうに文言に違いがあることから、新過疎法の省令第1条第1号イの文言に準じた文言といたしました。また、旧過疎法第24条では、「設備を新設し、又は増設した者」でしたが新過疎法第31条では、「設備の取得等をした者」となっており取得等は新過疎法第23条で取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。））のための工事による取得又は建設を含む。以下同じと定義されており、そのように改正するものでございます。及び以下については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律地域未来投

資促進法関係の文言の追加です。同法26条において、固定資産税の課税免除、不均一課税が規定されておりこれに対応するため文言の追加をしております。以上により第1条全ての改正をお願いしたいと考えております。

第2条につきましては、第1条同様区域名の変更と法律名の省略、新省令に合わせた第詰め省略、課税免除の記述の追加を行っております。

第3条につきましては、地域未来投資促進法に関連する条の追加で、第4、第5条につきましては、条ずれの反映等を行っております。

また資料といたしまして、新旧対照表をつけさせていただいております。

御審議よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第38号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 前回の定例議会でも改正があったのが抜けていたということでした。なぜそういうことになってしまうのか。そういうことを聞くとやはり上位法が改正されたことによって条例もそれに合わせるというかたちでの改正というのは頻繁にあるわけなので、そのほかの部分については大丈夫なのかという心配があるわけです。これが、今回なぜそういうふうになったのかきちんと説明できますか。

税務会計課審議員（小野寿宏君） 過疎法については3月31日で旧過疎法が失効し4月1日から新過疎法が施行されております。また山村振興法は3月31日で課税免除の関係が削除されております。6月については山村振興法関係の条文の関係も削除しております。旧過疎法は3月31日で失効するのはわかっておりましたけれども、4月に新過疎法が施行されまして課税免除の規定が残っていることも判明しておりました。その内容の文言の詳しい内容については、うちのほうでは条例のアドバイスをいただいている第一法規というところがあるのですけれども、そちらのほうの会社から条例改正の文言の詳しい情報が入ってきたのは6月23日です。その時に内容をよく比べてみましたら先ほど課長が申しましたように過疎地域という名前が産業振興促進区域という名前に変わっていたり、町内全体は過疎地域全体一緒に産業振興促進区域と町内一緒にほとんど文言、意味はほとんど変わらないのですけれども詳しい法律にしたがって再度し直す必要があるというふうに判断したもので、文言の確認のアドバイスをいただいたのは6月23日だったのでそれで判明したために今回改正に至ったということになっております。

以上です。

5番（児玉智博君） アドバイスをいただいている第一法規からの連絡が遅くなったのが原因だということでしたので一応その説明はわかりました。税務会計課資料（1）を見てみますと、先ほどの課長の説明でもあったのですが、今後固定資産税の課税免除の申請が行われる可能性のあるため条文を追加するという説明もいただいているわけですけれども、要は固定資産税の免除とい

う点では固定資産税というのは市町村税ではありますが、やはり周辺とのある程度のバランスというのにも必要になってくると思います。余りに隣町同士で同じような固定資産に対して差があると不公平感というのは当然出てきますから合わせなければならないと思うのです。ですからこういうものは、実際にそういう事例が出てきそうだから作るというのではなくてやっぱりそういう事例というのはいつ出てきてもいいように、そういう法律の改正であったりとか特例が出た場合は通常準備のために各市町村の条例も合わせておくべきだというふうに思うのです。これが、やはり今回にずれ込んだ理由というのは先ほど言われた理由と同じなのですか。

税務会計課審議員（小野寿宏君） 先ほどはあくまで新過疎法に関する話題でして、地域未来投資促進法とは関係ないです。しかもこの法律は平成19年に作られておりまして、ですのずっと先送りされている状態でした。実際、南小国町の隣町はもうここ数年前に独立で条例で作られているということで、各市町村やっぱり事例があった時にそういうふうには作っているような状態だというふうに理解しております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第38号、小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第39号 小国町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の7ページをお願いいたします。

議案第39号 小国町印鑑条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしまして、個人番号カードを使用することで、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末により印鑑証明書を交付することが可能となる旨、所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（生田敬二君） 改正内容について、御説明を申し上げます。

今回の印鑑条例改正に関しましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律通称マイナンバー法といわれておりますけれども、この法律による証明書の交付に対応するための本町印鑑条例の改正というかたちになります。条例集の4ページ右肩に39と表示をしてあるものが改正条例本文となります。また町民課資料1で新旧対照表を示してございます。

改正内容に関しましては、こちらの資料で御説明を申し上げます。資料1を御覧いただきたいと思います。第14条全文がございませんので少しわかりづらいかたちになっておりますけれども、この条例中第14条には、印鑑登録証明書の交付に関して定められております。この条文に1項を追加しまして第5項となりますけれども条文にありますように、個人番号カードを所持する登録者は多機能端末機、マルチコピー機ともいっておりますが、コンビニエンスストア等に設置をされているものです。この端末機で印鑑登録証明書の交付を受けられることができるという規定を設けるものでございます。改正の概要は以上となりますけれども、この規定に関しましては改正本文の附則にもありますように令和3年11月1日からの施行とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしく願います。

議長（松崎俊一君） これより、議案第39号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この多機能端末機というのは、どのコンビニエンスストアの多機能端末機でそれで交付を受け入れることができる時間帯などはどうなるのか教えてください。

町民課長（生田敬二君） はい。コンビニエンスストア等、事業者とJ-LISが委託した会社との契約というかたちになるかと思っておりますけれども、ほぼ今ある大手のコンビニエンスストアには置かれているコピー機というか端末機がございますけれども、そちらに少し機能を加えることで証明書の交付ができるものではないかというふうに考えております。時間帯につきましては、朝の6時30分から午後の11時までということで予定をされております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） 5番、マスクを取ってお願いします。

5番（児玉智博君） それではJ-L I Sが、今現在でそういう契約をしているコンビニエンスストアというのはわからないですか。

町民課長（生田敬二君） すいません。契約先のコンビニエンスストア全てというのは持ち合わせておりませんが、今言われるところの大手の3社のコンビニエンスストア関係の事業者については契約がされているということで聞いております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。

町民課長（生田敬二君） はい、すいません。先ほどちょっとつけ加えますけれども、マルチコピー機のほうはコンビニエンスストアと合わせましてショッピングモールであるとか大手のところにも置かれるということになっているとのことでございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第39号、小国町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第9、「議案第40号 小国町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の8ページをお願いいたします。

議案第40号 小国町手数料条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及びコンビニ交付サービスの運用開始に伴い所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

町民課長（生田敬二君） 改正内容について、御説明を申し上げます。

今回の手数料条例の改正に関しましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律マイナンバー法の関係法令が改正されたこと等による本町手数料条例の改正ということになります。条例集の5ページ、右肩に40と記載されております。こちらが改正条例本文となります。また、町民課資料2で新旧対照表を示してございます。改正内容に関しましては、こちらの資料で御説明を申し上げたいというふうに思います。

まず条例第2条に手数料の種類、金額が定められているところでございますけれども、第19条個人番号カードの再交付手数料の項目についての削除でございます。これまでにつきましては、1枚につき800円ということで市町村が徴収することになっておりましたけれども、今回の法改正で手数料の徴収主体が地方公共団体情報システム機構通称J-LISとっております、こちらに変更されることになりましたので市町村の徴収根拠がなくなります。該当条文の削除を行うものでございます。

また、第5条の免除規定につきましても、個人番号カード再交付についての規定第7号を削除するものでございます。もう1点の改正内容につきましては、住民票の交付手数料についての改定でございます。資料の中段、第21号を御覧いただきたいと思いますが、これまで住民票の写しの交付に関しましては1枚につき200円としまして1枚増すごとに100円を加算して手数料をいただいております。今後コンビニエンスストア等に設置される多機能端末機から交付される住民票につきましては、証明書の枚数ではなく件数における金額設定ということになりますので、役場窓口での徴収手数料につきましても併せて改定をさせていただくものでございます。資料の第2条第18号に定められている広域交付手数料につきましては役場以外の場所で交付されるもの。第21号に定められている交付手数料が役場窓口で住民票交付手数料となりますが、いずれにつきましても1件につき200円として改めるものでございます。

改正の概要は以上となります。改正本文の附則にありますように、マイナンバーカード再交付手数料の削除につきましては、公布の日からの施行令和3年9月1日からの適用。また住民票の交付手数料の改定につきましては、令和3年11月1日からの施行とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第40号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） はい。コンビニの各種証明書のマルチコピー機で交付できるようになることに伴う交付という意味合いもあるということでした。それで、結局その住民票等をコンビニ等のマルチコピー機で取得しても役場の窓口で取得しても200円の手数料がかかるということでした。それでそもそもその200円という金額の根拠が何なのかというふうに考えた場合に、窓口で取得しようがマルチコピー機で取得しようが同じ値段というのがなぜなのかと思うわけです。そこで、マルチコピー機で取得する場合は、そのコピー機の近くにある料金入れにお金を入れて印刷されるのを取得するというかたちになると思うのですが、その取得した住民等の方がお支払いになったこの200円の流れというのは、どうなるのか教えてください。

町民課長（生田敬二君） はい。議員が言われますようにコンビニ等で200円、現金か電子マネーかというかたちでの支払いになるかと思いますが、200円コンビニの側で徴収したものについてはその手数料が一応117円というふうに今のところ定められているとのことですが、200円からこの金額を差し引いて相殺するかたちで市町村のほうにコンビニ事業者のほうから納付があるというかたちになる予定でございます。

5番（児玉智博君） はい。つまりこれ83円が町の収入になるという説明でした。ということは町が受け取る83円というのはどういう名目になるのですか。

町民課長（生田敬二君） 町の収入に関しては、やはり手数料というかたちでの収入になろうかというふうには思っております。

5番（児玉智博君） それは当然手数料として200円払うわけですから、手数料以外の名目で入ってくるわけではないのです。だから聞いているのはその手数料、どういうお手数料が町にかかるのですかということを知っています。

町民課長（生田敬二君） はい。その情報の管理については全て各市町村が行うものでございますので、そこにコンビニのほうで情報を取りにくるというかたちになろうかと思っておりますので、情報管理に関する経費ではないかというふうに考えております。

5番（児玉智博君） それでは、いわゆる今説明がありました200円の内訳というのは、情報管理に関する手数料が83円掛かっていて、もう仮にこれ要するにコンビニで交付する場合は117円で考えたところでは、マルチコピー機の維持費であったりとか電気代あるいはトナー代、用紙代、それらが117円掛かっているのかなというふうに考えるわけです。そうであれば町で取得する場合の83円以外の117円というのは、どういうふうになるのかということです。これはもうちょっと説明できるかお尋ねします。

それで、もうついでに聞きますが、全員協議会のときに説明がございました。熊本市等はマルチコピー機で取得するほうが窓口で取得するよりもいわゆる職員の人件費であったりとか、そういうものがかからないからなるべくそちらのほうに誘導する意味合いもあってマルチコピー機で

取得したほうが安い料金価格を設定することができているということでした。やはり私もそれは当然他の熊本市等でできることであるので、小国町もできないはずはないと思うのです。だからそういったこともやはりそういうそもそも手数料のこの200円というのは何なのかというのを考えればそういうこともできるのではないかと思うのですが、今後検討されませんか。

町民課長（生田敬二君） はい。使用料の料金設定というかそもそもの交付手数料につきましては、議員が言われましたようにまず物質的な経費というか改ざん防止用の用紙がございます。そういったものであるとかシステムの管理料、電気代とか言われましたけれども、プリンター、パソコン関係。そして一番人権費についてやっぱり手数料分が入っているというふうに感じております。人件費につきましては異動というか人間が変わるごとによって変わってまいりますので、そこで料金を上げ下げすることはできませんので一定の200円という金額設定をしているところでございます。また他市町村の例も全員協議会の時もちょっと出ささせていただきましたけれども、今回進められておりますのがこのコロナ禍で庁舎への人の流れをある程度抑制をする、コンビニ交付を進めるという意味合いもあってということでございます。これから設置をいたしまして、どれぐらいの交付実績があるものかというのもみる必要もあるかと思っておりますので、料金設定については一緒の金額で設定をして、今後の交付の状況等をみてまたそちらについては他市町村の例等も今後出てくるかと思っておりますので、そこを参考に今後検討はしていきたいというふうに思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 最後に1問だけ確認いいですか。

議長（松崎俊一君） はい、最後の質問。5番、児玉君。

5番（児玉智博君） 今後の状況をみて判断されるというふうに言われましたが、今後の状況がどうなれば熊本市と同じように引下げをするのでしょうか。なかなか思ったよりも利用実績が伸びないから、もっと使ってもらうために下げましょうというふうになるのか。それとも結構利用実績があったから、それだったらちょっと下げてもいいよねというふうな判断になるのか、今後の流れがどうなれば料金格差を設けるか教えてください。

町民課長（生田敬二君） はい。端的な答えにならないかもしれませんが、その方向性も含めてちょっと検討はしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号、小国町手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第10、「議案第41号 小国町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） はい。それでは、議案集の9ページをお開き願いたいと思います。

議案第41号 小国町過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、別紙のとおり小国町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） はい。私のほうから小国町過疎地域持続的発展計画について、右肩に議案第41号と書いてある小国町過疎地域持続的発展計画（素案）と、総務課資料（2）により説明をさせていただきます。

先日の全員協議会で小国町過疎地域持続的発展計画書により説明をさせていただきましたので、本日は総務課資料（2）の過疎計画等の概要により説明をさせていただきます。

昭和45年以来、5次にわたる議員立法として制定された過疎対策法のもと、小国町は過疎地域として町内全域が指定され、これまで様々な過疎対策を講じてきました。令和3年4月には新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、過疎対策事業債や公立小中学校等に対する国庫補助率のかさ上げなどの支援措置が引き続き行われることとなりました。

過疎対策事業債は、過疎計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債です。後年度の元利償還金に対して70%が地方交付税として措置されるため、自主財源比率の低い小国町の予算編成において、財源調整として非常に大きな役割を果たしてきました。

過疎計画は、過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項等について、都道府県が定める過疎地域持続的発展方針に基づいて市町村が定める計画です。この計画を策定した市町村では、過疎対策事業債の発行が可能になるなど地域の持続的発展を図るための特別措置を講じることができ

ます。

旧法の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日で期限を迎えましたので、令和3年度から5年間の計画案を策定し、今回議会の議決を求めるものでございます。

前回からの主な改正点といたしまして、

①基本的な事項の中に「地域の持続的発展のための基本目標」が追加をされております。人口目標を設定する必要があったため、転入数、転出数及び出生数について目標を記載しました。

②基本的な事項の中に、「計画の達成状況の評価に関する事項」が追加されました。計画の達成状況の評価について、その手法を具体的に記載する必要がありましたので、その内容を記載しております。

③施策区分が新たに追加されたものを含め、大きく改正されました。改正後の施策区分ごとに計画を策定しております。

なお、過疎計画（案）に今後5か年の事業を計上していますが、国県の動向等により、策定後に町の施策の追加・変更等も必要とされた場合は、計画の変更で対応させていただきたいと思っております。

裏面に参考といたしまして過去5か年の過疎債の発行額を記載させていただいております。平成27年度から令和元年度までで5か年の合計といたしまして、8億5千60万円。そのうち、ソフト事業分が4億480万円となっております。

次のページに参考資料といたしまして、施策区分の改正についてということで前計画におきましては、9の項目がありましたけれども今回新計画では12の項目となっております。9項目の2番、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきまして、新計画では1番、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成。それから、3番、地域における情報化。4番、交通施設の整備、交通手段の確保という部分で細分化をされております。4番の旧計画の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、新計画の6番、子育て環境の確保を新たに追加をさせていただいております。それから11番の再生可能エネルギーの利用促進が新規に追加をされております。

5か年間の事業計画といたしましては、計画書の47ページから53ページに自立促進施策区分、事業名、事業内容、事業主体、概算事業費、事業年度区分を記載しております。5か年の総概算事業費といたしまして、91億1千379万6千円。うちソフト事業費といたしまして41億4千709万5千円を計上させていただいております。なお今後計画を実行する上で事業の追加または中止、大幅な事業料の増減など大幅な変更等が生じた場合は、議会の議決を得ながら計画を見直すことになっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。次の会議11時15分から。

(午前10時57分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時12分)

議長(松崎俊一君) これより、議案第41号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番(児玉智博君) 私、ここで動議の提出をしたいと思います。本議案につきましては、あまりに広い項目。移住定住から産業、情報課、交通、生活環境、医療、教育、文化等々あまりに広い範囲です。ボリュームとしても60ページにも及ぶ広範囲でありますので、各項目ごとに所管の常任委員会に付託して、町長も開会の挨拶で慎重審議をお願いしますとせっかく言うておられますので、委員会に付託してもっと細やかな審議を行うべきでありますので、委員会付託の動議を提出いたします。

議長(松崎俊一君) はい。ただいま5番議員から本案につきまして、委員会付託の動議が提出されました。ほかに賛成の方はいらっしゃいますか。

(挙手あり)

議長(松崎俊一君) この動議は2人以上の賛成者がありますので、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

議長(松崎俊一君) ここで暫時休憩といたします。

(午前11時13分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時14分)

議長(松崎俊一君) ここで動議提出者より動議案の説明をしていただきまして、その後この動議案を採決したいと思います。

議長(松崎俊一君) 先程の説明でよろしいですか。

5番(児玉智博君) はい。

議長(松崎俊一君) 5番議員から常任委員会に付託をするという動議をいただきました。この動議につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

議長(松崎俊一君) 挙手少数。

よって、本動議は否決されました。

議長(松崎俊一君) ほかに質疑ございませんか。

5番(児玉智博君) はい。私も3日の全員協議会の時に配っていただきまして見たのですが、ボリュームが多くてなかなか細かいところまで理解が及んでいないのですが、同僚議員の皆さんは弘法大師みたいな人たちがばかりなのだろうなというような気がしております。

それで質疑なのですが、全員協議会の時にも聞きました11ページ12ページについて再度確認しておきたいと思います。地域の持続的発展のための基本目標ということで、小国町への転入数と転出数、出生数の基準値が令和2年で、5年後の令和7年の目標値が示されています。全員協議会で聞きましたら、これはすでに作られている人口ビジョン等の既存の計画から引用した目標であるというふうに言われたのです。そうであるなら今日確認したいのは、この基準値令和2年の転入数369人、転出数420人、出生数39人というのはあくまでその既存の計画の中の目標にすぎない数なのか。それとも、実際令和2年でするので令和2年1月1日から12月31日までの転入数、転出数、出生数が実際の現実の人数が書かれているものなのか、教えてください。

総務課長（佐々木忠生君） はい。全協の折、私のほうから説明をさせていただきました。その折、まち・ひと・しごと総合戦略とか人口ビジョンを基にというようなお話をさせていただきましたけれども、実際その2つの計画を参考にさせていただいたということで、ちょっと修正をさせていただきたいと思います。基準値の令和2年につきましては、住民基本台帳の4月1日現在の人数を入れております。令和7年度目標値につきましては5年間という短期的な部分と、この持続的発展計画と申しますものが基本的に過疎地域を抜けるために発展的な計画を作るというような趣旨がございますものですから、横ばいといいますかあんまり変わらない数字を目標値として入れさせていただいております。基準値につきましては5%ということで5年間ありますと年間1%の増加とか1%の減少。それから、出生数につきましては、なかなかいろいろ難しい部分と現状の部分を目標値として入れさせていただいております。これにつきましてはなかなか先ほども申しましたように、計画書を議会のほうにお諮りしておりますけれども、何か少し計画書の見直し等必要ということであれば再度議会のほうに提案をさせていただきまして、また再度変更というようなかたちで対応させていただければというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） はい。全員協議会の時の説明が事実ではなかったということなのですね。何かこれ提案している皆さんもよく意味が分かって議会に出しているのかなというちょっと何か不安になるような答弁でありました。それで、今も総務課長言われましたけれど、これはやっぱり過疎計画というのは過疎地域を脱却するために立てる計画とおわかりのとおりなのですね。では、抜けるためにはいろいろその過疎地域に指定される要件というのは、人口だけではなくてやっぱり高齢化率であったりとか、あるいは中心地の熊本市からの距離とか交通アクセスとかいろいろ多岐にわたる問題なのですけれども、でもやっぱりこの過疎地域というふうに一般の町民の人たちも聞いたときに、1番の問題は何かというとやっぱり子どもの数が少なくなって小国町は小学校も統廃合されて、もう本当昼間地域から子どもの声が本当に聞こえなくなってしまったと。やっぱりこのことが大きいと思うわけです。ですから、総合計画とか人口ビジョンを参考にした

というふうに言われるけれども、この出生数が現状維持というのが本当にこの過疎計画の目的か
らいっても妥当な目標なのかということをお私非常に強く感じるわけなのです。

それで12ページを見てみます。(1) 現況と問題点の2段落目。移住定住については、これ
までUIJターンの受け入れ窓口を道の駅に設置し、ある程度の効果はあったものの、専門スタ
ッフ不足など支障をきたしてきた。今後は、より充実した体制を総合的に整備する必要があると
いうふうに書かれておまして、(2) その対策ということで次に続きます。移住定住について
は、特に若い子育て世代を中心に都市部からの流入を増やすことに加え、近隣の市等に流出して
いる若者世代が、小国に住みたいと思えるような環境を整えていく。というふうに書かれている
わけです。ここに書かれていることが基になってこの11ページに戻って、転入数は369人か
ら387人に増やしているし、転出数は420人から399人。1人ですけれども減らしている
ような状況なのではないですか。子育て世代を中心に転入を増やし転出を抑制するというのであ
れば、これやっぱり出生数も増えていないとおかしいのではないですかと思うわけですが、
これ見開きのページだけでこの計画に矛盾が生じていると思いますが、いかがですか。

町長（渡邊誠次君） はい。できれば出生者数を増やしていく作戦を取りたいのはやまやまです。
私も移住定住の部分ではずっと携わってきてもおりますし、小国町では元来宮崎町長の時代から
ツーリズムの概念で特にその頃から国の施策よりも全然早くUIJターンの施策をかなり取っ
てきた部分があったので、小国町これまで非常に多い方たちが移住してこれたのではないかなと
いうふうに思っております。その中でやっぱり子育て世代を中心に増やしていきたいというところ
は当然ですけれども、全体的にそこだけ狙って施策を打つというのは非常に難しいところが私
はあると思いますので、私は小国町の魅力を全体でつけていかなければならないというふうにも思
っております。やはり全世代型で考えていきたいなと私はそういうふうに思っております。その
中で特に今小国町を離れていっておられる子供さんたちがある一定のタイミングで自分たちの部
分で小国町を見直していただいて、小国町に帰ってきたいと思ってくれるような町をつくって
いきたいというふうに思っておりますので、あながち児玉議員が言われるところの部分と全然離
れているわけではないと思います。ただこの計画においては、出生数を上げるというのは今まで
でもそうですけれどもなかなか難しいところがあるという判断を町でもしておりますので、やはり
全世代型をUIJターンの目標にするのであれば、やはり出生者の数的には横ばいが難しいのか
なというふうに私のほうは考えてこの部分を作らせたところです。

以上です。

議長（松崎俊一君） はい。児玉議員、3回目になります。

5番（児玉智博君） はい。もうこれもう3回しか審議できませんので、本当にこの出生数のと
ころで終わってしまいます。ほかのところは全く聞けなかったと。これで本当に慎重な審議が私
自身できたのかなと思うところなのですがね。それで、あながち私の言うところと遠くないとい

ふうに言われましたけれど、これ目標でしょう。目標ですよ。目標だからこの目標に向かってこれから5年間みんなで頑張っていきましょうねという目標だと思うのですよ。それをやはり出生数で現状維持って。それは出生数を上げるのはそんな生半可に簡単なことではないというのはそれは誰が考えてもわかりますよ。難しい事だけれども子どもを増やすために頑張らしようと言って立てていくはずの目標がこんなに何か志のない大志のない目標でいいのかというのが本当だからやっぱりこれ渡邊町長の政治姿勢が本当問われるものだと思いますよ。今言われた話聞いているとですね、やはりこう目標を掲げてその目標が達成できなかったからその時には批判されることを恐れてこういう現状維持という、何ていうかな無難どころか何か本当に低い目標を立てられているのではないかなとしか私は思えません。ここはもっとやはりこう皆がよしやるぞとなるような夢のある目標を掲げるべきではないかと。そうでないとやっぱりこれ過疎地域を抜けるための目標であるためなのに、何か本当過疎地域を維持するための目標にしかになっていないということをお願いして質問を終わります。何かございましたらお聞かせください。

町長（渡邊誠次君） はい。御質問にお答えさせていただきます。

批判を恐れて計画を作っているつもりは毛頭ございません。私、多分ほとんどの首長思われていると思いますけれども、何らかの方針を出したときには必ず少なからず批判はあります。ですので、その部分でお答えとしては毛頭考えたことはありません。しかしながら、やっぱり現実で難しい部分はしっかりと盛り込んでいくというのが、執行部の責任ある作り上げていく施策の中身だと思いますので、私としては責任の部分も含めてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（西田直美君） はい、質問いたします。

当然これは過疎地域持続的発展計画、計画なので当然理想的なところをできる限りのよい条件に町をしていこうというところでやることだということは私も承知しております。ところが私も読んでみましたけれども、先ほど突然動議が出たので賛成しましたが、あちこち読んでみてどうしても疑問を感じざるを得ないところがいろいろあります。例えば5ページになりますけれども、現在の課題、今後の見通し等というところがあるのですけれども、後半のほうに、結果的に生産年齢人口の町外流出が続いている状況にある。民間企業の町内進出にも限界があるため、交通利便性の向上や生活・福祉環境の整備を図り、当町から通勤できる魅力ある住みよいまちづくりを目指していく。ということは、これは町の中で産業を興すことにはもう限界があるので、ベッドタウン化してよそから来た人に住むだけ住んでもらおうというふうに聞こえるのです。もっともっとその企業誘致をやるであるとか、町のほうで企業を興すということ自体も考えられないことはないはずなのですが。それで、先ほどの児玉議員の質問のところにもありましたけれども、で

は人を入れる、移住定住をするときにU I J ターンの受け入れ窓口をやるというけれども、こうやって人が入ってくる子育て世代が入ってくるためには当然産業がなければいけないわけではないですか。それは、このU I J ターンが結局そのベッドタウンのためのよそで働く人の子育て世代とかが入ってきて、もう小国は住むだけでいいですよというかたちにすることを前提としたこの素案なのかということ。結構いろいろところで矛盾を感じるのですよ。それで先ほど動議の委員会付託と言った時にしっかり考えようと言ったらそれはいい考えだなと思ったので賛成したのですけれども、その必要を皆さんお感じにはならないかなと思いますがいかがなものでしょうか。町のほうとしてはこれを例えば15ページに鍋ヶ滝のことも書いてあります。今まで地元の方に大変御迷惑をかけたということも承知しておりますけれども、15ページの下から6行目です。国道からのバイパスを新設することで、渋滞等の問題の解消を図る。併せて、予約システム導入による新しい観光施設の在り方を創造する、というのがあるのでありますが、これとかももうちょっとしっかり精査する必要があると思うわけです。ここで賛成反対とかというようなことではなく、もっと執行部側でももうちょっと考えていただきたい部分。それから、議会のほうとしてももうちょっとこれはいかがなものかと思うことから、これはいいなと思うことをみんなで精査したいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（松崎俊一君） 執行部に対する質問のみにお答えください。

町長（渡邊誠次君） はい。議会側の質問なのか、執行部の側の質問なのか。執行部側の質問として、答えさせていただきますけれども。まず、この部分は計画でございますので先ほど5番議員にもお伝えしたとおり、あくまでも計画でございます。現実味を帯びたところでしっかりと計画は作ったつもりではありますが、やっぱりコロナウイルスあたりも含めて予測は不可能な状況もたくさんあります。その中でどう計画を作っていくかという段階で物事を考えたときに今の現状をやっぱり踏まえないといけませんので、5ページにおいてはこのような書き方をさせてもらっておりますが、企業誘致等々今まで小国町も相当やってきた経緯がありますがなかなか厳しい状況が現実としてありました。その現状を載せさせていただきました。しかしながら、ベッドタウン化をするという考えはここはやっぱり難しいと思います。ですので、やはり事実形にしていけないといけないというのはもう間違いないところでございます。それから、鍋ヶ滝の部分につきましても、鍋ヶ滝の新しい仕組みとして予約システムを今作っておりますので、次の世代へ向けた今から作るシステム、それから今まで迷惑をかけている部分もございまして、しっかりと両方解消していきながら次の鍋ヶ滝の施策やいろんな施策にも持っていきたいというふうに思っております。計画をつくる際にはやはりどこまで書くべきなのかというところは執行部の部分の思いとしてこの中に入れさせてもらいました。いろいろと御意見があると思いますけれども、この部分で執行部の思いとしてはこう書かせていただきましたということで答弁とさせていただきます。

7番（西田直美君） それでは、これは100%質問ですが。そもそもこういう持続的発展計画とかいう町のいろんな計画を作るときに町としては、これは3年、5年、10年単位のものがありますけれども、大体何%ぐらいの実行できる、実現できるということを想定した上での計画づくりというのを目指していらっしゃるのか教えてください。

町長（渡邊誠次君） はい。計画もたくさんございます。ですので、総合的な部分それから厳密に計画の中でも確定しないと予算が取れないような計画もありますので、計画自体は100%を目指さないといけない計画もありますし、ある程度のめどで書かせていただくような計画もあると思います。

以上です。

7番（西田直美君） 3問目になりますので。

その計画を立てて当然100%を目指すから計画は立てるのだらうと思うのですがけれども、80%でできてよしとしよう、70%でできてよしとしよう、この項目については100%できたから良かったけれど、これについてはゼロの場合もあるということもあるわけですよ。緊急性、重要性というのはそれぞれに違ってくると思うのでそれぞれであって当然だと思うのですが、ではその見直しをどのようにしてフィードバックをどのようにしてそれを次のところの計画に入れるというときの策定というのは、全庁を挙げてというか執行部全員とかで作って町のやり方として町民への提示というのは今までできてきたことであり、これからもできていくというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい。検証する機会がまずこの議会だとまずは思います。それからもちろんその計画を含めて表に出して皆さんの目にとまることも多数あるでしょうし、できない部分があれば御批判をいただかないといけないと思います。町といたしましてはこの数値あたりも含めてKPIというかたちで目標数値出させてもらっていますけれども、PDCAのサイクルとKPIとよく言いますがその部分をしっかり捉えていかないと予算も決算も成り立たないというふうには私思っておりますのでその部分では思いは当然ありますが、具体的な施策の中で予算とか決算も含めて皆さんに御提示差し上げて議会の場でまずは見ていただいてそれを見直してやはり次の予算に盛り込む。その繰り返しではないかなというふうには私思っております。計画だけではないのですが町の全てにおいてはできるだけ私は公明正大に行ったほうがいいというふうには考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） はい、8番です。

これはお願いも兼ねてですけれども、昨日テレビで見えていましたら高森高校が出ていました。これにはあまり高校のことは書いていません。県立高校ではありますけれども地元の高校として

やはり残していくのが存続させていくのが本当難しいと思います。僕が議員になったときに小国高校の普通科に看護科を作ってくれとか観光科を作ってくれとかいろんなことをお願いしました。そのときの執行部の答弁はいやそういうことは県立だからできないということが多かったのですが、昨日の高森の高校を見ますと、アニメ、漫画、そういうのも県のほうの教育委員会も動いていますので。そして高森はもう寮まで廃校になった場所を探してその方々に全国からきていただいて、またそういうことをしながら今は地方に居ても漫画なんか書けるような時代です。小国でも1人の少女は、確か漫画の別冊か何かに1年ぐらい前は連載で載せている子供もいます。ですから、そういう方法ができるのであれば、高森はもうこんな漫画アニメでやっていますから出来ないと思いますけれども、今後執行部はあらゆる方法を考えていただいて高校でもそういう科ができるのであれば、早急にやっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） はい。草村町長、私も尊敬する町長のうちの1人でございます。確かに高森町、企業としっかり組んで事業を行っています。高校の部分に関しても非常に新聞、テレビ等々にも出ていた部分は大きいというふうに思います。しかし下準備をかなり昔からされている部分があって、企業誘致が成り立ってからその後の発展的なところでやはりこの事業、今回の高校の漫画科の設立というところでできているように私は思っております。いろんな話も草村町長ともさせていただきますけれども、高校がどういうふうに動いていくのかまた専門学校がどうなのか大学がどうなのか教育の分野でしっかりと考えていく部分の一つがあると私も思いますので、しっかり執行部の中でも松本議員言われるように小国高校をどう発展させていくのか、議員の皆様方と一緒にしっかり考えて行かせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） まず討論に先立ちまして、本計画の審議ですが慎重審議というには程遠いものであったということを述べておきたいと思っております。その上で十分な審議ができないまま賛成反対を表明しなければならないということについては、やはり本当にこれでいいのかというのを同僚議員の皆さんには考えていただきたい。

私は、議案第41号、小国町過疎地域持続的発展計画の策定について、反対の立場から討論を行います。

そもそも過疎計画というのは過疎地域を脱却するために立てる、こういった取組みをして脱却

するかと脱却に向けて頑張るかという計画であるはずであります。それは、質疑の中で総務課長も述べておられたとおりであります。その上でやはりまず計画の中にあります令和7年の目標について出生数が横ばいというのは、これは本当に過疎地域を脱却するためにその方向に向かって頑張っていくつもりがあるのかということになると思いますし、同時に39人という現状維持しかできないのであれば、やはり取組みがまだまだ不十分であるからもっと出生数を増やすために必要な施策を過疎債を利用して行うべきなのではないかというふうに思います。そうした点でもその計画の目的からして目標自体が不十分であり、その目標が不十分であるならばその取組みもおのずと不十分と言わなければならないということを述べておきたいと思います。

そして、具体的に見ていきたいと思いますがただ時間も限られておりますので、例えばということで一つ二つ例を挙げておきたいと思います。小国町乗り合いタクシー運行業務委託事業というのが挙げられております。乗り合いタクシーについては、主に利用されている方は高齢者の皆さんであります。そもそもこれが導入された経緯としましては、小国郷の地域交通を考えるということで当初は南小国町、小国町が2町で乗り合いタクシーの協議会を設置して運行をしていたわけでありまして、ところが、途中から南小国町が乗り合いタクシーからタクシーチケットということで方向を変えまして、現在南小国町は自動車を運転出来ない高齢者を対象にタクシーチケットを渡していらっしゃいます。電話すれば家まで迎えに来てくれて自己負担金500円とともにタクシーチケットをお渡しすれば、例えば小国町内の公立病院であったりスーパーマーケットにも買い物に来ることができるというものであります。このタクシーチケットについて、小国町内の乗り合いタクシー利用者の方からも、それは小国町もタクシーチケットに変えてほしい、乗り合いタクシーは迎えに来てくれる時間が限られていて基本的に前日までに予約をしないと行けないからそこが不便なのだという声が出ておりました。議会の中でも、タクシーチケットに切り替えることを求める質問がいろんな議員から出てきております。ところが、今回のこの過疎計画を見ますと、乗り合いタクシーキャッシュレスシステム導入事業ということで、これはもう乗り合いタクシーをよりもう固定化していくという方向の計画にしか私は見えません。しかも、キャッシュレスとっております。これが本当に高齢者の人が中心に利用する乗り合いタクシーにキャッシュレスが必要なのではないでしょうか。ここもしっかりと検討をすべきところではないかと思っております。

もう1点述べておきたいと思います。農業の分野について鳥獣被害というのがもうここ10年来いわれておられて、どんどん事態は深刻な方向になってきているのではないかと思います。小国町では捕獲費の狩猟免許所有者や猟友会への捕獲のための補助金とあわせて防衛のために電気柵の設置事業などもされております。これは先月行われました女性議会でも農業を営んでいらっしゃる女性議員の方から出されておりましたけれども、大分県などが行っているような頑丈なフェンスで地域を囲んで鳥獣の被害を防いでもらいたいという質問がなされておりました。この

ことについては、もう私議員になる前から町議会の傍聴などしておりましたが、私が議員になる前の議員から繰り返し質問をされてきた問題であります。ところが、そういった鳥獣被害についてこの計画を見ても、今現在町が行っている対策と全く同じものであると真新しいものは全く見えません。以上のことから本当に取り組むべき問題、変えていくべき問題がほとんどのところで見直されることなく5年前のものがそのまま次の5年間も継続されていくだけなのではないかと私はそういう印象しか受けておりませんので、本計画は非常に実態に照らして不十分なものであると思いますので、反対する次第であります。議員各位の御賛同をお願いします。

議長（松崎俊一君） ただいま反対の討論をいただきました。

賛成の方の討論はございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、議案第41号、小国町過疎地域持続的発展計画の策定について、賛成の立場から討論を申し上げます。

いわゆる過疎法、この資料にも書いてありますとおり昭和45年以来過疎対策特別措置法あるいはもう直前の法律、過疎地域自立促進特別措置法、これは国はもう最後の過疎法だと言ったのです。要は、最後の過疎法だからこれによって過疎地域は自立してくれということを促すために明確に過疎地域自立促進特別措置法という名を使っておりました。ただ今般、この法律が名前を変えて延長になった経緯につきましては実際過疎地域が本当に過疎地域から脱却できたのか、国が言うところの法律制定の中でできたのかということやはりまだまだ厳しい現状があります。それとこうするかたちで少し国の政策を振り返ってみますと、一極集中型の解消に向けて国は取り組むともう10数年来前から言っております。なかなか進みません。省庁をあるいは国の関係機関を例えば過疎地域に動かすのか、それも実例が数件はあるでしょうけれども私が知り得た限り大きい異動はなっていないかと思えます。ですから、今回こうやって過疎地域の持続的発展のための基本目標を掲げこの法律が持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。これによって過疎地域からの脱却、先ほども討論の中にありましたように過疎地域を維持するのではなくて脱却するのだということ定められた法律です。それぞれの過疎自治体は独自の計画を立て過去の計画を見直し。ですから当然、過去の計画と重複する部分も多分にあります。それは、なかなか達成が難しかった。定住を進めようあるいは企業誘致をしよう、企業誘致はもう10数年来もしかすると20年来訴えているかもしれません。なかなか国でさえ地方分散ができない中で今度は逆に一極集中の集中の中のある企業が過疎地域へ進出するか、これもやはり英断が問われる部分です。ですから、今回この過疎計画につきましても小国町として小国町を見つめ直す中、あるいはこれまで行ってきた事業を継続する中、新たな事業を組み立てる中、そんな中で過疎地域からの脱却これを目指すのもそれは必然性があるかと思えます。ですから高い目標を掲げるのも一つです。もう一つ、現状を維持しなければならない部分はやっぱり現状を維持しなければなら

ない。これは正直に計画の中に入りたい込んでも私はいいいのではないかと考えております。過疎地域のためにはいろんな財政支援があります。また、過疎地域に進出する企業には税制面での優遇措置もあります。この過疎計画そのものも県との協議を重ね国へ提出していくわけです。過疎地域持続的発展計画これによって承認を受け過疎地域としての活動が保障されるものと思ひ、賛成の立場から討論を行います。

議長（松崎俊一君） そのほか討論ございませんか。

7番（西田直美君） はい。私は、この議案第41号、小国町過疎地域持続的発展計画の策定について、反対の立場から討論をいたします。

先ほど来、質問と答弁がありましたけれどもやはりこの中にまだまだ精査されていない部分、十分に考えられていない部分でそれぞれのところでの齟齬のある部分が多く見られます。本来もっと内容を検討した上で十分に討論を重ねた上で検討した上で出すようなものではないかと思ひます。当然、過疎からの脱却と言って企業誘致もままならないというようなことも同僚議員からありましたけれども、それも世の中が変わっていくにつれて特に観光のところでは書いてありますけれども、コロナによるパンデミックによってその世の中の動きがということも観光面のところに書いてありましたけれども、これは企業面においても同じだと思ひます。企業の在り方自体が変わってくる。一極集中の都市型になるだけではなくて、今からいろんな価値観が増えて仕事のやり方、テレワークも一遍にコロナのせいになりました。それと同じようなことで、会社がもう全部全国に分散していつているところもいっぱいあります。そういうものを考えて社会の状況に合わせて変わるものというのはいっぱいあるわけですから、流動性のあるようなことというのをもう少し私たちの中でも検討して入れていつていいのではないかと思ひます。昭和45年からと言ひますけれども何十年たつても改善されないものというのはいくら改善されないこともあるわけですから。それなら違ふところからそれにアプローチできることはないかということをも少ししっかりみんなで考えればもっと知恵が出てくるのではないかと思ひますので、私はこの今回の素案については反対をいたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

6番（大塚英博君） 私は、賛成の立場から討論をいたします。

小国町の過疎地域の持続的発展計画というこの発展というのは、要するにこのままでは小国町は存続できなくなるだろう、地方というところは本当に厳しくなっていくだろうというものを見込んでこの発展計画というのを私はやっていると思ひます。それは何なのかということとは過疎債という中でいろんなメリットというものを与えることによって何とかなってくれるかという気持ちが私はここにあると思ひます。国は過疎から脱却してあらゆるものを企業誘致いろんなものや道路整備に使おうと思ひても国にはそういったお金というものは新たにはできないのだと。だから、維持してくれと言わんばかりに投げかけているような気がいたします。病院

にしても学校にしても、そのままの状態で何とかやってくれと。そのためには住民の方たちが本当に大変だろうけれども頑張ってくださいという私はこの中でこの計画は前から変わらない変わらないというのは、はっきり言って変わったらいけないのです実際は。どういうことかと言ったら、どこのところも変わってくるのです。ところが、それを維持しながら頑張っていこうという発展の計画がここに出ていると思う。私はその気持ちはこれから先絶対必要だと思います。SDGsにおいても、これから環境と資源を合わせた小国町のまちづくりということが今方針で挙げられておりますけれども、小国は幸いにしても地熱資源というものと環境というものが整っているがゆえに、また観光という資源もあるがゆえにこれから持続的に何とかほかの市町村に比べたら非常に宝を持っているわけなのです。しかし、今の現状においては何とか現状を維持しながらでも頑張ってくださいという意向が私は国の中から出てきている。だからこの過疎法という過疎債というものが持続的に行われている1つのきっかけだと思うのです。それを利用しながらいつでも脱却できるような体制というのは自分の中に整えていかないといけない。しかしそのチャンスが来たときには、国はいろんな面において補助金とかそういうものを人口増加に向けた補助金等も用意してくるだろう。今現状においても人口増加の補助金等というのは非常に厳しい状況ではないかな。私はそういうふうに理解しております。

以上において、賛成の討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第41号、小国町過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。午後の会議を1時から行います。

（午前11時57分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 日程第11、「議案第42号 令和3年度小国町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） はい。午後からまたよろしくお願ひします。

それでは、議案集 9 ページ下段をお願いいたします。

議案第 4 2 号 令和 3 年度小国町一般会計補正予算（第 5 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度小国町一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 9 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第 5 号）をお願いいたします。1 ページです。

令和 3 年度小国町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度小国町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 千 2 0 4 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 6 億 4 千 7 7 8 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 9 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐々木忠生君） はい。私のほうから、令和 3 年度小国町一般会計補正予算（第 5 号）について、補正予算書により内容を説明させていただきます。

それでは、第 1 表といたしまして、2 ページから 3 ページに歳入歳出それぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

4 ページは歳入歳出の補正予算事項別明細書となっております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

7 ページをお開きください。7 ページ議会費から 1 1 ページ消防費までに出てくる人件費、報酬、職員手当、住居手当、通勤手当につきましては総額で 9 1 2 万円の増額補正になります。この主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対策、新型コロナウイルスワクチン接種対策などに伴う時間外勤務手当 7 9 0 万円。8 月豪雨対応に伴う災害待機手当 8 0 万円の増額と職員の転居に伴う住居及び通勤手当として 4 2 万円の増額でございます。

それでは、歳出の大きな額の補正について説明させていただきます。

7 ページの中段の総務費で一般管理費の中の電子入札システム導入支援業務委託料 7 6 0 万円、

電子入札システム連携業務委託料100万円、電子入札システム開発費負担金40万円、電子入札システム運用費負担金30万円の総額930万円の増額を計上させていただいております。これは、小国町が発注する建設工事、調査・測量・設計等の入札を電子化することで事務負担軽減と入札参加者等が一堂に会する場を減らすことで、新型コロナウイルス感染防止対策を図り入札を安全に実施することを目的として電子入札システムを導入するものでございます。財源は、県支出金の熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金465万円で、残りは一般財源です。

次に、8ページ上段の税務総務費の過年度過誤納金還付及び加算金160万円を計上させていただいております。これは、令和2年度町税の過誤納金に係る還付金でございます。財源は一般財源です。

次に、8ページ中段の戸籍住民登録費の中の印刷製本費31万3千円、追記（裏書）機器及び連携システム保守業務委託料2万8千円、マイナンバーカード交付予約・管理システム導入業務委託料126万5千円、交付予約・管理システムハードウェア保守業務委託料1万9千円、追記（裏書）機器使用料4万9千円、マイナンバーカード交付予約・管理システム使用料19万8千円、マイナンバーカードオンライン申請補助端末使用料5万7千円、備品購入費69万5千円の総額262万4千円の増額を計上させていただいております。これは、マイナンバーカードの普及促進拡大等により急増する業務に対応できる体制を構築するため新たにマイナンバーカードを交付予約・管理システム及び機器を導入するものでございます。財源は、国庫支出金の個人番号カード交付事務費補助金210万8千円で、残りは一般財源です。

次に、9ページ中段の民生費で保育園費の中の宮原保育園隣接山林購入費で165万円を計上させていただいております。これは、宮原保育園に隣接する山林を購入し、その後に伐採等の管理を行い保育環境の改善を図るものでございます。財源は一般財源です。

次に、9ページ下段の衛生費で予防費の中の時間外・休日ワクチン接種医療従事者派遣謝金で185万6千円を計上させていただいております。これは、集団接種における医療従事者の時間外・休日の勤務に対する謝金が定められましたので接種機関である小国公立病院に支給するものでございます。財源は全額県支出金の時間外・休日ワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金です。

次に、10ページ上段の予防費の中の新型コロナウイルスワクチン接種委託料で599万8千円を計上させていただいております。これは、接種1回当たりの単価で支給される委託料について、接種見込み数の増及び時間外加算額、休日加算額が国から基準額が示されたこと並びに土日曜日の実施日数が増えたことにより不足する予算分を計上するものでございます。財源は全額、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

次に、10ページ中段の商工費の中の北里柴三郎博士顕彰費で用地購入費789万1千円、補償費710万9千円の総額1千500万円を計上させていただいております。これは、北里柴三

郎記念館関係施設の整備として建設を予定しているシアタールーム建設予定地の用地購入費、施設の解体費用及び泉源の補償を行うものでございます。財源は全額ネットワーク事業基金を充当いたします。

次に、10ページ中段の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費で、新型コロナウイルス感染症飲食店時短要請協力負担金900万円を計上させていただいております。これは、令和3年8月8日からの第5波熊本県のまん延防止等重点措置対策に伴う町内飲食店等で営業時間短縮要請に協力いただいた店舗に対して協力金を支給するものであるものでございます。対象店舗は約53店舗、要請期間は8月8日から9月12日の36日間を予定しております。財源といたしましては、全額一般財源です。

次に、10ページ下段の土木費で道路維持費の修繕費で600万円を計上させていただいております。これは、町道維持に伴う舗装及び構造物の老朽化、経年劣化による補修等を行う修繕費不足による増額でございます。財源は、全額一般財源です。

次に、11ページ上段の住宅管理費の修繕費で500万円を計上させていただいております。これは、町営住宅管理に伴う住宅退去による室内改修や樹木の伐採等の管理を行う修繕費不足による増額です。財源は、全額一般財源でございます。

次に、11ページ中段、消防費の中の消防施設費で消防団詰所等再建支援事業補助金200万円を計上させていただいております。これは、令和2年7月豪雨によって被災し使用できなくなった下明里消防団詰所に変更、現在使用されていない旧上明里消防団詰所を改修し使用するための再建事業を行うものです。財源は、県支出金の消防団詰所等再建支援事業費補助金です。なお、今回の補正計上は県支出金のみで町の補助金分は当初予算で計上させていただいております。次に、同じ消防費で災害対策費の中の隣地安全対策立木等撤去事業補助金100万円を計上させていただいております。これは、当初予算では100万円を計上しておりましたが、申請件数が多く防災上の住民の安全を確保するため増額を行うものでございます。財源は、全額一般財源です。次に、その下の堆積土砂撤去事業費補助金で156万円を計上させていただいております。これは、令和2年7月豪雨により被災した宅地等の土砂撤去費用機械借上料等に対し補助を行うもので6月補正により195万円を計上しておりましたが、現地調査、聞き取り調査を行った結果、機械借上料ほかにオペレーターを始めとする人件費、燃料費等の補助対象経費が見込まれるため増額を行うものでございます。財源は全額、県支出金の令和2年7月豪雨被災者等支援交付金76万円と熊本県堆積土砂排除事業補助金80万円です。

最後に11ページ、下段の災害復旧費の土木施設災害復旧費で修繕費300万円、調査測量設計委託料500万円を計上させていただいております。これは、令和3年7月9日から7月12日にかけての梅雨前線豪雨により被災した町道木魂館線、町道星原線、蛭石川の測量設計委託料です。工事費については災害査定後に予算計上を予定しています。修繕費につきまして、先ほど

の被災箇所の災害復旧の対象とならない崩土除去、倒木、流木等の除去などの経費を計上しております。財源は、全額一般財源です。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。今回の補正に対する歳入になります。先ほどから説明させていただきましたが、歳入に伴う補助金等の説明を5 ページから6 ページに掲載しております。今回の補正額の補助金以外の歳入不足分につきましては、地方交付税とネットワーク事業基金を充当する予定です。

以上で簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第42号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） はい。4番、久野です。

それでは、2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、歳出7ページの一般管理費です。一般管理費の中に電子入札システム導入ということで、これについては同僚議員から一般質問等でもこれまでもあっておりますけれども、要は負担金と委託料で計上されております。そんな中で電子入札システム開発負担金ということで40万円。これから想定しますとこれから開発するのだなということも思われますし、上のほうの委託料ではシステム導入支援業務委託料ということでなされております。開発が完了しシステムの導入があると。その導入にはやはり関係事業者等へのシステムの操作説明だとかが必要かと思えますけれども、大体どのくらいで開発が終わりどのくらいから導入が可能なのか、お聞かせいただけたらと思います。

総務課長（佐々木忠生君） はい。電子入札システム導入という部分でございまして、今回計画を予定しておりますのは熊本県の電子入札システムのほうを導入したいというふうに考えております。少し御説明申し上げますと電子入札システム開発負担金、これは熊本県が運用している本システムの開発費。熊本県内全ての市町村に割り振られシステムを導入した際に熊本県へ負担金として支払うことになっております。これにつきましては平成17年国勢調査による人口割によるもので小国町は0.23%分の負担金ということで40万円ということになっております。それから本システム運用費負担金ということで、これは導入自治体で割り振られ、これにつきましては平成27年の国勢調査による人口割ということで小国町は0.2%ということになっております。年間の保守料的役割で負担金として支払うことになっております。これにつきましては、年間30万ということになっております。これにつきましては一応最大で30万という部分で今後の導入によっては月割りとかそういう部分もあろうかと思えますので、またその折には議会のほ

うに報告させていただきたいというふうに思います。それから今後この議会で補正予算の御承認をいただきましたらできれば9月中には契約の事務等を行いまして、その後町内業者へ町のほうは電子入札のシステムの導入をする予定というような部分のお知らせをさせていただこうかなと思います。その後業者ともろもろ打合せをさせていただこうかなというふうに思います。町のほうも電子入札システムについて大体2月末をめどにシステムを導入していきたいと思います。ただ、これには入札者のほうについても多少の整備等が必要になってきますので、そこについても事業者を集めての説明会だとか、そういうところも開いていきたいというふうには考えております。大体、目標として来年の4月というところでございますけれども、いろんな土木業者だったり設備業者等もありますのでその辺のところも含めまして令和4年度の6月くらいがめどかなというふうには今のところ考えております。

4番（久野達也君） はい。ぜひ予算が成立したという前置きがありますけれども、成立したあかつきには早く周知それから早い運用をお願いするところです。

もう1点。8ページに関しまして税務総務費です。ここでお尋ねしたい部分が過年度過誤納金還付及び加算金、想像しますと法人税の予定納税があったりだとかで還付が生じてこようかと思えますけれどもこれで私、補正予算見させていただいて思ったのは、例えば過年度還付金あるいは加算金となってきた場合、例えば昨年のコロナの影響や何かがあって法人等に事業収入が目減りしたとかそういったようなもので影響が生じたのかどうなのかという懸念もしているところです。決して個人情報に触れることなく税担当部局でここについて分析等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

税務会計課長（北里慎治君） はい。お答えさせていただきたいと思います。

今年度、昨年度と比べまして法人につきましては昨年度は11件の還付が発生しましたけれども、今年についてはもうすでに17件還付が発生しております。業種につきましては、今年度新たに旅館業関係それとかそういった観光施設といたしますか、そういったところも含まれてきているということが現状であります。今後につきましては、分析といたしますかどうかというふうなコロナによる波及があるかということにつきましてはなかなか申告書の中身を見るわけではございませんが、かなり多種多様に件数的にも今年のほうははるかに多くなってきておりますので、コロナによる影響というのはなかなか確定はできませんが少なからずも関連はあるのではないかなというふうに思っております。ですので今回すでに予算を使ってしまうような状況にございましたので、今後を考えたときにこの補正を上げさせていただくということで計上させていただきました。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（西田直美君） はい。用地買収について伺います。9ページの宮原保育園の隣接山林購入費165万円というのが上がっておりますけれども、まず、これは町のほうとして買う必要があっ

たのかどうか、買う動機は何であったのかというところがまず1点。

それから、広さ、坪単価はどの程度か。60年以上の杉があるということだったのですが、これを伐採したりするその費用はここには入っているわけではないと思うのですが、そういう費用はまた別に計上するものなのか、してあるものなのか。

それから、北里柴三郎記念館の用地購入費に対して789万1千円というのがありますが、これシアタールームのところだと思うのですが、これも広さと坪単価いくぐらいになるのかということ。補償費については詳しくどういうことに補償費というのは使われるのかをお答えください。

町長（渡邊誠次君） はい。単価等々については担当課から説明をしていただきたいと思いますが、私のほうでは全員協議会の時にもお話をさせていただきましたけれども、用地購入をする際にはタイミングというものが非常に大事なところがあります。今この時点で用地の部分の交渉を始めないとなかなか次に間に合わないというところもありますので、今回の9月議会に補正予算として計上させていただいたようなところもあります。思いとしては必ず用地を購入しないといけないと思ったからこちらに用地購入費を出させていただいておりますけれども、保育園におきましては全員協議会の時も再度お答えしたとおりです。木を伐採させていただいて風通しを良くして、また日当たりを考えて保育園の生徒それから小学校も関係あると思いますので、そちらのほうにもいい影響があるのではないかなというふうに思っております。やはり保育園の裏とか小学校の今まで野球をしていたところ辺りを皆さんも御存じだと思いますけれども非常に日当たりが悪くてじめじめしていたようなところがありますので、今回はこれをお願いするところで非常に環境が良くなるのではないかなというふうに思っております。この用地を購入する際には1番先に山の木の伐採のこともありましたので、森林組合に御相談をさせていただいてこの運びとなったところです。

それから、北里柴三郎博士の顕彰費の部分で用地購入、補償費と上げさせていただいておりますが御存じのとおり2024年に北里柴三郎博士、千円札のお顔になりますので、ぜひとも小国町としてはそれまでにどうしても学びの里の事業として、また町の大きな事業の一つとして北里柴三郎記念館周辺の整備を行っていかないといけない。これは責務であると考えながら行っておりましたところ、ここにおられますけれども江藤議員それから前町長含めて、学びやの里でしっかりお話をさせていただいてももちろんこれから先のシアタールームのこと、それから全体の学びの里の事業全般、北里柴三郎博士の顕彰の部分をしっかり協議した上でこの上程になっております。

以上です。よろしく申し上げます。

町民課長（生田敬二君） 保育園の隣接山林について、お答えをさせていただきたいと思います。

165万円ほど予算を計上させていただいておりますが、その際基準としましたのが町が収用

する際の基準の単価がございまして、そちらのほうと今町長の話にもありましたけれども森林組合のほうに立木の評価見積書もいただいております。そこを参考にしまして平米当たり300円というようなことで予算計上しております。面積については、5千471平米、4筆ということでございます。それから購入ができた際にはその伐採費用等はここには計上はしてございませんけれども、それについては来年度以降の予算として計上する予定としているところでございます。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） はい。記念館についてですが、広さと単価についてです。

まず、鑑定入れまして不動産鑑定の結果として平米単価5千円で計算しております。実測面積として1千578.18平米の土地の面積に応じて用地購入費の積算をさせていただいております。それから補償費の件ですけれども、これは町長からもお話がありましたとおり現場のほうは泉源、温泉があったものですから温泉の補償それから建物解体も含めたところで合わせて710万9千円ということでトータルで1千500万円の予算を計上させていただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） すいません、私も用地購入費について聞こうと思っていたのですが、今の保育園裏の山の件で言いますと平米単価が300円ということでした。それで広さが5千471平米ということでしたので、もうこれはほとんど立木も含んだ費用になるのかなと思います、一体何本立木があるのかというのを、お答えください。

それと、国の方針としては地方公共団体等はなるべく普通財産は持つな、処分してくれという方針になっています。それはそうですね。やっぱり行政財産ではなく普通財政というのは基本的に持っていても維持管理にお金がかかるわけですからそれがひいては財政にとってよろしくないから処分をなさい持たないほうがよいという話になっているわけです。実際、小国町内の町以外の普通財産で見ますと、例えば殿町にあった警察官舎なんかも売りに出ていますし、あるいは近くで見ますと阿蘇の黒川とかになるのですかね、そこには気象庁の土地がありましたけれどもあそこも国が売りに出していて今はどうなっているか分かりませんがそういう経緯があります。むしろ普通財産というのは減らしていくという方向性の中で山を購入されると。そこで確認なのですが、今回、山とそういうシアタールームのためのという説明ありました。2か所買うわけですが、ここは、購入後の管理としては普通財産になるのか行政財産になるのかそれぞれ教えてください。

町民課長（生田敬二君） はい。保育園隣接の山林ですけれども一応4筆、5千400平米の中に森林組合のほうから出していただいている数字で言いますと、60年を超えた杉で100平米当たり8.8本ということの換算でしております。440本の杉があるだろうというところで見込みをしているところでございます。

それから、目的につきましては先ほど町長が言われましたように日当たりであるとか、風通しをよくして保育園の環境整備また保育環境の改善、向上ということを目的にしております。購入ができたかたちになれば普通財産としての管理ということになろうかと思っております。

情報課長（村上弘雄君） はい。お答えいたします。

柴三郎記念館関連の用地につきましては、シアタールーム建設という箱物建設の目的がございますので、行政財産ということで考えております。

5番（児玉智博君） 片や行政財産、片や普通財産として管理をしていくという対照的なお答えが返ってきました。ということは一つ確認しておきたいのが、今回購入する5千471平米の山林ですね。その山林と保育園敷地というところは接しているのですか。それとも、その間に何か別の土地があるのか、これを1点確認しておきたい。

それと、その上で小国町は今後も普通財産というのは増やしていくという方針であるということでもいいのか。

この2点、お聞かせください。

町長（渡邊誠次君） はい。国の方針ももちろんあると思います。ただ今回保育園の裏山に関しては、どうしても町のほうで取得したいという旨で計画をしているところです。ケースバイケースだと思います。

以上です。

町民課長（生田敬二君） はい。購入予定の山林と保育園のほうに接しているかということですが、保育園の敷地と水路を挟むかたちで隣接をしております。一部小学校用地と隣接をしているというかたちになろうかと思っています。

5番（児玉智博君） 最後です。それであれば基本的に普通財産の管理というと今総務課が担当しているかと思うのですが、この購入した後の山の管理責任は保育園が持つのか。それとも学校とも接しているということでしたので教育委員会が責任を持つのか。一体どういうふうになるのか、お聞かせいただきたいと思います。普通財産で限って考えてみますとやはり昔、町営住宅が建っていても取り壊した後の敷地です。あれが普通財産にしているのか、あるいは一応その土地としてはその一つの住宅敷地だからということで建設課が担当しているのかわかりませんが、そういったところであってももう草は伸び放題、何年間ももう草刈りもしないということで本当に管理が行き届いてない財産があるわけです。今回普通財産をまた増やしてそういう土地を増やしても本当に意味がないわけです。保育園児の生活環境を良くしようと思って買っても結局生えているのが杉の木から笹とか竹に変わっただけで結局一緒だったよというようなことなのだが。ただこの160万円をどぶに捨てるようなものです。そういうふうにならないためにどこが責任を持って管理するのか、お答えください。

それから、町長の答弁を聞くとケースバイケースということですので、決してこれが例外では

ありませんよという答弁だったと思います。では具体的に聞きたいと思います。場所の名前言ってもいいのですけれど、町営住宅ですね。福坂の住宅の山等に建物が駐車場と敷地が隣接しているところがあります。その山をお持ちの方から以前、入居されている方から竹が伸びてきてもしょうがないから切ってくれ切ってくれということをやっと言われているのですと。ただもうとても管理もできない、自分たちでは難しくなっているのでこれは町に買ってもらえないでしょうかという相談があったのです。私はその時は基本的に行政は普通財産を持たないという方針になっているのでなかなかそれは厳しいと思いますが、町に相談されたらどうですかというお話をしたこともあります。その後、その山を持たれている方が相談したかどうかわかりませんが、そういう場合も町は今から土地を購入して行ってそういう周辺環境のために木を切られたり管理をしていくということで間違いはないですね。

町長（渡邊誠次君） はい、先ほどお答えしたとおりケースバイケースです。その部分に関しては計画に上がっておりませんので今の時点では考えておりません。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） はい。4番議員がもうおっしゃったのでいいかと思いますが、私が6月議会で質問したのがこんなに早く予算化されるとは思っておりませんでした。課長の答弁からいけば、来年度令和4年度供用開始になるのではないかとということでございます。これをすれば阿蘇郡で多分第1号の市町村だと思えます。だからこれがいいかということも果たしてどうか分からないのですが、これを機に全てを電子化にして業者はまだしていない業者もあるかもしれませんが、電子納品とかメールでやり取りとかいろいろ。心がこもっていないと言えば心がこもっていないかもしれませんがもう今全部もろもろは電子メールにおけるの質疑応答をしています、熊本県は。そういうふうにはぼちぼちでもいいですので移行していけるようなシステムをとっていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

町長（渡邊誠次君） はい。電子入札システム以外でもできる限りの範囲内はデジタル化を進めていく、多分全国全世界を含めて方針的には事業を進めていく上ではデジタル化を進めながらSDGsを考えながら全部進めていくというような、どちらかというと電子入札システムを導入するというよりもこれがデジタル化していくほうが通常どおりというような考え方のほうが今からはどんどん主流になってくると思われまます。今回一般質問でもデジタル化、DX化の話も出ておりますのでその時にもしっかりお答えしたいというふうに思っておりますが、私としては役場の中の部分で言えばもちろん窓口業務等々もしっかりしていけないといけませんけれども、デジタル化をできるだけ進めていかないと行政の事業を進めていく上では必要不可欠なものになってきているというふうに思われまますので、しっかりと議員御質問のとおり進めてまいりたいというふう

に思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ありませんか。

3番（穴見まち子君） 宮原保育園の山林購入についてですが、現在宮原保育園の年代別の人数は何人おられますか。

町民課園長（清高德子君） お答えします。

現在宮原保育園は、9月現在で154名在籍しております。年長は26人です。年中児が34人。それから、年少児は28人、2歳児が33人、1歳児が26人、0歳児が7人です。全部で154名です。

3番（穴見まち子君） はい。昔から宮原保育園はちょっと全体的に暗いイメージ的に悪かったのですけれども、新しく新築した2部屋ができたし環境面でとても良くなると思うのです。預ける親御さんたちも安心するのではないかと考えているので、とてもよかったと思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 誰が責任を持って管理するかの答弁をもらっていないので、私が責任を持ちますという人教えてください。

議長（松崎俊一君） 私がではなくて、担当課が教えてください。

町民課長（生田敬二君） はい。購入に関してはこの予算が通れば仮の契約というかたちになるかと思っております。契約金額はこの予算を下回るということになりますけれども、その仮の契約ができれば一応今度は5千平米以上の物件の売買ということになりますので、もう一度12月議会あたりで御承認をいただくというかたちの議案を提出いたします。それから今回の予算につきましては目的も先ほど言いましたような保育園の環境整備ということで保育園費のほうで上げて計上しておりましたけれども、契約ができて所有権のほうは町のほうになれば総務課管財係での管理になるかというふうに思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑よろしいですね。

1番（時松昭弘君） はい。1番、時松です。

いろいろ質問が出ておりましたが、今宮原保育園の隣接地の山林の購入についてお尋ねをしたと思いますが、一応購入をするということはもう以前から町長から説明もあっておりましたが、なかなか保育園児の日当たりが悪いとか景観辺りも悪いというような話がありました。購入することにつきましては私は購入してもいいかなというふうに考えております。ただこの跡地の管理についていろいろ方法があるかと思いますが、町が単なる管理をしていくのかあるいは今阿蘇郡の中で森づくり協議会というのがありますがその中で各町村からも出資もしております。樹木をいろいろ植えていく方法、子供たちが樹木を植えるというようなことも今行っております。特に昨年度辺りをみますと阿蘇市が非常に申請が多くて各阿蘇地区波野くらいまで約6か所ぐらい

ほどそういった樹木を植えているところがあります。近年は、小国町の場合は小国ドームのほうで植樹祭をした経緯があります。それともう1点は、山林の樹木を伐採するそうした場合は樹木転換というかたちで国のほうの事業がこれまた別にあります。こういった場合は苗木の補助というのもこれももちろん杉を切って杉を植えるのではなくて、杉を切って広葉樹を植えるということも可能です。その場合につきましても維持管理というのもあとは国のほうで維持管理をする制度もございます。そういったことも今回跡地の景観を良くしていくためには一つの利用法かなというふうに思いますのでそこあたりももし今後計画があつて参考になればそういった制度も大いに利用していく方法もあるのではないかというふうに思いますので、そこあたりも考慮していただいてそういった跡地の利用につきましているいろいろ議員からも御心配も出ておりますので、そういったかたちで普通財産になるということもでございますけれども普通財産になってもその価値というのがいわゆる学校周辺を広葉樹に変えて小国の春夏秋冬の四季を感じるような子供たちの中でも教育の中でもそういった環境面の方法というのも一つのこれも入れていいのではないかというふうに思います。そこら辺あたりも十分配慮方をよろしくお願いします。

以上です。

町長（渡邊誠次君） はい。まずはもう森林組合にもしっかりとお話をさせてもらっておりますし、議員言われるとおり今から環境面含めて考えていきたいというふうに思っております。山も議員が前からおっしゃられるように経済林と環境林の考え方、これをしっかり町のほうも考えていくことは大変重要だというふうに思っております。やっぱり今後も保育園の周りの環境、学校の環境含めてたくさん議員おられますので議員が間に入らないとなかなか進まない話とかもたくさんございます。今回の件も実はそうでございますので、町として方向性はしっかり話をしていきたいと思っておりますけれども、実際町が動く際には議員のお力非常に大切でございますのでぜひともお力になっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議長（松崎俊一君） 議案第42号、令和3年度小国町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第12、「議案第43号 令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の10ページをお願いいたします。上段になります。

議案第43号 令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書第1号をお願いいたします。1ページです。

令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千339万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7千385万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

町民課長（生田敬二君） はい。補正予算の内容について、御説明を申し上げます。

補正予算書の最後の5ページ、歳出をお願いしたいと思います。

まず款の1総務費の一般管理費ですけれども、介護保険システムに関して税制改正に伴っての対応また保険給付費の改定など、介護保険制度の改正によるシステム改修費17万6千円の計上でございます。

その下の款の4諸支出金でございますが、こちらについてはいずれも国庫又は県負担金補助金について令和2年度過年度の精算返還金合わせて1千322万円でございます。

次に、前のページ4ページ、歳入をお願いしたいと思います。

款の3国庫支出金に計上しております介護保険事業費補助金8万8千円。また、その下の款の7繰入金の中のその他一般会計繰入金としまして、事務費繰入金8万8千円。こちらを合わせまして、歳出で計上いたしましたシステム改修費負担金17万6千円を賄うものでございます。

款の8繰越金の1千322万円につきましては歳出で説明いたしました国庫負担金等の過年度精算返還金に充てさせていただくものでございます。

以上によりまして、歳入歳出ともに1千339万6千円の予算補正をお願いするものでございます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願ひいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第43号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第43号、令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第13、「議案第44号 令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の10ページ下段をお願いいたします。

議案第44号 令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計補正
予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千926万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

建設課長（時松洋順君） 失礼いたします。それでは、私のほうから御説明申し上げます。

補正予算書4ページを御覧ください。

歳出のほうから説明させていただきます。

委託料115万円を増額するものでございます。令和3年度当初予算で計上しておりました西里地区における中継ポンプでありますとか処理場でありますとか施設長寿命化を図る更新事業の実施設計を委託しております。熊本県より計画の前倒し実施を求められておまして、その対応のための増額補正でございます。

続きまして、公債費でございます。公債費の元金を200万円増額するものでございます。当初予算計上の際に誤りがございました。修正させていただきたいものでございます。大変申し訳ございません。今後はこのようなことのないように担当、係内部、課内部でのチェック体制を再度整えまして精査に努め、このようなことが発生しないように努めていくところでございます。

歳入につきましては、農業集落排水事業償還基金繰入金150万円と農業集落排水事業特別会計の前年度からの繰越金165万円を充当しております。

御審議方よろしくお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） はい。私からも謝罪を申し上げたいというふうに思います。全員協議会でも皆様方にお示ししたとおりでございます。この話を受けまして担当課長、審議員そして係長と数度原因究明それから防止するための対策の協議をしっかりと行いました。その中で注意を行いました。今後は課長の説明のとおりでございますが、この前全協の時に詳しく申し上げましたとおり入力システムそれからチェック体制等々再発防止にしっかりと努めてまいりたいと思います。謝罪を改めていたしたいと思います。申し訳ありませんでした。

議長（松崎俊一君） これより、議案第44号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5 番（児玉智博君） 今回前倒しで西里地区の処理場や中継ポンプの長寿命化を行うための実施設計委託料が出されたということでありますけれども、これはその後は実際工事予算なんかがいつの段階で提出されて、そして実際工事に取りかかれるのはいつぐらいを予定されているか、教えてください。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、お答えしたいと思います。

今この農業集落排水、西里地区を始め黒淵地区、田原地区とありますけれどもまず西里地区から携わっているところで計画ができ次第事業化していくということで、それぞれまた並行の年が出てくると思います。次黒淵も中継ポンプたくさんありますので。そういうかたちで委託と事業の並行というかたちで次年度ぐらいから早速入っていきたいと思っております、計画は。

以上でございます。

5 番（児玉智博君） それでしたら、もう令和3年度補正予算ではなくてもう4年度の当初予算にここの今回実施設計する工事費用というのは出すということですか。

建設課審議員（小野昌伸君） はい。一応計画の前倒しということで処理場関係が当初発注していて、あと今回の補正で中継ポンプの委託まで全て完了するというので今から発注しますので、その結果が出次第早くても令和4、5年ぐらいから西里には入れるのではないかと踏んでおります。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

9 番（熊谷博行君） はい。大変申し上げにくい言い方なのですが、西里の下水はよくポンプが壊れたり何が壊れたりしているのが多いと思います。まさか各戸に温泉を引いている温泉を下水に流してはいけないという決まりがあるのですが、それが流入している事実はないのですか。

建設課長（時松洋順君） はい、お答えいたします。

今のところそういった事実を把握はしておりません。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第44号、令和3年度小国町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、原案の

とおりに決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。15分から行います。

(午後1時59分)

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時14分)

議長（松崎俊一君） 日程第14、「議案第45号 公共工事請負契約の締結について（町道志屋線⑦災害復旧工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） はい。それでは、議案集の11ページをお願いいたします。

議案第45号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして、

- 1 契約の名称 町道志屋線⑦災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 7千788万円
- 4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵2561番地
株式会社 伊藤組
代表取締役 伊藤英志

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） はい。それでは私のほうから御説明申し上げます。

別紙の総務課資料（4）を御覧ください。開札調書でございます。入札日は令和3年8月31日です。午前9時10分おぐに町民センター206号室で工事の入札を行っております。工事場所は、阿蘇郡小国町大字黒淵字小竹地内です。工事の名称、番号は災補第191号。町道志屋線⑦災害復旧工事です。予定価格が8千31万6千500円。比較価格が7千301万5千円です。

た。工期は令和4年3月31日となっております。9社の指名をし伊藤組が入札価格7千80万円。消費税込みの7千788万円で落札し、9月2日付けで仮契約を結んでおります。参考までに公共工事請負仮契約書の写しを付けております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

建設課長（時松洋順君） それでは、私のほうから工事概要についてお話ししたいと思います。

建設課資料（1）と右肩に書いてあります資料を御覧ください。1枚めくっていただきますと平面図A3版が付いております。

次のページにつきましては同じく平面図でございます。1枚目の平面図の左側から1工区、続きまして2工区といった順に並んでおります。平面図の次には現場の写真、代表的なものを4枚添付させていただいております。1枚目に戻りまして工事概要につきましては記載のとおりでございますが、災害の復旧延長といたしましては490メートルとなっております。主な工種につきましては、ブロック積、大型ブロック積とコンクリート舗装といったような工種が主なものになっております。

以上、簡単ですが、私のほうから説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） これより、議案第45号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） はい。8番、松本です。

金額から見ると相当な工事だと思います。去年の災害で今国道、県道あちこち工事が行われております。町としては5千万円を超える工事、査定も終わっていますのであと何件ぐらい残っているのか、進捗状況も踏まえて教えていただきたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、お答えしたいと思います。

まず、今質疑があったとおり5千万円以上の工事においては査定決定金額であと2件ほどまた皆様にこういうかたちでお願いしたい物件があると思います。

まず町道上滴水線、場所的には本村から上滴水のほうに抜ける町道がありましてそこが山腹のほうはかなりひどい状況で崩壊しておりまして地震の影響もあったかと思いますが豪雨でまた被災した。幅延長が約200メートル。法面の保護をやっていくというかたちで法面の保護だけでも3千平米。あとは工種としては、のり枠工というかたちでコンクリートののり枠をやっていくというかたちで金額にして1億7千万円の査定を受けております。もう一つが町道西里田原線ということで、菜園の風から田原方面に行ったところで1回皆様と一緒に現場視察に行ったところでございます。今信号機をつけて仮復旧をして通していますがこの部分が法面の崩壊と路側の決壊ということで補強盛土と法面で大体査定金額が6千400万円というかたちで、この2件がまたそういうかたちで入札をするときにはお願いしたいかなと思っております。

あとが発注ですかね。はい。公共災のほうがか件数でよろしいでしょうか。件数の率。公共災の

ほうが全部で222件あって今90件ぐらい9月の入札も含めまして大体4割40%の発注率です。農災のほうが234件ありまして151出してありますので大体65%。それから林災は11件のうち残り1件ということでほぼ100%。単県治山のほうは、6件中6件発注というかたちで100%というかたちになっています。あと県のほうは土木部、林務部と林務のほうはもう9割近く発注をしております。土木のほうも道路のほうが90%、河川が60%。河川は今、渇水期でちょっと工事ができませんから。そういうかたちで平均60から70はいつているというかたちで聞いております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 図面を付けていただいて2枚にわたってありますけれども、復旧延長がその2ページにまたがっているトータルで490メートルというのが工事区間ということですが、この志屋線の総延長はどれぐらいあるのですか。

建設課審議員（小野昌伸君） はい。現在は持ち合わせがないのであれですが、起点側は今度豚舎ができました、あれから下のこの図面の最後にも載っていますが県道天ヶ瀬阿蘇線下釜ダムの手前、またそれを町道県道を越えて下の志屋神社のどこまでいっていますので、これが⑧ですかね、まだ⑨⑩ぐらいまで災害があったと思います。この災害のくくりというのが全部で9工区というかたちになっていますが、災害の規定で1か所と2か所目の間が100メートル以内であればずっとくっついていくというかたちで逆に言えば、小さいものが30万あって本当は単体で掛からないのですが60万以上なので100メートル以内にまた40万があればトータル70万で1工事というかたちになっていますので、そういうかたちですっとくっついたかたちがこういうふうになっております。災害復旧はこれで9工区ということで8千万円というかたちになっております。

総延長のほうは、後ほどでよろしいでしょうか。すいません。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第45号、公共工事請負契約の締結について（町道志屋線⑦災害復旧工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第15、「認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第16から日程第23、認定第2号、認定第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号までの8件は、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計の決算認定となっていますので、一括して議題といたします。

なお、本日は小国町代表監査委員であります古賀代表監査委員の御出席をいただいております。後ほど意見書の説明をお願いしたいと思います。

それでは執行部より一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定の説明をお願いしたいと思います。

なお、はじめに町長より議案集の朗読をお願いします。その後各課長から説明をお願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） はい。それでは、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号、令和2年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでを、一括して提案させていただき、そのあとに担当課長から概要説明をいたさせます。

では、議案集12ページをお願いいたします。

認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第2号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

認定第3号 令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第4号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

認定第5号 令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸
付金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第6号 令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳
出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に15ページをお願いいたします。

認定第7号 令和2年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算
を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第8号 令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

最後に16ページをお願いいたします。

認定第9号 令和2年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐々木忠生君） はい。私のほうから、令和2年度一般会計歳入歳出決算について、概略説明をさせていただきます。

それでは、令和2年度一般会計の歳入歳出決算書をお開き願います。

2ページ、3ページです。総括表といたしまして、歳入歳出それぞれ款ごとの決算金額を記載させていただいております。歳入総額73億2千532万4千469円。歳出総額66億662万2千252円でございます。

12ページをお願いいたします。今申し上げました歳入総額から歳出総額の差引きといたしまして7億1千870万2千217円が残額として出ております。この処分といたしましては、全額翌年度の繰越額となっております。令和3年9月9日提出、小国町長渡邊誠次でございます。

また、13ページ以降には歳入歳出決算の事項別明細がございますが、これにつきましては後日各担当課から概要の詳細を説明させていただきます。

それでは、総務課資料で一般会計の決算についての概要を説明させていただきます。

使います資料は総務課資料（5）令和2年度決算主要施策（事業）成果報告書、それから総務課資料（6）と書いてある令和2年度決算に係る財政資料、この2つの資料が一般会計決算書の資料となります。よろしいでしょうか。

ではまず総務課資料（5）令和2年度決算主要施策（事業）成果報告書をお開き願います。1枚めくっていただきますと目次がございます。目次では、各所管課ごとの主要施策成果調書のページを表記させていただいております。以下、事業内容、成果の説明及び決算額とそれに係る財源内訳を表記させていただいておりますので決算確認のときに参考にしていただければと思っております。

次に、総務課資料（6）令和2年度決算に係る財政資料で今回の決算に伴う説明をさせていただきます。

1 ページをお開き願います。一般会計決算の状況です。平成27年度からの数値で推移の経過等が比較できますように表記させていただいております。今回は令和2年度の決算ということで、1 ページの1 番右端が主な概要でございます。令和2年度の標準財政規模が34億625万6千円で財政力指数は0.25です。小国町の場合ここ数年は財政力指数が0.21から0.25の間を推移している状況で大部分は交付税に頼っているという財政状況がわかります。

歳入の内訳としまして、歳入総額73億2千532万4千円に対して一番主なもののが地方交付税。これは特別交付税、普通交付税の合計額です。27億4千345万7千円ということでかなりの額を地方交付税に頼っているということになります。それから、町債、町の借入金ですが4億8千70万9千円となっております。それ以外の歳入としましては、1国庫支出金、2町税、3県支出金が主なものとなります。

次に、歳出総額は66億662万2千円です。事務的経費を除いたその他の経費としましては、大きいものは補助費等で18億9千342万3千円です。これは負担金や負担金補助及び交付金となります。一部事務組合の負担金等もこれに含まれます。

補助費については、特別定額給付金事業補助金の影響もあり7億4千679万3千円の増となっております。

次に、物件費等で需用費、役務費、委託料等ですが総額で8億2千744万7千円です。地籍調査業務委託等の事業実績により前年度から5千115万2千円の減となっております。

次に、投資的経費で普通建設事業費と災害復旧事業費を合わせた額が投資的経費となります。総額で9億8千928万円になります。災害復旧費については、令和2年7月豪雨災害により2億253万2千円の増となっておりますが普通建設事業費については一昨年度の防災センター、庁舎耐震工事、ゆうステーション周辺整備、畜産酪農収益力強化整備事業、小中学校エアコン設置等の事業が完了し事業費が大幅に減ったことにより投資的経費全体としては、前年度から4億6千326万9千円の減となっております。あわせて災害復旧事業費については、繰り越している事業が多く令和2年度決算に上がってきていないことも投資的経費減の要因となっております。

歳入総額から歳出総額の差引きが形式収支となります。7億1千870万2千円これに翌年度に繰り越すべき財源3億8千57万3千円を差し引いた額が実質収支となります。実質収支額は、令和3年度へ繰り越して使える予算ということで3億3千812万9千円となります。3億3千812万9千円を繰り越してその2分の1以上積み立てるといふ根拠になる数字でございます。

それから、単年度収支はマイナス9千201万8千円となっております。昨年の実質収支が4億3千14万7千円あり今年3億3千812万9千円となっておりますので差引き9千201万8千円減ったという意味になります。

その下の実質単年度収支につきましては、年度中に事業等を実施する場合、資金が不足すれば基金からの繰り入れを行います。また、令和3年度に基金への積立ても行います。この実質単年

度収支というのは、預貯金をどう利用したのかを計る数字になります。簡潔に言えば基金の繰り入れが少なくて積立てが多い場合はプラスの数字となります。令和2年の場合は6千485万円減っているといった決算の状況でございます。

2ページは歳入歳出ごとにグラフで表示させていただいております。

次に、3ページをお願いいたします。令和2年度における借入の状況です。一般会計で4億8千70万9千円の借入れを行っております。表には起債の種類、借入先、事業名、交付税算入率を表示させていただいております。また、参考といたしまして農業集落排水事業特別会計と水道事業会計についても起債の分を書かせていただいております。

4ページにつきましては、この借入れた起債別の年間の推移です。平成30年度末高がありまして、次に令和元年度中に借入れた分、そして令和元年度中に返した分、令和元年度末高と続き令和2年度も同様に借入れた分、返した分、末高とまとめております。令和2年度の一般会計の末高は61億9千854万5千円になります。

5ページは、借入先別に表にしております。借入先としましては、国の融資資金いわゆる財務局からの借入れが大部分でございます。

6ページをお願いいたします。6ページは基金年度末額状況ということで平成27年度末から令和2年度末までの現在町が持っております基金の流れを表にしております。令和2年度末で基金の総額は11億8千290万3千円となっております。

7ページをお願いいたします。7ページはネットワーク事業基金の用途状況です。この基金は寄附金に伴う積立金ですので、その用途等につきましては令和2年度産業関係で4項目、子育て関係で4項目、福祉関係で3項目、観光関係で1項目の合計12項目に対して、基金の中から3千410万円を運用させていただいております。寄附の目的を寄附者が指定したものを踏まえた上での充当になります。

最後に、地方消費税の増収分につきましてその用途を明確化し社会保障施設に要する経費に充てることとされており充当状況は決算書の157ページに付けておりますので御覧いただきたいと思っております。ちなみに地方消費税の増収分の交付金は8千150万6千円となっております。これに対しまして、この交付金が充てられる社会保障施策に要する経費といたしまして、表のとおり社会福祉、社会保険、保健衛生関係に充当いたしております。

以上が、一般会計決算の総括的な説明になります。よろしくをお願いいたします。

町民課長（生田敬二君） 続きますので、町民課のほうから説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計決算についてでございます。

特別会計決算書の1ページからが国民健康保険特別会計でございます。まず、決算書のほうには記載はございませんけれども、国保の加入状況としまして、令和2年度末今年の3月末日ですけれども被保険者数が2千82人、世帯数が1千252世帯でございます。対前年比で被保険者

数126人、世帯数では84世帯の減少となっております。

決算状況について、2ページ、3ページの総括表で御説明をいたします。国保事業につきましては、平成30年から財政運営の主体は熊本県のほうに移管されておりますので新しいかたちでの予算編成になりまして3年目の決算ということになります。前年度決算との比較又は変更点を中心に説明をさせていただきます。

2ページの最初に、歳入に関しましては主なものとしまして、1国民健康保険税、2億288万1千821円でございます。歳入決算全体の約20%となっております。4県支出金でございますが、この中に歳出保険給付費の大部分を支払うための保険給付費交付金、普通交付金や保険者努力支援分等の特別交付金が含まれておりまして総額で7億2千535万927円、全体の71.4%となっております。続いて款の6繰入金6千77万9千347円でございます。この中にありますのは、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金等の制度上ルール分とされるものになります。7繰越金につきましては、令和元年度からの繰越分2千99万7千980円でございます。歳入の合計は10億1千529万5千355円となります。対前年度で2千280万9千396円、約2.3%の増加でございます。

3ページにあります歳出に関しましては主なものとしまして、保険給付費で7億253万8千185円、歳出全体の69.8%を占めております。3国民健康保険事業費納付金が、平成30年度から新設された県への納付金となりまして2億8千102万5千416円の決算額でございます。この納付金が保険税相当分ということになりますけれども、その財源としまして歳入の保険税また繰入金の中の保険基盤安定繰入金、税の軽減補填分等で賄うかたちになります。次に、6保健事業費1千364万9千137円ですけれども、人間ドックであるとか特定健診、保健指導等にかかる費用の決算でございます。また、8諸支出金392万4千384円は保険税の還付金であるとか公立病院への直営診療施設設定繰出金が含まれております。歳出合計は10億599万4千989円となります。対前年度で3千450万7千10円、約3.6%の増加でございます。歳出増に関しましては、保険給付費が5千万円ほど増加したことが大きな要因となっております。

8ページをお開きいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差引きました930万366円の全額につきまして翌年度に繰り越させていただくものでございます。

以上で、令和2年度国民健康保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計決算について説明をさせていただきます。

決算書の29ページからが介護保険特別会計でございます。まず、こちらも記載はございませんけれども介護保険の加入状況としまして、令和2年度末今年の3月末日での被保険者数2千940人、対前年比で23人の増加となっております。そのうち要介護認定者は458人、要支援認定者は105人、合計で563人でございます。こちらは対前年比で24人の減少となって

おります。また、認定率におきましては約19.1%でございまして、前年比で1ポイントほど減少をしております。

決算状況について、30ページ、31ページの総括表で御説明をいたします。

30ページの歳入に関しましては、主なものとしまして1保険料2億719万4千203円、3国庫支出金2億9千847万9千円734円、4支払基金交付金2億7千40万9千697円、5県支出金1億4千930万1千279円、6繰入金につきましては1億5千806万1千818円、7繰越金9千427万82円などとなっております。歳入合計につきましては11億8千76万9千279円となります。対前年度で4千607万6千241円、約4.1%の増加でございまして。

31ページの歳出に関しましては、主なものとしまして2保険給付費9億8千188万3千999円、3地域支援事業費4千490万2千127円、4諸支出金は、国庫、県の負担金交付金の過年度精算に係る返還金等でございますけれども4千187万2千268円となっております。令和2年度において1千650万円を基金に積立てをさせていただいております。6公債費につきましては、前の介護保険計画期間第6期ですけれども県のほうから借入れを行いました財政安定化基金1千650万円の返還金550万円でございます。30年度から3か年での返還となっておりますので令和2年度で完済したというかたちになります。以上、歳出合計11億218万9千66円となります。対前年度で6千176万6千110円、約5.9%の増加でございまして。歳出増の主な要因としましては、保険給付費の増加、負担金等過年度精算額の増、また基金積立ての増額をさせていただいたこと等によるものでございます。

36ページをお開きいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差引きました7千858万213円につきまして翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

以上で、令和2年度介護保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算についての説明をさせていただきます。

決算書の57ページからが後期高齢者医療特別会計でございます。後期高齢者医療につきましては、熊本県広域連合が保険者となります。本町における加入状況としまして、令和2年度末での被保険者数1千555人、対前年比で12人の減少となっております。

決算状況について58、59ページの総括表で御説明をいたします。

58ページの歳入に関しましては、主なものとしまして1保険料7千745万700円、3一般会計からの繰入金3千460万1千488円、5諸収入これは健康保持増進事業の助成収入等でございますが386万2千47円などとなっております。歳入合計は1億1千726万6千347円となります。対前年度で665万2千654円、約6.0%の増加でございまして。

59ページの歳出に関しましては、主なものとしまして2広域連合納付金1億1千100万3千988円。3保健事業費は、健康診査や人間ドック等に係る経費でございますが416万5千

334円などとなっております。歳出合計は1億1千623万7千38円となります。対前年度695万257円、約6.4%の増加でございます。

64ページをお開きいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差引きました102万9千309円の全額につきまして翌年度に繰越しをさせていただくものでございます。

以上で、令和2年度後期高齢者医療特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計決算について説明をさせていただきます。

決算書の75ページからでございます。

決算状況について、76、77ページの総括表で御説明をいたします。

まず76ページの歳入でございます。諸収入の61万8千875円ですが、こちらは貸付者からの元利償還金を歳入として受け入れるもので、貸付金償還者1名分でございます。

次に、77ページの歳出でございます。歳入の内訳としまして公債費49万3千410円と諸支出金12万5千465円となります。公債費については、町が貸付けを行った際に財源として借入れております起債の元金と利子の償還金でございます。諸支出金につきましては、一般会計の繰出金でございます。歳入合計の61万8千875円から歳出の起債償還金49万3千410円を差し引いた額12万5千465円でございます。

会計の収支でございますが、歳入歳出とも同額となりますので82ページにありますように収支差引残額はゼロとなるものでございます。

なお、本特別会計につきましては令和2年度をもって償還が完了いたしますので、本年の3月定例会におきまして貸付け条例の廃止又は特別会計条例中本特別会計の削除の議決をいただいているところでございます。

以上で、令和2年度地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

以上、町民課のほうで所管をしております4つの特別会計の説明をさせていただきました。この中で国保、介護、後期の特別会計に関しましてはお配りをしております町民課資料(5)の決算資料の中に、委託料、補助金、負担金等の明細を記載しておりますので御参照いただければというふうに思っております。

町民課からの説明は、以上でございます。

教育委員会事務局長(木下勇児君) それでは、坂本善三美術館特別会計について説明させていただきます。

はじめに資料で配付しております教育委員会事務局資料2、令和2年度坂本善三美術館事業報告、こちらのほうを御覧いただきたいと思います。簡単に説明させていただきます。こちらは、美術館事業の活動状況や実績を簡単にまとめたものです。

1 ページをお願いします。1 ページは、令和2年度に実施した5つの展覧会の名称、概要などを記載しております。それと下のほうには2つの関連イベントなどを示したものです。また、年度当初新型コロナウイルス感染対策のために4月10日から5月19日まで約1か月間休館をいたしております。またその後もまた1か月は平日のみの開館というかたちで活動を行っております。

2 ページのほうが町内の学校等を対象とした鑑賞・体験教室の実績です。子供たちの総参加数は267名でした。令和2年度につきましては中学生を対象にした鑑賞教室の実施時期がどうしても確保ができなかったという状況です。ZENZOアートクラブも感染状況を見ながらの実施となり年7回開催予定が2回の開催となっております。次の一般の方を対象にした美術教室につきましても、人数の制限などを行いながら開催をしたところです。

3 ページのほうをお願いします、3 ページには、そのほかの事業としてリモートなどを活用しながら御覧のとおりのような事業を開催しております。また、7月の小国町の豪雨災害を受けて町民の癒やしの場の提供という目的で8月から10月まで町民の方入館無料事業というのを行いました。114名の方の来館者がありました。総参加者数は延べ731名となっております。

次の4 ページは、2 ページの小学校鑑賞・体験教室の内容を示したものとなっております。

最終5 ページ、こちらの資料は美術館開館以来の入館者数の年間推移ということでまとめたものです。平成7年開館から累計入館者が一昨年30万人を突破し30万5千991名となっております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの自主事業に取り組むことができず年度初めには1か月間の休館となり、それからの影響で入館者数は前年度の約4割、入館料にして金額では約5割ということにとどまっております。

それでは、決算書のほうの90 ページをお願いします。総括表のほうで説明させていただきます。

まず、90 ページの歳入です。款1 使用料及び手数料として136万4千260円。こちらは美術館の入館料です。款2 繰入金が813万7千489円。こちらは一般会計からの繰入金となっております。款3 諸収入で49万9千906円。こちらはミュージアムショップの売上げが主なものとなっております。歳入合計は1千万1千655円となっております。

次に91 ページ、歳出につきましては総務費として1千万1千655円で美術館の管理運営費用となっております。各種自主事業等が実施できなかった部分があり多くの費目で減額決算となっているところです。

続きまして96 ページをお願いします。歳入歳出決算額が同額のため翌年度に繰り越す額はございません。

以上で説明を終わります。

建設課長（時松洋順君） それでは、建設課所管であります特別会計及び水道事業会計の決算につ

いて概要を説明させていただきます。

特別会計歳入歳出決算書の103ページをお開きください。簡易水道特別会計の決算書となっております。施設といたしましては、杖立水道、小藪水道、市井野水道の会計となっております。

104ページ総括表に歳入の記載がございます。使用料及び手数料といたしまして643万6千910円。繰越金としまして22万円。歳入の決算といたしましては665万6千910円でございます。

隣の105ページは歳出でございます。総務費といたしまして643万6千894円でございます。

続きまして、110ページをお開きください。歳入から歳出を差し引きました残りの22万16円につきまして翌年度へ繰越しさせていただきたいものでございます。

113ページが歳入の明細となっております。杖立水道の使用料が592万9千220円、小藪水道使用料が38万2千710円、市井野水道使用料が12万4千980円となっております。

次に、114ページからが歳出の明細でございます。水道等の一般管理費でございますが、115ページの中段より少し上のほうに委託料といたしまして、維持管理委託料が363万817円ございまして、この金額につきましては収支として残った金額を水道組合の維持管理費として支出しているものでございます。このページの分は杖立水道になっておりまして、同じページ下段の小藪水道のほうにあります維持管理委託料が同じような計算で33万5千993円となっております。117ページこちらにつきましては市井野水道の維持管理委託料が7万7千15円でございます。

以上で、簡易水道特別会計の決算について、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町農業集落排水事業特別会計決算について、概要を説明させていただきたいと思えます。

119ページからが農業集落排水事業特別会計の決算書となっております。

120ページが総括表でございます。歳入といたしましては分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債この合計が1億5千360万1千169円となっております。

121ページが歳出でございまして、総務費と公債費合計で1億5千148万2千750円となっております。

126ページをお開きいただきたいと思えます。歳入歳出を差し引きました211万8千419円つきまして翌年度へ繰越しさせていただきたいものでございます。

128ページを御覧ください。ここからが歳入の明細となっております。下水道分担金といたしまして農業集落排水事業の分担金がございます。下水道の使用料といたしまして各地区の使用

料が田原地区242万7千970円、西里地区890万9千830円、黒淵地区1千494万140円となっております。県補助金といたしまして360万円がございます。

続きまして、一般会計からの繰入金につきましては131ページ、8千332万4千円でございます。繰越金が354万2千887円となっております。下水道事業債といたしまして、資本費平準化債が2千880万円、公営企業会計適用債730万円がございます。町債といたしましては合計の3千610万円となっております。

以上、農業集落排水事業特別会計の決算について、簡単ではございますが概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町水道事業会計について、同じく概要を説明させていただきます。

別冊認定9号と書かれてあります小国町水道事業会計決算書を御覧ください。

水道事業につきましては収益的収支、資本的収支に区別されております。収益的収入及び支出につきましては、16ページ、17ページを御覧いただきたいと思っております。

収入であります事業収益といたしましては、16ページの令和2年度の欄1億1千501万8千955円、収入合計で1億3千97万8千54円となっております。前年度比率といたしましては2.2%の増、金額につきましては287万5千348円の増となっております。

支出であります事業費の主な内容といたしましては、隣の17ページ、減価償却費といたしまして6千423万1千800円。委託料といたしまして下段の1千412万7千800円。企業債の支払利息でございます878万171円でございます。合計1億2千646万1千254円となっております。前年度に比しまして773万4千448円の増となっております。

ページ戻っていただきまして4ページ、5ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入といたしまして、企業債3千万円、一般会計出資金といたしまして1千53万2千円がございます。合計4千250万2千100円となっております。

資本的支出につきましては、建設改良費が9千971万6千770円、企業債の償還金3千669万967円、合計1億3千640万7千737円となっております。資本的収入が資本的支出に不足する額9千390万5千637円につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額830万2千883円、減債積立金3千660万円、建設改良積立金1千万円及び過年度分損益勘定留保資金3千900万2千754円で充填しております。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。当年度の未処分利益剰余金が2億5千596万7千489円につきましては、減債基金積立金が451万6千800円、建設改良積立金が3千万円。残金を翌年度へ繰越しております。

次に、14ページを御覧ください。改良工事の概況でございます。令和2年度につきましては布設替は6件、ポンプ交換が1件ございました。

15ページは業務量となっております。給水戸数につきましては2千466戸。昨年度に比べ

まして133戸の減でございます。有収水量につきましては75万4千823トン。昨年度に比べまして2万7千480トンの増となっております。

18ページに重要契約の要旨といたしまして一覧表をつけております。

続きまして20ページにつきましてはキャッシュ・フロー計算書、22ページには収益費用明細書を添付しております。

以上、特別会計水道事業会計について、簡単ではございますが概略の説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） ただいま執行部より認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第9号、令和2年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの説明をいただきました。

議長（松崎俊一君） では、認定第1号から認定第9号の中でただいまの執行部からの説明に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。去る9月1日に議会運営委員会を開催し、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定については、各常任委員会に付託して審議することに決定をいたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託して審議することに決定いたしました。

なお、認定第2号から認定第6号までは文教厚生常任委員会へ、認定第7号から認定第9号までは産業常任委員会に付託いたしたいと思っております。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。次の会議を3時30分から行います。

（午後3時15分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

議長（松崎俊一君） それでは、ここで古賀代表監査委員より令和2年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書並びに財政健全化等審査意見書の説明をお願いいたします。着座のままで結構ですので御説明をお願いいたします。

なお、古賀代表監査委員におかれましては会場の都合により昨年より後ろのほうの座席となりましたが、御了承いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

代表監査委員（古賀尚年君） こんにちは。監査委員の古賀でございます。よろしくお願いいたします。
ます。

それでは、令和2年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書について報告いたします。

それでは表紙をお開きいただいてまず見ていただきますと、令和3年8月27日、議選の大塚議員と各審査の合議を経て町長のほうに提出しました際の意見書の鏡が写しとして添付してあります。

それでは目次を過ぎて1ページをお開きください。令和2年度小国町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書としまして、対象が令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算及び特別会計7項目について審査いたしました。審査の期間といたしまして令和3年6月23日から7月14日までといたしました。審査の結果、審査に付された令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び付属書類は関係法令に準拠して調製され、かつこれらの計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認めました。また、予算はおおむね適正に執行されていることを認めました。その内容並びにこれらに対する決算の概要及び意見は、以下のとおりであります。

それでは、2ページをお開きください。決算の概要であります。決算規模、一般会計と特別会計の決算額は、歳入決算額98億953万4千59円。歳出決算額89億9千958万3千519円で、予算現額127億7千979万5千円に対する執行率は、歳入で76.8%、歳出で70.4%であります。なお、予算現額は127億7千979万5千円から翌年度への繰越額34億4千194万7千円を除いた予算額93億3千784万8千円に対する歳出決算額89億9千958万3千519円の当該年度の実質的な執行率は96.4%でありました。また、前年度決算額と比較すると、歳入において8億8千942万1千951円の増加。歳出において6億6千404万7千200円の増加となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。決算収支でございます。総計決算における歳入歳出差引額は、8億995万5400円の黒字で形式収支額から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支額も4億2千937万7千540円の黒字となっております。内訳は、一般会計で3億3千812万9千217円。特別会計で9千124万8千323円であります。また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額はマイナス1億2千112万7千69円となっております。内訳は、一般会計でマイナス9千201万7千531円、特別会計でマイナス2千910万9千538円でありました。

次のページ、町債の状況であります。町債の状況は図表1-4-1、1-4-2のとおりであります。8ページ9ページに掲載しております。一般会計と特別会計を合わせた年度末未償還元金の合計は69億9千451万145円で前年度よりマイナス8千245万1千968円減少しております。

次に10ページをお願いします。財務分析であります、図表1-5-1のとおりであります。実質収支比率でございます。3%から5%が望ましいとされています。本年度は9.9%で前年度をマイナス3.5ポイント下回っています。経常収支比率でございます。70%程度に収まるのが妥当な数値とされております。75%を超える場合は弾力性を失いつつあるとされています。本年度は87.6%で前年度からマイナス2ポイント好転しています。以前75%を超えており今後経常収支比率は悪化する要素が多く、さらに財政硬直化が継続していくことを自覚する必要があると思います。

12ページをお願いいたします。財政力指数であります。地方公共団体の財政上の能力を示す指数を言い、この指数が1に近いほど財政力が強いと見ることができます。本年度は0.254で前年度を0.01ポイント上回っています。依然として財政力が低い状況が続いています。実質公債費比率であります、この指標も財政構造の健全性を示し、本年度8.6%であり前年度をマイナス1.1ポイント下回っています。

次に、14ページをお願いします。14ページから49ページまで記載してあるのが、一般会計でございます。決算の概要。予算現額は102億1千853万1千円となり前年度予算現額と比較すると35億9千472万8千円増加しています。歳入73億2千532万4千469円、歳出66億662万2千252円。歳入歳出差引額7億1千870万2千217円を翌年度へ繰り越していますが、翌年度へ事業を繰り越すものの財源に充当すべき3億8千57万3千円が含まれているので、これを差し引いた実質収支は3億3千812万9千217円の黒字となっています。なお、前年度実質収支を引いた単年度収支はマイナス9千201万7千531円の赤字となっています。また、単年度収支に財政調整基金の積立金を加え、取り崩し額を差し引いた実質単年度収支はマイナス6千984万9千959円の赤字となっています。財政状況においては厳しい状況であるため今後も歳入の確保、歳出の項目の精査、並びに歳出金額の削減に努めてもらいたいと思います。

次に、17ページをお願いします。財源別決算状況であります、3行目のほうに訂正がありますのでお願いいたします。「一方、依存財源は」というところがありますが、ここを「また、依存財源も」というふうに訂正をお願いいたします。

それでは、歳入決算額を自主財源及び依存財源別に見ると、自主財源は19億2千492万5千円で前年度と比較すると3億6千732万6千円の増となっています。また、依存財源も54億39万9千円で前年度と比較すると4億4千383万3千円の増となっています。財源別の構成比率は、自主財源26.3%、依存財源73.7%となっており前年度と比較して自主財源が2.4ポイント増加しています。この主な要因は、自主財源である繰入金、繰越金、財産収入と寄附金の収入が増加したことによるものであります。

次に20ページをお願いいたします。町税についてですが、自主財源のうち9.4%を占める

町税について述べさせていただきます。町税の収入済額は6億9千1万3千円で、この主なものは固定資産税3億4千281万9千円、町民税2億5千524万5千円で、全体の86.7%を占めています。収入済額を前年度と比較するとマイナス458万5千円減少していますが、これは主に前年度と比較して入湯税がマイナス873万円、町民税がマイナス658万3千円の減少によるものであります。今後も口座振替の推進を図るとともに、未収金の時効管理に努めていただきたいと思っております。

次に28ページをお願いします。収入未済額であります3千620万7千円の内訳は、町税が1千687万6千円と約半分を占めております。収入未済額を前年度と比較すると229万9千円増加しています。今後とも負担の公平性と適正な債権管理の見地から、その解消に向けさらなる効果的な努力をされるよう要望いたします。

次に39ページをお願いします。ここから歳出に入ります。款別決算状況であります。予算現額102億1千853万1千円に対し、本年度の歳出総額は66億662万2千円で前年度と比較して5億5千667万4千円増加しております。翌年度へ繰越額34億4千194万7千円を差し引いた1億6千996万2千円が不用額となっております。執行率は64.7%で翌年度への繰越額を差し引いた実質執行率は97.5%となっております。

48ページをお願いいたします。その不用額でございますが1億6千996万2千円で予算現額に対する割合1.7%であり、前年度と比較してマイナス8千981万3千円減少しています。構成比率で最も高いものは民生費の21.4%であり、以下総務費17.0%、土木費13.2%、諸支出金の13.1%となっております。前年度と比較して増額の大きいものは、衛生費243万円、消防費75万3千円であります。

次のページの予算の流用でございます。本年度の項・目間の流用件数は9件で、前年度と比較して4件増加しています。金額は205万9千円で前年度と比較して161万円増加しています。流用は、財務手続き上認められた行為であります。議会の議決を要しない執行であるためその制度趣旨に鑑み、今後とも流用については十分慎重を期されるよう要望いたします。

次、50ページをお願いいたします。ここから93ページまでが特別会計でございますが、先に執行部のほうから説明がなされたと思っておりますのでこの中身については割愛させていただきます、6ページに戻って御覧ください。図表の1-3-1単年度収支状況表というのがあります。スクリーンショットがかかった部分が特別会計の歳入歳出関係の数字が書かれています。これを読み上げたいと思っております。歳入決算額24億8千420万9千590円、歳出決算額23億9千296万1千267円、形式収支額9千124万8千323円、実質収支額9千124万8千323円、前年度実質収支額1億2千35万7千861円、単年度収支額マイナス2千910万9千538円となっております。

それでは93ページをお願いいたします。特別会計の収入未済額の総額でございます。2千1

4万2千円で前年度と比較してマイナス279万9千円の減となっております。今後とも債権管理の立場から解消に向けさらなる努力を要望いたします。

次に、100ページをお願いいたします。一般会計・特別会計のむすびでございます。1行目より9行目は国内外の情勢を記載していますので、本日は読み上げを割愛させていただきます。10行目のこのような中から始めさせていただきます。このような中、小国町の令和2年度の決算状況を見ると、一般会計においては、歳入は73億2千500万円と前年度に比べ8億1千100万円、約12.5%の増額で、歳出は66億600万円と前年度と比べ5億5千700万円、約9.2%の増額となっております。歳入が増加した要因は、自主財源の寄附金や繰入金等が一部増加していることもありますが、新型コロナウイルス感染症対策に関連した特別定額給付金6億9千300万円を含む依存財源の国庫支出金が前年度の約2倍で7億1千800万円の増加となったことや、地方交付税も前年度と比較して2億3千600万円増加となったことが主なものとなっております。一方、歳出が増加した要因は、前年度実施したゆうステーション周辺整備工事や杖立防災センター建設工事の完了に伴い、投資的経費は減少したものの、歳入と同様に特別定額給付金と同額増加したことや、財政調整基金やネットワーク事業基金への積立金3億6千400万円が主なものとなっております。

歳入から歳出の差引額、形式収支額は7億1千800万円の黒字で、単年度収支額は9千200万円の赤字となっております。これは豪雨災害や新型コロナウイルス関連事業等で翌年度へ繰り越すべき事業が多いため、実質収支額が減少したことが要因となっております。また、実質単年度収支額も前年度と比較して約3億2千200万円の減額となっております。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、町税や鍋ヶ滝入園料等の使用料等において収入減となりましたが、ふるさと寄附金が大きく伸びたことや財政調整基金からの繰入れなどにより自主財源も全体的に多少の増額となりました。しかし、いずれにしても約74%を占める依存財源に頼らなければならない状況としては、依然厳しい財政状況であると言えます。

特別会計の決算状況には各会計で記述したとおりであります。各特別会計においても、運営に応じた必要経費を精査し歳出削減に努められていると思いますが、今後も一般会計からの繰入金を最小限にとどめるため、一層の努力を求めます。

終わりに、前述したとおり、新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種によりある程度抑止されてくると思いますが、経済面では製造業を中心に改善が見られるものの、海外渡航の制限が世界中で続く中、当面はインバウンド需要の回復はほとんど望めない状況にあります。

一方、新しい生活様式を模索する中でICT教育や働き方改革としてのデジタル化の更なる推進を図るため、町としてもデジタル社会を担保とする強靱なセキュリティ対策への注力は避けられないと思われま

す。また、鍋ヶ滝の予約システムの導入により、今後は他の観光施設も含めた新たな観光施策とし

て構築されていくものと期待します。

今後も町民の健康と安全のための防疫対策や7月豪雨災害の復旧対策が本格化する一方で、経済回復を見越した対策との相反する面はありますが、本町を挙げて大胆かつ細やかな施策が期待されます。

今般、将来への見通しが厳しい状況にある中においても、行財政運営を後退させることなく、必要に応じては臨機応変に対応し、時期を逸することなく適正な行政サービスを継続することを期待し、令和2年度決算審査の結びといたします。

続きまして102ページをお願いいたします。令和2年度小国町基金運用状況審査意見書であります。対象といたしまして、小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金及び小国町生活保護生活資金貸付基金の2件でございます。審査の期間でございます。令和3年6月23日から7月14日までとしております。審査の結果。本年度各基金の運用状況報告書の計数は正確であり、運用状況も適正なものと認めました。審査の概要。本年度の各基金の運用状況は、103ページ、104ページに記載しております。

次に105ページをお願いいたします。令和2年度小国町水道事業会計決算審査意見書でございます。審査対象といたしまして、令和2年度小国町水道事業会計決算。期間といたしまして、令和3年6月23日から7月14日までです。審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成してされており当事業の本年度の経営成績及び本年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認めます。また、運営状況についても、経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

次に116ページをお願いいたします。水道料金に係る未収金でございます。水道料金の収入状況は、表8のとおりでございます。本年度末の未収額は302万6千610円で、前年度と比較してマイナス139万6千200円の減となっております。平成30年度から金額は減少し、徴収率の向上が見られます。水道料金は収入の根幹をなすものであり、今後も加入者の不公平感をなくすためにも未収金の回収に引き続き努力されるよう要望いたします。

最後に120ページをお願いいたします。水道事業会計のむすびでございます。令和2年度水道事業会計の決算概況は、損益決算書を見ると、当年度の純利益は451万6千800円となっております。

事業収支の主なものは、収益面では給水収益が251万5千円の増、加入金が54万円の増、長期前受金戻入が68万9千円の増となっております。

費用面では、前年度比773万4千円増加しています。その主な内容は、総係費342万1千円の増、資産減耗費325万2千円の増となっております。

純利益については、昨年度より大幅に減少しています。給水人口減少の中、収益面では増加が

見られるものの、費用面においては、配水管布設替工事等による維持管理における費用の増加が見られます。今後も費用面での増加が見込まれるため、事業計画の改善、経営効率化に一層の努力を求めます。

以上で、令和2年度決算に係る監査委員の意見書ということで報告いたしました。

引き続き、小国町財政健全化等審査意見書の別冊がありますので、そちらに入らせていただきます。令和2年度小国町財政健全化等審査意見書でございます。表紙を開けてください。これも令和3年8月27日に提出したときの鏡がここに添付されております。ここも、めくってください。

令和2年度小国町財政健全化判断比率審査意見書ということで、審査の対象といたしまして令和2年度決算に基づく健全化判断比率4項目と健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類ということになっております。審査の期間といたしまして、令和3年8月3日から8月19日まででございます。審査の結果といたしまして、審査に付された令和2年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次のページを御覧ください。令和2年度小国町公営企業の資金不足比率審査意見書でございます。審査の対象といたしまして、令和2年度決算に基づく公営企業の資金不足比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類となっております。審査の期間でございます。令和3年8月3日から8月19日まででございます。審査の結果でございます。審査に付された令和2年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上で、小国町財政健全化等審査意見書報告を終了いたし、本年度の意見書の報告を終わりたいと思います。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） どうもありがとうございました。

ここで、古賀代表監査委員に対して御質問などございましたらお願いしたいと思います。

5番（児玉智博君） 監査委員のお2人におかれましては、長期にわたる審査大変お疲れさまでした。

1点確認をさせていただきたいのが、小国町商工会に対して小国町創業支援事業補助金というのが出されています。これは小国町に創業する方が商工会を通じて申請されるわけなのですが、条件として1年以上しっかり営業していただくということと、あと申告と住所転入を条件にこの3条件が課されているわけでありまして。そこで確認なのは、これを受けられた方が条件である1年以上しっかり事業を継続しているかというような確認は、監査委員のほうではされていらっしゃるのでしょうか。また、どのようなかたちで確認をとられたか、教えてください。

代表監査委員（古賀尚年君） 創業補助金の関係なのですけれども、執行部のほうが私たちに説明する際に継続してやっておりますという説明は受けております。確認としては、その対応はしていないということになります。だから、執行部からの説明があり次第その部分については対応しております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、古賀代表監査委員におかれましては、長時間大変御苦勞さまでした。また特に、決算審査におかれましては、限られた時間の中で審査業務に精励されましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

それではここで御退席をお願いします。

（古賀代表監査委員 退席）

議長（松崎俊一君） それでは、日程第24、「報告第2号 令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の17ページをお願いいたします。

報告第2号 令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査意見書を付して報告する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐々木忠生君） 先ほど古賀代表監査委員からの御報告もありましたが、私から改めて報告の中身について説明をさせていただきます。

記といたしまして、健全化判断比率の表を御覧いただきたいと思っております。実質赤字比率、下の備考に書いてありますように、実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」として表記をしております。実質赤字比率とは、一般会計等に対する実質赤字額を標準財政規模で割った比率でございます。これは、赤字が出ていないということで「－」となっております。危ない状態であると判断される基準は15.00%でございます。

連結実質赤字比率とは、一般会計と特別会計を対象にした会計の実質赤字または資金不足の標準財政規模に対する比率でございます。これも赤字が出ていないということで「－」となっております。危ない状態であると判断される基準は20.00%でございます。

次に、実質公債費比率を御覧いただきたいと思います。これは、公債費や公債費に準じた額を標準財政規模を基本とした額で割ったものの3年間の平均値になります。令和2年度では8.6%ということで、前年に比べ1.1ポイント減少しております。危ない状態であると判断される基準は25.0%でございます。減少の主な要因といたしましては、普通交付税の新規項目として地域社会再生事業が参入されたことなどによるものでございます。

表の一番右にありますのが、将来負担比率です。これは、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのがこの比率になります。この決算では23.9%となっており前年に比べ10.8ポイント改善しております。危ない状態であると判断される基準は350.0%です。改善の主な要因といたしましては、地方債残高の減、充当可能財源等の増加及び普通交付税の新規項目としての地域社会再生事業が参入されたことなどによるものでございます。

次に、下の表を御覧いただきたいと思います。資金不足比率です。6つの企業会計とも資金の不足額はないため、資金不足比率は算定されておりませんので「－」で表示が出ております。

以上で、財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

議長（松崎俊一君） これより、報告第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第25、「報告第3号 放棄した私債権の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の18ページをお願いいたします。

報告第3号 放棄した私債権の報告について

小国町債権管理条例第10条第1項の規定により、町の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月9日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

総務課長（佐々木忠生君） はい。私のほうから報告内容について、議案集18ページにより説明させていただきます。

小国町債権管理条例に基づき放棄する私債権の一覧表でございます。今回は、上水道で5件108万9千790円、農業集落排水で1件の14万7千920円、光ファイバーで2件の16万

250円、合計で8件139万7千960円の私債権を令和3年3月31日をもって放棄したものでございます。私債権の放棄につきましては私債権放棄一覧表の下に記述しておりますが、小国町債権管理条例第10条第1項の規定により、第1号から第6号までに該当する場合、債権を放棄することができることとなっております。その下の表に放棄した理由を債権ごとに記述しております。上水道につきましては、第1号の生活困窮が1件、第3号の時効期間満了が1件、第6号の本人死亡が3件でございます。農業集落排水につきましては、第6号の本人死亡が1件でございます。光ファイバーにつきましては、第1号の生活困窮が1件、第6号の本人死亡が1件でございます。

以上で、放棄した私債権についての報告を終わります。

議長（松崎俊一君） これより、報告第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） あまり詳しくは答えなくていいですけど、一般的な対応としてこの光ファイバーで生活困窮を理由に停止をしたのが1件ということなのですが、この債権額を見ますと15万8千円あるのです。これを見たときに15万8千円もたまる前に何とかできなかつたのかというような気がするのです。15万8千円ためようと思えばそれは今いくらですかね。1千230円でしょう、月の。15万8千円ためようと思えば10年近くかかるわけです。その生活保護を受給者が開始されたら光ファイバーの場合は生活保護者には免除する決まりになっているからですね。だからその生活保護につながるまでのその10年近くをずっとどういう話をしてきたかということなのですが、端的に言えばこんなにたまる前に停止の措置とかをすれば債権管理をする必要もないし、当事者にしても毎月毎月督促を、毎月督促はしてないのかもしれないけれどどういう期間を置いて督促を繰り返しているかはわかりませんよ。だけど督促が来るたびに恐らく光ファイバーだけではなくてほかの水道料金とかもそうなのでしょうけれども、水道の場合は止めてしまえば命にかかわりますけれども、光ファイバーの場合は直ちに命に関わるものでもないの何かもうちょっとこんなにたまる前に停止などの方法もあったのではないかなと思うのですが、その辺はどういうルールに基づいて対応なさっているのか教えてください。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

一般論でちょっと説明させていただきますが、確かにこの1件について金額が大きいと認識しております。これまでそういう対象者がいた場合はまずは戸別訪問。それは2か月に1回、戸別訪問をやっております。それから、文書での催告。そして、停止の説明。実態として年に数件実際停止をかけているという事例がございます。その中でできるだけ納付を促すということをやっております。ただ、このケースについては個別な事情は今把握できておりません。

以上です。

5番（児玉智博君） これ報告はまとめて総務課がしたのかもしれないですが、どうしてこういう

報告に至ったのかというはある程度、特に担当の課長が把握していない。それではいけないのではないですか。やっぱり責任持って報告する以上は1件1件これはどういう理由で債権がこれだけたまって報告に至ったのだというのをわかった上で報告いただければならないと思いますので、ちょっと今の答弁については反省していただきたいなと思います。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えします。

債権管理条例に基づいてこういう処理をする場合はまず所管のほうにそういう案件が上がってまいりますので、その場合に個別の背景というのは確かに決裁の中でわかります。ということでその辺の原因は決裁を取った段階でどういう背景でそういうふうに累積していったかというのは今後しっかり把握した上で再検証して処理させていただきたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第26、「発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）について」を議題といたします。

ここで提出者より、発議第1号について提案理由の説明を求めます。

1番（時松昭弘君） はい。提出者は1番、時松昭弘です。

発議第1号

小国町議会議長 松崎俊一様

提出者 小国町議会議員 時松昭弘

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）についてですが、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

お手元に以前から資料が配付してあると思いますが、提案理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わりまして、甚大な経済的・社会的影響を今現在及びしております。国民の生活不安が続いております。この中で地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しているところでございます。このような状況において、地方自治体が地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためにも、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保と充実を強く国に要望するものであります。

以上が提案理由であります。

一応資料配付してありますが、内容につきましては別紙のとおり朗読をしていただければと思います。なお、この件につきましては別紙の資料のとおり全国町村議会議長会より熊本県町村議会議長会を通して県内町村議会に協力依頼がっております。

各市町村からも国に対して要望を上げていくと思いますので、小国町議会としても意見書を提

出し実現に向けて共に頑張っていきたいと思います。

議員の皆様の御賛同をよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（松崎俊一君） ただいま提出者であります1番、時松昭弘議員より説明がありました。

これより、発議第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議長（松崎俊一君） 1番、時松昭弘議員より提出されました、発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

意見書の（案）は取っていただきたいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第27、「請願第2号 小国町地熱の恵み基金条例の改正を求める請願書について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。この請願第2号の取扱いにつきましては、議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第92条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

5番（児玉智博君） この請願の取扱いを決定しました9月2日の議会運営委員会、私も傍聴させていただきました。その中で委員から出た発言の中に、今日初めてこの請願書の文書を読んだけれども、それを見ただけでは状況もよくわからないなどという意見とともにもうわからないから、これ所管委員会という総務委員会になりますけれども、委員会付託はしなくていいのではないかとというような話の流れで採決が取られまして委員会付託を省略するという流れになったと理解しております。ところが基本的に日本の議会制度というのは、国会も地方議会も委員会中心主義です。審議は委員会を中心として行いますので、原則は議案は委員会に付託して例外的に委員会付託を省略するというのが今の日本の議会制度であるというふうに理解しております。そうであ

れば、ぱっと見てよく意味がわからない請願であるとするならその意味が分かるまでしっかりと各議員の審議の機会を保障するというのが議会運営委員会の本来の役割ではなかったかなというふうに感じております。何も議会運営委員会は議員がどうしたら楽をするのだと、楽をするためのその日程のやり方を考えるのではなく、どうすれば議案の審査をより深めることができるのかというのを中心に話し合うのが議会運営委員会であると思いますので、今の議長の報告につきましてはやはり委員会付託を省略するのではなく原則にのっとりこの請願を所管の委員会に付託するべきであるということで異議を唱えさせていただきます。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩いたします。

（午後４時１８分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後４時１９分）

議長（松崎俊一君） ただいま、５番議員から異議の申し出がありました。

この申し出は、動議として取扱いをいたしたいと思います。

この動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

（挙手あり）

議長（松崎俊一君） この動議は、２人以上の賛成者がありますので、会議規則第１６条の規定により成立いたしました。

それでは、この動議案について採決をいたしたいと思います。

この動議につきまして動議は委員会付託ということになっておりますが、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（松崎俊一君） 挙手少数であります。

よって、本動議は否決されることとなりました。

議長（松崎俊一君） それでは、請願第２号は、委員会の付託を省略し直ちに審議をいたします。

事務局より請願書の朗読をお願いしたいと思います。

議会事務局長（藤木一也君） はい。それでは、朗読をさせていただきます。

請願第２号

２０２１年８月２６日

小国町議会議長 松崎俊一様

請願者は小国郷の自然を守る会会長 桧山茂樹さんです。

紹介議員は児玉智博議員、西田直美議員となっております。

小国町地熱の恵み基金条例の改正を求める請願書

１．請願の趣旨

小国郷の自然を守る会は2019年11月26日、地熱発電の適正な開発と開発により万が一第三者に損害が発生した場合の補償を担保する事を目的に「地熱発電開発に関する請願書」を請願に賛同する方617人の署名とともに小国町議会に提出しました。同請願書は2020年3月定例議会で「趣旨採択」され、同会期内に「小国町地熱の恵み基金条例」が可決・成立しました。しかし同条例では事業者の基金への拠出金が寄付とされて金額が不明確な上に使途も明示されておらず、万が一への備えとして不十分です。事実、同条例制定以降、わいた温泉では温泉施設の井戸に異常が発生した所もありますが、一箇所も救済されていません。豊礼の湯では2020年5月、井戸の噴気が止まってしまい、再噴気には約500万円の費用が掛かりましたが、どこからの補償もなかったという事です。

条例の最大の瑕疵は乱開発を抑制する機能が備わっていない事です。熊本日日新聞は今年6月13日、「小国町の地熱発電所 参入5社が事業開始へ申請急ぐ」と題する記事を出しています。本年度中に固定買取制度の申請を終えなければ、買取価格が下がってしまうからです。この問題は事業者にとっては死活問題ですから、短期間に急ピッチで開発等が行われるのは、環境面が置き去りにされたものにならないか危惧されます。

以上の事から、下記項目を講じられるよう地方自治法第124条の規定により請願します。

2. 請願項目

- (1) 基金の使途を地熱開発や事業による損害補填に限定するよう条例を改める事
- (2) 事業者の寄付金は、売上に応じた拠出金とするよう条例を改める事
- (3) 条例に従わない者に対しては罰則を設け、実効性のある条例に改める事

なお、令和3年8月26日に事務局のほうで受付をしております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） 続きまして、紹介議員より請願の説明を求めます。

5番（児玉智博君） 小国町内では現在、5つの事業者が地熱発電開発を進めています。またこのうちの1事業者の発電所は、2015年より稼働をしているという状況です。しかし、これらの開発が始まって以来旅館の温泉水が濁ったり、あるいは農業用水にも利用されている熱田神宮の湧水が干上がってしまうなど様々な現象が発生をいたしておりまして、一部は訴訟にまで発展したわけであります。このような状況の中、請願書にもありますように2019年11月26日に今回請願を提出されました小国郷の自然を守る会は、地熱発電の適正な開発と開発により万が一損害が発生した場合の補償を担保するための「地熱発電開発に関する請願書」を617人の賛同者の署名とともに提出をされたわけであります。その後の流れとしましては、先ほど事務局長が朗読した通りなのでありますが、問題なのはこの地熱の恵み基金条例が制定されて以降ここにも書いてありますが、豊礼の湯では2020年5月噴気が止まってしまったということです。それで、もうちょっと詳しく豊礼の湯の宿主の方に聞きました。ここはバイナリー発電所を現在稼働

されておりまして、このバイナリー発電所を造るに当たって十分な蒸気量があるのかという調査をされたそうです。それが平成25年のことだということです。まだ、フラッシュ発電の開発が始まる前の段階だということだったそうなのですが、その時の量が1時間当たりの蒸気量が4トンあったそうなのです。ところが、現在稼働中の1事業者の発電所が稼働して以降、平成28年に行った同様の調査では蒸気量が半分近くの1時間当たり2.2トンに減少してしまったということなのです。さらに令和元年になりまして行った調査では、これが700キロにまで減少してしまい700キロに減少した時というのは、どうやら2本目の生産井を掘り始めた後なのだそうですが、その時には700キロに減った。そして、去年の5月にはとうとう止まってしまったというような状況になったそうです。ここに書いてあります通り5、600万円の自己費用を使って再噴気させたことで現在は何とか蒸気は噴気がなされている状況であるのですが、ただおっしゃるには圧力も以前よりは低いし温度についても10度近く下がっています。以前105度ぐらいあったのが95度ぐらいですというような状況だそうです。問題なのはこうした状況があるにもかかわらず、地熱の恵み基金からの何の手助けもなく全てが自己責任においてやらなければならないという状況にあります。それで執行部にも確認をしましたところ決算資料にもありますとおり、現在地熱の恵み基金には300万円年度末残高がございます。しかし、今まで歳入はあったけれども支出というのは全くない。どういうときに支出をするのですかということで聞きましたら、そういった規則なども定められていない。万が一のこういった不測の事態の時に影響を受けられた方がその基金に対して補助を申請するための様式も存在していない。現状ではどんどんどんどん積立てられて、ただ積立てられるけれどもそれを使うどういう方向に使うのかというような決まり事もないというような状況にあるわけです。これでは、やはりせっかくの条例基金が作られたわけですが、絵に描いた餅にしかないというのが現状であると思います。それで、やっぱり問題なのはそうやって困っている人がいるのに、小国町行政が手を差し伸べる仕組みになっていないというのがこうした請願書が出てくる根底にあると思います。ということで、そういった背景のあるもとで今回また2回目になりますけれども、小国郷の自然を守る会の皆さんが請願書を提出するに至ったということでございます。

説明、以上で終わります。

議長（松崎俊一君） これより、請願第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

2番（江藤理一郎君） 質疑させていただきます。

今回の請願につきましては、内容の賛否とは別にこの請願書を採択した場合に、基金条例を請願項目のとおり改正ができるのかという点。そして大前提として、議会が採択するということはその内容に信憑性のある確実な内容であるかということも大事な判断のポイントかと思われま。そこで質問いたします。

紹介議員の方々、小国町地熱の恵み基金条例2020年3月制定以降、わいた温泉では温泉施設の井戸に異常が生じたところがあるが一箇所も救済されていないという内容がございます。その中でまず、わいた温泉とはどの範囲を指しますか。

5番（児玉智博君） はい、今本当にですね信憑性ということをおっしゃられて、やはりそれなりの皆さん信憑性を感じなければ判断の材料というのにもならないと思うのです。まさにもうおっしゃるとおりだと思います。だからこそ議会運営委員会ではこれを何か委員会付託を省略するという判断をなされたことについて改めて私は本当に疑問を感じる場所です。

ところで、わいた温泉組合という範囲をどこまでというかということでありましたが、この件につきましてこの会のメンバーの方記者会見を実は開かれたのですが、その時に似たような質問をされている記者の方がいましたので、その時のお答えを聞いたところですのでそれでお答えすると、山川温泉地域までを含んでわいた温泉というふうに表現されているのではないかと思います。重ね重ねやっぱりこれも委員会に付託して請願者の方たちに出てきていただいて、そこで直接質問していただいたほうがより詳しい回答もあるかと思うのですが、私から紹介議員からの質問としましてはその時間いた範囲では、いわゆるはげの湯、岳の湯から山川温泉までを含んだ地域をわいた温泉と言われているようであります。

2番（江藤理一郎君） わいた温泉と言いますと、あとわいた温泉組合というのもありますけれども、麻生釣のほうの温泉それから明野ですかね、あのあたりの温泉もわいた温泉に入るのかどうか、その辺りはいかがですか。

5番（児玉智博君） はい。その辺につきましては、私としては請願がいう、わいた温泉組合がそこまで含んでいるかどうかというのはちょっと確かなことは言えません。

2番（江藤理一郎君） 紹介議員になられていますので、できればその辺りも内容を確認した上で紹介議員になられると内容も精査していただきたいなと思います。またもう1人、西田議員のほうも紹介議員になられていますので、また児玉議員だけでなく私の質問引き続き、西田議員答えられるときはお願いいたします。

続きまして、わいた温泉の温泉施設の井戸で2020年3月以降、具体的に何件の異常が発生しておりますでしょうか。

5番（児玉智博君） 2020年3月以降ですと、これも記者会見の時に似たような質問があって、それを答えられたのを私も同席しておりましたのでその時の話でいきますと、2020年3月以降でしたら、ここにある豊礼の湯の井戸1本ということになるのだと理解しております。本当に大事な質問をずっといただいておりますが、本当に深めるためにはこれも総務委員会でやったほうがいいのではないかなと思います。

2番（江藤理一郎君） では、まだ私も聞きたい部分があるのでお願いいたします。

続きまして、発生した異常のうち温泉施設自体の原因により発生した異常と、それから施設外

部からの影響によって発生した異常というのは何件あると思われますか。確認されていますか。

5 番（児玉智博君） これはやはり異常が発生した時に、その異常を証明する義務というのは、いわゆるこういう影響が出た側には求められていないというふうに理解しておりますので、そういった調査はなされていないというふうに理解しております。

議長（松崎俊一君） 2 番議員に申し上げます。一問一答でなく質問をまとめて、よろしくお願ひします。

2 番（江藤理一郎） はい、わかりました。

では、もう 1 問にしたいと思います。できればもう 1 人の西田議員にもお答えいただきたいと思ひますけれども、条例の最大の瑕疵は乱開発を抑制する機能が備わっていないということとござひます。本条例は基金の管理条例であり、乱開発を抑制する条例ではありません。乱開発を抑制する機能を備えた条例とは、小国町地熱資源の適正活用に関する条例においてカバーできているのではないかと私は思ひますけれども、その辺りいかがでしょうか。

7 番（西田直美君） はい、おっしゃるとおりかと思ひます。

地熱の恵み基金に関しては、いかに救済をするかというところでできた条例だと思ひます。ですので乱開発についてということであればそれはおっしゃるとおりかと思ひますが、今回の請願が出されたことのポイントはそこではなくて、いかに救済する方法を確実にするかということを目的とした請願です。ですので大事なことは、地熱の恵み基金をできたことはとても大切なことなのけれども、その中に不備がある分足りない部分のところをきちんと救済に持っていける道筋をつけようではないかというところが出てきた請願だと思ひます。よろしいでしょうか。

2 番（江藤理一郎君） 地方自治法第 2 4 1 条について基金について規定がされております。基金条例の提出者である地方公共団体である小国町は地熱の恵み基金条例制定のときに地方自治法や上位法、それから条例など、また弁護士の見解も踏まえ制定したと思ひますが、今回の請願項目である損害補償に限定すること。それから、売上げに応じた拠出金をすること。また、条例に従わない者に対しては罰則を設け、実効性のある条例に改正することについて、できれば執行部のほうに客観的な御意見をいただきたいと思ひますけれども、その辺り議長許可していただけますでしょうか。

議長（松崎俊一君） 請願の採決に影響を与えない程度で執行部のほうから、今の質問に対して答えてください。

町長（渡邊誠次君） はい。採決に影響するかしらないかの部分ではなかなか難しいかもしれませんが、この小国町地熱の恵み基金条例を制定したのは令和 2 年の 3 月でした。その当時のお話を若干させていただきますと、私といたしましてもこの地熱の恵み基金条例を制定するためにももちろん専門者の御意見を聞くために、この請願者の方と同じ自然を守る会の方、会長さんではありませぬけれどもメンバーの方と一緒に上京しましてそのメンバーの方の顧問弁護士さんとお会いを

いたしました。私としては、一番大事な部分で事業所と法的拘束力があつた条例を例えば先ほどおっしゃられた売上げに応じた拠出金とすることだったり、損害補償に限定することであつたり、罰則の規定を設けることであつたりという部分を条例に盛り込むことができるのかというところで、もし盛り込むことができるのであればぜひともやりたいという気持ちで実は上京をしました。そこで顧問弁護士さんと自然を守る会のお一人の方の顧問弁護士さんとお話をしたときに事業所と協議をする上で約束がとれるのであれば法的拘束力は発生するのかもしれませんが、条例の中に盛り込むことはできないという弁護士さんの見解をいただいたというところがありましたので、やはりこの部分は基金条例は基金を管理するための条例というところで令和2年の3月の部分では皆様に上程差し上げたところです。もちろんその時に修正動議も出されたことはもう皆さん覚えていらっしゃると思いますけれども、その時も私も同じようにお答えをしたのではないかなと思ひました。修正動議がなされるそのちょっと前に一緒に東京のほうに赴きましてしっかりお話をしてきましたので、よく覚えているところでございます。私といたしましては、実効性確かに自然を守るために事業所の皆さんに法的拘束力があつてお話をする部分があれば非常にありがたいところありましたが、町としましてはそれが不可能である以上まずは、協定の中に盛り込んでいくとかお話の中で事業所の方に理解をいただいて自然と一緒に守っていただいたりするというような部分で私としては協議会の中でお話をさせていただいているところでございます。

お答えになっているかどうかわかりませんが、以上とさせていただきます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 今、参考意見お伺いしました。実は昨年3月議会のとき私も修正動議に対して質問をさせていただいた経緯がございます。その時に今回のこの請願が類似しておりますのであえてお尋ねもさせていただきたいと思うのですが、専門家の意見等についても聴取しているというようなことで修正動議がなされました。私、今回のこの請願について請願項目3項目についてちょっと思った部分があるので、質問させていただきます。

まず、基本的にここに書いております、条例を改める事、条例を改める事、条例を改める事、この3項目の条例を改める事は条例は当然、恵みの基金条例ということの解釈でよろしいですか。

5番（児玉智博君） そこは素直に読んでいただいてもいいと思います。

4番（久野達也君） はい。それであれば私の今までの経験の中から申し上げまして、いわゆる基金条例は現金であつたり財産であつたりこれを積立金とするのか、あるいは財産・不動産に変えるのか、この2通りのかたちで管理をしていく条例ではなかろうかと認識しております。ですから基金条例の中に、例えば1の項目である損害補填やあるいは2の項目である寄付金は売上げに応じた拠出金とすると。この部分については、例えば売上げに応じた拠出金にするのであれば、それは何らかのかたちで例えば何%と定めた徴収条例がなければ地方自治法でいうところの義務を課し権利を制限するという部分に抵触するおそれはあるのではないかな。基金条例の中ではなくて

やはりきちっと徴収条例等が必要なのではないかなと思います。それから地方財政法この第4条第5項の中に項目があるのですけれども直接であろうと間接であろうと問わず寄付金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと、これは地方財政法の中にも明記しております。ですから、この2項で、寄付金は売上に応じた拠出金とすると限定してしまっているのかなという部分の疑問があります。

それから、罰則規定です。罰則規定は御存じのとおり、当然地方自治法の中でも第14条第2項に過料があります。過料の中の御承知のとおり、科料と過ち料があります。科料は、懲役2年以下。それから、100万円以下の罰金。過ち料のほうは5万円以下の罰金です。これでいう罰則を設けるということこれが科料を指すのか、過ち料を指すのか。それから、その罰則を設けることによって実効性のある条例に改めるということは具体的にどういうことなのか。お尋ねしたいと思います。

5番（児玉智博君） はい、2人目の質問ですが、非常に大事な議論がなされているなと思います。だからこそやっぱり総務委員会に付託してもっとこの請願者の方にも出てきていただいて、直接そういった質問にお答えいただく機会を設けることができたらどんなに良かったらと思う次第です。今いくつか御質問いただきましたので、答弁漏れがございましたら御指摘をいただきたいというふうに思うのですが。

まず、第1項の部分について損害補填に充てるということができるとかという御質問でありましたが、現行の小国町地熱の恵み基金条例に関しましては地熱関連事業者からの寄附によって得た資金を、小国町の豊かな未来を創ることを目的として、地域振興と地域の資源や環境を保全するために要する経費の財源に充てるためということで具体的ではありませんが、ある程度の用途を限定というか指定するような条文になっておりますので、それを損害補填ということに改めることは特段問題にはならないのではないかなと私自身は認識をいたしております。

2番目の項目についてですが、またその事業者の寄附金は売上に応じた拠出金とするよう条例を改める事ということで、まさに今久野議員が言われたように、この条例単独ではそれはなかなかできないのではないかなという御意見ありました。それもごもっともだと思います。ですから、その上でこの請願をもし皆さんの御賛同のもと採択した場合はやはりこういった住民の皆さんの声があって議会もそれに考えを組んで採択をしました。ではそれについてどう執行部はやりますかということで、ボールは執行部のほうに投げられてその上で執行部が考えられることなのではないかなと思います。これを採択したからといって議会提出でここに書かれたような会期中に小国町地熱の恵み基金条例の一部を改正する条例を議会から発議するという流れには私は直ちにはならぬのではないかなというふうに思っております。

そして、第3条の罰則を設け実効性のある条例に改める事ということになりましたが、やはりこの件につきましても罰則はどうするかというのは規則などで別途定めるものだと思いますので

当然規則というのは議会の議決が必要のないものだと思いますのでそれも執行部のほうで御判断されるべきだと思うし、具体的にその罰則というのを考えたときに山梨県がこれはメガソーラーであります、やはり危険な場所でのメガソーラー開発がたくさん山梨県あるわけで、それを6月の定例会で成立して10月から施行される条例でありますけれども、そこは罰則と言えるかどうか分かりませんが従わない事業者については氏名の公表であったり、あるいは経済産業大臣に認可を取り消すよう県から求めるというような条例もできておりますので、いろいろな実効性あるものにするためには、いろいろなやり方があるのではないだろうかと考えております。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩いたします。

（午後4時50分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時52分）

4番（久野達也君） 御答弁いただきました。紹介議員ということで、ある意味精通なさっているということで質問もさせていただきましたし、1点だけ申し上げるなら規則で定めるという部分は私も調べてみたのですけれども、地方自治法第14条の中には要は料金は条例なのです。規則は過ち料、ですから5万円以下の過料しか定めることはできませんので、やっぱり条例ではなからうかなという思いもあります。それから、紹介議員のほうから説明のありました中の、例えば請願が通った場合この請願に基づいて町長部局いわゆる執行部がその条例改正について議論すればいいと。ただ、その議論された内容は条例改正案として私たち議会も再度審議しなければならないのです。ということはこの請願自体にこの3項目に条例を改めることと触れている以上は、その条例の在り方についてはやっぱり議論しておく必要があるかと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

7番（西田直美君） 私は、請願第2号、小国町地熱の恵み基金条例の改正を求める請願書について、賛成の立場から討論をいたします。

2019年11月26日に、小国郷の自然を守る会から地熱発電の適正な開発と開発により万が一第三者に損害が生じた場合の補償を担保することを目的に地熱発電開発に関する請願書が、賛同者617名の署名とともに小国町議会に提出されました。これは、小国の選挙民のうちの約1割に当たるものです。議会では、委員会付託として地熱発電開発の請願に関する特別委員会を3回開きました。2回目に、採決方法は提出された3つの項目別がなく一括採決として3月定例

会で委員長報告を行うことになっていましたが、3回目の委員会で趣旨採択の動議が出され4対4の同数でした。これを委員長の賛成があり一括採択から趣旨採択とする動議が可決されました。紹介議員として釈然としない思いもありましたが、その後の経緯を見守ることといたしました。あれから1年半経ち、小国郷の自然を守る会からその後の進捗状況がよくわからないということ、地熱の恵み基金は一般財源に入れられるために損害が生じた場合に実際の補填に充てられない可能性があること、また強制力のない寄附金では十分な資金になり得ないことなどを危惧し、再度請願書が提出されるということになりました。今回の請願書をお読みいただきおわかりいただけたと思いますが、基金を事業者が供託金として積み立てることで町民に被害が出た場合にも、町の財源から補償することなく被害者救済を行うことができます。地熱の恵み基金は大切な条例ですが、その足りない部分を補完していただきたいと今回の請願は出されました。町民にとっても町にとっても必要なことだと思い、このたびも紹介議員となっております。本来、今のように質問がいくつも出るくらいなので、委員会付託として十分な議論と討論をしていただきたいと思います。町民を救済するとはどういうことなのか、町の自然を守るとはどういうことなのか、議員各自十分御承知のことと思いますが、やはり小国郷の自然を守る会だけではなく、たくさんの町民の声から声をいただいております。その方々の声も含めて私は代表として紹介議員になったつもりでおります。是非この請願を通していただきたい、賛同していただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） はい。本日の会議、あらかじめ延長いたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

私は、本請願に反対の立場から討論いたします。

まず、今日の質問質疑で回答いただきました内容で、まず損害補償に限定させてしまいますとせっかくの積み上げた基金が肝心の原因調査費用とそういったものにつけられなくなるのではないかと思いますので、限定というのは内容としても不備があるのではないかなと思っております。また、売上に応じた拠出金ということがありますけれども、議員の皆様も勉強会で見られたと思いますが協定書におきましては、寄附として町内業者には年間1キロワット当たり2千円。それから、町外業者には1キロワット当たり3千円の売上げではありませんがそれに対する発電量に応じた拠出金というなかたち寄附金というかたちになっております。また罰則に対しても、小国町地熱資源の条例にはそれよりもダメージとして重いと思われる、事業計画書における同意の取消しや地熱発電事業者の名称及び勧告内容の公表の措置がございます。そういったことも踏まえますと、請願の趣旨の内容が確かな情報ではない可能性がある中で法的根拠に乏しいのではないかと思います。議員必携にもあるとおり、請願の採択基準は願意の正当性と実現の可能性とされており、今回の請願はその基準を十分に満たしていないと考えられることから内容不十分

ではないかということを申し上げて討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） はい、久野です。

すみません。討論が賛成反対となって順番が前後しておりますので私はあえて続けさせていただきますけれども、反対の立場で討論を行わせていただきます。

まず最初に、地域の自然環境を保全し将来次世代のために継承していくこと。あるいは適正な開発は誰もが望むことであり持続可能な地域社会形成、地域環境共生圏のための努力これらも必要だと認識しております。人々の暮らし、自然環境の保護、開発等の強制は誰もが共有する願いでもあります。この認識の上に立って今回の請願について、反対の部分を述べさせていただきます。

地方財政では年度間の財源調整のため翌年度以降に財政の健全運営や長期にわたる財源育成のために歳計現金とは別に積立金を設けることができっております。基金条例は、その目的のために財産を維持し資金の積立てや運用を設けるなど財産の管理条例であります。このような条例構成の中に徴収条例的な項目や罰則規定を設けるなどは、本来の基金条例の整合性にも疑問を抱かざるを得ません。私自身、この請願項目の（１）の目的のためだけにという言葉や、（２）の負担を課し徴収するといったような一連の事務が果たして地方自治法でいうところの自治事務、地方事務に当たるのだろうかという疑問を抱いております。特定目的の基金を徴収し特定の目的だけにしか使えないというこれが、地方自治法第２条でいうところの自治事務に当たるのか私は自信がありません。この今回の請願の中で、請願項目３項目です。先ほど、同僚議員の賛成の討論の中にもありましたけれども、あの時も３項目あって３項目を一括審議するか、分割で審議するか。一括してほしい、一括になった場合三つに一つの言葉がまとまらない、意見がまとまらないとそういう経緯の中で趣旨採択という動議もなされました。今回も、そういうのもあるかもしれませんが、ただ今回ののは先の質問にもありましたように基金条例と限定したところでもありますので今申し上げたとおりこの基金条例であればこの基金条例の改正を求める請願については反対の立場で討論を行いました。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第２号、小国町地熱の恵み基金条例の改正を求める請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（松崎俊一君） 挙手少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第28、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件について、別紙お手元に配付のとおり小国町議会会議規則第129条の規定により、6月議会以降今日まで研修会等に各議員を派遣いたしましたので御報告いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第29、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたら、お願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） はい。行政報告をさせていただきます。

まずは、令和3年度の新規職員採用につきましては、一般事務3名程度、それから土木技術関係が1名程度、保健師1名程度の採用を計画しております。1次試験は9月19日に阿蘇中央高校で行わせていただきます。応募状況でございますけれども、一般事務が11名、技術者土木関係が1名、保健師が1名となっております。

それから、小国小学校運動会につきまして、実施予定日は9月11日土曜日の午前中でございます。議員の皆様を含めまして、来賓案内は今回は行いません。また、低学年、中学年、高学年の3部構成とし保護者観戦は入替え方式で、各家庭2名までとして実施をする予定でございます。

それから中学校の体育大会について。実施予定日が9月22日水曜日午前中でございます。こちら議員の皆様を含め、来賓案内は行わないということでございます。保護者観戦は、9年生の保護者2名までとして実施をする予定でございます。

それから教育委員会の事務に係る点検評価報告について。教育委員会事務局資料3として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして令和2年度教育委員会の所管事務事業の評価を行い、評価者の意見を付した報告書を提出させていただいております。御覧いただきたいと思っております。

それから小国町文化祭につきまして、昨年同様エフエム小国で収録をいたします。おぐチャンで放送するかたちで行うよう計画を進めている状態でございます。

最後に300歳ソフトボール大会及びミニバレーボール大会につきましては延期していましたが両大会は、やはりこの新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止ということでございます。

行政報告、以上とさせていただきます。

議長（松崎俊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたしたいと思います。

お疲れさまでした。

（午後5時7分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（9番）

第 2 日

令和3年第3回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和3年9月16日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和3年9月16日 午前10時00分

1. 散 会 令和3年9月16日 午後 3時48分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
政策課審議員 田邊国昭君	産業課審議員 宮崎智幸君
情報課審議員 秋吉祥志君	税務会計課審議員 小野寿宏君
建設課審議員 小野昌伸君	町民課審議員 穴井徹君
町民課保育園長 清高德子君	町民課審議員 中島高宏君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 3. 9. 16)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

3日間にわたり各常任委員会で、令和2年度の決算を御審議いただきました。各委員長並びに常任委員の皆様には、改めて敬意を表したいと思えます。

本日は、本会議2日目。決算認定それから委員長報告、討論、採決、並びに一般質問の第1日目となっております。どうかよろしく願い申し上げ、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

それでは、本日は、9月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、認定第1号から日程第9、認定第9号までは令和2年度一般会計決算認定及び特別会計ほか各決算認定でありますので、一括して議題といたします。

本案は、去る9月9日の本会議において、各々の所管に従い、各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第41条の規定により、まず総務常任委員会の委員長報告を求めます。

4番（久野達也君） はい。4番、久野です。

ただいま議題となりました、「認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」総務常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る9月10日、委員の出席と執行部より渡邊町長をはじめ、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました決算認定について審査をいたしました。また、議長にも出席いただいております。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして各担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。10日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様には事前に配付してあるとおりであります。

議長（松崎俊一君） お諮りいたします。

委員長の報告が長くなるかもしれません。着座のままでいいか皆様にお諮りします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

4番（久野達也君） はい。それでは、失礼します。着座で報告させていただきます。

それではまず、質疑応答から報告いたします。

質疑応答については配付した資料が全てとなりますが、その中から選んで要約のかたちで報告いたします。担当課ごとにまとめておりますので、多少ページが前後する場合もあるかと思いま

すが御了承ください。

まず、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定の歳出でございます。

それでは資料のほうをお開きください。資料のページを言いながら説明させていただきたいと思います。

まず1ページに、議会事務局監査事務局から、質問として児玉議員より、「需用費の消耗品ということでパーテーションを購入したと言われたが、備品購入費ではないのか。行政が購入する際の消耗品と備品の何か基準があるのか」という問いに対しまして、波多野財政係長より「小国町財務規則で備品については性質または形状を変更することなく、比較的継続使用に耐えるもの及び長時間にわたり保存すべきものであって、1品の取得価格または評価額が10万円以上のもの及び町長が別に定めたものとなっている」という答弁がございました。

次に、総務課に入りたいと思います。総務課のほうの歳出、まず4ページからです。児玉議員より「昨年給与額の100分の50を減額とするという条例が提出され、全会一致でこれを可決され12月分まで給料が減額された。コロナを理由に給料の減額をしたと思いますけれども、コロナ禍は収束していないのに給料の減額を続けられなかったのかと思っています。この給料減額ということは何だったのですか」という問いに対し、渡邊町長より「給料の減額については、痛みを分かち合うためという理由も一つある。また、給料減額させていただいて、その減額した分をコロナ関連の対策として皆さんに使っていただくという気持ちがあった」という答弁がございました。続けて児玉議員より「気持ちがあったから給料の減額されたのだと思うのですが、報酬等審議会は社会通念上どうなのか適切な額なのかということをも自分勝手にはできないようにあるのだと思う。それを経なかったということは、適切だったと言えるのでしょうか」という問いに対して渡邊町長より「報酬を上げるときは間違いなく審議会にかけます。下げる部分に関してはもう通例で審議会にかけるとかけない場合とあるというふうに感じています。かけなかったということで、今回は一時的な減額といったところであるので議会の皆さんの一致があればということでお願いしたところですよ」という答弁がございました。次に、江藤議員より、公用車の取扱いについてです。「コロナ禍によって出張がなくなっているのではないかという思いがあります。その辺りで使わない台数もあるのか。どのくらい使用頻度があるのか」というお聞きしたいということで、これについては後日報告ということで、御手元に資料を配付しております。出張用公用車使用状況です。5台の公用車を使用し、令和元年度と2年度の比較を表示してあります。皆さん御覧ください。なお、一部説明を付け加えさせていただきますと、下の管理経費の中の修繕費とか重量税とかは車検のサイクルの関係で数字が出張関係とは比例しないので数字が上がる場合がありますのでお含みおきください。

続きまして、6ページ。松本議員より「町有林保全管理委託料が2千200万円出ていますが、実質的に大体いくらぐらいプラスになったのか、今後計画的に間伐と伐採とかしていくと思うが

今年度、来年度はどういうふうに進めていく考えか。今木材が非常に高くなっているので、今の時期に売って財政のほうに入れたらどうか」という質問がございました。これに対して松本管財係長より「小国町で委託した分で209万1千155円のプラスになっている。水上村は枝打ちなどの管理業務であったため伐採収入はありませんが、両町分を合算すると12万7千267円のプラスとなっております。また、今後の計画について森林経営計画に決まっている場所で収益を得ようと思っていましたが、山が崩れて確実に今年度入るかわからないということで違う箇所を伐採していけたらと思います」ということです。また水上村のほうも、現地に行くまでの道が壊れておりその復旧にめどが立っていないために具体的な計画には至っておりません」という答弁がございました。

次、8ページをお願いします。西田議員より「防犯協会負担金というのは実際どういうことのために使われているのか。防犯灯の電灯料助成金については新しく防犯灯を付けた部分とかも入るのでしょうか。新しく付けたところがあったら教えてください」という質問に対し、松本総務係長より「防犯協会は警察の中にある小国町、南小国町の防犯に関する事務等を行っております。地域の防犯業務に関する広報、キャンペーンとかが主な業務です」という答弁がございました。

「また、防犯灯の電気料の助成については、地域が自主的に設置し維持管理する防犯灯の電気料の1年分の20%を補助しているということです。また、防犯灯の設置については、新設または蛍光灯の防犯灯からLEDのほうに取り替えるときに、一基当たり8千円を補助しているということ。それから、2年度は3地区に7灯LEDの防犯灯を設置助成しています」という答弁がございました。

次に、政策課の部分に入りたいと思います。12ページをお願いします。西田議員より「乗り合いタクシー委託料、それから地方バス運行等特別対策補助金及び小国郷地域公共交通整備補助金について、利用者1人当たりの単価を教えてください」という質問に対し、長谷部地域振興係長より「乗り合いタクシー委託料は1人当たり1千630円。それから、地方バス運行等特別対策補助金については1人当たり975円。小国郷地域公共交通整備等補助金については1人当たり8千861円となっている」という答弁がございました。続けて松本議員より「バス会社への補助金の内訳についてを教えてください」ということで「また、コロナウイルスの影響や国道57号線が開通した影響はあるのか」ということも併せて問われました。長谷部地域振興係長より「産交バスへ2千705万円。日田バスへ344万円。小国郷ライナーの利用者が減となった。このことについてはコロナ禍によるものと見られている」という答弁でした。小国郷ライナーについては「国道を通るルートも検討したが、時間がかかるため断念した」という答弁がありました。

13ページ下。熊谷議員より「ふるさと寄附金について今後はより高い目標を持って寄附金を増やしていただきたい」という問いに対し、渡邊町長より「町内産品を主体的に取り扱っており、

県産品の取扱いは準備の時間がかかる。これからも多くの寄附をいただけるよう進めていきたい」という答弁がございました。またあわせて、江藤議員より「ふるさと納税のPR広告を増やすという方針を考えられないか」という問いに対しまして、田邊審議員より「総務省の指導でふるさと納税に係る経費を寄附額の5割以内に納めるという規定がある。広告を増やし過ぎると割合を超えてしまうため、現在のところSNSによる広告を行っている」という答弁がございました。また、児玉議員より「総合計画策定に係る審議会委員が担った役割及び報酬の内訳。委託料の内訳。それから、併せて委託料を支払わずに自力で政策することはできなかったのか」という問いに対しまして、長谷部SDGs推進係長より「総合計画策定審議会は事務局からの案を審議し町に答申を行う。昨年度2回開催した。策定審議会委員は特別職の条例に基づき報酬3千円。これは日額報酬です。費用弁償2千円をそれぞれ支払ったということです。それから策定支援委託は、法政大学に委託し見積りベースで教授及び学生の旅費200万円、宿泊費150万円、人件費600万円だが値引きいただき495万円」という答弁でした。また、自力作成につきましては、渡邊町長より「計画策定業務を職員で作ろうとした場合、職員の人件費や労力等もかなり膨大になるため委託業務とした。委託した研究室は表現力が豊かでありDXについても見識を持っているため様々な相談をしながら進めた」という答弁がございました。

最後に、税務課関係所管です。最後のページをお願いします。松本議員より、地籍調査です。「コロナ禍で立会い等に影響がありましたか」という問いに対し、安達地籍係長より「町内の方は直接立会いを行っているが、町外でどうしても来られない方はできる限り委任状により立会いを行った」ということでした。それから児玉議員より、「あとどれぐらいで終了するか」という問いに対し、安達地籍係長より「第7次10か年計画に基づき進めており、計画どおりであれば令和9年度に終了します」という回答をいただいております。歳出は、以上が抜粋でございます。

次に、歳出を終えまして歳入に入りました。

引き続き、歳入の報告をさせていただきます。

議会事務局監査事務局については、歳入はございませんでした。

総務課です。2ページをお願いします。江藤議員より「不動産売払収入の町直営林立木売払収入が上がっている。これはどのような収入で、なぜ増えましたか」という問いに対し、松本管財係長より「収入は町有林を伐採して売却したもので、一昨年は枝打ち除伐が町有林のほとんどで売っていない状況ですので収入が少なかった」ということです。続きまして、児玉議員より「消防関係の返戻金で、火災共済の返戻金に対する支出はどこからされていますか」という問いに対しまして、佐藤審議員より「前年度までは町が保険を掛けていましたが、これが個人の住宅補償に係る部分であるということで、他の市町村の実態も確認したところ公費から支出しておらず、消防団員自体が加入するべきものということで、消防団幹部会に諮り消防団員において支出することになりました。これにより、前年度に町が掛けた分の返戻金が入ってきたものです」という

答弁でした。

次に、少し飛びます。17ページをお願いします。税務会計課です。歳入で、児玉議員より1点目としまして「それぞれの町税の滞納繰越し分について差押えを行った件数はそれぞれの税に充てた金額を教えてください」ということ。それと2点目として、「今は現金の差押えしか行っていないのですか」という問い。3点目として、「預金差押とか給与差押となると給与支払い者にその方は滞納しているのだとわかってしまう。どのような注意を払われているのか教えてください」という問い。4点目として「銀行口座に入っているものであれば預金になると思う。これを差押えて口座の残高がほとんどなくなってしまうということも場合によってはあり得るということですか」という問いに対しまして、宮本徴収係長より、まず1点目です。「差押えについては有形差押が年間36件で、合計119万5千394円。給与差押が1件で3万円。その他債権差押で国税還付金差押及び組長手当差押が合計8件で、19万155円」ということです。2点目の家宅捜索につきましては、「近年は行っていない」ということでした。3点目については、「滞納を放置しておく、納付意識のさらなる希薄化につながりきちんと納付していただいている方との公平性が保てないことになるということで、督促状、催告状を送付しても納付に応じない場合、また再三の電話催促や臨戸訪問もしています。それでも納付に応じていただけない場合とこちらとのいつ支払いますとの約束をやぶられる方について、財産調査を行い差押えを行います。差押えになりますよと本人にも伝えております」ということでした。4点目につきましては、「ねらい撃ちしたような差押というのは行っていません。本人から預金を差押えられて生活費が足りないから返してくださいとか、そういった話は今のところ聞いていない」という答弁がございました。

以上で、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。討論におきましては、反対及び賛成の討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第1号の審査内容の報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり当委員会において審査を終了し、採決の結果、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） はい、ありがとうございました。お疲れ様でした。

続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

9番（熊谷博行君） はい。おはようございます。

ただいま議題となりました「認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第7号 令和2年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第8号 令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第9号 令

和2年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」産業常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

議長（松崎俊一君） 委員長、着座にてお願いします。

9番（熊谷博行君） 去る9月13日、委員全員の出席と執行部より渡邊町長をはじめ、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました決算認定について審議をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして、各担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。13日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様には事前に配付しております。

それでは、まず質疑応答から報告してまいります。質疑応答については、配付した資料が全てになりますが、その中から選んで報告をいたします。担当課ごとにまとめておりますので、多少ページが前後する場合もあるかと思いますが、御了承ください。

それでは、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についての歳出でございます。

情報課所管の分でございます。久野議員より、総務費、総務管理費、防災情報施設費について。「防災行政無線について、通常は光線での放送、災害時にFM波を利用した緊急放送となっているかと思いますが、保守点検について通常放送・緊急放送の動作確認は実施しているか」との問いに対しまして、佐々木情報係長より「保守点検について、通常放送・緊急放送について防災子局の動作確認を行っております」という答弁でございました。

次に、松本議員より、商工費、商工費の観光の中で「鍋ヶ滝は、土曜、日曜日が閉まっていますが、ほかのところが開いているので、何で駄目なのかという苦情が非常に多い。国道の入り口に電光掲示板などでちゃんと周知したほうがいいかと思いますが、どうでしょうか」との問いに対しまして、笹原商工観光係長より「鍋ヶ滝については昨年度からコロナの関係で臨時休業しています。周知についてはホームページですとか、フェイスブックなどで周知しているところですが、当初に比べると大分休みというのが浸透してきていると思います。今後は鍋ヶ滝については予約システムの導入があります。地元の方に御迷惑をかけている部分かと思っておりますので混雑のないようにしていきたいと思っております。それからコロナにおいて3密にならない状況というのを今後つくっていかねばいけないと思っております」との答弁でございました。

次に、産業課所管の歳出についての質問でございます。松本議員より「担い手育成推進事業費の中で農業担い手支援給付金を受けた方の感想などをお聞かせください」との問いに対しまして、永江農政係長より「給付を受けた農家の方からは給付金制度があったため農業の後継者として帰ってくるようになったのでよかったや、専従者給与のかわりになったなどの意見をいただいております。また、給付後は給付金に見合うだけの農業収入を上げるように指導しています」との答

弁でございました。久野議員より、林業振興費の中で「小国ウッドスタート記念品について、デザインの種類を増やして選択できるようにしてはどうか」という問いに対しまして、北里林政係長より「記念品については、1種類でしたが昨年度より2種類としました。今年度にも新しいデザインを追加し3種類から選べるようにします」次に、穴見議員より、林業振興費の中で「小国材使用建築物支援事業補助金について、事業要件と件数、年代別内訳はどのようになっているか」の問いに対しまして、「小国杉を使った新築物件について、上限15万円の補助を行っております。令和2年度は41件、年代別内訳は、20代3件、30代21件、40代10件、50代4件、60代2件、80代1件となっています」との答弁でございました。

次、建設課所管の歳出の質問に入ります。松本議員より、道路総務費の中で「急傾斜地崩壊対策工事費負担金は、大体的な内容と何箇所あるのか」の問いに対しまして、建設課小野審議員より「平成24年から事業を開始し尻江田地区、令和2年度からは岳の湯地区の腐食が進んだストーンガードなどのネットの交換、令和2年度災害、下広瀬地区の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に採択されましたので、3か所分の負担金となっております」との答弁でございます。次に、時松議員より道路維持費の中で「関連して、県も森林譲与税で維持管理をやっている。森林環境譲与税と一般財源を組合せて実施していただきたい」との問いに対しまして、秋吉公共建設係長より「2年度より森林環境譲与税を充てさせていただいております」という答弁でございました。

以上で歳出を終わりました。歳入に入りました。

では、続きまして歳入の報告です。

歳入については、質疑ありませんでした。

以上で、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。討論におきましては、反対及び賛成の討論はございませんでした。

以上、当委員会での認定第1号の審議内容についての報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり当委員会において審査を終了し、採決の結果、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもちまして原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

続きまして、令和2年度特別会計及び水道事業会計決算認定について審議いたしました。所管課からの追加説明はございませんでしたので、直ちに審議に入りました。

認定第7号、認定第8号、認定第9号の各特別会計及び水道事業会計については、歳入の質疑はございませんでしたが、歳出については資料のとおり質疑がありました。

建設課所管の簡易水道特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計について、歳出からいきます。

松本議員より、水道事業について「2年度の漏水件数はどうか」との問いに対しまして、宇都

宮上下水道係長より「18件中、本管の分が2件、給水施設が16件」という答弁でした。松本議員より「今後、水道料金を見直さなければならぬことも出てくると思いますが、どのようにお考えか」との問いに対しまして、渡邊町長より「人口減少が続けば数年後から10%ずつぐらいは上げなければならぬ状態が出てくると思われます。再来年ぐらいから考えていかなければならぬ段階だと思ひます」との答弁でした。時松議員より、農業集落排水事業特別会計について「一般会計から農業集落排水事業特別会計の繰入金をどうお考えか」との問いに対しまして、小野審議員より「施設の長寿命化を図るため、国の補助を活用しコストを抑える計画を策定中である。西里から始めて田原、黒淵へ広げる予定である」また時松議員より、簡易水道特別会計について「今後、水道のないところも、簡易水道で運営していく予定はあるか」との問いに対しまして、渡邊町長より「人口減少の中で、維持管理が厳しくなってくることも考えられる。以前は、再編統合の話もあったが、今その状態に至ってはいないが、今後地域の人たちと話をしっかりしていかなければならぬと思ひています」との答弁でございました。

以上で、当常任委員会所管の令和2年度特別会計及び水道事業会計決算認定について、全ての質疑を終了し、それぞれ討論に入りました。認定第7号、認定第8号、認定第9号についての討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第7号、認定第8号、認定第9号の審査内容についての報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第7号、認定第8号、認定第9号については、全会一致で原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

以上、当委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） はい、ありがとうございました。お疲れ様でした。

続きまして、文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

2番（江藤理一郎君） ただいま議題となりました「認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第2号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第3号 令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第4号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第5号 令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第6号 令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について」文教厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

議長（松崎俊一君） 委員長、着座にて。

2番（江藤理一郎君） 去る9月14日、委員の出席と執行部より渡邊町長をはじめ、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました決算認定について審査いたし

ました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より挨拶をいただきまして、各担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。14日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様には配付させていただきます。

それではまず、質疑応答から報告してまいります。質疑応答については配付した資料が全てになりますが、その中から選んで報告いたします。担当課ごとにまとめておりますので、多少ページが前後する場合もあるかと思いますが御了承ください。

まず、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定の歳出でございます。

1ページと2ページです。歳出のところ、児玉議員より「無料法律相談顧問弁護士謝礼について、現在の弁護士は男性です。無料法律相談というのは広く町民の方が相談に訪れるものであり、特に女性の相談者であれば、内容によっては女性弁護士のほうが相談しやすいと思うが検討できないか。ある女性弁護士の方から、町からの協力依頼があった場合は御協力いただけるとの回答もありました」というような問いに対しまして、前田支援係長より「相談事業において、相談しやすい環境をつくっていくことは大切であると思います。今後は女性弁護士についても検討し、相談事業体制の充実を図っていきたいと考えています」との答弁がありました。また穴井審議員より「女性弁護士の件は、現在その要望は届いていないため、課内で話しましたが、弁護士に相談は取っておりません。男性と女性弁護士を各月とかにしてしまうと、何度か継続して相談に来られる方もいらっしゃると思いますので困る場合があります。予算の許す限りで、現在の月1回のやり方に加えて女性弁護士に入ってもらいなど検討していきたいと思います」という答弁でした。

続きまして、少し飛んで5ページ、町民課福祉部門の歳出です。児玉議員より「障害の診断を受けた子どもの保護者が、どのような支援を受けられるかの情報を知りたい場合の情報提供はどのようにしているか」との問いに対しまして、北里福祉係長より「支援ができる場所などのパンフレットは庁舎窓口に設置しているが、個人へ働きかけは行っていない。相談があった時には、その方が必要としている支援や必要と思われる支援について情報提供や紹介を行っている」という答弁でした。また児玉議員より「妊娠の時から知りたい方もいると思う。これから先のことを考えていく上でも、情報提供の必要があるのではないか」との問いに対しまして、北里福祉係長より「こちらからピンポイントに説明することは難しいので、広く情報提供を行っていく」という答弁がありました。

続きまして、また飛んで9ページにいきます。町民課保育園の歳出です。西田議員より「新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中で、宮原保育園増築工事について、利用される先生方の要望もしっかりしていただくことができましたでしょうか」との問いに対しまして、清高保育園長より「現場保育士の意見も聞いていただいたと思っています。現在、2部屋に分かれて子どもたちも落ちついて遊んでいます。音も気にならずに快適に過ごせています」という答弁でした。

続きまして14ページ、教育委員会事務局の歳出です。児玉議員より小学校学校管理費の中で「スクールバス委託費について、当初計画よりも学校の休校もあり、バスの運行便数がかなり少なかったのではないですか」との問いに対しまして、木下事務局長より「スクールバスについては、バス会社と3年間の契約をしています。令和2年度の実績は春先の休業もありましたが、夏休みが短縮になり、スクールバスの密を防ぐために下校はできるだけ2便で運行しておりますので、年間の運行回数は例年とほぼ同じ回数であり、契約金額は変更しておりません」という答弁でありました。

続きまして15ページ、西田議員より社会教育総務費の中で、「婦人会補助金について、過去の婦人会補助金はいくらでしょうか。また補助金は20万円となっておりますが、婦人会が何らかの活動をしたと聞かないが、補助金を出す必要があったのか疑問です。どういった活動をしているのでしょうか」との問いに対しまして、久野事務局次長より「令和元年度は68万円でした」そして、木下事務局長より「補助金の支出については、活動内容などを精査して支出しているところです。婦人会の活動につきましては、コロナ禍でやれなかった取組みもありましたが、地域学校協働活動として地域と学校で連携し、子どもたちの登下校見守り活動や小中学校での家庭科や2分の1成人式などの学習活動支援なども行っていただいております」という答弁がありました。

以上で歳出を終わりました、歳入に入りました。

では続きまして、歳入の報告です。

歳入につきましては、1ページに戻ります。1ページ、歳入の部分、西田議員より総務費委託金の中で「中長期在留者住居地届出等事務委託金の内容を教えてください」との問いに対しまして、矢羽田住民係長より「中長期在留者は、在留期間が3か月以下、在留資格が短期滞在ビザ、外交ビザ、公用ビザで、その2つに準ずるものとして法務省令で定められる方、特別永住者、在留資格を有しない方など以外の方が中長期在留者になります。在留期間3か月以上で仕事のために小国町内にこられた方などが該当になります。令和2年度の対象者は176名です」という答弁でした。

続きまして、また少し飛びまして9ページ、町民課保育園の歳入について、穴見議員より民生費負担金の中で、「児童福祉費負担金の保育料負担金、副食費負担金は何名か」との問いに対しまして、宇都宮保育総務係長より「保育料は月平均80人前後の園児分、副食費は60人前後の園児分」という答弁がありました。

また、総括的な質問としまして、最後のページ19ページですが、時松議員より「一般財源の拠出をできる限り減らすために、来年度予算に向けていろんな項目ごとに精査し財源を確保して、できるだけ財調基金が次年度に増えていくような見直しをお願いしたい」との問いに対しまして、渡邊町長より「私としても全ての事業において、まずは補助金や交付金などいろんな財源を考え

ながら予算を組ませていただいています。町としてはやらなければならないところから、まずは予算を付けています。一般財源は、最後に使うという考え方は今でも変わっていません。しかし、予算の性質上どうしても一般財源を持ち出さなければならないことも多々ありますので、その部分ではできる限り少ない財源で効果的な事業ができるように頑張っているところです。「ALL FOR THE NEXT」は予算の部分でも次に受け継いでいかないといけないというふうに思っていますので、しっかり考えさせていただきます」という答弁でした。

以上で、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。討論におきましては、まず、無料法律相談の弁護士は男性のみであり、女性の相談者が相談できるような女性弁護士も入れた体制になっていない。次に、福祉避難所について町内の民間介護施設などと連携を図り避難弱者と言われる方が、何の心配もなく避難できるような避難所になっていない。次に、部落解放同盟小国支部補助金は、他の補助金と照らしても公平性に反する。また部落解放同盟の会員でも限られた人たちが補助金を受け取っていることに問題があるなどの理由で反対の討論がありました。なお賛成討論は、ありませんでした。

以上で、常任委員会での、認定第1号の審査内容については報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきと議決をいたしました。

続きまして、令和2年度特別会計決算認定について、各課の課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。なお、審議においては特別会計別に、歳入歳出を一括して行いました。

まず、認定第2号、令和2年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

質疑といたしましては、歳入のところですが、11ページをお願いいたします。町民課国民健康保険特別会計です。児玉議員より「国民健康保険税の算定基準の中の均等割について、人数に応じて算定される仕組みであるが、県内の芦北町では、未成年については均等割を免除するところもある。未成年の均等割について見直すべきではないか」との問いに対しまして、渡邊町長より「財源の確保や歳出の見直しの両方を考える必要がある。町としていろいろな方法を考えていきたい」という答弁がありました。

歳出についての質疑はありませんでした。

続きまして、認定第3号、令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

質疑といたしましては、歳入の中で11ページです。児玉議員より「介護保険事業者は、町内で様々なサービスを提供しているが、事業を廃業したところが出てきている。要因として、厳し

い人手不足の状況などの要素があると思うが、町は事業の継続に対しての方針はあるか」との問いに対しまして、生田町民課長が「介護人材の確保、定着については、各事業所の取組みによるところが非常に大きいと思うが、町としてできる部分は、介護職のやりがい、学生さんへの発信などの啓発等に努めていきたい。また、全国的な事例でいろんな資格取得の支援事業もあるので、情報を注視したい」という答弁でありました。

歳出についての質疑はありませんでした。

続きまして、認定第4号、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

質疑といたしましては、こちらも歳入、12ページです。児玉議員より「1人当たりの療養給付費は減少しているが、1人当たり保険料が約4千円増加しているのはなぜか」との問いに対しまして、高村健康支援係長より「保険料率は2年ごとに見直され、熊本県内均一である。令和2年度に保険料額の改定が行われ、さらに均等割額7割軽減のほうに上乗せで8.5割軽減が行われていたものが、段階的に見直されている影響もある」という答弁でした。

歳出についての質疑はありませんでした。

続きまして、認定第5号、令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入及び歳出の質疑はありませんでした。

続きまして、認定第6号、令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算についてでございます。

質疑といたしましては、歳入の18ページをお願いいたします。児玉議員より「一般会計繰入金については、一般会計から特別会計へ振り込む場合に手数料はどちらの会計で負担しているのですか。また特別会計で管理する必要はないのではないかと。理由があれば説明願います」との問いに対しまして、木下事務局長より「口座が同じでありシステム上金額が動くだけのため、手数料については発生しておりません。また、特別会計での管理は、美術館のオープン翌年平成8年度から行っており、管理施設として歳入歳出経費がはっきり分かるよう特別会計で管理したほうがいいとの御意見をいただき、現在のかたちになっていると思います」という答弁でありました。

歳出についての質疑はありませんでした。

以上、当常任委員会所管の令和2年度特別会計決算認定について、全ての質疑を終結し、それぞれ討論に入りました。討論では認定第2号、認定第3号、認定第4号については、まず高過ぎる健康保険税を負担能力に応じた保険税に切替えていくべきである。次に、介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者の方たちにとって非常に重い負担となっている。また後期高齢者医療は、1人当たりの保険料額が増加しているなどの理由で、反対の立場での討論がございました。なお認定第5号、認定第6号についての討論はございませんでした。

以上で当常任委員会での認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の審査内容についての報告を終わります。

本案は去る9月9日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第2号、認定第3号、認定第4号については、賛成多数で、また、認定第5号、認定第6号については、全会一致で原案のとおり認定すべきと議決をいたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） はい、ありがとうございます。お疲れさまでした。

各常任委員長からの報告が終わりましたので、これより、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては自席より答弁をいただきます。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） はい。質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症や7月豪雨災害の発生など未曾有の年度となりました。この2つの危機への対応は総じて後手後手に回ってしまっていたのではないのでしょうか。新型コロナウイルス対応については、隣町の南小国町が早い段階から町内事業者への休業補償等を打ち出したのに対し、小国町が最初の対策を打ち出したのは5月8日の臨時議会で可決された補正予算でありました。しかも、国の経済対策臨時交付金の使い方については、あまりに的外れなものがありません。特に3千300万円もつぎ込まれた鍋ヶ滝、下城滝、鍋釜滝への照明設備取付工事は何だったのでしょうか。3密を避けましようと言われているのに、むしろ人を集めることになってしまう。町は、鍋ヶ滝には予約システムを入れるから大丈夫だとしていますが、それでは、そもそも受付がなく誰でも自由に出入りができる、鍋ヶ滝、鍋釜滝の感染症対策はどうなるのでしょうか。案の定、取付工事は年度内に終わっていても、いまだにどの滝でもライトアップは行われていません。現在5回目の流行が発生している最中でありますが、この3千300万円は今までコロナ対応にも経済対策にも何の役にも立っていないということです。コロナの感染状況を把握することは感染拡大を抑えるための基本であります。PCR検査の目的は無症状の感染者の早期発見です。町は認識を改め社会的検査に踏み出すべきであります。特に、他人との濃厚接触を避けることができない介護や保育職員が感染している可能性を抱えながら勤務することは健全ではありません。特に、園児はワクチンの接種ができません。しかし、園児が泣いていれば

抱っこをしなければならないし、ソーシャルディスタンスですからなどと言って保育方法を変えるわけにはいかないわけですから最大限の感染防止対策が求められるはずです。定期的、継続的なPCR検査を行うべきであります。7月豪雨は7月4日早朝最初の大雨警報が発令されました。そして、6日から8日未明にかけて熊本県北部を中心に断続的に非常に激しい雨が降りました。特に7日明け方から朝にかけてと7日夜から8日未明にかけて局地的に猛烈な雨が降りました。小国町付近では、7日午前6時までの1時間に110ミリが解析され記録的短時間大雨情報が発表されました。この大雨の24時間降水量は南小国町の観測所で539.0ミリが観測され、観測史上1位を更新することとなり大規模な災害を招くことになりました。ところが、町は災害対策本部を11日午後1時まで設置しませんでした。本来災害の発生が予想される場合設置されるべき対策本部の設置が遅れた理由を当時の総務課長は、災害は発生したが規模や範囲が設置基準に満たない、課長会議で十分対応できているとしていましたが、災害対応に対する認識の甘さがあらわれたのではないかと思います。しかも後に、本部会議の記録すら残していなかったことが判明しました。災害復旧についても、災害発生直後からの一番大変な時期を既存の限られた職員だけで対応させたことは理解に苦しみます。秋までには他自治体からの派遣もありましたが、結局ほかの部署から経験のある職員を異動させたわけですから、初めからそうしておくべきだったのではないのでしょうか。敷地内の土砂撤去に対する補助が予算化されたのは令和3年度の補正予算で、災害発生から1年も経ってからでした。しかしこれでは、同じような被災を受けた人でも、補助を受けられる人と受けられなかった人と被災者間での不公平が出ることになるのではないのでしょうか。そうしたことがないようにするためにもどうせ出すのであれば、被災者に寄り添ってもっと早く打ち出すべきであったと思います。また、備品管理につきましても、コロナ対策で購入されたパーテーションやあるいは1台の単価が1万円もするような体温計が消耗品として購入されたということがわかりました。しかし、消耗品という受け止めで管理するよりも、しっかり備品として管理をしていくことが大事です。備品と思えば大切に使用・管理しますので長く使うことができるのではないかと思います。また、コロナの備品購入に関しては、保育園や小学校ではマスクも消耗品として保育園や学校で購入し職員が使用するということです。そのマスクは当然、不織布のマスクであるということです。しかし、この議場を見渡してみましても、職員の方々の中で不織布のマスクではなくウレタンマスクや布マスクを使用している方がいらっしゃいます。しかし、役場職員というのは、町民の人たちと窓口で会話をしたり接触があるわけです。当然、様々な研究結果からも、不織布よりもウレタンマスクや布マスクは飛沫を防ぐ能力が低いということは明らかになっています。役場庁舎でも不織布を持っていない職員の人のためにも町で購入をして、持っていない人にはウレタンマスクや布マスクではなくしっかりと不織布のマスクを使用してもらい誰にも感染をさせない、そして自分も感染しないという感染対策を徹底していくべきなのではないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症の第5波は、新規感染者数もここ

数日少なくなってきました。しかし、専門家の中には2025年までに、あと8回は緊急事態宣言を出すような状況になるのではないかと予測する人もあると報道で伝えられました。またいつ再拡大するかわかりません。また、気候変動により去年のような災害が毎年どこかで発生していますし、大雨長雨が時期を選ばずに発生するようになってしまいました。こうした非常事態にいつ町が襲われても速やかに対応できる準備、心構えを日常から備えておき万が一の際には、町民、被災者に寄り添った対応を行うことを求めまして、討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） はい。4番、久野です。

私は、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

本令和2年度決算におきましては歳入総額73億2千500万円、また歳出総額66億600万円と多額の金額となっております。当然、先ほど同僚議員の討論の中にもありましたように、コロナ関連、災害関連と多額の出費を費やしたものでもあります。

この数字を予算ベースで私なりに確認いたしました。予算ベースで見た令和2年度当初予算は51億9千500万円でした。これに加え、新型コロナウイルス感染症対策の当初からの取組み、また7月豪雨災害対策と実に47億945万1千円という補正を年間に組み込んだわけです。コロナ対策、災害復旧事業など繰越しとしてなったため決算では歳出総額は66億600万円となっておりますが、決算審査の中で、各常任委員会では担当課から決算内容の説明を受けるとともに決算資料であります主要施策事業報告書でも多くの事業の成果報告がなされ各議員からも質疑や加えて要望等も述べさせていただきました。やはり通常施策事業に加えコロナ対策、災害復旧と多額の決算額を処理できたのも職員一丸となつての対応対策に当たったものと、まずもって敬意を表します。また、決算における財政指標なども見させていただきました。監査委員からの報告にもありましたが、実質収支比率、経常収支比率、財政力指数などどの数値もここ数年来の経過の中でも評価できる数値を示していると思います。特に私は注目させていただいたのは財政力指数です。基準財政需要額に対する基準財政収入額いわゆる、小国町がどれだけの一般財源を確保しその中でどういった決算を迎えるか。この数字が0.254と今まで小国町は0.2120そこから辺りを推移しておりました。一般財源の確保に努力された成果もあらわれていると思います。また、加えて財政調整基金などを含め基金総額も増加しています。総務課資料によりますと財政調整基金は令和元年度末で5億8千300万だったものが、令和2年度末で6億500万円と増加しております。基金総額も10億だったものが11億8千万円と増加しております。

また、これと比較の対象になります町債です。年度末の起債額も総務課資料によりますと、令和元年度末で62億3千万円だったものが、2年度末では61億9千万円とこれについても減少しております。これらは、先ほど申し上げましたとおり令和2年度中から令和3年度への繰越事

業が多いということからこの基金、記載の末高これらの状況が今後の令和3年度で発揮できるものと思います。また、総じて令和2年度決算も財政は厳しい中ではありましたが、特定財源の確保や一般財源の効率的な運用によって成果があらわれたものと私は評価しております。

以上をもちまして、本認定第1号について、賛成の立場から討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、各々の委員会からは、原案のとおり認定すべきであるとの報告を受けました。

よって、各委員会の報告書のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議長（松崎俊一君） 続きまして、認定第2号から認定第9号までの各特別会計及び水道事業会計決算認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

認定第2号から認定第9号について、討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、認定第2号、令和2年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてと、認定第3号、令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第4号、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。

社会保障であるこれら3つの特別会計であります。高過ぎる保険税、保険料に町民の生活は苦しめられ地域経済の衰退にすたつなっています。本来人の命を守るための制度があるべき姿はどのようにあるべきか、今一度考えるときに来ているのではないのでしょうか。昨今高過ぎる国民健康保険税が、国保制度の構造的な危機となり医療保険制度としての持続性を揺るがしています。それゆえ全国の知事会や市長会などの地方団体は、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要であると主張しています。国庫負担の増額は欠かせません。同時に、地方自治体が住民の暮らしを守る立場から財政負担に努力することも必要であります。こうした観点に照らして、資産割を廃止し所得割や均等割などへの振替を2年度連続して見送ったことは

小国町としても当然の判断であったと思いますが、更なる努力が必要ではないでしょうか。家族内の被保険者の数に応じて賦課される均等割は、被用者保険にはない国保特有のものであります。これが、国保が他の被用者保険と比べても高い要因となっています。質疑でチャイルドペナルティーという言葉を紹介しましたが、国保世帯に子どもが生まれればその分均等割が上がってきます。一人増えるごとに2万7千800円増やされます。ペナルティーの言葉どおり、まるで罰金であります。子育ての経費とあわせてこうした負担が増えていけば、望む子どもの数を生むことをためらう要因となっていると思います。未成年の均等割免除を求めるものであります。介護保険では、3年前8月、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料について、収入に応じた総報酬割が導入されたのに続き一昨年4月からの第1号保険料が3割も値上げされました。町全体で4千700万円もの信じられない負担増であります。これは、今年度から国保税の引下げが行われましたが、それだけではカバーできないほどの負担増がその前に行われたということでもあります。ただでさえ苦しい暮らしも地域経済も破壊する暴挙であったと言わなければなりません。国保税や介護保険料など町の判断で税額、保険料が決められている制度であります。昨今、消費税10%に伴う全国的な消費不足やあるいはそれに被さって発生している新型コロナウイルスによる各町内事業者への影響もごぞいます。いわゆる、国民健康保険の被保険者の人たちが行っている中小事業者、これが大変な苦境に立たされております。こうしたコロナウイルスや消費不況から町民の暮らしを守るためにも、保険税保険料の引下げといった町独自の取組みも必要になってくるのではないのでしょうか。後期高齢者医療保険料は、熊本県後期高齢者医療広域連合が策定するものであります。しかし、この保険料がコロナ禍にありながら一人当たりの保険料が3千632円高くなりました。これは、低所得者を対象に行われていた保険料の軽減割合が縮小されたためであります。しかし、この広域連合の決算をみますと、令和元年度の決算では48億9千900万円以上の実質余剰金が出ております。この余剰金つまり被保険者から保険料を必要以上に集めたがために黒字になったというものであります。しかもこれは単年度だけの話ではありません。毎年、実質余剰金を繰越し続けていっているわけであります。本来であれば、この余剰金を利用して保険料を軽減するべきであります。ところがコロナ禍にもかかわらず逆に値上げしたというものであります。75歳以上の人たちにもコロナの影響というのは出ているわけあります。そうした点に照らしましても、この三つの決算には賛成できるものではありません。そのことを最後に述べまして、討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより1件ごとに、採決を行いたいと思います。なお採決においては、執行部は最後にお立ちください。

認定第2号、令和2年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（松崎俊一君） 挙手多数。

よって、認定第2号は認定されました。

続いて、認定第3号、令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（松崎俊一君） 挙手多数。

よって認定第3号は認定されました。

続いて、認定第4号、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（松崎俊一君） 挙手多数。

よって、認定第4号は認定されました。

続いて、認定第5号、令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、認定第5号は認定されました。

続いて、認定第6号、令和2年度小国町坂本善造美術館特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、認定第6号は認定されました。

続いて、認定第7号、令和2年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定されました。

続いて、認定第8号、令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、認定第8号は認定されました。

続いて、認定第9号、令和2年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、認定第9号は認定されました。

ここで暫時休憩といたします。次の会議を11時30分から行います。

（午前11時17分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

議長（松崎俊一君） 日程第10、「一般質問」。

ここからは一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、久野達也君、大塚英博君、西田直美君、時松昭弘君となっております。よろしくお願ひいたします。

それでは4番、久野達也議員、登壇をお願いいたします。

4番（久野達也君） はい。4番、久野達也です。

それでは、一般質問を行わせていただきます。通告に従いまして進行させていただきたいと思ひますけれども、途中で何かありましたらよろしくお願ひいたします。

まずもって、新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種状況についてお尋ねしたいと思ひます。全国的に新型コロナウイルス感染症に対する対応策としてワクチン接種が順調に進行しております。大都市部では大規模接種ということで大きな会場で行われておりますし、マスクミ等を見ますと若年層もう予約なしで受けると。ただ予約トラブル等も生じているのも報道の中です。そんな中で小国町でもまず医療従事者そして介護施設入所者、関係職員等それからこれらの先行接種を終えまして高齢者それから基礎疾患のある方そして年代を下げていくということで順調にワクチン接種も進んでいるかと思ひます。まずもってこの集団接種を企画運営されました行政関係者また御協力いただきました医療スタッフの皆様に敬意を表しねぎらいも申し上げたいと思ひます。当然集団接種ですので事前打合せから模擬試行いろんなパターンを想定した訓練等も行ってた。そして、それらの準備の上での実施でありその効果として私の聞き及んでいるところでは際立ったトラブルもなく、多くの接種者をスムーズな流れの中で対応できたかと思ひます。不安を抱いていた方々も私が受けたときには待ち時間15分の中ですぐにこやかな会話もできておりました。やはりワクチン接種という安堵感もあろうかと思ひます。また、小国郷としての取組みとして日程的に小国町接種会場、南小国町接種会場と選択出来たのも効果的だったのではないかと

思っております。まず分かる範囲で構いませんので、直近現状でのワクチン接種状況、どのくらい進んでいるのかをお聞かせいただけたらと思います。

町長（渡邊誠次君） はい。私からも久野議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずは小国郷でのワクチン接種ということで5月15日から始まりまして。昨日の9月15日まで小国郷で行われました。希望者の方にワクチン接種が大体完了したということでございます。接種率は2回終わられた方は5千515人、88.1%の方が2回の接種を終わられたというところでございます。今後はこれまで接種ができなかった方々への対応等々、また町民課が中心となりますけれども国から示される新たな方針等々が定まりましたら、着実に対応を行ってまいりたいというふうに考えております。先ほど久野議員からも感謝の言葉を述べられましたけれども、私からも公立病院そして小国郷をはじめ全ての医療の従事者そして町民の皆様にもたくさん御協力をいただきました。関係者、スタッフの皆様方全員に敬意と感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

具体的な案件に関しましては、町民課のほうから御説明をいたしたいと思います。

町民課長（生田敬二君） はい。お尋ねのありましたワクチン接種状況についてお答えをいたします。接種につきましては、小国郷で行っている集団接種と郷内の診療施設、クリニックによる個別接種のほかに、医療従事者の方の先行接種、他会場での大規模接種や職域接種、また他市町村での接種などを受けられた方もおられます。現在のところ住民の方の接種の状況を一元的に管理するシステムができておりませんので、町で把握できている範囲での数字を拾い集めるかたちで集計をしておりますので、その点については御了解、御了解いただきたいというふうに思っています。9月15日現在ということで報告をさせていただきます。まず接種の対象人口12歳以上の対象者ということになりますけれども、本町全体で6千263人でございます。このうち、接種の希望率、予約率ということになります。先ほど町長が申し上げた数字につきましては接種を実際行った数字ということですので多少異なりますけれども、接種を予約している率、全体で5千698人、率にして91%ということになります。年代別に算出をしておりますのでその傾向を見てみますと、まず90歳代から100歳代については80%前後、50歳代から80歳代までは90%を超えておまして、60歳代が一番高く約98%となっております。20歳代から50歳代については年齢が下がるごとに接種の率が減少しておまして、20歳代が一番低いのですけれどもそれでも約74%ということでございます。10歳代、12歳から19歳までの方については約86%ということになっております。以上、報告をさせていただいた数字については当初の見込みをかなり上回る数字となっております。先ほども申し上げましたけれどもこの数値は最終の実績値ではなく把握できる範囲での暫定速報値ということで御理解をいただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

4番（久野達也君） はい。ただいま町長及び生田町民課長より報告がありました。やはりワクチン接種が終わったから安全というのではなくて接種が終わってもやはりこれまで続けてきた生活スタイル、マスクあるいは密を避けるなど様々な生活スタイルは維持しなければならないものと思っております。ただ、私も想像以上に高い接種率である意味これが安心感も生むでしょうし、それとともに安心だから気を緩めていいというわけにもいかない。この2つの中で生活を送っていかねばならないと思います。そういったような中で、今説明等もありましたように集団接種が9月15日までということで、お聞きしたいのは集団接種後の接種計画です。このように高い率を示しますとやはりあの時は迷っていたけれども私も打ちたいとか、今後もそういったような希望も生じてこようかと思えます。そういったような希望者には私としては対応すべきだと思いますし、これが今後集団接種の継続で対応していくのかあるいは個別接種に移行していくのか。それと併せて個別接種になった場合予約関係はどうなるのか、医療機関はどうなるのかなど諸々やはり私たちですね、接種が終わったからということで次の接種をどちらかというと考えていない部分があります。私も接種が終わって、自分が終わったそれで終わってしまっておりました。ただよくよく考えると今申し上げましたように、自分が終わった後今から打っていないけれども今から打ちたいと、この対応はどうなるのだろうかと思ふ部分もありましたので、お尋ねさせていただきます。それと併せて例年どおりでいきますと10月からはインフルエンザの予防注射も開始されようかと思えます。それらが混同した時期もすぐそばに迎えております。今後のワクチン接種計画、振興計画等があればお聞かせいただきたいと思えます。

町民課長（生田敬二君） はい。今後の予定、計画ということでございます。集団接種としては、昨日終了いたしましたけれども議員が言われましたように、何かの事情で打てなかった方またこの後に12歳になってくる児童等もでございます。南北両町と公立病院のほうで会議を重ねまして、今後9月から11月の期間中夕方16時からということになりますけれども、公立病院のほうで個別接種というかたちで接種を実施していきたいというふうに思っております。予約方法につきましてはこれまで通りコールセンターまたウェブでの受け付けとなりまして、もうすでに受け付けの開始をしております。実施日は5日間、2回目の接種を入れますと10日間の日程ということになります。1日およそ50人から60人を目安として希望をとっております、今月の8日に1日目の接種日程を終えたところでございます。補足して申し上げますと、現時点では国のほうでワクチンの接種の期間は11月までということでされております。現在、小国郷で管理をしておりますワクチン自体の使用期限も今年の11月末日ということになっております。国のほうでは、3回目の接種であるとか検討がなされていると聞いております。12月以降の計画につきましては、現時点では国のほうから何もまだ示されておられません。今後につきましても、国の方針に沿ったかたちでの接種が進められていくものというふうに思っております。

以上でございます。

4番（久野達也君） 少し安心しましたというか、やはりこれからも希望される方がいれば個別接種ということで接種ができる。多くの方々に安心を保障するというか担保するという意味合いで、ワクチン接種というものは大きいものがあるかと思います。ただ、それぞれの方々のお考えで受けるか受けないかの判断もこれもまたそれぞれの方の自分なりの正しい判断かと思います。是非、希望がかなえられるようなかたちで進めていただけたらありがたいものです。

次に、少し私なりに整理させていただいたところで質問に入ります。国民健康保険制度についてです。実は私、令和元年に議員になりまして令和元年の9月議会でこの国民健康保険制度について質問させていただきました。それを確認する意味合いからも継続して2年経ちましたのでお尋ねさせていただきたいと思いますが、令和2年度の特別会計決算書では国民健康保険被保険者数は令和2年度で2千82人、1千252世帯だったかと思います。小国町の約3分の1の方々が国民健康保険だということ。実は令和元年9月議会でも質問させていただきましたけれども、平成30年度以降医療機関へ支払う保険給付費等の財源を県が全額用意し、その財源は国と国などからの公費と市町村から納める納付金となっています。この納付金が国民健康保険税として賄われているところです。また、県は市町村に対し毎年納付金を賄うための必要な標準保険税率を示し、最終的に市町村が税率を決定するとされております。このような状況で推移している中、今年になってマスコミ報道を一部見させていただく中で、国民健康保険税の県下統一についてという部分がありました。それによりますと2024年度ですから3年後2024年度で県はこの統一に向けての方向性を出すと述べているようです。方向性を出すということで2024年度から統一されるものとは限りませんが、統一の方向性は示される可能性もあるのではないかと。それについてはやはり考えておかなければならないと思います。このような状況で小国町の課税区分状況は2年前にも質問させていただきましたけれども変化はあっていないと思います。いわゆる応益として受益に対する課税です。被保険者を対象とした均等割、それから世帯を対象とした平等割、それから応能として負担能力に応じた課税です。資産割、所得割の4方式の課税でした。2年前県下の市町村の国保課税は、資産割を除いた3方式が大多数である中、町は従来からの4方式を採用しています。2年前の課税3方式と4方式では今の現状で県下自治体数はいかがになっているのでしょうか。当時2年前お聞きしたところでは、4方式を採用している自治体数は県下9町村だったと聞いておりますけれども、その後の変化があればお知らせください。

町民課長（生田敬二君） はい。議員が言われますように国の施策の方針に合わせまして、熊本県では2024年度に保険税の平準化に関する方向性を示すということで行われております。その中で県は資産割を除く3方式での賦課方式を想定しておりますので、3方式に移行する市町村が多くなっております。前回、令和元年度の9月議会での久野議員の質疑の中で、当時県内45市町村中3方式を採用している自治体は36市町村。資産割を含む4方式を採用している自治体

は本町を含めて9町村ということでお答えをしておりますが、およそ2年が経過いたしまして現在では3方式が39市町村、4方式が6町、本町を含めて6つの町というかたちになっております。本町におきましても、主に国保運営協議会におきまして3方式への移行についての試算、あるいは世帯モデルの資料等を基にいたしまして検討、意見聴取等を2回ほど行っておりますけれども、その後の新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の発生等の影響もありまして、まだ具体的な移行計画にまでは至っておりません。運営協議会の中でも話を出させていただいておりますが、資産割を廃止するとすれば資産割としての賦課額相当額を別の賦課割、所得割、平等割、均等割のいずれかで補填をしていくという必要がございます。参考に保険税の賦課資料における令和3年度の資産割算定額ですけれども、医療分、支援分、合わせまして約1千200万円。保険税全体の5.3%ということになっています。いずれにいたしましても町の方針としましては、2年前の質疑の際にお答えした内容と変わりはありません。国の方針であるとか全国、全県的な動向も踏まえるかたちで資産割を除く3方式への移行をベースに置きまして、移行時期等も含めて協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

4番（久野達也君） 確かに今、生田課長からの説明もありましたように、移行についての部分でも私も質問の重きを置いているところです。いわゆる国保税は基礎課税分、それから後期高齢者支援金課税分、それから介護保険納付金課税分との合算であります。それぞれについて内訳は、当然地方税法の中の第703条の4第4項で国民健康保険税の課税額はということで示されております。その中に一の方法として均等割、平等割、資産割、所得割を表示しております。次の二として、均等割、平等割、所得割。三として、均等割と所得割だけと。課税区分この三つが示されているところなのですけれども答弁にもありましたように、県下の大多数の自治体が3方式を採用しているというのも事実でありますし、県下の統一が2024年に迫ってくることを考えました場合に、例えば3方式になった場合に先ほど生田町民課長のほうからの説明と重複する部分もありますけれども、その負担がどうなのか。先ほどあった1千200万円、5.3%をこれが分母が変わるわけです。4分の1が3分の1になるということでその配分が変わります。それらを考えたときに安に2024年あるいは県の統一を待って統一されたから変わりますよ、翌年から一気に税率変更がなされるというのが私は懸念の部分です。それらを考えるとやはり猶予期間も必要ではないかと思えます。県が統一を出す前あるいはその方向性を示す前に、段階的調整も税負担を考えると必要ではないかと思えますので、そこらあたりいかがでしょうか。

町民課長（生田敬二君） はい。議員おっしゃいますように被保険者の方に御負担をいただく保険税に関してということになります。賦課方式、算定方式等が変更することになります。そういうかたちになるのであれば周知期間も含めた一定の猶予期間あるいは変動に対応するための緩和措置も必要になってくるかとも思っております。また、そのためには移行に向けた早めの対応も必

要になってくるという認識をしております。緩和措置をとっていくことになればそのための財源もまた必要になってまいりますので、その点においてはまた慎重に検討していきたいというふうに思っているところでございます。

4番（久野達也君） はい。やはり納税者からしてみると課税されたものは当然お支払いすると。ある意味この国民健康保険税、目的税ですのでその需要があるから負担をするという受益者負担の原則の中で成り立っております。そうした中で、国保税率は当然先ほども説明の中にも一部ありましたけれども、町長諮問により国保運営協議会の答申を受けて決定されます。国保運営会でいろんな審議の中で決定されますが、町としても当然国保運営審議会の中での審議それからその答申を受けて町の決定ということですので、町としても今後どのようにお考えなのかもお聞きしたいところがあります。やはり医療費などが年々高騰している。あるいは高度医療の技術の発展でやむを得ない部分もあります、医療費の高騰が。それと併せていわゆる納税者、国保加入者の減少も少しずつ顕著に表れてくるのではないかと。先ほど目的税のお話をさせていただきましたけれども目的税である以上加入者が負担するということで、加入者の絶対数が下がればそれ自体でも増額になる部分もあろうかと思えます。先ほどの質問とも重複する部分もありますけれども、3方式への移行への激変緩和措置。要は急激な変化をいかに抑えることができるか。そうした時にやはり思いつくのは財政調整基金の繰入れや一般会計からの繰入れだろうと思えます。当然、一般会計からは法定繰入れということで国からの基準も示されております。激変緩和措置というのはありませんので法定外繰入れになることも当然承知しておりますけれども、それらを含めたところでの議論も必要かと思えます。財政調整基金が少ない中であってやはり一般会計からの法定外繰入れに関して町の基本的な考え方も含めて、激変の緩和措置についてどうお考えなのかお聞かせいただけたらと思えます。

町長（渡邊誠次君） はい。私からは国保税についての大きな考え方について少しお話をしたいと思えます。先ほど議員が言われるように被保険者数はやはり決算ベースで見ていただいても、2年度と元年度比べると126人減っております。それから保険税額も減っております。比べて医療につきましても、受診件数におきましては4千400人、元年度と2年度比べれば減っているような状態であるものの、やはり医療費においては増えているというふうに思っております。決してこれは比例しているわけではないところです。先ほど久野議員からも4方式、3方式の制度の仕組みをおっしゃっていただきましたけれども、その仕組みから考慮しますと一般的にまた小国町でも中高年齢者層を多く抱えることから、医療費が多額となるケースがやっぱり考えられます。所得が少ない方々が増加傾向にもあるというふうに思っております。このため国や県から負担金等々を受けるとともに、町の一般会計から保険税の軽減分や事務費など国民健康保険特別会計へのいわゆる法定内の繰入れを行っております。負担軽減と考えるのであれば低所得者の方への負担分を法定内の繰入れをしているわけでございますから、国保税率の一定水準以上の町民へ

の俗に言う法定外の繰入れについては行政としてやっぱりあらかじめ準備をするわけにはいかな
いのではないかなというふうに考えております。今年度におきましては前年度の繰越金等々もあ
りまして、税率改定の必要は急を有するところではないというふうに判断させてもらいましたけ
れども、今後は収支のバランスを見て国保税の税率改定をお願いすることもありうるというふう
にここではお答えをしておきたいというふうに思っております。しかしながら、議員から言われ
るようにこのコロナ禍の中、また激変の緩和もしっかり考えていかないといけません。私も昨今
の事情はよく理解しているつもりでございますので、町のほうは委員会の時にもお答えさせてい
ただきましたけれども、いろんな方法から考えていってしっかり幅広く捉えて考えていきたいと
いうふうに思っております。

以上です。

町民課長（生田敬二君） はい。少し補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、今町
長が申しあげましたように、町といたしましては国保財政上、単に不足する分の一般会計からの
補填という法定外の繰入れの考え方は好ましくないという考え方には立っております。議員が言
われました資産割の廃止に伴っての激変緩和措置として算定根拠が示されるかたちでの繰入れと
いうことで申し上げますと先ほどもお話しさせていただきましたが、令和3年度の資産割算定額
が約1千200万円ほどでございます。繰返しにはなりますけれども緩和措置を取るのであれば
この資産割相当額、またその一部の額を補填するという必要がございます。その財源について
保険税算定に係るその他の賦課方式、所得割、均等割、平等割から補助していくのか。あるいは、
議員のお話にもありましたように基金の取崩しか一般会計からの繰入れをもってまたは併用して
補填していくのかになるかというふうに思います。一般会計からの繰入れについて全面否定を
するものではございませんけれども、国の考え方として国保の財政運営上、財政調整基金からの
繰入れならばよいのですけれども、一般会計からの繰入れについてはその算定根拠を示したとし
ましても法定外の繰入れとされまして、やはり赤字補てんのための繰入金というふうにみなされ
てくると考えています。そうすると調整交付金等に対してペナルティ措置も考えられます。国保
の財政調整基金も決して十分な保有額ではございませんけれども、基金からの繰入れも視野に入
れまして資産割の廃止に伴う財源措置、緩和措置についてより慎重な検討と計画が必要になって
くるというふうに思っております。いずれにいたしましても厳しい国保財政運営の中またコロナ
禍の厳しい社会情勢ではございますけれども、国民健康保険の現制度の枠の中で早い段階におい
て保険税賦課方式の見直しに関して具体的な方向性を示していきたいというふうに考えていると
ころでございます。

以上でございます。

4番（久野達也君） はい。町長、生田課長のほうから御説明いただきました。十分理解できます。
法定外繰入れはやはり避けるべきと。ただ、私思うのがこれまで小国町は県下の流れの中の、例

えば何も県下の町村が4方式から3方式に一気に変わったわけではないのです。どこの自治体も段階的に変わっていった今の結果かと思えます。そして先ほど言いましたように2024年に県下で統一ではない方向性を出す。方向性が大多数が3方式であれば3方式になるのではないかな。それであればやはり3方式になりましたから、はい変わりますという1千200万円がそれぞれの課税区分に分配されるというのではなくて、私の希望、気持ちはやはり3か年をして例えば1千200万円の内の400万ずつ3年間で段階的に配分していく。段階的に補充していくというのができたら納税者にとっては少しでも負担の平準化ですね。それが可能になるのではないかなと思っております。やはり制度的な部分ですので法的な部分に触れて実施というのはいけないというのわかります。ただ、それらのジレンマの中でやはり考えていかなければならない部分もあろうかと思えます。当然先ほどの生田課長からの説明で、国保運営審議会の中でももうすでに議論されているようです。これらの算定方式についても含めたところで、なお一層の審議をいただきたいと思えます。やはり納税者は上がることが不満ではないと思えます。ただ制度的に変わったから上がったというのではなくして、行政としてもこれらの審議をしてこういう経緯の中で変わっていったという説明責任を果たさなければならぬと思えます。その中の考慮の一つとして激変緩和措置も考慮の題材に上げていただくということを改めましてお願いして質問を終わります。

議長（松崎俊一君） それではここで暫時休憩といたします。午後の会議は13時00分です。

（午後0時04分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 6番、大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番（大塚英博君） 6番、大塚でございます。

今回も三の点について、質問をしてみたいです。まず1点目は、ボランティア活動への支援と殿町・下町公園の今後について。それから、河川整備と杖立の災害対応について。三つ目においては、住環境整備における森林整備について。この点について質問をしてみたいです。

まず10月2日にボランティアによる殿町・下町公園の清掃作業が行われます。この時にたくさんの方々が集まります。コロナ禍の中でございますので注意喚起を促して、感染対策に努めながら進めていきたいと思えます。今回のコロナ禍の中でいろんな住民の活動またイベント、集会あらゆるものが中止、延期になりました。しかし、地域住民の活動そのものが地域振興につながるものと言っても過言ではないと思えます。そういった中で行政として、この住民の活動をどのように進めていくのかを、まず示していただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） はい。御質問ありがとうございます。私からは大まかにお答えをしていきたいというふうに思っております。

住民の皆様の地域へのボランティア活動ですね。非常に公役が高い活動もあるというふうに私も思っております。本当に感謝をしているところでございます。また、先日の夏祭りの花火大会。これはボランティア団体ではないのかもしれませんが、やはり住民の方の活動において非常に画期的なお祭りというか花火大会ではなかったかなというふうに思います。通常、花火大会ですと人を集めるのが目的ですけれども、家の中に居てラジオを聞きながら花火を見てくださいと、また車の中とかそういったところで見られるというのは非常に画期的な方法ではなかったかなというふうに思いますし、またその地理的な条件を去年1回しているのですその部分もあるかもしれませんが、その部分でも非常に私としてはやり方的にもこのコロナ禍の中での部分では大きいイベントではなかったかなというふうに思っております。ボランティア活動につきましては周知の方法だったり実務的な作業の部分ではやっぱり集まっていけないと出来ない部分あるかと思っておりますけれども、先ほど議員がおっしゃられるようにコロナ感染対策にどちらかというところ事務局的なところは少し重きを置いてもらって活動をしていただきたいなというふうにも思いますし、私のほうもそうやって住民の皆さんに促していきたいなというふうにも思っております。また、イベントそれから住民サービスを今からいろんなかたちで皆さんも考えていくと思っておりますが、やっぱりウェブを使ってイベントを行うというのが今からもっともっと小国町でも伸びていくのではないかなというふうに思います。一部の情報を皆さんに共有していただきたいというところ、それからお互いに情報を共有したり意見を言い合う場所この議会もそうなのかもしれませんが、いろんな意見を交換することがやはりその地域にとってプラスになることも非常に多いというふうに思いますので、会議の場は今でも行われているようにウェブを中心に今から行われていくのも一ついいのではないかなというふうに思っております。私としては、一方向ではなくて役場は特にそうですけれども、一方向で情報を流すことが多いですけれどもやはり双方向でのやりとり、これができるようなかたちを今からは考えていけないのではないかなと思いますので、私としてはいろいろなやり方があると思っておりますけれども、フェイスブックであったりLINEであったりもう一般的にわかりやすい名前と言うとそういったいろんなツールを使って双方向のやりとりができるようなかたちでも考えてまいりたいなというふうに思っているところです。

以上です。

6番（大塚英博君） はい、大体わかりましたけれども。

次に今回の清掃活動含めて地域住民の方々はボランティア活動を年間どのくらいなされているのかというのを、行政として把握していますか。また、ボランティア活動というには有償無償にかかわらず自ら率先して比較的公共性の高い活動に参加することを意味しますが、こういう活動そのものを支援することも大事ではなからうかと思っております。そういう中で、まずは状況の把握というものに努めていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

総務課長（佐々木忠生君） はい。総務課のほうで把握をしております町内のボランティア活動を行っている団体というところがございますけれども、特に小国町ボランティア連絡協議会、それから小国町食生活改善推進協議会など7団体が草刈り清掃作業や高齢者等への食事会などを実施。様々なボランティア活動を行っていくということで把握はしております。それ以外にも把握していない団体、個人等や各町内の各組による地域の草刈りや清掃作業、それから地域の婦人会による活動などもボランティア活動に含まれるものではないかなとこういうふうに認識をしております。また活動については年間を通していろいろ各団体でやられているのではないかなと思っております。それから今後の応援体制といいますかそういう部分でございますけれども、ボランティア活動は地域振興などを図る上で非常に大事な共助の活動であるというふうに認識をしております。今後の地域活動等の推進を図る上からも、小国町ボランティア連絡協議会をはじめとする各種ボランティア団体等と連携、協力を図りながらまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

町長（渡邊誠次君） はい。私からも少しお答えさせていただきたいと思えます。

応援体制をつくることは行政としても大事だと思いますし、一住民としてもいろいろな活動を通して私もやっていきたいなというふうに思っております。私も今まで相当いろいろボランティア活動といいますか地域と一緒に活動してまいった手前、現場のことを行政側に知らせるというのも非常に大事だと思います。個人の活動を行政に伝えるというのは、なかなか伝えづらいところもあるのではないかなというふうに思います。活動を通じて同じ目的を持った仲間の方たちが集まるとやっぱりああではないこうではないという意見も出やすくなると思います。その中の意見が非常に大事な意見が多いというふうに思われますので、是非とも議員皆様お揃いですが、その中でも活動を通じての御意見等々を吸い上げていただいて、是非とも私のほうに伝えていただきたいなというふうに思っております。女性議会の時もお答えをしましたが、町民の皆さんの声を行政側がしっかり聞いていくこと、これが1番大事なところのスタート地点だというふうに思っておりますので、その部分では個人では伝えにくいことはボランティアそれから活動通じて集まることで伝えやすいというのもあると思いますので、繰り返しになりますけれどもその意見を大塚議員含めてお伝えをいただきたいというふうに思います。その中から町もしっかり協議させていただいて、できる部分からというところちょっと語弊があるかもしれませんが応援体制をしっかりつくっていききたいというふうに思います。先ほど総務課長が何組かのボランティアの団体のお名前を挙げましたが、これ以外にももちろん相当な数のボランティアの皆さんがおられます。その活動をいちいち全部把握するというのは本当は非常に難しいかもしれませんが、それでも現場にできるだけ出ていくことによって把握もできると思います。私としてもできるだけ現場に赴いて皆さんと一緒にいろんな活動をしたいというふうに思ってお

ります。

以上でございます。

6番（大塚英博君） ありがとうございます。ボランティアというのは、本当の心の思いやりという中でいくわけございまして、本当に親が子どもを見るように、そして何かあった時、困った時に対してはすぐ駆けつけて手助けをするというそういう心の問題だと認識しております。これから経済が停滞していきますと、どうしてもそれを行政に頼らざるを得ない部分がたくさん出てくると思います。しかし、自分でできることは自分でする地域でできることは地域です。なるだけ行政に頼らないで本当にお金がない時、これが絶対できないということだけを頼っていくという、それに対してはボランティアというものはこれから先の町を支える大きな力になろうかと思えます。私はそういった心の目というものも非常に大事な点ではなかろうかと今の答弁で非常にありがたかったですけれども、そういうことを思っております。

続いて、下町公園と殿町公園の今後についてでございますが、行政としてどのように考えておられるのか、またほかの公園と同じように維持管理というものがあるならば今現在の殿町・下町公園においては、看板設置がなされておられません。本当に情けないところでございます。そういうところを今後についてお答え願いたいと思えます。

総務課長（佐々木忠生君） はい、お答えいたします。

下町公園、殿町公園等に人工的な整備を行っている自然公園で小国町の普通財産として管理をさせていただいております。両公園の維持管理に伴うボランティアによる草刈清掃に関しましては、ボランティア連絡協議会をはじめご参加の皆さんに感謝を申し上げます。今後につきましては、自然景観を活かした自然公園として町民との憩いの場として管理していきたいと考えております。また、両公園とも高台に位置しておりますので車などの移動が必要であると認識をしております。必要最小限の駐車場の確保を視野に入れて、地域の方々の意向を確認しながら今後検討をしていきたいと考えております。またその他の公共的な公園の維持管理という部分でございますけれども、行政財産としてけやき広場、スギトピア公園、富くじ六花園などの公園があります。中心市街地、公園施設である町民等の憩いの場として町主体により維持管理を行っていききたいと思っております。また下町公園・殿町公園の看板設置というお話でございましたけれども、下町公園には看板といいますか標柱みたいなものが郵便局の前にあります、ただいかんせん老朽化をしておりますので関係課と協議を行いながら修復を行っていききたいというふうに考えております。また殿町公園には議員のおっしゃるとおり看板等はありませんので、地域の方々の意向を確認しながら整備を考えていききたいというふうには思っております。それから先ほど言いました行政財産であるけやき広場、スギトピア公園、六花園につきましては、けやき広場の部分には以前薬味野菜の里ができる場合には標柱的なものがあったと思えます。ただ今現在はトイレの所に中心市街地で作った標柱的なけやき広場と書いた看板があります。スギトピア公園につきましては国道

212号線側に看板があります。それから、六花園には以前トイレの所に看板があったのですが、これも老朽化して壊れましたものですから、これについても先ほど申しましたように関係課と協議を行いながら修復それとも新設というような部分で検討させていただきたいというふうに思っております。

6番（大塚英博君） 殿町と下町公園についてはもう以前からずっとそういうふうな公園として利用されておりましたけれども、今人口減少と同時にいろんな面で利用というものが少なくなっているのが現状でございますけれども、しかし、これから高齢化が進みますとそういう方たちの憩いの場というそしてまたそういう中で何か新しい芽が出てくる、子どもも一緒になって遊ぶだろうしそういうふうな地域での公園ということの中ではやっぱり先ほど言いましたように、ボランティアという中で新たな整備というものが出てくると思います。そしてまた、ただ造るだけで維持管理だけしておけばいいというものではなくて、それを利用しなければ意味をなさないわけですが、しかし主体がどこなのかということになりますとやっぱりそこは非常に行政にお願いしたところなのか自分たちでできるものかという一つの線が出てくるかと思っております。そういうのを含めますとやっぱりこの線においては行政が先にしておいてあろう。その点の後においてはその地域においてそれを伸ばすも減らすもやっぱり地域の方々をお願いをする。そういうことだろうと思っておりますのでやっぱりこれから先の住民のために公園がより一層利用されるようなことへの期待を思っております。それでは、ボランティア活動の支援体制の充実と殿町公園の今後についてということについて、次の質問に移らせていただきます。

7月の豪雨災害において小国町においては大きな被災を受けました。同時に杖立の地域の被災については報道にありましたようにあの状態は目に焼きついております。今現在ある程度回復されておりますけれども、どの辺まで回復されているのかまずお聞きしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） はい。建設課長の答弁もあろうかと思っておりますけれども、私のほうから地元でございますので数字はわかりませんが、内容的なところでお答えをさせていただきたいと思います。議員おっしゃられるとおり本当に7月の豪雨で非常に大きな被災を受けました。個々の事業所、例えば旅館とか商店に関しましてはそれぞれの努力もありましてほとんどのところが元に戻っているといえますか、お客さんの数はまだ正直言いますと7月豪雨が原因なのかもしくはコロナウイルスの感染症が原因なのか非常に難しいところはありますが完全に戻っているわけではございません。しかしながら、現状として崖崩れといえますか崩落があった所、九州電力のところそれから崖地それから温泉街の中に関しまして大きいところのどちらかの応急の工事的なところはほとんど終わっております。それから河川の掘削、これを国のほうが早急に対応していただきまして、今水位は多分80センチぐらいは減っているのではないかなというふうに思っております。ですので今年の今のところ豪雨での雨量では杖立地区では大きな被災は受けてないというところではあります。今測量が終わっているのが杖立の町道です。メインストリートといいま

すか町道の部分がありますけれども、そこに議員の皆様からもお願いいただいたように側溝の工事を進めたいというふうに思っておりますので、その測量まではこの前入札が終わったところです。大体そのぐらいで今進んでおります。それから旅館の公費解体、それから民家の公費解体含めたところで9月末には大体終わるのではないかという予測でございます。かなりの部分で杖立の復興とまでは言いませんけれども復旧のほうは進んでいるような状態でございます。一番大事なところは雨が降っても水位自体は去年みたいに雨が降ればやっぱり水害は発生するとは思いますが、それでもやっぱり1メートル以上の水位は下がるのではないかというふうに言われておりますし、住民の方たちとお話をしてもやはり河川の掘削これが非常に安心をしたというところを私も聞いておりますので、国それから県動きも含めて感謝をしているところです。

私のほうからは以上です。

建設課審議員（小野昌伸君） はい。お答えしたいと思います。

今の町長の答弁に補足というかハードの面でちょっとお話をしたいと思います。まず河川のほうにおかれましては一応下流域の紅葉橋から下流桜橋から上流の区間を今町長が述べましたとおり国土交通省直轄の河川でもありますので、そこを掘削いたしまして雨が降っても流下能力をアップさせて越流をさせないという目的で掘削が終わっております。今後の課題としましては、それでもやはり全ての川の水が杖立に集まりますものですから、いかに旅館街に越流させずスムーズに流す計画を国土交通省のほうで考えていただいているので、今計画途中測量途中ということで流速の計算とかどれだけの断面を流しきるかというやつで今計画をしていただいておりますので、もう少し具体的にになったらお示しができるかと思っております。あと杖立の山腹からの流入にしましてはいかにスムーズに河川まで流すかということで、先ほど町長おっしゃった通り測量が今から開始しましてスムーズに認可、越水しないように流す計画を今から立てていきたいと思っております。杖立の件は以上でございます。

6番（大塚英博君） 杖立の防災対策というのは非常に大事なものだと思っております。小国町においても唯一の観光地でございますのでやっぱりこれから以前のように安心して安全な場所というものが絶対条件でございますので、その点についてもやっぱり防災対策というものをこれから対応ができるようにしていただきたいと思っております。それから、河川のことについてでございますけれども、豪雨災害において支川というものが小国町にはたくさんあります。そういう支川の今災害復旧というものが進んでおります。これは毎回災害が起きるたびに支川の復旧というのが付きまとうわけでございますので、本線の筑後川であろうがそういうものに対しては国とか県とかいうものが管轄で上がってきますけれども、支川においては災害が起これないという復旧にはできないという。しかし、今しておけば大きな災害にはならないだろうという部分もかか見受けられます。そういう点について予算があまり付いていないということを耳にします。しかし、住民の環境から見たときには、そういう点についてはどのようなお考えかお聞かせください。

建設課審議員（小野昌伸君） はい。お答えしたいと思います。

まずは県河川の取組みの状況から御説明させていただきたいと思っております。護岸整備にしましては委員会の時もちよっと述べましたけれども、平成27年から今年度で完了しますけれども小園川、上田の柿迫橋から上流1.2キロの河川の護岸整備と管理用道路の構築を行っております。令和3年度で完了の見込みとなっております。それからやはり議員もおっしゃったとおり令和2年度の豪雨によりまして非常に河川に堆積物が溜まっております、土砂等がですね。その件で熊本県全体で考えればやはり人吉地区の球磨川直轄河川をはじめとして県全体でまずは浚渫を行う。浚渫というのは河川の掘削を行うということで、直轄の9河川以外は全体で123の河川を県のほうは取り組んでおります。ボリュームにして120万立米。10トンダンプが6立米積んだとして20万台分。これを掘削していこうではないかというかたちで今年度の5月にはほぼ完了しております。阿蘇管内では16河川の8万立米。うちの管内でいえば3河川の8千立米というかたちで先ほど述べたとおり筑後川の直轄河川の上流。あとははげ川の旧下城小学校との合流地点、あれがはげ川と筑後川の合流になります。そこの掘削を行っております。それから、志賀瀬川。消防署の前ですかね北部分署の前を若干やりました。まだちょっと上田付近にもかなり南からの流入で広田地区とかいろんところが堆積物が多いものですから、ちょっと渇水期といいましょうかもうすぐ台風も来ていますけれども水の量が減ってからまた入っていくというかたちで、随時溜まった所は建設課の職員でパトロールをしながら、県の職員でパトロールをしながら民家に被害を与える恐れのある河川からまずは浚渫を行っていくという事業になっております。町の河川は、準用河川、砂防河川、あとは普通河川ですが護岸がやられていますので、まずは災害復旧を急ぐというかたちで行っております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） はい。大塚議員からは災害がある前にどうにかならないだろうかと。確かに住民の皆様からもそういったこともありますし、町としてももうどうにかならないのかというところで実は杖立の先ほどの側溝の部分ではなくて、水路を1本入れたいという要望をずっと県のほうにも議員の皆様から請願を受けて出させてもらっておりますけれども、その部分でも今話を県のほうと何とか補助を付けていただきたいというところで、本当は防災減災国土強靱化緊急対策事業債というのをお借りしてというふうに話を県のほうと今詰めていたのですけれども、もう少し良い負担がより少ない起債があるというふうに伝え聞いておりますので、もう少し県との協議を進めさせていただいて事前のさっき言ったように、防災減災の国土強靱化の部分でしっかり進められるように話を進めていきたいと思っております。ただ、やっぱり現状としてただ危ないというだけではなかなか難しいというところまで条件がかなり重なってまいりますけれども、町としても議員の皆様から請願いただいた部分は最優先にしなければいけないというところは考えておりますので、しっかりと県と協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

6 番（大塚英博君） それでは、最後の質問に移りたいと思います。住環境の整備という観点からの森林整備について質問をしてみたいです。よく住民の話の中に近くの木を切ってくれて非常に明るくなったとか、前氷っていたけれども木を切ったおかげで非常に冬安心して通れる、また今まで日が当たらなかったけれども最近は非常に日が当たるようになった。そういう話の中にこの森林整備というものが特に住環境の中での森林整備というのは、町がいろんな方向で取り上げている道路沿線沿いの伐採においてとか林地においての伐採においてとかいろんな補助金等の要綱についてございます。しかし、よく停電というものが災害の時には起こりますけれども、この停電というものはやっぱり電線に引っかかって遮断されたというのをよく聞きます。やっぱそこに何らかの支障を来したわけでございますけれども、これは道路沿線沿いではなくてもいろんなところに関わっております。しかし、電柱を立てる側からしてみれば非常に言えない立場でございます。ましてやっぱり停電という中で住民の方々が被害を被る。そういうのも考えるべきではなかろうか。また同時に木がどんどん大きくなればなるほど日照権の問題もありまして日陰をさすやっぱこれも一つの住環境ではなかろうか。そういうふうな森林整備というものは単なるものではなくて、住環境という中での森林整備というものを考えていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

建設課長（時松洋順君） お答えになるかどうか自信ございませんが。

お話の中にありました町道の沿線につきましては御案内のとおり危険木の伐採、搬出を促して道路の通行不能を防ぐそういったことを目的に、議員がおっしゃいました事業が今制度としてございます。決算の委員会等でも御意見いただいておりますので、その事業については今後前向きに拡充できればいいかなというふうに検討していきたいとそういうふうに考えているところでございます。

以上です。

6 番（大塚英博君） 以前同僚議員からもこのような質問がございました。よく雑木が大きくなってそれが道路のほうにやっぱり日陰をさして車が非常に通りにくい所というのが多々ありますけれども。この雑木というのは最初は種子が飛んできてそこに小さな枝ができてそれが大きくなってそれが何十年も経ったものだと思うのですけれども、しかしそこの造林整備というものは前もってそこを整備しているわけでございますけれども、その中で抜けている部分でございます、はっきり言って。そこまで手を差し伸べて切ろうと思えば切れたのにただそのまま放置された部分というのは道路沿線沿いにたくさん見受けられます。これも前同僚議員が言われたようにそれが車の支障を来したり、いろんな道路に出てくることに対して支障を来しているということを言われましたけれども、そういうのもやっぱり含めて検討をしていきたいなと思います。先ほど課長のほうから答弁がありましたように、今後そういうふうに考えていきますということであればそ

いうことも含めて、人間住んでいる方たちが本当にそこで安全で何不自由なく生活ができるという環境が非常に大事かと思われまますので、その点は十分考えていただきたいなと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） はい、お答えしたいと思います。

今議員おっしゃられるとおり、そこところは本当に建設課としても悩み多き部分でありまして、刈っても刈っても草は生えますから今が大体高さ1メートルから2メートルの間で法面を切っていく。うちはこういう急峻な所がありますから道路改良をすれば1段2段3段かなり高い位置まで法がある。それを最初は芝できれいに張っているのですが種子が飛んできて鳥が運んできてもう雑木林になってしまうというところそこでその処理に非常にやっぱり悩むところがありまして、今何か補助事業はないかということで先ほど町長も述べましたとおり防災減災の中で事前の法面の応急とかそういうのもありますけれども、なかなかこれが一度改良した所にはなかなか使えないので今崖地に迫っている道路とかそういうものをモルタル吹付とかいろんな法面の手当てをするというのに使いますが、なかなかそこは県のほうも苦勞をしております。あとはもう県と一緒に国に要望を上げながら地方が困っているというところで県のほうとタイアップしながら、今後はその法面の保護に関して要望し続けるしか方法がないかなと今のところは思っていますが、できるだけ草刈りをしながら気づいたところの倒木があれば切っていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

6番（大塚英博君） いろいろありがとうございました。これで、三つの点についての質問を全部終了いたします。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を13時50分から行います。

（午後1時36分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時50分）

議長（松崎俊一君） 7番、西田直美議員、登壇をお願いします。

7番（西田直美君） はい。7番、西田です。

9月の一般質問を行います。去る7月25日に小国町で初の女性議会が開かれました。19名の方々が参加され活発な質問をされました。さすがはSDGs未来都市に選定された小国町だと評価も高かったと思います。女性議会を開催されようと思った渡邊町長それから開催準備をしてくださった男女共同参画委員会の穴見委員長、久野副委員長の骨折りにも感謝をいたします。また、答弁くださった課長の皆さん方にも女性議員の1人として御礼を申し上げます。さて、大変有意義な第1回女性議会だったと思いますが、今後これは定期的に開く予定はあるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい。女性議会自体の主催は議会のほうになりますので、議会のほうでお決めになっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

7番（西田直美君） はい。わかりました。是非とも同僚議員の皆様にも、要するに子ども議会は

ありますけれども女性議会があるところはなかなかないので有意義な機会を皆さんに与えていただけるといいなというふうに思っております。今回の私の一般質問ですけれども、女性議会の答弁の中で何点かもう少し詳しく伺いたいと思うことを質問したいと思えます。大変興味深かったのがこれまでの2年間で私が一般質問の時にしましたSDGsこれはついこの間6月の一般質問で行いました。それから観光パンフレット2019年の12月、それから情報発信に関する広報おぐにについては2019年の6月と9月、それから2020年6月と3回お話を伺っております。移動販売についても今年の3月に質問をしております。これが何でまた女性議会で皆さんが質問をしたかという、それだけ町民の方の関心があるという話題であったのだろうというふうに理解しております。また、すでに解決されたものであれば重複して聞く必要も何でも再度聞く必要もないことですが、まだ十分に納得のいくような問題解決がなされてなかったがために皆さんが伺ったということもあると思えますので、それについて、質問をしていきたいと思えます。

まず最初に、調理室の事から伺いたいと思えます。女性議会で杉本議員が山村開発センターの時にはあった調理室が新しくできた町民センターにはない。作る予定はないのかと質問をし、町長は単体で作る予定は今のところないということをおっしゃいました。それでは伺いますが、なぜ調理室が必要と言っているのか、その理由はどのようにお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 調理室が必要なのは昨日も生活改善の和田会長とお話を实はしました。私の話を申し上げて非常に悪いですが、来週男性料理教室をするということですので私が講師になるということでございました。いろいろなかたちでまた携わっていききたいというふうに思いますが、調理室につきましてはたくさんの調理が一遍にできる場所が欲しいという要望はありました。また、私も1回参加させていただきましたけれども、グループのほうで隣保館あの時は初年度でしたので70何人の方がおられたと思えます。70何人の方と一緒に私のお話の後で皆さんでお昼御飯と一緒に食べるということをしました。あの時もポテトサラダだったりもちろん汁ものから御飯全部含めて非常に手作りの温かいお料理でおいしかった覚えがあります。その中で私もピンク色のTシャツを着ていろいろとお話をしましたけれども、一番大事なところはその当時ではたくさんの方に集まっていただいて、やっぱり少しでもそういった料理を食べていただいているんなお話をその中でしていくというような集まりが大事だというふうに私は感じておりましたので、当時からいろんな集まりに顔を出すようにしております。たくさんの方が集まっていただく場所がないということでしたので、その意味で調理室が必要だと。防災の部分ではこの前答弁で答えたように、どこが被災する状況かわかりませんのでできるだけ分散するようなかたちのほうがいいのかと思えますという私の方針というかやり方もお伝えさせていただきましたけれども、たくさんの方に集まっていただいた上での部分でございますのでその部分で大きめの調理室、それから食べられるところが必要である、隣保館では少し場所が狭いというようなお話だったというふうに私は感じております。

以上です。

7番（西田直美君） はい。それでは、開発センター時代の調理室。これはどの程度、どのくらいの頻度で使われていたかということは、お答えいただけますでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） はい。教育委員会のほうで旧開発センターの管理をしておりましたので、その当時熊本地震前ということで平成26年、平成27年度の台帳のほうでの確認をさせていただきました。回数としましては、平成26年が17回このうち主なものとしては男性料理教室が2回、あとは食生活改善推進員のほうが2回、あとはイベント等で3回ほど、あとは今の町民課、当時の福祉課のほうが乳幼児の健診の時におやつづくりを食改と一緒にされていたと思いますが、それが10回ほどということで17回。平成27年度も、ほぼ同様のかたちで利用がされておりました。

7番（西田直美君） 小国町食生活改善推進員連絡協議会、通称食改ですけれども、教育委員会のほうに聞いたときには記録が残っていないというようなことでしたのでそちらのほうに伺いましたら、食改のほうでは記録をちゃんと残しておいて2016年に熊本地震がありましたけれどもその前年度だけでも食改だけで21回。栄養講座であるとか1歳半の食事指導、男性教室、シニアカフェ、人権フェスティバルのおやつづくり、戦没者追悼式での記念品、県外との交流などで21回は食改だけで使っているということでした。町のほうでも使っていることもあるでしょうし、それ以外の団体とかグループが利用していたということもあると思います。婦人会のほうにも問合せをしましたが、婦人会のほうでは2、3回使っていたかな、記録は取っていないということでしたので、その辺のところは定かではありません。この間の女性議会のときに出てきたのが主に災害避難の時のことについてというのが出ておりました。避難するときに食料を持って出てくれとか、3日待てば救済が来るとか、まずは備蓄食料を食べてくれとかそういうことがあったのですけれども、災害避難のことだけのために調理室が必要だと言っているわけではないということをお聞きしたいなというふうに思います。阿蘇郡内で調理室がないのは小国町だけだというふうにもおっしゃっていました。町民センターに調理室を造ることを考えていないというのは町民センターが汎用性が高いからだということだったのですけれども、それならば以前開発センターにあった調理室がこれがゼロになった。それ以外の代替施設として、さっき言われた隣保館。70人がやるのにはちょっと手狭だったというふうにおっしゃいましたけれども、開発センターに流し台が8台あったそうです。ところが隣保館には3台しかない。女性の方々何人にも聞きましたが皆さん町民センターにできるものだと思っていた。お願いをしているからできるものだと思っていたけれども結局はできなかったということで、それでは隣保館の調理室が広げられないのかと言ってもそれは別に今のところ変わったことがない。それでは、それ以外の所の代替施設を変えようとかそういう予定はないのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい。代替施設の改修等々の考えもしておりますが、私からは会長に御提

案させていただいたのは是非JAの会場を使っただけではないでしょうかというお話はさせていただきます。もちろん隣保館でできる人数の程度であれば隣保館でしていただいて、それ以上の大きい人数であれば年に何回されるのかわかりませんが、JAのほうで料理教室なり料理と一緒に食べることになるのかわかりませんがあそこは調理室もありますし会場も隣の会場が広くございます。もちろん予算はかかりますが年に2回の予算であれば会場費の持分も含めてJAとお話をさせていただきたいというお話も和田さんにはさせていただきますので、その部分ではそのグループのほうで御検討いただいているものというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 薬味野菜ができる時もそうだったのですけれども、例えば調理室というのはこれは男性と女性で認識が大きく異なる部分の一つだろうと思います。日頃台所に立たない方とかは別に台所なくてもいいのではないかと思われることもあるかもしれませんが、同じ女性であっても年代によってその重要性が変わるということもあるかとは思っています。しかしながら防災の面だけでなく、例えば食育の問題であるとか子どもたちの食育の問題のときに使うとかという時に、もともとあったものがなくなってしまってその代替施設の改修もなしにそんなに自由に使えるようなもの、JAの施設を使おうと思ってそんなに自由に使えるようなものでもないと思います。不便さがなく安心して皆さんが使えるようなものを提供するという事は非常に大事なことでと思いますので、これももう一度しっかりお考えいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい。私も調理場というかキッチンに立たないほうではありませんので、その部分では何となく女性のお話を料理の部分では分かる1人というふうには思っております。用途から考えれば食べるのが30人以内ぐらいであれば隣保館でいいのではないかなというふうに思います。それからやはり大人数を相手にするにはやっぱりある程度の計画のもとにその調理室を使わないとイベントとは言いませんが大変だというふうにも思いますので、その部分では計画性を持って使っただけならば私は今の現時点ではJAの施設もありますし隣保館もありますし、この前は柏田の公民館で防災事業のときにも料理をされておりました。また黒淵の公民館でまた防災事業で料理をされるということでございました。食改の皆さんも非常に工夫しながら自分たちで努力されて料理をされているし、大きい小さいでいくと先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、あんまり大きいイベントはなかなか今できないのかなというふうに思っておりますが、もしやるのであれば今のところ言えばJAの施設を使うのが一番効率がよろしいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） はい。これについてはまたおいおい考えていきたいというふうに思っております。

それでは、2番目にSDGsについて伺いたいと思います。SDGsについては前回6月の一般質問でも私は伺っております。そのときにSDGs未来都市計画及び第6次小国町総合計画基本構想についてというところで伺いました。そのときの答弁を一応私のほうでまとめて考えたところで、SDGsの取組に町民に十分に周知ができていないのか、何をやればいいのかわかっていないのか、一部の人だけでできることではないということも申し上げたと思います。町民自身が新たな産業や経済活動を担うために特性を活かすための知識スキルノウハウを身につけ挑戦していくことが必要とある総合計画基本ホームにあるのですが、私としてはすでに持っている知識と価値スキル、経験を生かす経済活動を考えなければいけないのではないかと。高齢者の多い小国町にとってはこれまでの持っているノウハウを十分に生かすことが重要ではないかということをお願いいたします。それを踏まえて今回高校生がした質問というのは1つ私が言及していなかったジェンダー平等についてというのを高校生が質問をしました。SDGsの5番、ジェンダー平等の実現に向けて小国町で活動を行っているかというものでした。そのときの答弁で中学校の制服のことはお話をなさいましたが、町の取組については答えがなかったと思っております。男女共同参画社会づくり「一人ひとりが輝いて暮らすまち」で、目標値を掲げて取り組んでいるというふうに議事録にありますけれどもこれは具体的に何にどれだけの目標値を掲げているのかお答えください。

町長（渡邊誠次君） はい。SDGsの取組は2018年から取り組んでおります。もともとはあったのかもしれませんが、2018年に小国町がSDGs未来都市に選定をさせていただいてからスタートをしているような状況でございます。ただその年、次の年、皆さんSDGsテレビでもいろんなところでも聞かなかったと思います。多分去年ぐらいからではないでしょうか、SDGsとテレビで言い始めたのは。やはりSNSそれから議会の皆様は情報的には私もそうですし北里町長のときにもSDGsという言葉はもう知っておられたと思います。しかしながら、やはりその概念であったりSDGsという言葉自体が、町民の皆様が届くにはそんなに簡単ではないというふうに思っております。テレビから今、朝からよくSDGs言われておりますけれどもよく最近SDGsというようになったね、小国町はSDGs未来都市としていたけれどあの頃は全然みんな言っていなかったもんねというお話も聞きます。私はその言葉を聞いて反省もしております。しかしながら、こちら側で発信をする情報量としても少なかったのかもしれませんが、さすがにテレビで毎日あるように情報発信はできていなかったというのが現状だというふうに思っております。その中でこの前の女性議会でもそうですし事あるごとにSDGsのお話をさせていただいております。議会で私は手を使って「小国はみんなでSDGs」、これはやりませんが、私はいろんなところでラジオでも地域の活動の話合いのときでもいろんな会議のときにもできるだけこの「小国をみんなでSDGs」というようなお話をさせてもらっています。それから、

これはしっかりテレビに映ると思いますのでおぐチャンでも放映していただきたいと思いますけれども小国のSDGsは、「さあみんなで、できることから、がんばって、しあわせになろう」と、そのSDGsです。それをしっかりと広めていってわかりやすいSDGsで皆さんと一緒に町を盛り上げたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

政策課長（石原誠慈君） 先ほど西田議員の質問の中に、女性議会で男女共同参画社会の話をさせていただきました。それに目標値があるということで答弁はさせていただいております。その具体的な内容ということですかね。この男女共同参画社会づくり計画というのが2018年平成30年から令和4年、来年まで5年計画があります。この中で今言われた具体的な内容と目標値なのですがその中にいくつかありますが、まず性別による役割分担に同感しない割合という目標というか、その頃のパーセントと令和4年来年度の目標値があります。これが令和29年は67.1%、それを来年度の目標として掲げているのは70%という内容のものもでございます。それと男性は仕事、女性は家庭という性別役割分担意識に同感しない人の割合これが当時策定した頃は67%。目標値が80%です。いくつかお話しさせていただきましたけれども、この策定したその前の年に住民アンケートをとっております。その中でアンケートをこちらのほうでその結果を見まして、平成29年度の数値ですが最初の数値を挙げたということです。

以上です。

7番（西田直美君） そうですね。性別による役割分担を意識しないということが67.1%から70%、男は仕事女は家という意識をなしとするというのが67%から80%にという数値目標です。これは数値目標。問題なのはこの数値目標を上げるためには何をしているのかというところが一番の問題だろうと思うのです。結局その概論は言えるのだけれども、誰だってSDGsに反することだし、これの数値は67.1%が70%、5年間で。それからもっといって本当は100%に限りなく近づいていければいいだろうということは誰でも思うことです。ではそのためにそれを策定した町側としては具体的に何の啓発活動をやっているのか、そういうことを伺いたいのです。

町長（渡邊誠次君） はい。まさに先ほどお答えした女性議会がその一番の最たるものだというふうにも思っております。そういうようないろいろな啓発を含めて活動を通した上で女性男性私あんまり差があるようには思っていないのですけれども、やはりきっかけの部分だったり関わりの部分だったりというところで差を感じられている方も多いというふうに思われます。やはりこう見たところでそうですけれども女性は少ないと思います。この部分でも町として考えなければいけないところではありますけれども、実質結果として今回男性のほうが多くて女性のほうが少ないというふうになっておりますけれども、その考えの中ではもちろんSDGsの中のジェンダー平等をしっかりと考えさせていただいてそれに基づいてしっかりと動いているようなところがあり

ます。町が進んでいないというのがわかっているからこそ、女性議会を含めてたくさんの町の方の意見を聞きたいというのが私の本音でございます。

以上です。

7番（西田直美君） はい。その点では私も女性議会の意義が非常にあったので最初の御挨拶を申し上げたところでした。広報おぐにでも毎月SDGsの17ゴールの内容を紹介しているということがございました。これは先月号の広報おぐになのですけれども、裏に小国はみんなSDGsとってゴール8ですね、働きがいも経済成長もと書いてあるのですけれども、正直これを読んでこれでSDGsってこういうことだろうなというのですけれども、やはり大事なのは町民の皆さん一人ひとりの中にしっかり落とし込んでいただくためには英語でいうとパーソナルアイゼイションというのですけれども、要するに自分のこととして考えられるように身近なところとして考えられるということを引き合いに出してまずはこれからやったらいいのですよとか、こんなことをやってみましょうよということの誘いかけがないといけないと思うのです。確かタベ小国町の公式ホームページのところで見ましたら、これの9月号がもう出ておりました。今回の分については後半のほうで小国町ではこういうふうなことをやっていますというのがあったので、9月号の分のほうがすごく分かりやすかったと思います。ああいうかたちでもっとわかりやすく、もっと一人ひとりの町民の方に身近なこととして捉えていただけるようなこと。SDGsというけれど何なのあれという人がほとんどです。それはですねと言って私なんかよく引き合いに出すのが昭和30年代ぐらいの日本で貧しくてもみんなが楽しく頑張っていた時代があったではないですかのところあたりから出してくるのですけれども、もっと身近なところでいろいろな啓発活動をやっていただければ身近なSDGsということに皆さん認識いくのではないかといいふうに思っております。何をするかという本当に具体的に。だから中学校がそのジェンダー平等についてというところで制服を考えるということ、これはもうあっちこっちの学校でやっていることなのですけれども、そういうこともとてもすばらしいことだと思うのです。LGBTQについてでももう少し突っ込んで、多分都市部であろうとこういう地方のほうであろうとLGBTQについての人間の割合とかというのはそれほど変わらないと思うのです。意識もみんな変わってきている時代で、要するに地方と都市部の格差というのはいろんな面でなくなっている。情報格差もなくなってきたということを考えたときには、小国のほうでもそういうことも取り入れていくべきところではないかというふうに思います。それは、政策課だけの問題ではなくて教育関係にもすごく大きく影響するところだと思いますので、その辺のところも是非お考えいただければと思います。

もう一つSDGsの中で2番目に高校生が伺ったのが、小国の環境保全のための活動を教えてもらいたいという質問がありました。渡邊町長は省エネやごみの減量が大切だというふうにおっしゃいました。また、太陽光発電や省エネ機器を使うこと、ごみの減量にはエコバックの流用や

ごみの分別が有効だとおっしゃいました。さらに、不法投棄の予防策を講じることも大切だということをおっしゃっていましたが、それでは現在省エネを推奨するために町の具体的な取り組みはどういうことをやっていますか。

町長（渡邊誠次君） 具体的施策に関しては政策課のほうでお答えさせていただきますが、先ほどの私の答弁の中に、ぜひ家族の中で話し合ってみてくださいという答弁もあったと思います。私はそれを一番言いたかったところではあったので付け加えさせていただきますと思いますが、やはり高校生の方でそれだけ関心を持たれている方が多いということは中学校のときにもかなり勉強されているのではないかなと、それが成果だというふうに思います。町民の皆さん方さすがに2018年以前に学校でSDGsを教わったという方はかなり少ないと思います。ただ確か2018年の高校の試験に出題をされておりますので、ある程度は情報的には出ていたように思われますが、私が大事なのは積み重ねだと思います。小国町で今できてないところも含めてSDGsはずっと積み重ねていって今年よりも来年のほうが発達して、皆さんが知っているというところが一番大事なところだと思いますので、その部分では具体的な施策の中に言い続けるというのはあるのではないかなというふうに思っておりますし、先ほど西田議員が言われたように自分のことのように考えないとSDGsで取組にくいですよという話もありますので、先ほど私が言ったように「さあみんなで、できることから、がんばって、しあわせになろう」、これ行政側はできることからではないと思います。できるだけ頑張っただけでいい。ただし、SDGsは多様性がありますので住民の皆さんにはそんなに無理せずに、できることから頑張っただけでいいという意味で、私はできることから頑張っただけというふうにお伝えはさせていただいております。具体的なお知らせについては、政策課からお答えを申し上げます。

政策課長（石原誠慈君） まず省エネについてです。まず地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出をなくす取組が必要だと考えております。特に地球温暖化に及ぼす影響が最も大きいとされるのが二酸化炭素だと言われております。そのために小国町SDGs未来都市計画では、地熱とバイオマスを活用した再生エネルギーの推進を掲げております。

すみません。省エネについては以上なのですが、先ほどから出ていますSDGsの取組に対して私の個人的な考えになるかもしれませんが、答弁をさせていただきたいと思います。先ほどジェンダー平等の話の中でもありましたが、どんな取組というのがあります。SDGsには17のゴールがありましてそれに向かって取組を進めていくのですが、まずその取り組む前にジェンダー平等でいうと、なぜこのジェンダー平等の実現が必要なのかと。それをまず気付く、理解できないとその先の取組には入っていけないということだと思います。まず気付くところから。17ゴールありますけれども全てについて住民の方にさっき言われた啓発の部分もありますので気付いていただく。まず気付いていただくことからジェンダーでいうとまずその先入観というのがありますので、その先入観をまだまだ持たれる方は少なからずいらっしゃると思います。その

先入観というのが男性でなければ女性でなければというような考え方、先入観です。その方々がどう変わっていくかという部分になるかと思えます。何を言いたいかという、例えばその方たちがそういうことに気付くあるいはそういう勉強をされて気付かれるのが一番いい方向に行くのではないかと。ただ勉強する合間もないというときに、今度は周りで生活しているそれを知っている方理解されている方がやっぱりその方に教えていくというのが一番大事な部分かなと思えます。そういうことが少しずつ広がっていくことが、さっき言ったジェンダーの実現にも少しずつつながっていくのではないかと考えております。さっき言ったジェンダー平等では男性にしかできないところもあるし女性にしかできないところもありますが、それはお互いに分担し合って日常生活を進めていっていただければそれでいいかなと思えます。すみません。今は、私の考えの思いのところを話させていただきました。

7番（西田直美君） はい。ありがとうございます。先ほど家族の中で話し合ってくれというふうにおっしゃいました。それがとても大事だと思います。ところが家族で話し合えない家族もいっぱいあります。私も学校におりましたので、今の家庭というのがいろんな家庭があります。家庭の中で親子で話が出来ないところは山のようにあります。積み重ねが大事って、何を積み重ねるのですか。それが、町長の答弁でよく私思うのですけれども、目的語がわからないのですよ、何を積み重ねたらいいのか。おっしゃっていることはとても利にかなったことをおっしゃっているのだと思うのですけれども、目的語がないと何を。私が再々具体的にというのはその目的語がないからなのです。もうちょっと詳しく説明していただきたいのです。これについて、だからそれは本当に身近なところでいいではないですか。省エネで先ほど言われました温室効果ガスが問題だから地熱とかバイオマスの自然エネルギーにするのだ、代替エネルギーに使うのだというふうにおっしゃるとそれを小国町がどれくらいにやっているのか、それをどこの課が誰が役割を持って責任を持ってこれだけのものにするのだというふうに言っているのかということをお聞きしたいのです。そのためにこの一般質問をしているわけです。だから、具体的な何かというのを教えてくださいというのはそういうことです。だからさっきのジェンダー平等も67.1が70%になるためには、では何をしているのか、ここですよ。実際の具体的なことは何をしている。ではそれぞれのところでこういうことをやっていますということをお聞きしたいのです。中学校のSDGsには行ってみました。そうしたら本当に具体的なことを子どもたち一生懸命勉強しています。物すごくよく知っています、驚くくらいに。おっしゃったようにジェンダー平等について、なかなかその男の役割女の役割であるとか男らしい女らしいとかいうような従来の考え方についてということ、啓発はなかなか難しいから周りの人がということもよくわかります。それをただしですよ、ある程度脳みその固まった年代の方たち自分たちが生まれ育った成長期のときに持ってきた価値観というのは大体私たちもずっと持っています。それを換えようと思ったときにはよほど大きな機会がないと、何か大きなきっかけがあって自分がこの考え違っていたなど

かというのがないとなかなか集団で変えるというのは難しいことではないですか。それをするためには単なる研修会やりましたとか、皆さんこれやりますからとか、これを読んでくださいだけではなかなかいかない。だからこそういことというのは難しいと思うのです。町長もおっしゃいましたけれど時間がかかります。時間がかかるのだけれどもその時間を例えば5年かかるものを3年や2年で何とかわかってもらおうとするために、私たちはこういうことをやっているのではないと思うのです。だから、それを是非とも目標値を掲げてというのなら目標値を掲げる。では、その目標値を達成するためには何をするか、その1点目は何年がかりでその1年目にはこれをする。最終的に5年間でここまでのゴールは何とか達成するぞということを言わないと、謳うだけでは何もならないということなのです。17ゴールをここで紹介しておりますと言いましたけれども、これが啓発になるかということとSDGsという言葉は聞いたことがあるでおしまいだと思う、正直。それ以上のことになかなかつながっていかないということが問題だと思うので、そこをぜひとも分かっていただきたい。ごみの減量についてというふうに以前おっしゃっていましたが、何といても小国町は広域連合のところでもごみ処理のための費用がすごく掛かっていると。ではそれを減らすために具体的に何かしていますかということをお答えいただけますか。

町民課長（生田敬二君） はい。環境保全に関しまして、役場の各部署で全庁的に取り組まれていることではございますけれども、住民の方の日常的生活の中での取り組みということが町民課のほうで担当している部分がございますので報告をさせていただきます。ごみの減量化ということですが、環境保全活動に関する意識の啓発を図るということで、まず一人ひとりができることからということで循環型社会の形成に向けての啓発、周知活動等を行っているというのが今取組の中心かと思っています。これは今言われましたように役場のほうからでもあり広域行政という主体がございますので、そちらのほうからの取組となっています。お話にもありましたけれども、ごみの減量化には廃棄物の排出抑制ということで適切な分別に関する啓発。広報紙に載せたり、広域行政からのチラシ等を行っております。また資源の3R運動とか言っていますがリデュース、リユース、リサイクルの活動の徹底等これもマイバッグ運動とかレジ袋の削減とかにもつながってくると考えています。また不法投棄に関しては巡回して行政部長にも一部お願いをしまして、そういったところの発生状況も確認をして対応しているというところ。また、各家庭や事業所でのグリーンカーテンであるとか、ライトダウン、クールビズの取り組みの呼びかけ等々も行っております。啓発、周知活動が中心になっておりますけれども、一人ひとりの方が環境問題の意識を高めていくと、時間がかかることかもしれませんがそういったかたちの取組を町民課のほうはさせていただいているというところがございます。

以上です。

7番（西田直美君） はい。是非ともごみの分別とか啓発活動も生半可な啓発活動ではなかなか町

民の方も動かないと思います。誰だって楽したいからですね。徳島県の上勝町なんてもう何十分類もしないといけない。それはそれで物すごく大変なことだと思うのです。だからそれにはやはり町民の方の覚悟も必要なのです。だから、お願いしますだけではなくて、ここに住んでいる限りはあなたたちはこれだけの役割はしないと小国のためになりませんよということを町民の皆様にもしっかり啓発の中に入れていただいていた方がいいと思うのです。楽をすることだけが問題ではなくて小国をどんなふうによくしていくかということが大事なわけですから、是非皆さんもしっかりその辺は覚悟して頑張ってくださいということも啓発の中に入れていただければというふうに思います。

続いて、鳥獣被害について伺います。私はこの鳥獣被害については自分の中ではあまり農業のことをよく知らないので鳥獣被害がいかにかいかにひどいかということ、これまで認識正直しておりませんでした。このたび女性議会で電気柵は有効ではない。ハンターを増やすとかフェンスなどもやってもらいたいという要望がありました。それに対して産業課長のほうから電気柵と金網設置による対策を実施しているという答弁がありました。中山間地域等直接支払制度で17の集落協定が有害鳥獣対策に取り組んでいるというふうなものがありましたけれども、それというのはまず伺いたいの、シカとイノシシの捕獲頭数これはもうこの間聞いたからいいと思います。小国で最も被害の多い地区はどのあたりで、それに対してどういうことをやっているかということ、まずお答えいただけますか。

産業課長（秋吉陽三君） はい。被害につきましてはイノシシの場合は、今一番被害が多いのが水稲かと思っております。そのほかに豆類、芋類等、その他野菜、ダイコン等の被害が出ているかと思えます。それとシカの被害の大部分につきましては、畜産農家の飼料作物であります牧草の新芽をかじるのが一番大きい被害。それ以外にもシカにつきましては、田植えのすぐ後の軟らかい稲の芽です。それとあとシイタケ等の被害も出ているような状況でございます。どこの地区が一番かというところとやっぱりもう装置は標高の高い山の上にありますので町内全域どこでも今被害は出ているような状況でございます。それで先ほど申しましたように、中山間地域での17の集落協定がワイヤーメッシュを張るとか、電気柵の設置を行うとかそういう対策を中山間地域の直接支払い制度または多面的機能の直接支払制度を活用して今やっております。その他の地域につきましてはそういう中山間地域にも入っていないような地域もございますので、そういったところは今町の単独事業の電気柵の購入に対する助成ということで今うちのほうも補助しておりますので、その辺でカバーしているものと考えております。

以上です。

7番（西田直美君） はい、農林水産省の捕獲強化エリアの設定状況というのを見てみましたら、熊本県は県全域にシカの捕獲強化エリアとイノシシの捕獲強化エリアというのが入っています。小国町のほうで小国町鳥獣被害対策助成金補助金という部分なのですが、野生動物生

息数適正管理助成金、それから鳥獣被害防止総合対策事業補助金、えづけSTOP！鳥獣被害対策事業補助金、有害鳥獣駆除補助金、狩猟免許取得費補助金、これの支給先が狩猟捕獲者にイノシシが5千円、シカが8千円。西里とか田原の2部地区の学習実践活動に60万円。これはえづけSTOP！、県が100%出している分です、とかいろいろあるのですけれども。そしてその中に気になったのが、小国町有害鳥獣駆除会というところに鳥獣被害防止総合対策事業補助金として402万2千円、これは国が53.35%、町が45.65%出しております。それから、小国町有害鳥獣駆除会に有害鳥獣駆除補助金494万円というのが出ております。この小国町有害鳥獣駆除会というのは私は今まで知らなかったもので、どういうところで何人ぐらいの方がどういう活動をしているのかを、簡単に教えていただけますか。

産業課長（秋吉陽三君） まずは総合対策補助金のほうですが、こちらのほうはおっしゃるとおり国からシカ、イノシシに対して1頭7千円の捕獲の助成がございます。それに町がイノシシは1頭5千円、シカは1頭8千円を上乗せしましてこれは猟期ではございません駆除期です。ですから4月から10月の駆除期にイノシシ1頭1万2千円、シカ1頭1万5千円の捕獲報償金をお支払いしております。また、その次の有害鳥獣駆除のほうですけれども、こちらは町単独の事業でイノシシ1頭5千円、シカ1頭8千円を11月から3月の猟期に捕った分にお支払いをしているということがございます。

以上です。

7番（西田直美君） 今日決算が終わりましたが、防除設備これが令和2年度の決算で出た分です。防除柵、柵は間違えています、すいません。有害鳥獣防除柵設置事業補助金、これ11名の方に47万4千円。野生動物生息数適正管理助成金、捕獲者の方へ312万2千円。鳥獣被害防止総合対策事業補助金に402万2千円、えづけSTOP！鳥獣被害対策事業補助金に60万円、有害鳥獣駆除事業補助金に494万円、狩猟免許取得費補助金に3万2千400円。合計で1千319万400円というお金が使われているわけです。1千万円ものお金を使いながらこの間のように農家の方が電気柵なんか何の役にも立ちません、どうかしてください、死活問題ですというふうにおっしゃることをもう少し何かいい方法はないのだろうかというふうに素人ながらに考えるわけです。隣接する町でいいますと九重町と玖珠町のほうに私も問合せをしてみました。玖珠町のほうがイノシシが令和元年に478頭、シカは2千115頭、他にタヌキとアナグマなども捕獲しております。イノシシは小国よりも少ないのですけれども、シカは小国が392頭に対して2千115頭とかなり多く5倍捕獲しているのです。大分県の九重町のほうは猟友会、森林組合、振興局、区長会長などで構成された有害鳥獣駆除対策協議会が取りまとめ、国の補助金でワイヤーメッシュ柵などを設置しているというふうに聞きました。毎年1千万円以上の予算で14、5年かけて、さっきお話をしました農水省のこの捕獲強化対策のところのお金も使ってやっているということでした。こういう大規模なことをやることによって被害防止計画での捕獲計画

数の実績を上げることができたというふうに玖珠町のほうでもおっしゃっていました。こういう例えば、国のほうの補助金とか助成金を使ってということは考えていらっしゃいませんか。

産業課長（秋吉陽三君） 国の補助事業につきましては、予防措置は対象となりません。実際に畑あたりで被害があった圃場その団地についての柵の設置とかそういう事業がございます。こちらは農家の方から直接被害があった方が相談にこられた場合は、そちらのほうでの対応も可能かと思っております。ただ、事業の採択要件とかいろいろございますので、そちらのほうを説明しながら対応していきたいと考えております。

7番（西田直美君） はい。この間の女性議員の質問に対して、産業課長のほうからフェンスの設置については県国の事業等を活用して広域的な設置を実施していきたいというふうに考えておりますと言われましたので、是非ともしっかり取組をしていただければと思います。それから、広域的複数の方の取組になると思うので検討してくださいというふうに言っていましたけれども、農家の方だけで自分たちだけで検討するのはなかなか難しいです。ですのでそれを誰が率先して検討して実行するかというところはやはり町のほうでリーダーシップを発揮していただければというふうに思いますので、これも早急な対応をよろしく願いしたいと思います。

産業課長（秋吉陽三君） はい。国の補助事業ですから1名での取組はできません。3名以上の農家の取組、または協議会が設置するとかいろんな要件等がございますので、まずは被害を受けられた農家の方が相談に来られたらそういうふうにも実施するような対応をしていきたいと考えております。

7番（西田直美君） 是非ともよろしく願いいたします。

最後の質問になります。この間の高校生の質問が大変いい質問があったのですがけれども、残念ながら1問当たり7分という時間制限がありました。それで高校生、大人の所に来て町の職員の方々、しかも課長以上の方々町長とかにお話を伺うというのはとても緊張することだろうと思いますので、なかなか質問と答弁のやり取りができなかったということが大変本人たちも残念に思っております。ですので、その辺のところも後の時間で私が伺いたいと思います。

観光についてというところで小国町の観光客に向けての取組について、具体的に教えてくださいというのが質問でした。それがパーセントとしては、小国に来る人は少ないのだということ。外国の人は特に少ないのだということ。それから、温泉、自然、おいしいものという三つの観光資源ということをおっしゃいましたけれども、地域資源を観光資源として活用して町としては商工会と観光協会と連携をとって取り組んでいきたいと思っておりますという答弁でした。この取り組んでいきたいと思っておりますということではなくて、高校生が聞いたかったのは現在進行形だと思うのです。今これに取り組んでいます、これでこれだけの成果を出しています、若しくはこれはうまくいかなかったのでもう一度はこういうことをやる予定ですということを知りたいのだろうと思うのです。ここも具体的なものを聞きたいのです。何となくはぐらかされた感じというの

を感想でいっていた子がいたのですけれども、それは聞いた人が結構皆さん思ったのではないかと思います。ですので何を具体的にというところを現在進行形で教えてください。

町長（渡邊誠次君） はい。はぐらかされた感があるのなら謝罪しなければならないというふうに思いますが、私といたしましても小国高校の校長先生にもお伝えしてあるとおり、小国高校に行って直接お話をさせていただきたい、今後の取組。議会、今日傍聴もいらっしゃいますが、やっぱり一方通行で聞く答えるこれの繰り返しで双方向のやりとりはできません。ですので、この部分ではしっかり子どもたちとやはり私の意見を言って子どもたちの意見も聞いて、すり合わせるということは非常に大事だというふうに思いますので、私といたしましてはしっかり女性議会を踏まえてその後の例えば先ほどの食改の方たちとのお話だったりとか、杖立の女性の方ともお話をさせていただきましても、いろいろなかたちでそれを次につながるかたちにしっかりとお話をしていきたいというふうに思います。もう先ほどはぐらかされたというお話でしたので、私のほうからは謝罪をいたしたいというふうに思います。

情報課長（村上弘雄君） はい。うちのほうから観光ということでございますので、現在の進行形の部分について補足をさせていただきます。現在コロナ禍ということではございますけれども、予定どおり繰越事業としておぐに湯ったり満喫キャンペーンというのをスタートをすることで今動いております。小国町の観光協会のホームページを見ていただくとわかりますが、9月13日から11月17日までを受付期間として、実施は10月から取り組みたいというふうに思っています。それに合わせて宿泊者への特産品の提供、それから繰越事業の中にテレビCMというのがございましたけれどもこれも9月1日から9月17日までKBCとRKBとそれからFBS、3局で放送しております。またYouTubeですが、これ今月1日からですけれども17日までHKT48の女性の方を現地に招いて映像を撮ったわけですけれどもこの部分も今アップしております。今10万人ぐらいの視聴がされております。15秒と30秒と2タイプか3タイプやっただと思います。それからこのYouTubeについては、広告期間中が終わってもずっと見られる観光の宣伝ができるような材料としております。あとこれも繰越事業でやっていますけれども西鉄バスのラッピングを走らせておりまして、博多、天神間を1日8往復ラッピングバスが走っております。これについては観光の情報をアップしておりましてその部分でジャージー等のサービスをこちらに来られたときにできるように、町内の8事業所アイスクリーム等を作っていた方に協力をあおいで10月からスタートをする予定でございます。あとは予定どおりライトアップについては竣工しましたので10月が過去の大イチョウのライトアップの時期と重なってしまっていて、10月から11月にかけて12日間モニターツアーを計画しております。それから、具体的な話として再三話が出ております予約システム、鍋ヶ滝ですけれどもここの部分は実証実験を11月の頭から始めまして周知期間としましては年明けて1月から3月までを周知期間として最終的な新年度本格稼働に向けて実施します。その間は実証試験ということでシステムを

動かすということでございます。直近の今の進捗状況は以上でございます。

議長（松崎俊一君） 7番議員に申し上げます。残り2分を切っております。質問をまとめてください。

7番（西田直美君） はい。質問を止めます。広報おぐにについては聞く時間がないかと思えますけれども、観光パンフレット、アフターコロナではなくてもうアフターコロナはあり得ないと再三いろんなところで言われております。ウィズコロナで生きていく時代になってきてインバウンド旅行客は必ず帰ってきますということ。もうみんなうずうずしているのは、この間から第5波が来る前から人が動いただけでもみんなわかり切ったことなのですからけれども、以前も一度持ってきました小国のパンフレット、英文パンフレット、中国語、台湾語、韓国語ありますと言ったのですけれども、これは以前のときにも私申し上げました英語も間違いがいっぱいあります。古いです、魅力的でないですと言ってその時には三つほど南小国の英文のいろいろなのが載っていて、このカラフルさとか内容の良さを見てください。南阿蘇ではすでにヴィーガン対応のレストランの紹介なんかのパンフレットも出ておりますということを申し上げました。せっかくASOおぐに観光協会に新しい方がきていらっしゃるのであれば、そういう方たちが十分に活躍できるようにいろんなアイデアも持ってきていただきたいと思えます。それから、広報おぐにですがこれが2年前の8月の分です。そのときには確かに、ゴール5ジェンダー平等を実現しようというこれしかなかったのですが、それが2年経って先ほど不十分ではあると言いながらも「小国はみんなでSDGs」ができたということは進展だろうと思えます。是非とも、今後とも広報も読ませたいではなくて読みたいものを、役に立つものを、いかに使えるかということを念頭に置いて作っていただきたいと思えます。森林組合の方にもお願いしたいし高校生も自分たちも作るのに回りたいたいということも言うておりました。是非そういう声を聞いて生かしてもらえればと思えます。

終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は3時から。

（午後2時49分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時00分）

議長（松崎俊一君） 1番、時松昭弘議員、登壇をお願いします。

1番（時松昭弘君） 改めまして、こんにちは。一昨年から今年にかけて、新型コロナウイルス感染症コロナ禍におきまして、また昨年の7月の豪雨災害、町民課そして建設課の方々を初め大変御苦労があったことですね。またいろいろ道半ばということでございますけれども、しっかり町民の負託に応えていただきますように是非お願いを申し上げます、改めて感謝を申し上げたいと思えます。

それでは通告を申し上げておりましたように固定資産税についてですが、今年は3年に1度の

固定資産税の評価替えという年になっております。見直しの状況というのが毎年3年に1度の資産の査定をする中で、どういうふうになっているのかお尋ねしたいと思います。またこの固定資産税というのは御承知のように非常に町の財政の中でも特に自主財源の中で昨年度の自主財源が約6億9千万円。その前年が町税の税収が6億9千450万円という数字でほぼ横ばいのような状況になっております。その中でもこの固定資産税の金額というのがこちらが町税の中の比率からしますと約5割弱です。半分近くの金額が固定資産税の自主財源の比率になっております。これはもちろん今から先にいろんなかたちで法人企業関係の建物とかそういったものが出来てくればそういった資産あるいは法人税等の絡みも出てきますけれども、自主財源の確保というのが非常にこれから先に考えていかなければならないのではないかというふうに思います。それといわゆる依存財源と言いますが、トータル的に今年の決算の中でもやっぱり実際使われたのは66億円というような金額が決算に出ております。その中でも繰越しが7億1千800万円ですから当然この中でも今年度に繰越し部分もありますし、またこの中からまた財調資金あたりに持っていく部分もあります。ですからこの財源のことについてしっかり考えていかなければならないというふうに思います。この見直しがどういうふうになっているのか担当課にお尋ねをしたいと思っております。

税務会計課長（北里慎治君） はい。失礼いたします。

令和3年につきましては3年に1度の評価替えの年でございます。まず家屋の評価替えについて御説明いたします。家屋の評価替えにつきましては、同一の家屋をその場所に新築するといった場合において必要な建設費を再建築費評点数と言いますが、今回の評価替えではその中の建設資材や人件費の上昇を反映しておりまして今回の評価替えとする既存の木造家屋では約4%、非木造家屋では7%の上昇というふうになっております。またこれにつきまして経年によります減点補正が行われますので、実際の固定資産税評価額は下落しております。また、再建築費評点数が上昇した場合であってもこれまでの評価額の中で最も低い価格が固定資産税評価額というふうになりますので、経年での減点が下げ止まっている家屋におきましては前年と据置きでございます。一般の平均的な木造住宅でしたら25年経過で経年減点補正率が2割になりますので下げ止まりになります。また経年減点補正率表に変更がございますが、既存家屋については影響が出ないようにされております。家屋全体でございますけれども本年度の課税標準額が80億4千610万8千円。税額に換算すると約1億1千264万6千円とございます。前回の評価額の年度の平成30年度と比較すると約10%の減少、税に換算すると約1千251万円の減少となっております。ただこれにつきましては、前年度におきましては新型コロナウイルス感染症による中小企業の家屋及び減価償却に関する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の制度が適用されております。定額ベースで1千482万8千円の適用がございました。これによりまして、これがもしなかったというふうに仮定しますと前回の評価替えの年度の30年度と比較しますと、約1.

8%の上昇というふうになっております。これにつきましては、平成30年度と令和元年度の2年度におきまして約平均117棟の新築、増築等の家があること。それと大規模な事業用の非木造家屋が数棟建築されたということで、そういうふうな上昇というふうになっております。

次に、評価替えについての御説明をいたします。土地の評価替えにつきましては、宅地の評価につきましては町内43地点に標準値を設定しております。そして、3年に1度不動産鑑定士による鑑定を行っております。鑑定評価額の7割程度を固定資産税評価額というふうにしております。前回平成30年度の評価替え時の鑑定評価額と今回の鑑定評価額を比較しますと、普通商業地区、併用住宅、普通住宅とされる場所につきましては約2.2から2.9%の下落となっております。またその他の村落地区とされる場所につきましては横ばいから大体4.5%の下落というふうになっております。しかしながら、宅地につきましては毎年時点修正ということで評価の見直しを行っておりますので、令和2年度の固定資産税評価額と令和3年度の固定資産税評価額の比較を行ったときは、普通商業地区、併用住宅地区、普通住宅地区におきまして横ばいから最大1.6%程度の下落。村落におきましては横ばいから約2%の下落ということになっております。これに伴いまして宅地比準の雑種地の固定資産税評価額は前年度比較で横ばいから最大1.4%の下落というふうになっております。また、田畑、山林、原野、宅地、比準以外の雑種地等につきましては、県が公表しております価格の公示や近隣市町村の固定資産税評価額の動向を参考にしながら決定をしております。特に山林におきましては、県が公表しております価格は下落傾向にあります。町の固定資産税評価額はそれを下回っているため据置きというふうにさせていただいております。前回の評価替えの年度の平成30年度と本年の土地に係る固定資産税の比較をさせていただきますと、免税点上の土地の合計面積でございますが、平成30年度は5千541万5千259平米であったのに対しまして、令和3年度は5千513万2千724平米と約0.5%の微減というふうになっております。これを課税標準額で比較しますと、平成30年度は49億3千25万4千円。令和3年度は50億3千282万7千円と約2%増加しております。税額にしますと約7千万円ほどでございます。この原因としましては、単価の低い原野の面積が減少しております。約36%減少しております。雑種地山林の面積が増加しております。各地目におきまして複数の等級等に単価が分かれておりますが、令和3年度の平均の平米単価といたしましては原野が11.5円、雑種地が30.1円、山林が23.7円というふうになっております。

以上です。

1番（時松昭弘君） はい。いろいろ説明をいただきまして、ありがとうございました。最近若い人の住宅がどんどんできております。新築住宅の場合は新築控除という固定資産税の減免措置がありますが、なかなか固定資産税の家に対する評価制度が横ばいになるということですから、そういった苦情関係というのが税務課のほうにあるのかお尋ねをしたいと思います。

税務会計課長（北里慎治君） はい。新築住宅を建てられた場合につきましては、一定の要件ござ

いますが一般住宅でありましたら当初の課税から3年間は税額が2分の1に減免となります。3年が終われば本来の税額に戻りますので税額が高いというふうを感じるような方もいらっしゃるようです。税務課としましては事前にその辺は十分説明はしておりますが、今のところそれに対するの苦情と申しますかそういうのはございません。

1番（時松昭弘君） 次に、固定資産に関係がありますが今相続税法が変わっております。その相続税あたりでいわゆる不在地主とかそういったかたちが小国の中には今あるかないかわかりませんが、そういったかたちの対応あたりも今後、高齢化中におきましてまた空き家等が進んでまいりますけれども、そういった対応あたりも今後考えていくべきではないかというふうに思います。それともう一つは、今現在地籍調査が行われております。地籍調査後におきますと以前の旧台帳の面積から地籍の新しい台帳のほうに変わりますと非常に面積が特に山林関係、原野関係におきまして面積が増えてくるというような開放原野は別にいたしましても、昔からの自分で持っているような原野なんかは面積が変わるといような状況があります。特に地籍調査後におきましてこの税収というのが絡みがありますが、この税収がまた固定資産税のほうにはね返ってまいります。当然のことながら今国のほうの資産税の課税の基準というのがあります。それに基づいての課税対象になると思いますけれども、私もこういった将来的に地方の山林とか原野とかあるいは農地とかいわゆる雑種地等におきましても、資産税の軽減措置というこれは国のほうでそういった法律を変えないとなかなか出来ないわけですが、こういったことで将来的には地籍調査の税収がこれ見込みで結構ですけれども、どれだけ固定資産税の税収が増えるのかお尋ねをしたいと思います。わからないなら結構です。

税務会計課審議員（小野寿宏君） いくつも質問されたので気付いたところから言わせていただきたいと思います。相続税法といわれたのですが相続税法ははっきりはあれなのですけれども、民法改正と不動産登記法がこのほど改正されまして今年の6月議会だったですかね4月かで、登記名義人の死亡から3年以内の相続登記の義務化とか、あるいは住所の移転の義務化とか、そういうことによって所有者不明の土地がならないようになるというのが今年の民法改正、不動産登記法改正が行われていると思います。また去年の改正で所有者が不明の土地については使用人に通知を出した後に課税してよろしいという通知もできておりますので今回の固定資産税につきましてはその方向で課税を続けていきたい。また民法改正によって登記された方に固定資産税を掛けていきたいというふうに考えております。それから地籍後の面積と現在の面積の違いですけれども、現在町の評価総面積と非課税面積を合わせまして台帳上は88.9平方キロありまして、町の面積が河川とか水路とか道路とかも入れて面積数えてないにしても一応総面積が137平方キロぐらいと言われておりますので、それを見ると65%が登記等をされていますので35%ほど増加するものと思われまます。それによって地目がいろいろありますので、それによって税額がいくら増えるかどうかは今のところはわかりません。

あと地籍調査の件ですが地籍調査後によって登記、こちらのほうは従来からの面積と地籍調査後の面積が登記後の面積については少ないほうを利用させています。著しく違う時にはお話しして変えたりもすることありますけれども基本的には少ないほうの面積を面積として課税しますが、地目は現況を調査しておりますので原野が山林になった例とかそういうのは非常に多いです。でするのでそういうことで固定資産税の今年の増加額とかいうのは大きく変更をしているというふうに認識しております。

あと、何がありましたか。それでよろしいですか。

1 番（時松昭弘君） 地籍調査後の税収の状況ということは、なかなかこれは地籍が全体的に終わって見ないとわからない部分もありますけれども地籍調査があと7、8年かかるわけですけれども、こちらのほうもいろいろ大変でございますけれども予算の措置をしっかりと図っていただいて早めに地籍調査が終わってそして法務局のほうの登記まで終わるということになりますとその後に固定資産税のほうの算定基準が決まってくるものというふうに思います。こういったかたちで自主財源の確保ということをしっかり確保していくようなやり方をすれば町のほうの財政の中でもいろんなかたちで町民の中にまたそれがはね返ってくるというような状況になりますので、そこもしっかり今後とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、新千円札の発行についてでございますが、2024年に新しい新札の発行が決まっております。発行までのこれまでの町の取組み等について、また今後いろんな計画があるかと思っておりますけれども、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

2024年の新札発行に向けてこれまでの取組みとそれから今後の取組みについて説明したいと思います。まず前年度、特に役場の中で言いますと広報イベント部会と商品開発部会という部会で比較的若手の職員で会を構成しております。それから今年になりまして令和3年度ですが、新しく柴三郎PJT係を情報課内に設置しまして顕彰事業に取り組んでおります。具体的な中身につきましては、まず広報イベント部会ですけれども民間のトラックのラッピングのデザインをその部会のほうで策定して利用させていただきました。それからこれは非常に地味なことですけれども大事なことだと思っておりますが、職員のメールの文面の末尾にこの2024年の新札の情報を謳い文句に入れるということで全職員それを対応していただいております。それから、住民への広報としておぐチャンでDVDの情報を1週間放送させていただきました。それから、ポスターを3種類ほど作ってございまして啓発をしております。それから、これ令和2年度のことですけれどもコロナ禍ではありますけれども県民交流会館パレアでロビー展というのがありまして、7月から8月にかけて柴三郎博士の展示をさせていただきます。それから、この部会の今後の取り組む予定でございますが郵便局と協議しまして記念切手の発行というのも考えております。うまくいけば全国販売ができるかなと思っております。そのメンバーの中には大河ドラマとか朝ド

ラとかいろんな意見が出ておりますけれども、そういう意見で今のところはやっているところでございます。それから、商品開発部会のほうですけれどもこれも同じように6回ほど会議をしまして、職員向けに主にネクタイ皆さんもご周知と思っておりますけれどもネクタイを2種類とこれ私も付けていますがストップです。それから、ポロシャツを作っております。あとこれからも商品グッズを検討しております。また令和3年度に入りまして町内の事業者向けにポスターとのぼり旗をそれぞれ説明をして職員のほうが置いてもらうということではほぼ終わっております。またマスク、シャツ、ポロシャツについては、財団の協力で販売を試験的にもしております。あとホームページに発行まであと何日というカウントダウン、これ日めくりカレンダーと言いますがこれを職場とか事業所とかホームページで今周知しております。あと議員の皆さんにも6月と9月に今回補正で承認させていただきまされたけれども、シアタールームの建設に向けての測量設計委託、不動産鑑定、基本設計を6月に補正をさせていただいてそれが680万円。それから、9月補正で用地の取得ということで、これ全額ネットワーク基金補助ということで1千500万円。これからについてになりますけれども、いろんなシアタールームの建設に向けてはおそらく億の建物になりますのでもちろん一般財源ということではなくて有利な補助事業を展開していきたいということで、今事前協議を県のほうに相談を持ちかけているところではございます。それから、同じく発行に向けては北里大学、北里研究所との連携。これは正式連携協定というかたちで協定を取り交わしたというふうに思っております。

以上でございます。

町長（渡邊誠次君） はい。少し補足をさせていただきます。昨年はまずは北里博士の記念館のところの駐車場も皆さんにお願いして補正を組まさせていただいて整備をしたところでもございます。全てというところではありませんけれども、決してゴールという意味ではありませんが2024年の新千円札の発行。この日を境といいますか、これにイベントも含めて力を目一杯入れていくようなスケジュールを今後組ませていただきたいなというふうに思っております。もちろん江藤議員おられますけれども財団学びやの里が事業的には中心になるかもしれませんけれども、千円札の発行では多分千円札の若いナンバーを多分小国町にいただけるとは思いますが、その部分についても財務省のほうに議長と一緒に伺って要望に行きたいというふうにも思っておりますし、また当然ですけれども北里博士の2024年の新千円札発行の日、この日には全国から記念館のほうへ取材にきていただきたいというふうに思っておりますので、全国に発信できるようにイベント並びに魅力づくりを財団が中心ですけれどもつくっていかねばならないなというふうにも思っております。ただ、私といたしましては小国町の町外もそうですけれども町内にももちろん当然たくさんの方たちに携わってもらいたいという思いはありますので、SDGsと一緒に啓発を行っていききたいというふうに思っているところです。また協力も商工会、それからいろんなところにもお願いしないといけないと思っておりますので、その部分ではしっかり働きかけを行

いたいというふうに思っております。

以上です。

1 番（時松昭弘君） はい。いろんな今後の計画というのをお尋ねしまして、いろいろ発行に向けていろんなイベント、またいろんな記念切手、またシアタールームができてするという計画であります。この前から6月並びに9月のほうで補正が上がっております。もちろん用地買収がスムーズに進んだ後にこのシアタールームを建設ということですが、いろんな事業の補助金を使ってというようなお話がありました。例えばシアタールームを建設するに当たりまして、どのようなかたちでどれだけ金額がかかって概算でも結構ですから、お尋ねをしたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

現在概算設計レベルで金額をはじいておりますのは3億4千万円です。建築が2億2千万円、それから土蔵その他改修工事が2千400万円、外構が3千200万円、実施設計等用地等は先ほどお話があった部分を含めて全体です。それから、補助事業についてもいろいろ今県のアドバイスを受けながら協議を下準備としてさせていただいておりますけれども、シアタールームというこの建物自体がなかなか通常の体育館とか学校施設とか社会福祉施設とかそういうことの各省庁の補助事業の中のメニューなかなか見つからなくて、現在いろいろ最適ではなからうかと考えているのが地方創生拠点整備交付金の箱物というのがあって、これは地域の活性化を図るための拠点、地方への人材の流れをつくるということを目的にして観光拠点の新設とか駐車場の周辺整備とかこういった箱物を使う場合にこのメニューが創設されておりますので、県からはその事業についてどうだろうかとということで今アドバイスを受けているところでございます。

以上です。

1 番（時松昭弘君） はい、いろいろ県からの指導を受けているということでございますが、県の担当所管というのは何課になりますか。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えします。

まず、先ほどいった事業の大本は内閣府関連ですけれども、県のほうは市町村課のほうになります。

1 番（時松昭弘君） はい。今地方創生の交付金の補助金等の利用ということになりました。また調整の中で拠点化整備事業交付金ということもありますね。そういったことも含めながら検討はされているのかお尋ねをいたします。

建設課審議員（小野昌伸君） はい。建設課のほうは営繕業務でも基本設計から入っておりますのでお答えしたいと思います。先ほど村上課長のほうからおっしゃられた地方創生拠点整備交付金、内閣府の事業ということでこの部分でまず建物をこの交付金で行います。その中のメニューで効果促進事業というものがあまして、これが建物の2億円かかった場合が20%、2割までは外構工事ができるということで2億円の場合が4千万円の外構工事、駐車場の舗装等も含めて考えて

いきたい。もう一つが推進交付金といってハード事業、先ほど言った今からビデオ制作とかいろんなものが入っていく時にソフトが2千万円した時はハードが2千万円までできるとか2分の1、2分の1ということで、そういう事業をうまくとこいろいろ絡ませながら今財団と検討しているところです。ちなみに今シアタールームの建築に関しては6回ぐらい協議を重ねた中で平米数的には、貸切りバス1台が40名から50名ですので同じ団体が2台きたときのためにシアタールーム1、2ということで2部屋それと事務室とロビーというかたちで大体400平米ほどの建物になるかなということで今検討しております。あとは駐車場のほうは、あの広さで身障者用が2台、小型車が15台ぐらいはできるかなというところで徐々に基本設計が固まりつつあって、今後は補助獲得に向けて県と協議しながら進んでいきたいと思っております。

以上です。

1 番（時松昭弘君） はい。いろいろ補助金制度の分を利用されるというようなことでございます。もう一つ御存じかどうかわかりませんが、今年6月に公共物に対する新しい法律ができております。これ10年前にできた法律ですけれども公共物に関する利用促進法という法律ですけれども、この法律は以前小国町のほうも記憶にある方がありますが以前小国学園今の悠愛ですが、悠愛の宿泊施設が当時2億円の建設の予算計上が上がっておりました。これは平成23年度ですけれどもその中でその前の年に22年の年にこの公共物に対する利用促進法というのができております。これは私も当時議会の中で一般質問をされてその時の当時の答弁が、そういうことはありませんというようなことを答弁されたことを記憶、議事録見ていただくとわかりますけれども、それに対して追及をしたわけですけれども。これは補助率が50%なのです。2分の1なのです。2分の1の補助があったわけです。当時のことですけれども2億円の中からいわゆる学園の基金が8千万円あるということで2億円マイナスの1億2千万円を当時そういった制度ではなくて一般財源でやるというような話がありまして、それに対して私が異論を唱えた記憶があります。ですから当然その時どんなかたちでやったのかということも当時まともに何もしなければ1億2千万円を一般財源で出すようになる。その時に問題提起をしたのがこの利用促進法を利用した場合に2分の1ですから1億円の補助。残りの1億円に対して基金を8千万円ですから町の一般財源の持ち出しが2千万円ということで終わっております。そういったかたちで特に物を造っていく、いろんな事業を計画していくというのは非常に大切なことでもあります。特に新しい新札の発行に伴いましてこれはもうなかなか小国町の中でも柴三郎の記念館というのが北里カントリーパークというのは事業の中で始めたわけですけれども、柴三郎の記念館のほうをやるということでカントリーパークの事業が始まっております。その時の一番の趣旨というのは柴三郎先生に精神に基づきたいわゆる学習と交流とこの精神を受け継ごうというかたちで始まったのが木魂館の記念碑の前身であります。いろいろ木魂館あたりもグラウンド整備とか建物とかいうことにつきましては、大変いろいろ過去に町からも今基金がありますけれども当時私たちが自分た

ちの個人で投資した部分があるわけです。いわゆる寄附事業です。私たちの周辺で500万円とかたちで当時寄附をいたしました。そういったことまで踏まえておかないと先人の労に対する苦勞というのがなかなか報われない部分もありますので、その辺はしっかり考えながら今後そのシアタールーム等を建設していただきたい。このシアタールームを造ることについては非常に私は賛成をいたします。なぜならば以前大村博士が小国町においでいただきました。その時いわゆる大岡信のししんがありますね大岡信ちからというのが、その葦崎というのは大村さんの生家でありますが、私も以前大村先生がノーベル賞をもらう前に現場に行っていたことがあります。非常に八ヶ岳が目の前にありその裏側には秩父山脈があつて少し振り向けばいわゆる霊峰富士・富士山が見えます。そういったかたちで、そこにはこの涌蓋山を柴三郎の生家から見ると非常によく似ています。その方が言われたのは眺望は人を養うという言葉があります。いわゆるこの眺めの中で、そういった自然の中でそういった人材が輩出したということでこの葦崎からいろんな方たちが輩出したしております。柴三郎も北里の現在の地に生まれまして大観峰を超えて熊本の医学校のほうに行かれたわけですが、大観峰に行った時も同じ眺望がやっぱりこうあるわけです。こういったかたちの景観というのも現在の地をいろんなかたちで環境を整備して私が以前から申し上げておりますように、環境林と経済林のあたりも含めながら検討していくと、これはなかなかできることではありませんけれどもそういった思いの中からはっきり取り組んでいただきたいというふうに思います。そこで一応提案をしたいと思いますが先ほど申し上げましたように今年の10月1日からこの木材利用促進法というのが調べていただくとわかりますが、新しい公共物ではなくて公共物等というふうになっています。公共物等とはどういうことかといいますと、公共物に等しいものについてはこの制度が利用できますよという制度なのです。これは今市町村課あたりの話が出ておりましたがこれは林務関係とかいわゆる土木のほうの営繕課あたりが詳しく分かると思います。そこあたりも調査をしながらこういった先ほど言った3億4千万円ほどの金額が掛かれば、そしてその金額の部分についてこの制度を利用していただく。これは建物についていろいろ条件がありますけれどもいわゆる2分の1以上は木材を使いなさいという制度なのですけれども。設計なんかは今計画をされていると思いますけれども、この建物も一緒ですけれどもこの仕様書ですね、いわゆる県産材ということになっておりますけれども、いろんなかたちで小国材を使うような工夫もここには必要ではないかというふうに思います。ちなみに熊本空港が今いろいろ新しく空港ができております。これは今度はトラスト工法に似た制度ですけれどもこちらのほうがジョイントまで付けて支えているのですね、これは全部小国材です。そしてまた天井の合板これは島根のほうで合板のほうの委託をしておりますけれどもこちらのほうがやっぱり小国材を無節の分と節がある部分というのが全部トータルで5千枚の受注があります。今そういったかたちでいろいろ取り組んでおりますけれども、こういったことも参考に入れながらシアタールームあたりの建設もしてみるのも面白いのではないかというふうに思います。設計士だけ

に頼っていくことではなくて自分たちのアイデアの中に基づいてやっぱりいろんな仕組みを考えていくのも一つの次の時代に残す大きな財産ですから。そして、学習と交流の中で新しい眺望は人を養うということですから、小国町の中でいろんなかたちで人材を輩出するということが大きな目的ではなかろうかというふうに思います。そのためには、この財源の問題が非常に厳しいと思いますけれどもこの利用促進法等を使いながら残りの財源等についてこの前からも過疎法の改正等もありましたけれども、過疎債なんかを利用していくとかいうような方法もありますのでそこ辺りもしっかり財源の一般財源を丸々使うということではなくてそこまで含めて検討をしていただきたいというふうに思います。

町長（渡邊誠次君） はい、ありがとうございます。

補助金に関しましては、議員おっしゃるように確かに2024年という期限が決まっておりますのでそんなに時間があるわけではありませんけれども、しっかり財団のほうと話をまずしてしっかりコンセプトを考えていくのが大事だと思います。それから、眺望が人を育てる、私も大村教授から直接教えていただきました。一番大事なところであるというふうに思います。今回の設計の中にもその部分は大いに考えさせてもらいまして記念館よりも一番先に見たときにすごく低い建物を考えております。ですのでもちろん2階建てではありませんけれども、そういったかたちで周りの建物とバランスが合うようなかたちでももちろんデザインを考えさせていただいてもらって、その建物からそれからほかの場所から涌蓋山を望む景色、これを景観を壊さないようにしっかり考えさせていただきたいというふうに思います。それから、議員から木材利用促進法の部分でお話を私も少し聞いておりましたのでその部分、それから今建物と中身の部分、それから先ほどの推進する部分、イベントのする部分、それから外構の部分、いろいろと組合せがあると思いますので、財源につきましては先ほどおっしゃるように起債も含めてしっかりと表と裏と固めていながらできるだけ一般財源を使わない方法は今までと変わりはありませんので、しっかりと考えさせていただきたいというふうに思っております。ただ一番大事なところは、やっぱり現場のスタッフ現場で働かれるであろう方たちのその後の維持管理あたりを含めてしっかり考えていかないといけないというふうに思いますので、それから、木材の利用も小国材をふんだんに使うということもありますがやはり現場の現場主義的なところの考えを持たないと後々苦勞すると思います。ですので、それがないようにまずは考えさせていただいて運営主体であります学びやの里の事業者の皆さんとしっかりとお話をさせていただいて計画を上げさせていただきたいと思っております。そんなに長くない時間には皆様方にこういうかたちでつくりたいですというようなかたち的にお見せできるというふうに思いますので、是非とも御覧いただいて2024年までにしっかりと準備をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

1番（時松昭弘君） はい。この柴三郎まで一応できますといろんなかたちで観光戦略のほうにも

結びつくのではないかというふうに思います。今鍋ヶ滝等の話も先ほどの質問の中で出ておりましたが、やはり人が来て楽しんでそのまま素通りして帰るということではなく、この柴三郎の記念館を中心として一つの点として結びつけるような観光戦略をやっぱりしなければならないのではないかというふうに思います。そして今は非常にコロナ禍の関係もありますけれども小国町を素通りしていわゆる通過型の観光というふうなことが多いと思いますけれども、今後は滞在型観光、小国町のほうに泊まっていただく。小国の食材とかいろいろなかたちでそれを利用していただくような観光戦略というのを考えていく。そしてその中でやっぱり人材育成をしっかりやる。特に修学旅行生なんかも来れば小国のよさというようなことも大いに分かると思いますけれども、修学旅行生あたりが来れば大きな人が小国町の中に入ってまいります。そして、この阿蘇の魅力この小国の魅力をしっかりと次の時代に伝えていくということもしっかり考えていただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） はい。本当にお話どおりだというふうに思います。私も、柴三郎博士の記念館を中心に今北里方面を考えております、西里方面では地熱がございます。また木質の乾燥施設もございます。それから鍋ヶ滝もあります。温泉地もあります。点は各所に存在しておりますので、この地域を結んでできれば予約システムをその中に全部組入れながら構築していきたいというふうに思います。少し年数はかかるかもしれませんが、まずは鍋ヶ滝が予約システムを作っておりますけれども、その間には是非ともいろいろなところを結んで決済まで完了するようなかたちで予約システムを作っていくと思っておりますし、先ほど言われるように修学旅行もしくは修学旅行まで行かなくても是非とも県内の小学生中学生にもまずは小国町の北里博士の勉強をしてもらうというようにところも県に働きかけを当然私はしておりますので、その部分でも話を進めさせていただきたいと思っております。それから子どもたちだけでなく、小国町SDGsもありますのでぜひともすぐには出来ないかもしれませんが、自治体の研修旅行ができるようなかたちもしっかりとつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

1 番（時松昭弘君） はい。今後シアタールームの建設に当たりましていろいろな戦略を考えながら展開をしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（松崎俊一君） はい。予定しておりました4人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日17日は、あとの5名の方々の一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 3 時 4 8 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（9番）

第 3 日

令和3年第3回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和3年9月17日(金曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和3年9月17日 午前10時00分

1. 閉 会 令和3年9月17日 午後 3時56分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
政策課審議員 田邊国昭君	産業課審議員 宮崎智幸君
情報課審議員 秋吉祥志君	税務会計課審議員 小野寿宏君
建設課審議員 小野昌伸君	町民課審議員 穴井徹君
町民課保育園長 清高德子君	町民課審議員 中島高宏君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 3. 9. 17)

議長（松崎俊一君） それでは、改めまして、おはようございます。

昨日は、4名の皆さんの一般質問をいただきました。

本日は5名の予定となっております。

その前に、先ほどお話がありました台風14号について、町は警戒本部を設置しているというふう聞いております。本日の午後3時ぐらいから風雨が強まるのではないかというふうな予報がっております。県内でも沿岸部のほうでは暴風波浪の警報、それから阿蘇地方並びに小国町は雷と強風の注意報が出ているというふう聞いております。特に風の通り道などでは瞬間的に強い風が吹いたり、風に伴う倒木とか落下物なども予想されますので、各位十分警戒をしていただきたいというふうに思っております。

さて、本日は9月定例本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は10人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、昨日に引き続きまして一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。

なお、本日は、児玉議員、熊谷議員、穴見議員、江藤議員、松本議員となっております。

それでは5番、児玉智博議員、登壇をよろしく申し上げます。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

昨年の7月豪雨に引き続き、今年は梅雨時期の雨でなく台風や季節外れの長雨により全国各地で災害が発生しています。今日も台風14号が今、接近しておりまして町は早めに予防的避難所を3か所開設したということで今御報告がありました。特に、お盆前後には九州付近に前線が停滞し線状降水帯がいろいろなところで繰り返し発生し、長崎県や佐賀県で深刻な災害が発生しました。気象災害というものは、毎年そして時期を選ばずに発生するというのが新たな常識となってきたのではないかと思います。

さて、7月から8月にかけて小国町では3回防災情報を発する機会がありました。そして、9月に入りまして今日も発出されているわけでありますが、1回目は7月から8月の間の梅雨末期の7月9日から10日にかけての大雨、2回目は8月8日の台風9号で、3回目が8月11日から19日にかけて停滞する前線による長雨でありました。今回の町の対応でまずはよかったと思うことを述べておきたいと思えます。前回の質問で私は、災害警戒時の防災行政無線を使った町内放送による防災避難情報は、全てFM電波を使った緊急放送で行うことを提案いたしました。そしてさらに、光ファイバーネットワーク未加入者にも戸別受信機の防災白ラジオ配布すること

で、町内の世帯にあまねく防災避難情報が届くようにするべきであると訴えました。これを受けまして総務課と情報課で早速取り入れていただきまして、7月には光ネット未加入者への白ラジオの貸出しを開始し、防災避難情報の発信の際には予防的避難所の開設段階から緊急放送で流していただいております。ある90代男性は、放送のときはうたた寝をしていたのだけれども大きな声で呼びかけてくれたから聞き逃さなくてよかったと大変喜んでおられました。これはとてもよかったと思います。

ところで、私のこのときの質問に渡邊町長は、白ラジオにはこだわらずにできるだけたくさんの情報を早めに出したい旨の答弁をされました。このときは私の持ち時間が終わってしまいましたので、町長のこの答弁に応じることができなかったのですが、私もこれはおっしゃるとおりだと思います。聞き逃してしまえば特にラジオですけれどもこれは音声による情報でありますから、その瞬間で消えてしまってかたちに残らないわけです。聞き逃してしまえば次の放送があるまで情報が手に入りません。ですから、この放送に加えて文字を使った発信などでたくさんの方で行っていくというのは本当に必要なことだと思います。そこで、7月、8月の大雨や台風時の防災避難情報の発信は防災行政無線の緊急放送以外には、どのような方法で行われたか御説明ください。

総務課審議員（佐藤則和君） おはようございます。

ただいまの質問につきまして、議員おっしゃるとおり7月及び8月の防災情報の発信はということでございますが、まず7月9日から10日の梅雨前線豪雨につきましては、9日午前8時30分にレベル3、高齢者等避難を発令し、緊急一括放送、エリアメール、Lアラート、Lアラートというのは、災害情報等をシステムを経由して放送事業者いわゆるマスコミなどの情報伝達者に一斉に配信する仕組みでございます。それとホームページにより避難所の開設情報も同時に周知しております。それで、このとき10日の8時半には高齢者等避難を解除して災害待機体制を解除しております。それと8月8日の台風9号においてはレベル2とし、台風対策と予防的避難所の開設を緊急一括放送により周知いたしました。このときは8か所の予防的避難所を開設しております。続きまして、3回目の8月11日から8月19日までの秋雨の前線豪雨ということで、11日の午後4時にレベル3、高齢者等避難を発令し、先ほどの7月9日と同じ放送手段を全て使っております。それとおぐチャンの帯放送等も活用させていただいております。それと12日の午後1時にレベル4、避難指示を発令し8月11日と同じ手法によりあらゆる手段を使って周知しております。それと消防団による消防車両を使った広報活動も実施しております。これは11日から14日までということで4日間、消防団のほうにも住民への避難の呼びかけをやっていただいたということでございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） ちなみにわかれば結構なのですが、今日先ほど予防的避難所の開設

ということでレベル2だと今現在思いますけれども、今日の放送はどういった手段での発信をされたか答えられるならお願いします。

総務課審議員（佐藤則和君） 本日の放送につきましては、緊急一括放送と県のシステムでありますLアラートを使いまして避難所開設情報を発信しております。

それと、このまま警報が続けば夜間も災害待機体制をとりまして、職員が24時間体制をとるということで決めてございます。

以上です。

5番（児玉智博君） それで、今日は台風9号のときと違って、台風9号のときは一括放送、音声による白ラジオとあと屋外のラッパーでの放送だけだったのですけれども、それに加えてLアラートもやるようにしたということで、ちょっとやり方が変わったのかなというところなのですが、具体的にこのLアラートと聞いてなかなかわかりにくい部分でもありますのでちょっと具体的に聞いていきたいと思います。

テレビの地上波放送では、台風や大雨に際して画面の上に気象情報と合わせて行政が発する避難情報がテロップで流れます。また、データ放送これリモコンのdボタンを押すと画面が切り替わるやつですけれども、情報を選んで見ることができるようになっております。先ほど言いました台風9号が接近した8月8日、小国町は繰り返しになりますが予防的避難所を町内に8か所開設しました。この台風では、県内で阿蘇市や産山村、南阿蘇村など14市町村が避難情報を発令しておりました。

また、小国町のように避難情報は出さなくても、避難所を予防的避難所とか自主避難所というかたちで開設した自治体もありました。これ山鹿市など13の市と町はデータ放送で避難所の場所を見ることができたわけでありまして。ところが、このときは小国町の情報が一切出ていなかったわけなのです。それは、Lアラートを使ってないからということになるのですが、なぜこのときはなさらなかったのか御説明ください。

総務課審議員（佐藤則和君） Lアラートでございませうけれども、Lアラートは先ほど申しましたとおりテレビ、ラジオ、インターネット等にそういった情報が流れるシステムになっております。私も昨年ちょっと担当外れたのですけれども、従前がレベル3からの活用ということになっておりました。ただし、去年から県のほうがシステムを入替えまして、そういった避難情報だけでも流せますよということになったということをお台風の後に県からも教えていただきまして今後から活用できるということで、大変申し訳ありませんけれども私の知識が足りなかったということと私だけではないのですけれどもそういった周知がなかなか課内でなされていなかったということでございます。

ただし当日、住民の避難用に職員も待機をしておりましたし、電話等の対応もやっておりました。あとマスコミからの電話対応等にも答えておりましたので、そういったサービスにちょっと

乗り遅れた感はありますけれども、混乱はなかったと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） この問題では、8月8日の翌々日だったと思いますけれども、私は何で小国町は出ていないのですかということでお尋ねしたときには、そのとき言われていたのはマスコミからの連絡はありませんでしたというふうに言われていたのですけれども、マスコミからの対応をしていたというふうに言われましたね。本当にそれどっちが本当ですか。マスコミからの問い合わせはあったのか、それともなかったのか。ちょっとはっきりさせましょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） 職員は待機をしまして、そういう対応の体制をとっていたと。ただ、マスコミからの問い合わせは、そのときはなかったということ。

5番（児玉智博君） わかりました。事実確認として確認しておきたいと思います。

それで、結果としては要するに認識不足ということに尽きるのではないかと思います。実際言ったように14の市町村は予防的避難所、自主避難所でも情報を出していたわけです。前回の質問で町長は、町は知らせる努力を相当やります。住民の方たちは知る努力をしっかりとさせていただいて自分の身はまず自分で守っていただきたいとおっしゃっていました。町民にこの知る努力を求めておきながら、肝心の自分たちの知らせる努力を相当したと言えるでしょうか。私はこの対応は、前回のこの発言に伴っていない大変残念なものだったと思います。

それで、結局緊急放送のやり方については、もうすでにこのとき見直していたわけではないですか。もともとは警戒レベル5のときでなければ緊急放送をやっていなかった。だから去年の7月豪雨でも通常放送で対応していたけれども、やっぱり予防的避難所の段階から必要だと町も思ったから今回、7、8月の段階で見直したのではないですか。ですから、もうちょっと認識不足があったからということで、そう言われてしまえばもう過去のことなのでもうすでに見直したことであるのでよかったと思うのですが、だけでもやっぱり思うのが人に言われたことだけをやるだけだったらあらゆる災害から命を守れないと思います。防災行政無線以外の部分の見直しが遅れたことについてはやっぱり反省すべきだし、いろんな情報収集、アンテナを張り巡らしておくことは今後必要だと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 御指摘のとおりいろいろな情報収集は本当に必要なことだと思います。ただ、情報発信する際、レベル2の段階でどのように発信をするかというところでは正直レベル2の段階で情報を発信したときには、基本的に危ないところ危険な地域に住んでいる人たちは認識がございまして、結構レベル2の段階で避難所に来られる方は案外同じ方が来られているような状況でございます。レベル3からは本当に予防的という数字が抜けている段階でございますので、過去では避難指示の前は避難準備情報等々含めてもう必ず町としてはやっていかなければいけない段階のとき、それからレベル2はやはり予防的というところがありますので住民の皆さんにどちらかという、そろそろ危険になりました早めのほうがいいですよという情報を出したい部分

でございますので、私としましてはその段階では通常の放送でもよいのではないかなというふう
に役場のほうでは7月の時点では考えておりました。そのあとで、そういった方法も使えるとい
うふうには私は知りましたので私のほうもだったら早めの避難というところで予防的避難を本当に
その段階でしたほうがいいのか、レベル3で始めたほうがいいのかは今後検証していかないとい
けないというふうには思いますけれども、私としてはやっぱり段階的にしっかり例えば私が放送
をするときは本当に危険なときに放送をさせていただきたいというふうには思っております。今日
の放送も予防的避難でしたので私ではありませんでしたけれども、そのように言い方としては正
しいのかどうか分かりませんがメリハリをきちっとつけないと、本当に危ないときに同じような
情報が流れるというのは選択肢をする中では難しいというふうには思われますので、わかりやすい
ようにできるだけ私も情報を流したいなというふうにも思っているところです。

以上です。

5番（児玉智博君）　メリハリを出してやっていただくのは結構なのですが、ただ出すツールを選
ぶというよりもそのツールにのせるのせ方、今言われたようにもう緊迫したときは町長がやる、
予防的のときは職員がやるとか、その辺のメリハリをつけるのは構わないと思います。

それで、確認しておきます。その運用基準がどうなっているのかということなのです。緊急放
送は、今さっきも予防的避難所の開設ということでやっていたけれども、昨日の夕方ちょう
ど議会が終わった後の4時半ぐらいだったでしょうか。台風が接近していますと、飛ばされそ
うなものは片づけておいてくださいねというメッセージが緊急放送で出されていたのです。別にそ
れで緊急放送でやるというのは構わないと思うのですが、ただその運用基準というのが、どの段
階から通常放送から緊急放送に切り替えるのか。そしてまた、さっき言われたそのほかの文字で
の発信の部分のLアラートとかエリアメールとかで入るようにするためのものは、どの段階から
やるのか。そういう明確な運用基準がどうなっているのか最後に御説明ください。

総務課審議員（佐藤則和君）　お答えいたします。

昨日の放送につきましては、警戒本部を立ち上げる前に総務課と町長と協議しまして、もうそ
のぐらいの情報を流したほうがいいたろうと台風が接近しているのでですね。そういったことで、
明確な基準ではなくて内部の協議で進めております。ケースバイケースです。災害は、あらゆる
ものがありますので。それと全ての先ほど申しました手法を使う基準としましては、レベル3以
上これについては全てのものを使うと。これは法律もそういうふうになっておりまして、災害対
策基本法では、高齢者等避難から行政がそういった呼びかけを義務づけるように謳われてござい
ます。これ避難指示も一緒でございますけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり予防的避
難については行政のそういった義務づけはないのですけれども、できるだけ早めの避難をするた
めにはそういった早めの情報提供を役場としてやっていくということで行っております。そのと
きの詳細な対応としましては、先ほど申しました今朝の議長からも御案内ありましたけれども、

本年度から警戒本部という対策本部前の体制をとっております。災害警戒本部におきまして、どういった体制でいこうかということで、町長からの発案等で決めて対応しているという現状でございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） ケースバイケースという横文字で言えば格好いい感じもするかもしれないけれど、それは日本語で言えばその時の気分感情で決めるというようなことになるのではないかと思います。やはり行政の事務というのは、明確なこの基準に基づいて執行していかなければならないと思います。やっぱりそのときの担当者が変われば前回の対応とごろっと変わったというようなことがあっては、私はこれはならないと思います。やはりちゃんとした基準に基づいて事務を執行していく。これは大原則にすべきだということを申し上げておきたいと思います。

今回の決算審査では、避難時の避難に手助けが必要な人を集約した避難行動要支援者システムに登録されている人は、令和2年度の実績では639人ということでした。

まず、このシステムに登録するための条件と登録した場合どのような支援が受けられるのか。また、今現在の登録者数を説明してください。

町長（渡邊誠次君） 少しケースバイケースという言葉は私も先日使いましたけれども、適切ではないというふうには思いますが、ただ現場は多分臨機応変に対応しないといけないというふうに思いますので、私は現場の次に事務的なところも災害においては臨機応変に対応しないといけないと思っております。もちろん段階をあらかじめ作っていくことは必要かもしれませんが、時にはそれを超えて判断しなければいけないときも多々あります。今までもあったと思います。ですのでその部分では行政の今、佐藤審議員から答えられた方針としては変わらないというふうに思っております。

そのほかについては担当課より御説明を願います。

町民課長（生田敬二君） 避難行動要支援者の名簿登録に関しましては、民生委員の御協力をいただきながら町民課のほうで作成をしておりますので、私のほうから答えさせていただきたいと思っております。

まず名簿の作成ですけれども要支援者には一定の要件がございまして、介護保険による区分、身体障害者手帳の等級、また療育手帳、精神障害者手帳等々ございます。また、その他必要と認められるものの中に一応75歳以上の方も含めて本町の場合は声掛けをしているところでございます。登録者の人数ですけれども、すみません、先ほどの数字が今年の9月1日現在、479世帯、633人の方の登録がございまして。

以上でございます。

5番（児玉智博君） それでは、現在の登録者633人のうちハザードマップの記載想定区域内に住んでいる人は何人いますか。町のハザードマップには山やがけが崩壊した場合等に被害を受け

るおそれがある場所として、土石流の特別警戒区域と警戒区域、急傾斜崩壊の特別警戒区域と警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険区域、被害想定区域、土石流危険溪流発生区域、地滑り警戒区域、地滑り危険箇所のこの9種類。それから河川の氾濫による被害を受ける恐れがある場所として、浸水想定区域、これは50センチ未満と1メートル未満、それから2メートル未満、5メートル未満、5メートル以上の5段階に分けて設定されています。

この設定箇所の人数を、この設定箇所ごとに御説明ください。もし二つ以上に重複している場所に住む人もいればあわせてその旨も御説明願います。

町民課長（生田敬二君） 防災マップ上での要支援者のカウントということになるかと思いますが、今町のほうで把握しています数値としましては、土砂災害の特別警戒区域、特別警戒区域と警戒区域におられる方が128世帯170人。また、河川の浸水区域に住まわれている要支援者の方については64世帯80人ということで把握をしております。議員が言われましたような詳細区分による人数については、今のところ把握はしていません。

5番（児玉智博君） それは調べてないから答えられないのですか。調べてないと言ってもこれちゃんと通告していたので、それ調べてないから答えられないというのも非常に不誠実な話ですがそうですか。それとも調べてもわからないのですか。

町民課長（生田敬二君） 今回の場合は、大きい枠での調査しかしていません。

ただ、実際災害が起きた場合は、その方が住むところがどういう区域なのかということでは対応できるかと思っていますので、今回通告に当たってのその詳細な調査というか数のほうは出してないということでございます。

5番（児玉智博君） 要はこの質問準備ができていないだけで、手のひらには載っているということで理解していいのですかね。それで、杖立の湯鶴5区ここは急傾斜崩壊地域の特別警戒区域がありますが、ここにお住まいの80代の御夫婦は、御主人が要介護認定で要支援1の認定を受けているそうであります。デイサービスを利用しておられますが、自力歩行は困難で押し車を使って何とか歩ける状況だということでもあります。このため、避難情報が出されても杖立防災センターまでの避難は自分たちの力ではとても無理だとおっしゃられていました。奥様は周りも高齢者ばかりで避難したいときに誰に手助けを頼めばいいのかわからないということで、町長が放送で避難してください、避難してくださいと言われるけれどもどうすればいいと言うのですか、と訴えておられます。結局、今回の大雨や台風の時も自宅でやり過ごしていたそうでありますけれども、8月14日の夕方にはいよいよ不安になり近くの旅館に宿泊予約をして雨の降りしきる中を2人で雨がっぱを羽織り御婦人が御主人の手を引いてチェックインしたということでもあります。奥様は避難情報が出るたびに夜は大変心細かったということでもありますし、御主人も自分がいるせいで奥様まで避難できなくて申し訳ないとおっしゃられています。私は、同じような思いをしている高齢者などの災害弱者はほかにもいらっしゃると思います。まずもって、こういった方が

要支援者システムできちんと把握されるべきだと思うのです。そして、その上でまず避難の手助けが必要な方のシステム登録に誰が責任を持って、そして登録された人への声掛けや支援を誰が責任を持って実施するのか明らかにしてください。

町民課長（生田敬二君） 要支援者、避難行動要支援者の名簿の登録情報の共有につきましては、関係機関はもとより公助とまた地域の助け合い、支え合い、共助のための制度と理解をしております。前から公助だけでの防災対策が成り立たないという認識の中で、東日本大震災を教訓として法律が変わってこの制度ができたものでございます。

要支援者の避難に関しましては、より身近なところでの支援が必要になってまいります。家族であるとか地域、こういうときは誰が声をかけて誰が避難所に連れて行くとか、より安全な避難場所に連れて行くというのはそれぞれ個々に違うと思いますので、その名簿をもとに各機関に渡し、民生委員の方にも流しておりますので、その中でこういったときはこういう避難の体制をとるといったのが決められてくるというふうに思っております。

5番（児玉智博君） それではちょっと具体的に聞きたいと思うのですが、私に訴えられた方、避難システムに恐らく入っていないから、どこからもその声がかからなかったと思うわけですよ。今言われたその75歳以上の年齢であるとか、要介護認定とかそういう部分ではちゃんと掲載されるべき。その上でちゃんとそういう避難の援助なんかを受けられるようにすべきだと思うのですけれども、それができてなかったというのがあるわけですからやっぱりその関係機関との連携とかをもっと密にして、デイサービス利用されているわけですからそういう介護施設はわかっていると思うのですよね。ですからそういう連絡を密にしていくことが重要であると思います。

その上で、もう1点聞きます。

これまでに、災害時要支援者も交えた避難訓練は実施したことはありますか。

町長（渡邊誠次君） 前段のお答えを私のほうからしたいと思います。

今、頭の中で考える290数名の中で、誰のお話をされているのかなというふうに思いました。できれば、そういう情報が議員のほうに入りましたら地元の委員若しくは職員、私のほうに教えていただければ対応はできるだけ早めの段階でできるのではないかなというふうに思います。特に今日のように台風がきたとき情報を今流しておりますが、その方には情報だけ届いた上でその部分では対応ができていないかもしれませんので、その部分ではおっしゃっていただければ私のほうでも対応できたのではないかなというふうにも思っているところです。しかしながら、議員言われるように、連携というものは非常に大事だというふうに私も思っておりますので、その部分につきましては、今後とも引き続き連携の部分もしっかりさせていただきたいなというふうに思っております。

町民課長（生田敬二君） 避難訓練というところでございます。10年ほど前に名簿の作成が義務化された直後になるかと思えますけれども、当時は要援護者と言っておりましたが、要援護者を

対象としました避難訓練を実施したことがございます。避難の支援方法や避難状況の確認などのシミュレーションを行っております。また、併せて福祉避難所の開設運営についての模擬訓練も行ったところがございます。その後については、要支援者に絞ったような訓練を行っておりませんが、先ほども申し上げましたように避難行動については、地域住民であるとか行政等の関係機関が一体となって対応していくことが大切だというふうにも思っています。要支援者の避難に対応する支援であるとか安否確認などは地域ごとまた個人ごとには違いがあると思いますし、高齢化にしたがって登録者数も先ほど申し上げましたように増加傾向にもございます。そういった意味からは今行政が行っている各大字ごと実施しております一般的な避難訓練の中に要支援者の訓練も含まれているという認識をしております。避難所の声掛けであるとか避難者の確認など要支援者の方また支援をしていく方についても、地域全体としての模擬訓練の中で訓練をされているものというふうに理解をしております。

5番（児玉智博君） 余りにこれ今の課長の答弁聞くと、他人任せで主体性がないと思うわけです。それはケースバイケースそりゃそうですよ、やっぱり症状それぞれに違いますから。浸水想定区域なのか土石流等の区域なのかによっても変わってくると思います。だからこそ、その10年前にやって10年後その対象者もがらっと変わっているわけではないですか。やっぱり訓練やシミュレーションというのはやっておくべきではないかなと思いますので、それを地域任せにしない。これ大原則だと思います。

それから、町長も言ってくればと私が。それは言いますよ。だけど、私が言っているのは、そういう事例がありました、ほかにもそういう人がいるのではないですかという問題提起をしています。私1人しかいませんからね。100人いれば何とかなるかもしれないけれど、1人しかいません。ですから、そういう仕組みを作っていきましょうよというお話をしておりますので、是非、もうちょっと前向きというか謙虚に受け止めていただければと思います。

次にちょっと順番入替えまして、福祉タクシーについて聞いておきたいと思います。現在、小国町では交通弱者の公共交通手段の核として乗り合いタクシーが運行されています。路線バスのように、決まった時間に決まったルートを周辺部から宮原の中心地に向かい、そして中心地から周辺部に戻るというパターンで運用されています。予約が必要で乗客の負担は1人300円で、残りのメーター分は町が負担する仕組みになっております。利用は誰でもできるということですが、ただ実態としては運転免許を返納したりして車の運転ができない高齢者がほとんどだと思います。

そこで今日質問したいのは、これまでは乗り合いタクシーを利用していた人たちが、加齢や病気などで自力歩行が困難になって移動に車椅子などが必要になった場合の公共交通手段についてどう考えていらっしゃるかということです。南小国町は、乗り合いタクシーをやめて免許を持っていない高齢者を対象にタクシーチケットを交付しています。このチケットは、自己負担は50

0円と乗り合いタクシーより割高ではありますが、時間や路線に縛られずに利用できていますので好調だというふうに聞いております。このタクシーチケットでは、福祉・介護タクシーも利用できます。車椅子やストレッチャーに乗ったまま乗車できるということで自力歩行が困難な人でも通院あるいは買物、その他のお出かけに利用できるということで大変喜ばれているようであります。ちなみに南小国町が今年度、町民1人に1万円ずつ発行した暮らし応援券も、福祉・介護タクシーに利用できるということであります。この福祉・介護タクシーは、実は小国町に事業所がある事業者の方であります。せっかく小国町にこのような事業者がいらっしゃいますから、小国町も体が不自由になってしまった人のために、福祉・介護タクシー利用の補助を検討できないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほど仕組みの部分で組織を作っていくというお話をされたので私のほうも答弁したいと思いますが、確かに今までも小国町それから社協、消防団、自主防災組織、いろんな方たちとやっぱり一緒になってその組織作りをしてきたわけです。それでも児玉議員言われるようにやっぱりできなかった事例が出てくる、それを1人ずつ拾っていくのもやっぱり私の仕事だというふうに思いますので、議員だけではなくてほかの方々もそういう事例があったときには、私のほうに教えていただきたいとまずは思います。しかも、消防団にしても自主防災組織にしてもその方のことを知らないわけではないと思います。あそこに住んでおられる方、多分全員の顔がわかります。その上で、それができていないということは非常に問題だというふうに私は思いますので、その部分では点の部分ではあります一つずつ解決していきたいというふうに思います。

町民課長（生田敬二君） 一般的な交通手段の利用が難しい方への交通方法手段の確保ということで、福祉的な支援、施策として必要だということは感じております。

今、公的な制度としまして、福祉有償運送という制度がございます。平成18年に道路運送法が改正されまして、自家用車で自家用有償旅客運送が定義づけられる白ナンバーでの運送が認められるというかたちになりました。その中の一つに福祉有償運送がございます。今、議員が言われましたような車椅子の方の移送等ができる実費の範囲で営利とは認められない範囲の対価でというかたちになります。今、小国町社会福祉協議会のほうで、福祉有償運送事業を行っております。利用するには障害の区分であるとか等級又は介護度等が必要で事前の登録も必要となりますけれども、乗り合いタクシー等の交通手段の利用が困難な方などには利用いただいているものというふうに感じています。また、民間事業者におきましても、民間のタクシー会社の方も車椅子での乗り降りに関しての講習を受けられているとも聞いておりますし、相当な部分で対応ができていないのではないかと考えています。

また、議員言われましたように、福祉・介護タクシーを経営されている事業者の方もおられます。その福祉タクシー関係についての補助ということですが、先ほど申し上げましたよう

に公的な手段としての福祉有償運送に関しまして言えば、もともと非営利の運営でございまして、阿蘇圏域の運営会議、市町村、運輸支局、タクシー協会、バス協会、民生委員会の代表、身体障害者協会、学識経験者等で直接運営形態が図られまして、協議が整い合意が得られることを前提として運行しておりますので、補助というかたちは少なじまないのかなということだと思います。民間も含めての福祉タクシーの利用の補助に関しましては、そういうところで今具体的な補助等についての考えは、町民課としては今のところ持っておりません。

5番（児玉智博君） やっぱりそれが必要としている人がいるかどうかということ、まず議論の出発点に持っていきたいですね。

それで、ワクチン接種がありました、コロナワクチン接種です。これ町民課の人たちはずっと受付とかされていたので見られて御存じかと思うのですがやはり車椅子等が必要で、私が見たときは御夫婦で来られてパートナーの1人の方が車椅子が必要だったけれども、もう1人のほうが運転免許を持っていらっしゃるから自家用車で送ってこられて車椅子に乗ってもらって押して行かれたというようなのを見たことがあります。ところが、そういう免許を持っている人がいなかったりとか若い人がもう昼間いない人というのは、やっぱりほかの人の手助けを受けないといけないわけです。この福祉・介護タクシーの方に聞きましたら、ワクチン接種だけでたしか12、3人町民センターまで運んだよということ言われていたのです。そのほか、公立病院やあるいは町内の介護施設また、その社協からも依頼を受けて病院等に運ぶこともあるそうなのです。ただし、介護保険事業者の登録はされていないので、乗ったおじいちゃんおばあちゃんが直接料金をお支払いになっているという現状があるわけです。今、社協がやっているからというふうに言われたけれども、社協のほうからもこういう依頼があるというのが実態らしいのですけれども、やはり必要性というのは町民課だけではなくて政策課も関わってくるかもしれないけれど、何らかのかたちで南小国町と同じようなことができるように考えていくべきではないでしょうか。

答弁できないなら宿題にしておいていただければと思います。

次に移ります。去年のメガソーラー施設や周辺での災害について質問しておきます。前回の質問で渡邊町長は、日本テレビワーク24のメガソーラー周辺での大規模災害に伴う事業者との協議について、上京をさせていただいて話を付けましたと明言されました。ところが、ナイーブな点もかなり含まれているとして、詳細については答弁をされませんでした。ただ私としては話が付いたのであれば被害に遭われた方たちに報告された上で、議会にも報告があるだろうと判断してしばらく様子を見ていました。ところが、一昨日、被害者の会の代表の方に確認したのですが、渡邊町長からは何の話ももらっていないということなのです。前回の答弁では上京したのは第4波収束後の緊急事態宣言が解除されたときということですので、もう半年近く経っていると思うのですがなのに被害者の方に何の説明もないのはなぜでしょうか。また、ベストアメニティのメガソーラーについても、被害に遭われた農家の方によると今年の春以降協議が止まったままにな

っていて、依然何の補償も受けられていないそうです。私はこのメガソーラーの問題については昨年の9月議会から問い続けているのですが、町長は一貫して事業者と被害者そして町の3者での協議を進めて問題を解決していきたいとされていたわけですが、ところが、日本テレビワーク24とベストアメニティ、両方とも被害に遭われた方たちの話を聞くと協議が進んでいない。春以降、膠着してしまっているのではないかという印象を受けてしまうわけですが、本当のところはどうなっているのですか。

町長（渡邊誠次君） 私も、本当のところはどうなっているのだろうというふうな話をしたいと思います。私のほうとしては日本テレビワーク24、来週も確か話をするような段取りにはなっております。もちろん上京するのではなくてこちらにきていただいてというところではありますが、被災者の会の皆様にも御説明をしておりますし、私が思っている被災者の会の代表の方であればその方にもきちっと御説明はもう重々しているような段階で、あとは手続の段階また今の段階ではやっぱり最終的に契約を交わしたりいろいろなことをしてから最終的に皆様の前に出したいというふうにも思っておりますので、その部分ではまだお話しここでは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、少なくとも被害者の会の方との話と日本テレビワーク24との話はもう間違いなく私のほうで進めさせてもらっております。

それから、もう一つ。ベストアメニティの段階にいたしましてはベストアメニティの補償とか地権者の人たちに対する考え方と地権者の人たちの一番最初の話合いの段階で町は立会いという立場で立っていたわけですがけれども、その中ではお互い話ができているような状況でございました。その中で、お互いの手続上の行き違い等々があつて今進んでいないのかもしれませんが、それができていないのであればまた町のほうから促したいというふうに思っております。

町といたしましては、ベストアメニティであればベストアメニティと地権者の方たちの話ができるような体制を作っていく。日本テレビワーク24と地権者の人たちの場合には、私が間に入って町が間に入って解決方法を見出していきながら、日本テレビワーク24には協議をしておりますし、地権者の方たちには御説明を私のほうからさせていただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） それでそう言われながら、詳細なことについては答弁されないわけですね。話を付けましたとおっしゃったでしょ、話は付いたのでしょうか。付いた話なのになぜそれを議会にも言えないのか私は理解に苦しむわけです。だってですよ、何も自費で上京とかしたわけではないのでしょうか。公費を使って公務として行ったわけですから、それは町長はやっぱり報告する責任はあるのではないですか。そしてまたベストアメニティについても、もともと町の誘致企業ですよ。そして、この災害が起こった経緯としては住民説明やまちづくり協議会での説明と全く違うかたちで開発を行い、町がそれは住民から知らせがあるまで全くそれに気づかずに、そして是正させることができなかつたわけではないですか。やはり町の問題はこのベストアメニティに

ついてはかなり重いと思います。ですから、やっぱりその何かお互い話をさせてちょっとそこがうまくいっていないのだと思いますとかやっぱりそう他人事ではなくて、もうちょっと責任感じて町が介入していくべきなのではないですか。

それで、もう時間も限られていますので、もう1点続けて聞きます。これ前回も聞きました。やはりこういう危険な大規模開発についての規制を作っていくべきだと。これまでに岩手県の遠野市の事例を紹介しましたが、その後も各地でメガソーラー開発に対する独自の規制が広がっているわけです。山梨県は、規制を大幅に強化する条例を制定しました。6月県議会で成立した太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例で、出力10キロワット以上の事業用施設を対象に山間部の急傾斜地など災害リスクが高い地域での新設は原則禁止します。このほか条例では、近隣住民への十分な説明を求め許可するかどうかの判断に当たっては、地元市町村長の意見を尊重するとしています。また、既存施設も含めて必要に応じて立入り検査や事業に対する改善命令を行い、従わない場合は事業者名を公表したり経済産業大臣に認定を取り消すよう求めるとしています。長崎幸太郎知事は、太陽光発電施設は本来環境を守るためのものであるにもかかわらず、自然環境を破壊し生活環境を脅かす事例が見られる。安全安心が自然と自然環境との調和が不可欠であることを明確にするというふうに述べています。この条例は、10月1日から施行されるということであります。まさに、知事がおっしゃるようにこの小国町でも生活環境を脅かす事例が二つも今発生しているわけです。小国町でもその独自の規制というのを強化していく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 開発と抑制のバランスはしっかり考えてまいりたいというふうに思います。

それから前段の日本テレビワーク24とベストアメニティの話、他人事であれば私は関わらないと思います。私が中に入っているということは他人事ではないので住民の皆さんたちの顔も見えているので一緒になって話をしているところではあります。でないと、あの時期コロナウイルスまだよくわからない時期なのですが、ベストアメニティの本社に行ったり日本テレビワーク24の本社に行ったり私のほうでは必要と思って他人事ではないので行ってお話をさせていただきました。ただ、内容につきましては、例えば補償の問題であるのであれば、個人の方の補償の部分、それから相手の方がお支払いをする部分、その部分等々協議はすり合わせが相当必要だというふうに思いますので、その部分では時間がかかりかかるのではないかなと私は思います。それから、日本テレビワーク24の部分に関しましては、今の段階で話はしっかりさせてもらって大まかな見解はついております。しかしながら、まだ協定だったり契約だったりこの予算審議の部分であったりも含めて皆様方に御提示する今段階ではありませんので、この場で発表して話がなくなってしまうことを非常に私は恐れておりますので、後日にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

5 番（児玉智博君） 要するに話は付いたと言ったけれども、話が付いていないということなのではないですか。話が付いたと上京したというときから半年以上状況が変わっていないのではないですか。

では、いつの段階で議会に提示されますが、12月議会に間に合いますか。

町長（渡邊誠次君） そんなに簡単な話ではないと思います。しかしながら大まかな話をする上で私がしないと話は進みません。ですので、私が行かなければいけないのです。町民の皆さんのために行かないと話が進まないで私が行っている。でなければ職員に行かせていると思います。その上で、12月までというかたちをとられるのであれば、私はできない可能性もあるというふうにお答えをしたいと思います。しかしながら、私は、地権者の皆さんにも相手の方にもしっかりと協議をしながら話を進めていった上で、解決をしようという努力だけはしっかりさせてもらっておりますので、その部分ではしっかりお約束ができます。

以上です。

5 番（児玉智博君） 何ていうのですかね。大分感情的になられますけれど、実際ここで町長と聞く話と被害に遭われた方たちから聞く話との温度差というのが余りにあるわけですよ。

ですから、やっぱりその上でもう一つの質問にもうちょっとしっかりお答えいただきたいのですが、これだけの災害が出て今少なくとも苦労されているわけでしょう。被害が発生してしまったから、上京もされてそういうのを繰り返さないためにやっぱり条例としての規制のルールを明確に設けていくということで、さっきの答弁は受け止めていいですか。

町長（渡邊誠次君） 条例の制定に関しましては、明確にお答えはいたしません。それはなぜかという、国県の指針もあってそれを踏まえてやらないといけないというふうにも思っているからです。

それからもう一つ。小国町では、もう私も何回も言っていると思いますけれども、開発をするそれから自然をしっかりと守っていく、このバランスを守っていくことは非常に大事だと思いますが、自然を守るだけでもこの地域は守れないというふうにも思っておりますし、開発をするだけではやはり乱開発につながると思います。その部分では、この地域をしっかりと持続可能にしていくためには両方とのバランスを考えていきながら保っていくことも必要だというふうに思いますので、その部分はもちろん事業をされる方たちが事故を起こさないように町としては話合いそれから指導のほうもしていきたいというふうにも思っております。

また、何回も言いますがけれども、自然災害をスタート地点とした話合いで事業者と地権者の間に入って話をするといった上では、町として正直申し上げまして非常に難しいところからのスタート地点でございますので、あらゆる方法を使って話を進めているところではございますが簡単にいくお話ではないということだけは御理解いただかないと時間はかかると思います。

以上です。

5番（児玉智博君） この二つのメガソーラー施設ができる前段階でも話合いと指導をやってきたわけでしょう、十分不十分は別にして。だけれども、話合いとそういう指導だけではバランスがとれなかったから今回の大規模災害が発生したということだと私は思います。だから、話合い指導だけでは不十分だからもうちょっと強い明確なルールが必要なのではないですか。それが全国的にも今広がっていますよということを行っているのです。ですから、もうちょっと今回起きてしまった事態に真摯に向き合っていただきたいなということをお願いしまして、質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） 真摯に向き合っているからの答弁だというふうに私は考えております。やはり自然災害がスタート地点です。自然災害がスタート地点で話合いをするという上では私は非常に厳しいというふうにも認識しておりますので、児玉議員がおっしゃられるようにもう法律とか条例とか法的な部分だけで相手と話ができるのであればそれで押し通したいと思いますが、それでは不可能ですので私のほうでは段階的にしっかりと話を進めていきたいという答弁をさせていただきます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議 11時15分から行います。

（午前11時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時12分）

議長（松崎俊一君） 9番、熊谷博行君。登壇、お願いします。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

台風の通過中という文面を書きましたが、まだ通過もしていません。夕方ぐらいが危ないのではないかという予報でございます。今日は6番目という珍しい順番になってしまいましたが、午後から3名の方台風で中止になりませんように祈っております。

それでは質問に入りたいところですが、今回の補正で電子入札システム導入の予算が組み込まれておりました。令和4年度より導入との説明を受け驚いております。6月議会で私が一般質問をし3か月というものすごい短い期間で実現することに想像もしていなかったのですが、議員7年目にして初めてのでき事でございます。金曜日に可決され土曜日には業者のほうに書面でもういっていたという話も聞いております。今後もスピーディーさをもって何事もお願いしたいのですが、世の中のスピードには私たちもついていけないところがあります。1番目の議員との答弁はエキサイティングでしたので私は厳かにいきたいと思っております。それでは通告どおりにいきたいのですが、順番がちょっと変わります。

人口減を先に質問いたしますので、どうかよろしくお願いたします。

私が議員になって6年半、当選祝いということで同級生から送られてきた本が田中角栄の名言集と消滅可能都市一覧が掲載されている本でした。田中角栄の本は、頷きながら読んだ記憶がご

ざいます。しかし、もう1冊のほうの消滅可能都市の一覧のほうは本当に小国町という名があるのかという確認をし、どうして隣町はないのかというぐらいの思いでございました。そのとき感じたのが2040年に小国町の人口が4千人を割るのではないかというのが危惧されて何かなったみたいな感じでございました。現在の人口推移グラフではかろうじて4千人を割ってないようですが、これも厚生労働省の報告では2040年にまた平均寿命が今よりも2歳ほどですかねプラスになるという、これはあくまでもデータなのですがこれから先平均寿命がどうなるかは正直言って誰もわからないと思います。今から2040年ですので19年先、私は生きていれば81歳、ぞっとしますね。今の平均寿命が大体男性が81、何歳でございまして考えるだけでも、ぞっとします。あと何年元気でいれるのかもわからないのですが、7月の女性議会の中にも人口減のお話はお1人だけありました。質問者もいろいろいっぱい言っていたのですが、町長の答弁の中には今のところでは緩和策程度の施策しかできていないというのが現状という答弁でした。質問者には失礼なのですが時間もなかったと思います。踏み込んだ質問ができなかったと思うところがございます。とってかわりにするというわけではないのですが、私のほうが先に6月から考えていたのですが本当はもうあんまり言うことがなくなったのですが。今の小国にとって重要な問題と認識していますが、この間の女性議会のときの答弁の中にも数多く取り組むことがいいとも思います。でも一つか二つを特化してそれにチャレンジするというのは、いかがでしょうか。町長お願いします。

町長（渡邊誠次君） 先ほど消滅可能都市というお話が出ました。増田寛也さんだっと思います元総務省の方が提唱されたときには、地方のほうは衝撃を受けたわけでございます。その中で消滅してはなるものかという気持ちを私は持っておりますが、先ほど言われるとおりに人口減少に対しての解決策として防止策と緩和策と二つあると思いますが、まだ緩和策しか打っていない現状というのは、この前女性議会でもお答えをさせていただきました。

その中において今まで歴代いろいろな方、町長そして地域の住民の方いろいろな策を講じてこられたというふうに思います。これは、やはり人口減少に対して総合的な施策の中の結果が人口の減少につながっているというふうに思います。人口減少させたというわけではなくて、人口減少を食い止めよう食い止めようという作戦を皆さんとってきたと。おのずとそうやってきたというふうに思いますけれども、それがなかなかこの小国町では難しいという現状だというふうに思います。熊谷議員おっしゃるように特化して本当は正直申しますとエネルギー政策、これに関しましては特化して実はやりたい気持ちはものすごくあります。しかしながら、私が今考えているのはエネルギー政策に先ほど防災の部分でも議員にお答えいたしましたけれども、やはり自然とのバランスを考えていかなければいけないということ。それから、今エネルギーに関してはどのエネルギーに関しても少しずつ価値は落ちていっておりますが、再生可能エネルギーの地熱に関しましては価値は下がっておりません。これはエネルギーの料金としても同じようなことが言え

と思います。しかしながら、この料金、値段も価値も将来このまま継続するという事は私は少なからず難しいのではないかなど。そのタイミングでできることを図らなければいけないというふうにも思っているところでございます。

しかしながら、地域循環共生圏事業、町が提唱をしておりますがそれに特化して町が踏み込むとなると非常に多額の予算が発生します。それを自治体が将来に対してのリスクとして背負っていいものかどうか。これは、町長私一人の問題だけではなく町としてそして次の世代にまで非常に重くかかってくる問題だというふうに思っておりますので、今いろいろな状況を判断する材料をしっかりとそろえさせていただいているような状況でございます。

人口減少に関しましては、エネルギー施策は非常に有効な施策だとは思いますが、ドイツ辺りでは、都市がガスを売ったり電気を売ったりというシュタットベルケという施策でドイツは振興しております。これは、すなわち日本の施策に置き換えられるかというところとそうとは言えないとは思いますが、やはり国の支援それから県の手助け含めたところでしっかりと考えてまいりたいなというふうに思います。それから、緩和策に引き続いて防止策になるのではと比較的思っているところが、今小国町には観光資源、それから地熱の資源、そして北里柴三郎博士の部分、それらをつないだ小国町にきていただくという観光だけではありません。昨日もお答えしましたけれども教育関連それから自治体の研修だったり勉強していただく、また体験していただく部分も含めたところでこちらにたくさんの方にきていただくというところが緩和策から防止策につながるのではないかなというふうに考えております。それを組み込むには、今コロナ禍の中一緒にその状況を打開していくためには、予約システムそれから決済システムを含めたところで小国町の総合力をしっかりとその中に組み入れていって、小国町全体が予約できるようなシステムであったり小国町のどこかしらが1か所窓口になっているような情報を出せるようなかたち。このようなかたちを取っていくことができるというところではあります、次につながる施策にしっかりとつないでいけるのではないかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） 次の質問まで答えていただきまして。私、地熱開発で収入が上がれば人が出ていくことはないと思います、まず。現に地熱発電に行っているところで、年寄り一人の家若者が帰ってきた。なぜか、お金がもらえるから帰ってくるのです。こういうふうにやっぱりお金が発生すれば人は去っていきませんので、できるだけそういうところからしてほしい。そして町長からありました予約システム、これはもう早くしてもらわないと私は賛成議員でございますのでどうかよろしくお願いします。

それと後先になってしまうかもしれませんが、今回小国町過疎地域持続的発展計画（案）ですが、5年計画が提示されました。人口減については、約1ページ程度で人口推移表がメインでございました。そのほかにもそれに関わる文面はありますが、特に全協で児玉議員が指摘しました

持続的発展のための基本目標の中の出生数に私も疑問を持ちました。児玉議員は、39名。どうしてそれよりも多くしないのという意見だったと思います。私は多くする必要はないと思ったのですが、児玉議員の場合は目標だからということで目標が達成できなかつたらできなかつたでまた児玉議員が言うかもしれませんが、普通に考えれば出生数何か上がらないのが普通だと思います。もう転居者、入居者も減増だけどころも5%とか何かもう表に書かれたような文面だったのですが。

まず僕が一番気になったのが、本当に出生数が39を保てるのか。どうも疑問を持ったのですが、あのとき質問はあえてしませんでした。今日させていただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 私は、この前の質問には非常に難しい数字ではなかろうかという答えを出させていただきました。その上でだからこそ現状維持が目標としては確かに低いのかもかもしれませんが、それぐらい難しい目標ではないかなというふうに思っております。しかしながら、やっぱり働く場所も先ほどエネルギー政策もそうですが、働く雇用の場の創出、それから子育てをしていただく世代の人たちが住む環境づくり、総合的な魅力づくりを小国町でしていかなければそこも難しくなってくると思っております。現状を維持することもきちっと考えながらでありますけれども、よりよい環境をつくっていくことが大事だというふうに自覚もしておりますので、議員の皆さんのお力を借りてしっかりと達成をしてまいりたいというふうに思っております。ただ、先ほどエネルギー政策でお金があると地域に人が残るというのもありますが、このエネルギーも実際今までしっかりと先人の方たちが守ってきたからこそこのエネルギー施策が使えるというところになります。再生可能という言葉が語弊があるのかもしれませんが、地下資源にしてもいろいろな資源に関しましてもやはりそれ以上のバランスを崩すと次の世代に伝えられない可能性も私はあると思っておりますので、ある程度の開発ある程度の自然環境をしっかりと守っていく。そして、その教えといいますかそのお考え方を私もしっかりと受け継がさせていただいておりますので、しっかりと次に伝えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博之君） 地熱開発は特に慎重にさせていただかないと開発をすれば反対者が出る。このパターンはもうおのずから分かる話でございますので、しっかりこれからも進めていってほしいと思います。人口減の話このぐらいで終わるのですが、もう一方、全課長を代表いたしまして政策課の石原課長に町長と違う方向からお答えください。

政策課長（石原誠慈君） すみません。御指名いただきましたので、先ほど具体的な政策あたりは町長のほうがお答えしましたので、私のほうは全体的な町の取組のところをお話をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど数値的なところも出ていましたけれども、国が平成26年に、まち・ひと・しごと創生法という法律が制定されております。国としても以前から、これ7年前ですけれども以前

からこの人口減少問題に対して法律を制定し取り組んでいるところです。その法制定を受けて小国町におきましても翌年27年に人口減少問題を重要課題等を捉えまして、その課題を克服するためのビジョンを制定しております。その制定の中には現状と将来の姿というのを示しまして、目指す将来の方向を提示し取り組んでいるところです。その制定というのが昨年度制定をされております。その制定の中では人口ビジョンとして人口推移、先ほど熊谷議員も2040年の数字を言われておりましたが、この推定予想では10年後の令和12年ですか約5千人で20年後の2040年これが約4千人。30年後になりますと約3千人という推計値があります。今からいきますともう30年後には今現在の約半分になる予想が出ております。このようなことから地域経済、地域医療や福祉、地域コミュニティーあらゆるところへ影響が進んでくるかと思っております。この人口減少の問題に歯止めをかけるために、地方創生の取組が必要ではないかと思っております。町で持続可能な町を確立するための施策として、いろんな計画があります。総合計画、あるいは総合戦略、それからSDGs未来都市計画などに掲げておりますいろんな取り組み、あるいは目標この全てのことが人口減少対策へつながっていくのではないかと思っております。具体的なところはちょっと申し上げられませんが、環境モデル都市のような環境問題もあり、あるいは社会、経済を加えた3側面から総合的に取り組んでいくということが人口減少問題の解決につながっていくと捉えております。こうしたことを一緒に考えながら、まちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 長々とありがとうございました。総務省が作ったようなインターネットで開いたようなのはよかったです、課長のビジョンを聞きたかったのですが。課長は保留ということで、次回また聞かせていただきます。ほかの課長も今からもう定年される方が何人かいますが、3月までに抜き打ちで聞きますのでここで宿題を出しておきますので事前通告はいたしません。個人個人のビジョンでお答えください。総務省の文面を読むのではなくて、つれあいと一緒に話した、こういうのがいいのではないかなとかそういうものを報告してもらわないと、総務省とか厚生労働省の文面を読んでも誰でもインターネット開けば載っていますので、難しいことではございません。簡単なものを一つ、二つおっしゃっていただければいいと思います。次回は、どの課長に当てるかわかりませんので、考えておいてください。

次は、介護職員の今後の処遇について質問いたします。大変難しい質問かと思いますがゆっくり考えて答弁していただきたいと思っております。私も10数年前行政部長をしていた頃、よく介護保険証が住民の方に質問されることが多くて何の知識もなくうそを言っていました。うそというか全然わからなかったのでわからないといって役場行って聞いてというように言っておりました。そしたらちょうどホームヘルパーの講習があるという情報を聞き、2、3日の講習で終わるのだろうと思って軽い気持ちで金額は5万円と書いていたので5万円握ってここが開発センターの頃

行ったら、今の河津県議がいて「よくきたな」と意味がわからなかったのですが、2、3日だろうと思ったら2か月土日講習があって、えらい大変だったことを思い出します。その当時40名弱の男女がいたと思います。そのあとすぐ介護職に就いた人が半分以上はいたのではなかろうかと思います。その中に男性が僕よりはるかに若い子が、2、3名の人たちは介護施設からきていましたのでそのまま就いたと思います。私は性格上勤まらないのはわかっていたし、そういうのもできるような状況ではございませんでしたので何の魅力も感じませんでした。しかし介護保険法は少し勉強ができ、高い授業料になったかもしれませんが自分を見つめ直すことができました。

それでは質問ですが、現在の小国町の介護施設の数、介護職員の大体の数も一緒に質問します。介護職員は小国町に十分足りているかを把握できている程度で結構ですので、お答えください。

町民課長（生田敬二君） まず介護施設の数ということでございます。小国町にあります介護施設については、県指定のものと地域密着型の町指定のものがございます。県指定のものが14か所、町指定のものが11か所、全部で25か所ということになります。これ少し多いのではないかと、いうふうに思われると思いますけれども、一つの建物の中にもいくつかこの介護サービスの種類がございまして一つの事業所として見なされますので全体で25施設ということになります。

介護職員につきましては、一応町のほうで把握しています数字は約180人。これ事務職等も含めた数ということになります。作業の職員とか含めた数が180人ということで把握をしております。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） 介護職員が180名ということは申し訳ないのですが、私は調べていませんでした。私は180人が決して多くて十分とは思えません。現に、職員の年齢も高齢化していると思います。若い人がいる施設なんかそうはいるとは到底思えません。例えいたとしても女性の場合は、結婚を機に町外に出て行ってしまふ。また、男性職員は、どうしても田舎の介護施設は給料面で都会、公的機関よりも安うございますので、また結婚になればよそのほうに出てこれがもう本当先ほどの人口減に拍車をかけるような感じの現状になっているのは現実だと思います。課長に職員の数が十分かどうかという質問も本当はおかしいもので、その施設の経営者に聞くべきことなのですが、課長が分かるわけがございません。

今年の6月、よその町を出すのは基本的好きではありませんが、情報が入ったのが結構衝撃的でしたので、ここでちょっと紹介したいと思います。宮崎県の都農町、町長ぐらいになると知っていると思います。延岡のちょっと下という言い方はおかしいけれど、宮崎市寄りのちょっと下です。そこは、ふるさと納税で80億円も納税していただいて返礼品を突拍子もないこととして、総務省から指導を受けた町でございます。でも、80億円もらって50億円にしても30億円残ったわけです。そのうちからいろんなもの引いても結構なことだと思うのです。でも今は指導下

に入っているということでございます、多分。人口は小国町よりも若干多ございます、1万人弱です。ここが6月議会で新しく介護の施設、事業所に入る方には、ケアマネとか介護福祉士、訪問介護員の方々に最高30万円支度金を払うという施策を立ち上げました。そしてまた、既存の職員には最高年間20万円。それは、ケアマネと一番下の方はそれはもちろん違うだろうけれど最高20万円支給するという、もう信じられないような施策を打ち上げております。これは2040年、先ほどからずっと人口減から申し上げている年数ですが、2040年までに要するに介護職の職員とかの人材確保、離職防止のお金を解消するのが前提ということでございました。ここに、インターネットのコピーがありますが、先ほど生田課長は180人。ここは185人です。小国のほうが高齢者が多いのかもしれませんが。年間の予算が3千万円。これを令和24年まで払うという画期的なことだと私はもう感じました。ほかに日本全国広うございますのでやっている町村もあると思います。でも、このニュースがここ最近で入ってきたのはここだったので今回ここで出させてもらいましたが、小国町もここ数年で個人経営の会合、施設等もう廃業したところもあるし経営者が変わったところもございます。1施設なんかは多分地域密着型の人だったと思います。こういうのがなくなると、本当になくなったのかちょっと確認とっていないのですが、なくなれば町民は行くところがその分減るということになります。是非今後もこの質問はずっとこういうのはしていきます。頻繁にしていきたいと思います。執行部もやっぱり職員からアンケートとか事業計画とか提出を求めるような前向きな施策を進められたらいいと思いますが、いかがですか。

町長（渡邊誠次君） 御質問ありがとうございます。

補助金のお話、財政的な部分もございますが、それからその介護施設のお話、実は先ほど言われた小規模の部分で私も実は昨年です御相談をその施設から直接受けました。生田さんと2人で訪ねていってもうかなりの問題や課題がたくさんございまして、このままではやめざるを得ないという状況でございましたので私としても何とか相談に乗りたいと思ひまして相談に乗らせていただきまして、町としてはなかなか解決することはできませんでしたので社協にしっかりおつなぎさせていただいてそこで問題を解決して、解決というふうにはいかなかったかもしれませんがけれども次につなげるようなかたちにはできたのではないかなと思います。補助金の部分だけではなくてやはり介護施設取り巻く環境も先ほど言いましたけれども、やっぱり一番難しいところは少子高齢化の部分。それから、人口減少も当然それには付随していきますけれども少子高齢化の部分。そして、産業が衰退をしているからこそ事業所全体のお給料の分とか収入の分がなかなか都会に比べると少ないというところも私もわかっておりますし、またコロナウイルスの中非常に周りの状況も難しくなっている。より複雑化しているような状況だというふうに思います。その中で都農町先ほど言われましたけれども本当に画期的な施策をとっておられます。ふるさと納税のことにしましては、少しコメントは控えさせていただきたいというふうにも思います。

れども、やはり補助金をしっかり出す上では必要なのはよくわかっておりますが、公益性があつて公平なのはちょっと難しいかもしれませんがも公益あつて有効で効果的な事業であると。先ほど人数を確保していく上で今後も有効的で効果的と判断させていただいたときには、是非ともまねをさせていただきたいというふうに思っておりますが、先ほどから言うように財源の問題がございますので私としては熊谷議員言われるように、いろいろな可能性だったり財源をどう見つけていくかということも考えていくところは大事なところであるというふうに思います。今、小国町にある財源をどう使うかということももちろん当然考えていくところではありますが、そのない財源をどう補っていくかそこもしっかり考えていかないといけないと思いますので、先ほど職員からのアンケート等ありましたけれども今職員から話を聞く体制だったりとかいろいろお話をする体制は私としてはできているというふうに思いますので、たくさん協議をしながらそういったかたちでよりよい施策につなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

9 番（熊谷博行君） いきなり 3 千万円を予算組んで払えとかそういうのはちょっと厳しいと思いますが。でも、小国町は農業親元新規就農支援給付金ですかね 4 0 0 何十万円か払っております。林業担い手にも、1 0 0、4、5 0 万円だったと思いますが払っております。商工にないのがちょっと寂しいのですが。商工にも親元に帰ってくるのはゼロではないと思いますが、これにプラスあと特化した介護職員に 2 0 万円もやれとか、そういうことは言いませんので徐々にどこかが財源を作りいいアイデアを私たちも考えたいと思いますが、机に座っているのはあなたたちですのでいろいろ情報は入るとは思います。前向きな意見を町長にぶつけられたらいいと思います。聞く耳も半分あつて半分はないかもしれませんが、若いしそういうところは大丈夫と思います。次期課長になれる方がここにもずらつといますので、去っていく課長はあと半年間頑張ってもらわないといけないけれど、次期の課長たちにはしっかりしてもらって本事業計画の一つぐらい持ってあがるぐらいの前向きなことを考えないと、年功序列だけでしていても町は多分よくなりません。2 0 4 0 年には介護のニーズが最高潮になる。僕はもっと早くからと思つていましたが、厚生労働省の調べでしょうね。2 0 4 0 年には一番ピークになるということがございます。まだあと 2 0 年ございます。ちょうど私たちが生きていれば介護をさせていただいている年かもしれませんが、私はそんなに生きないと思います。これはもう将来のことでございます。もう教育長なんかすぐ来る年でございます、8 1 歳とか。広範囲に考えるのも大事でございます。もちろん広範囲に考えないと町は進んでいきませんので一つの今日私が質問したのに特化するのもまたおかしいこともありますので、ああいうことを言っていたなぐらいの感覚でよございまして私はずっと言い続けますので、どうかよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。次の会議を 1 3 時から行います。

(午前11時48分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(松崎俊一君) 3番、穴見まち子議員、登壇をお願いします。

3番(穴見まち子君) 3番、穴見です。よろしくお願いいたします。

初めに、7月25日に行われた女性議会についてですけれども、女性議員、高校生10人、婦人会の方8名の方の参加で、合計18名の方々に参加していただいたことにとっても感謝申し上げます。そして、町長をはじめ、執行部の方々、議会事務局、議長をはじめ議員の皆様に参加をいただきまして、ありがとうございました。当日は、ウィズコロナの中、日曜日の出席をいただき改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。しばらくして、おぐチャンの女性議会を見られた方から、大変よかった。なかなか女性の意見を聞くことができないのでとてもよかった。との意見を多くの町民の方にいただきました。開催するまでには大変なところもありました。なかなか募集の段階で人が集まらなくて私は委員長しておりますので、小国町には各団体、6団体、食改、それから商工会女性部、そして農協女性部、更生保護、研究グループ、婦人会の団体があります。この中から4団体の方に出席をいただきました。とてもしっかりとした意見だったので、これを私たちが今後どうやっていくか、どのように町につなげていくかというところをいつも考えておかなければいけないなと思っておりました。

そして、昨日同僚議員の西田議員が言われた一番私に関わってきた前北里町長の時代にこの町民センターが建てられたのですけれども、建てられる前のときに今の渡邊町長が議長しておりました。そのときに特別委員会を設けて何回も会議を行いました。その会議の最後のほうに多分一番最後だったと思います。北里町長の町長室において前の建設課長の佐藤さんを交えてこの6団体の中の何名かの方と一緒に話をしたところです。そこで、調理室をというところをしっかりとお願いしたつもりだったのですが、実際建ってみて後押しが足りなかったのか私は議員をしていましたのでとても責任を感じております。しかしながら、開発センター時代は5階の庁舎がありました。私は20年ほど前に婦人会の役をしているときに調理室で栄養教室に参加をして、その中で食改とかにつながり更生保護とかにつながって婦人会を卒業して活躍しておられる方が、その中で調理室がやっぱり必要だということは私自身も思っております。しかしながら、今コロナの中に一番食生活改善推進員連絡協議会の方はやっぱりこのひとり暮らしの食、それを1年に1回やっていたときに隣保館はというところで私は前にも言ったこともあると思いますが、あそこは会員の方が調理室に30名程度集まるのです。それではとてもできない。昨日も町長が言われましたけれど、多いときには100人前後。それを思った時にあそこは使えないなというところ。やっぱり何か考えなくてはいけない。それから、町の施設、悠工房とか手づくりの館。私も悠工房も研修とか試作で使ったことがあるし、手づくりの館もあります。しかし、今使えるとし

たら悠工房がここ何年かの間に多分皆さんが使わなくなると思うのです。試作施設ですのでそんなときにあそこは広いですし調理のあれもあります。もう少しリニューアルできたら使えるのではないかと思うのですけれども、それに関して町長はどう思われますか。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただき、ありがとうございます。

昨日西田議員のときにもお答えしましたが、やはり今の現状ではもうないというのはもう間違いないところでございます。この町民センターに造るという考え方はやっぱり非常に厳しいというふうに考えております。ただ、周りの施設を改修するというふうに考えたときでも、やはり一番大事なところは効果的にその予算が使われるというところでございます。例えば会場だけを考えると施設的には小学校の跡地もありますし給食センターの跡もありますしいろいろとなくはないです。しかしながら、そこを1年に1回開けるために電気の設備とかいろんな設備含めたところで準備をして維持管理をしていく等々を考えたときにはやはり今使っている施設の中で運営をしていくことがまずは考えていかなければならないことだというふうに思っております。食改の方々それからこの前たくさんの方々の女性議会のときに来られた方々にも申しましたけれども、やはり女性議会も今回初めてしたわけですけれども、議会の皆様がよろしければまたこの後も続けていただくといいのも一つの方法だと思いますし、私としては女性議会の御挨拶のときにも入れたと思いますが、これをきっかけにできるだけたくさんの方たちとお話をしながら本当に必要性が本当に必要な、毎日例えば365日とは言いませんが毎日使うというかたちでいくのであればこれはもう必ず造らなければいけないと思いますが、防災の考えではありませんが通常時の考えで年に数回という考えであれば、私はJAが一番ふさわしいのではないかなというふうに思います。そこを利用しながらまた話をももちろん主催者の方たちと話をしあってそれでもやはり施設が必要だという必要性があればそれは町としても考えなければいけないと思いますので、その部分では議会の場ではなくてやっぱり実際に携わられている方たちの御意見もしっかり私も聞きたいというふうに思いますので、まずは私としては穴見議員、議長もされて本当に大変だったと思いますけれども間に入っていただいて話し合うことをまずしていただきたいなというふうに思います。私も周りからよく言われます。話もよくします。ただ、町といたしましてはこれから維持、管理をやっぱりしていかなければいけないところもしっかりあると思いますので、本当に有効的に効果的にもうほかに方法があるのかなのか含めてしっかりと考えをさせていただきたいというふうに思っております。

これで答弁といたしてよろしいでしょうか。

3番（穴見まち子君） 先ほどは、ひとり暮らしの方は年1回と言ったのですが、食改の方はいろんな活動もしているし、私たち、自分のことを言っただけなんですけど研究グループとかいろんな方たちで試作施設の悠工房は私は一番広いし建ててからそんなには経っていないので利用頻度として加工品のお菓子が多かったと思うのですけれども、使えなくなることに対して次にも使えるし

災害のときとかもいろんな方が使える。今はお祭りもなくなっている。そんなときもやっぱり施設が新しくなったらできるし、自分で施設を持っている方もできるのですけれど、やはり大きな鍋ものとかイベントのときにはそこも使えるようになったらいいかなと思ったところで提案したところですよ。

そして、農協の施設は私も何回も使ったことがあります。基本的にやっぱり持ち込んでいく材料というか機材それもあるのもあるのですけれど、持っていかなくてはならないものが大分あるというところもあるし、使用料はそんなにはかからないことはないと思うのです。やっぱりかかると思います。そんなところでやっぱり身近で使えるところ、移動があつて車とか置かれるところ。先ほど言いました災害それから各部落の防災の時も食改の方は地域のところで炊き出しの簡単な料理とかお年寄りを交えての料理もしています。そこに私も参加は何回もしましたけれど、やはりいろんなところを食改の方も使ってみてここがいいならぜひここをと言えるところがあると思います。そんなところを私は女性議会の委員長として各6団体の方に、もう先ほど町長が言われましたように会議を開いてなかなかこのコロナの中に開業するということがやっぱりいろんな職種の方がおられます。なかなかできないけれどやはりこれを機会に前向きにまだまだ利用頻度とか会員の方の意見を聞いてまだやってみたいと思っております。そう思っているので町長もまた皆さんとの意見を聞く機会に参加をいただきたいと思っております。

町長、何かありますか。

町長（渡邊誠次君） 防災事業を私も今年、柏田で先月だったと思っておりますが参加をさせていただきました。アルファ米を炊いて食材もサバの水煮を入れてキャベツそれからジャガイモを入れて、ビニール袋の中に入れて湯せんにかけて料理をする。梅干しの味が利いて非常においしかったです。防災の観点それから通常時の観点を私としてはできれば分けていただいて考えていただきたいと思っております。防災時においては、私はもう何回も繰り返し非常に申し訳ないところありますけれども、まずは逃げていただくときに今日みたいに早めに逃げていただいて御飯も自分たちで用意して逃げていただくというのがもう一番です。その次に、もし逃げ遅れてもうそういうことがないようにお願いしたいところではありますが、もし逃げ遅れてそのまま身一つで逃げないといけない場合にはもちろんそうしていただく。冷静になって考えていただくことも必要ですけれども、まずは自分の身を守ることを優先して考えないといけないので逃げていただく、その上で食事がもしなかったときには職員が必ずおりますのでその職員に言っていただければ当然ですけれどもそのときの備蓄の食料を中心に食べていただくようなことになると思います。その次の段階でやっと食事をというところがありますので、災害時には女性も男性にもかかわらずすぐに行動されると危ないことが非常に多いと思っておりますので様子を見ていただくことも必要だと思いますし、やはり支持をする方リーダーの方たちがここで料理をしようという段階でも必ず防災の観点ではそこが危ないのかどうか。そこにたどり着くまでの道も含めて考えていただきたい旨もあるので、

私は早急に食事を提供するボランティアを早い段階でという考え方は私はあんまり考えておりませんので、できれば様子を見ながら安全を確保して食事を提供していただけるのはすごくありがたいことでもありますけれども、その事業を考えていただきたいと思います。その際にも大きい施設ではなくてそれぞれの避難所だったり公民館かもしれませんけれども、その施設でいいのであればできればそこで調理をしていただいて御提供いただけるのが一番だというふうに思っておりますが、災害はなかなか予測が水害、地震どういったかたちになるかわかりませんので1か所用意しておくという考え方は私としてはありません。その代わり通常時の考え方ではもちろん先ほどお話ししたように、必要性に駆られればそして効果的にその事業が進むのであればやらなければいけないというふうに思っております。ただ、今の現時点ではできれば大きい施設であれば、まずはJAの施設を使っていたきたい。その次の規模であれば隣保館を使っていたきたいという旨で人数に応じてそうしていただきたいと思えますし、防災事業はお年寄りの方たちが参加することが非常に私の経験上多いものですから、そういったときには近くに出向いていってという考え方は非常にすばらしいというふうに思います。昨日は多分、黒淵のほうの公民館で行われていたのではないかと、そういう予定だったと思います。議会がありましたので私は参加をいたしませんでしたが、そういうかたちで必要に応じてその場所まで出向いていってされるということにも私は本当に敬意を表するところがございますし、皆様方の活動は本当にすばらしいと思っておりますので、その部分では造らないから応援しないというわけではありません。本当に必要性に駆られて効果的に事業を進めていただきたいという思いは私のほうではしっかり思っておりますので、まずは使っていただくその前提でその次に本当に必要であればというところでお話をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。特に、今言われたように私たち以上に食改の方が一番使われると思います。その段階でこれから団体の方と協議をして前向きな答えができるような体制を作ってもらって、いろんなかたちを進めていけたらと思っております。今後ともよろしくをお願いします。

次に、新規農業者の中山間地と女性議会の中であったイノシシ、シカというところでお話をつなげていきたいと思っております。今産業課が行っているソーラー電牧の現在の申請は去年と今年でどのような変わったところがあるかというところですが、いかがでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） ソーラー式の電気柵の設置につきましては、これ29年度が42件、平成30年度19件、令和元年度が13件、令和2年度で11件、令和3年度につきましては現時点で6件となっております。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。ソーラーの電牧は、1か所するのにやっぱり申

請から10万円ほどかかります。1件のところでその田んぼが1か所にあるとは限らず、私のところでも5か所あります。そのたびに全部はできないので昔は全部電池式だったのですけれどもソーラーに全部変えました。今はソーラーを五つ付けております。そして、電気といろいろ3段4段としても金網も張ってあるところもあるのですけれども、今から先が一番です、入ってくるのが。それを思うともうイノシシに対して負けてたまるかという気持ちで私たちは頑張っているところです。おいしい米を作って食べられる方がおいしいというところの目標があって一生懸命作っております。

そこで、今隣町の南小国町では、1枚金網1メートル前後で1千円ですけれども半額の500円を助成して最高で6万円までというところは120メートルですかね、そういうところまでを助成しているというところを聞きました。そして、やっぱり何か所もしているのだったら最初5回までとか何回までとか決めて、そのような助成を町では考えてもらえないでしょうかというところなのですが、いかがでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 本町に関しましては今、電気式というかソーラー式の電気柵これが有効だと考えておまして、これの助成事業をしております。ですから今、ソーラーに変わらして4年目だと思いますので一定の事業効果等を勘案しまして次の段階にはそういうものを考えないといけないかと思いますが、今現在ではそういう考えはございません。

3番（穴見まち子君） ソーラーの電牧と金網と2段式でないとなかなか中山間地でしっかりしているところはいいけれど、個人で持っているところは河川があつたりするとイノシシ対策としてはなかなかうまくやっけていけないのです。そして、この地域の中山間地農業者の新しい方も自分ではしているつもり、それでもイノシシ、シカのほうがやっぱり上をいっているというところでしっかりした施策をしないとうまくいかない。

そこで囲い罫でも町の申請とかその許可、育成のために町で職員の方とかいろいろ研修を受けながらしていると思います。最低でもその箱罫にしても3日間の研修が要ります。その研修の費用だつたりを町が助成して、育成するということは考えていないですか。

産業課長（秋吉陽三君） 新規の免許取得につきましては、現在新規の講習料と登録料これで約1万6千円ほどかかりますので、この2分の1の8千円を助成しております。

3番（穴見まち子君） 3日間行かないと免許が取れません。全額保証というのを町もやっぱりしっかりと考えてほしいと思う。1万円台だったら、やっぱり若い世代の方は興味を持ってもらえるように全額保証だったら受けてみようかという方もおられるかと思うのです。でも高齢者が多いのでそこに行き着くまでにはなかなかできない。だけどその箱罫といっても簡単にいかないその重さがあります。やっぱり若い人のほうが動きがよくてお年寄りの知恵を借りてこんなふうにしたらいいというような勉強とか講習会とかをしっかりといただいて、今後のイノシシ、シカ対策に臨んでもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 新規の免許の取得状況ですけれども、平成29年度に罾が5名、平成30年度罾4名、令和元年度重機1名の罾8名、令和2年度で罾が4名、本年度は重機1名、罾6名の新規の免許取得がっております。ちなみに、令和3年度の免許取得者の年齢構成を見ますと、10代1名、40代2名、60代1名、70代2名となっております。補助金の2分の1でございますが、これにつきましては個人助成でございます。それで、これを100%の助成にしたからといって免許取得増加が見込まれるとは考えておりません。補助事業につきましてはこれ以外にも多くの事業を実施しておりますので、効率性・公平性を考慮しますと今の2分の1は妥当かと考えております。

3番（穴見まち子君） 是非とも全額保証で多くの方がシカとイノシシに向かっていけるような対策で、御検討いただきたいと思います。

そして、今思っているのは駆除したイノシシ、シカの後の処分状況というのは、町はどうされていますか。

産業課長（秋吉陽三君） 有害鳥獣捕獲駆除なりでしたイノシシ、シカにつきましては、埋設によって処分をしております。

以上です。

3番（穴見まち子君） 埋設なのですが、時期によってはやっぱり私たちはどこに埋設しているかは全然知らないのですけれども、一般の方からいろんなところを言われていたので、処分方法というのはほかに何か考えることはできないでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） いろんなことを言われているというお話でございますが、処分につきましては、それぞれに埋設により処分をしておりますので、これはこのまま継続していきたいと考えております。

3番（穴見まち子君） その処分というのは、やっぱり堆肥を作ったりほかのところでコロナの中ではもう今無理かなと思うのですけれども、食として使えるような体制というのは少しは考えてないでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 過去におきましてはジビエ等の食肉処理施設の検討もいたしております。しかし、それが実現には至っておりません。今、全国的にジビエあたりの処理施設を見ますと、うまくいっているところは一部あるかと思いますがほとんどの施設において行き詰まっているような状況ではないかと思っております。ですから、食肉処理の施設をやるということであれば十分な検討辺りをしていかないとこれから先ずっと経費がかかるような状況になりますので、そこにつきましては慎重に検討していきたいと考えております。

3番（穴見まち子君） 今後その体制をどのようにするかというところをしっかりと踏まえてお願いしたいと思っております。

そして、この次の新規農業者の中山間と書いてあるのですが、私たちのところに新しく土地を

買われて田んぼに稲を作っている方がおられます。その方に最初に作る時にこの所はイノシシ、シカがきて初心者の方はもう無理ですとは何回もお伝えして、現在のところ産業課の方も見に行かれたと思うのですが、8月の水害で水口のところに土砂が埋まり大変な思いをして毎日その泥の処理を交代で自分たちでしっかりしております。その方は地域に溶け込んで米を作って、例えば今はコロナの中ではあるのですが農家の収穫体験とかも多分するかなというところもあるのですが、その前にしっかりと田んぼを作ることというのは町中に近いほうと違って私たちのところはほとんどが川と山の近くでなかなか作るのもうほとんど難しい。私でさえ一生懸命やっているのですが、甘く見たら絶対できないと思うのですよね。そこで頑張っってしっかりやりますかというところをお尋ねしたら、やっぱりやりたいということでこの中山間地にも加入して活動していきたいというようなことだったのでしたのですが、中山間地に入るまでの道のりというのは遠いと思いますけれども、どのように考えていますか。

産業課長（秋吉陽三君） 中山間地域等直接支払制度でございますが、これは5年以上耕作を維持する農業者の方に対して、対象農地の傾斜区分に応じまして一定の交付金を交付するような事業でございます。今おっしゃられました中山間直接支払いでの加入でございますが、これは本町では事業主体が農業者が組織する団体ということで、各地域の集落協定ということで構成しまして事業に参加しているような状況でございます。新たに入る場合はこの集落協定に加入することが条件となります。この集落協定に入るためには役員もいらっしゃいます。ただ5期対策が昨年からは始まっておりますが、この5期対策の途中から入っても最低5年間の耕作の維持というのは義務づけられております。これをできないと今現在活動されている農家の方に迷惑をかける。補助金の返還等の措置が出てまいりますので、必ず5年以上の耕作というのが条件になります。

また、加入された方はその活動の集落協定が定める道路、水路の維持管理また環境整備である花の作付活動とかいろんな集落の行事に参加する義務が生じてくるかと思えます。それでまずは今おっしゃられております農地については飛び地になるかと思えます。飛び地の場合は、これ認可されますのが一体的な営農体制の共同化ということで、その飛び地に対する道路、水路の維持管理を皆さんと一緒にするというような条件もございまして、まずは集落協定の役員の方と十分相談されて加入するのが望ましいと考えております。

以上です。

3番（穴見まち子君） 大変よく説明をしていただきました。

これからその方と私たちの部落もやっぱり組役とかも出ていったりしてもらっていますので、長く続けてもらえるようにしっかりと地元の方、私たちが近くに田んぼがあるのですが、その方とやっぱり中山間地の方いろんな話を踏まえて産業課の後押しもしっかりした説明をいただいて、しっかりと地につくように前に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、次に消防団の詰所というところで質問したいと思います。現在小国町の消防署の詰所というのは役場の補助金200万円それを出資をいただいて、どのくらいの詰所が建てられているか、最近のことでいいですのでお知らせください。

総務課長（佐々木忠生君） お答えさせていただきます。

令和3年9月時点で総務課のほうで作成した消防詰所格納庫台帳というのがあります。それに位置づけられている消防団の詰所等ということ町内で35か所。これにつきましては、消防団の詰所と格納庫が一緒になっている箇所が20か所、それから消防団の詰所のみの場合が3か所、それから公民館に格納庫が併設されているところが9か所、それから公民館のみを詰所として利用しているところが3か所、合わせて35か所となります。先ほど言いました詰所等の改修新築等、この事業は消防拠点施設整備事業ということで平成7年度から始めております。現在までに23件の新築なり改修などを行っているというような状況でございます。

3番（穴見まち子君） その詰所は皆さん建てられたときに金銭的にどのような金額が上がって建てられるか、平均ですね。町からの助成が200万円として、あと残りはどんなふうに資金確保をしているかということもわかりますでしょうか。

総務課長（佐々木忠生君） 各詰所等もいろいろ設置場所等によって条件等変わってくると思います。平成7年度当時で1か所改修等で実際事業費的に410万円、補助金は200万円というような状況のところもございますし、いろいろ300万円それから250万円かからないところは9万円とか小さい数字のところもありますし、これ一概に事業費がどれだけというふうな部分はありません。それに対して町のほうが3分の2を負担しているというふうなところがございます。

3番（穴見まち子君） 新築の場合は200万円全額ということですがけれども、リフォームとか改築の場合が3分の2というところで皆さんしていると思います。私のところは西里の3部なのですけれども、去年の水害で消防団詰所が崩壊してその中に団員の部長が災害のときに詰めていました。もう一步間違えば災害に遭うとこだったというところなのですが、それと一緒に団員の方が四畳半ぐらいの狭いところに、町長も見られたと思うのですけれども12名ぐらいおられて、全員の方おられなかったかもしれないのですが、そこで被害に遭いました。そこで部長が申請に行ったところなかなか建てたいという場所に建てられない諸事情がありました。そこで、やっぱり新しいところを探したりいろんなことを試みて、リフォームだったら3分の2の補助。申請して災害に遭ったので県からの助成もしていただいたところで200万円。協議会とか出してもらって新しい見積りをしてもらったら800万円というところでした。やっぱりここ1、2年と建築事情でとても800万円というところなら消防団員の方も最終的な会議の中に部長と協議会長、消防団員の一番上の方と会員の方もおられて組長とかで話したのですけれども、やはり400万円のところでもやっとうちのほうかなと思っていれば、新築のときにお金がやはり800万円つ

て大きいですね、OBの方もおられたけれど出してしてくれるところはない。しかし西里でも1部とかはいろんなところで助成があって、その頃は400万円だったかもしれないけれど出していただいた。どうしますかと部長に聞いたら、いろんな考えをし私ももうどうにかしてあげたいと思いつつ最終的に総務課に何回も通いました。町長が出してくれた案で西里小学校はどうですかと言われて、はあっと思いつつ最終的にやっぱり考えてもらってはいるけれど、どうかなと思いつつ町長からの提案のところを部落の部長が西里小学校でいいですではなく、西里小学校がいいですと言われましたのでそのところで最終的に決まりました。町長の最後の意見を途中の段階で早く言ってもらえたらもう少し早く決まっていたかなと思っておりますが、町長は最終的な案を出したときの考えはどういう考えがあったからでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからは、まず消防団との話の前に穴見議員と一緒に下明里の公民館で御説明をしたのが去年10月ぐらいだったですかね11月ぐらいだったですかね、お話をさせていただいたときに消防団のお話を伺いました。もちろん災害に遭ったということで撤去して、ただ後はその部分にさすがに同じところに建てるというのはどうなのかというところで、その当時もどうしようかという話を受けました。

もう一つ、さっき諸事情と言いましたけれども共有の名義のところには建物が建っているのに、新築をするという上では何十名という方の共有の名義でございますので、その部分には基本的には建てられないのではないかなという懸念材料もありましたので、まずは一番大事なところは西里3部の消防団の皆さんが今からももちろん使っていくわけですので維持管理する上で自分たちででき得る範囲内、都合がいいのですけれども手ができるだけかからないように、消防団は男性ばかりですので私も経験があって杖立の消防団も本当に狭いところで消防車3台ある割には上が小さいので全員がいることはできないのですが、トイレ掃除をしたりその人数でその分用意するというとトイレ掃除も全部ほかの分団はされていると思うのです。しかしながら、杖立の場合は結構集まる回数が多いです。年に多分10数回若しくは20数回30数回集まるようなところが多いと思います。だけでも下に公共のトイレといいますか、杖立の観光協会では清掃を行っているトイレがありますのでその部分を使ってということですので、私は24年、5年近く在籍しましたけれどもトイレ掃除をしたことは多分2、3回しかないと思います。そのぐらいで消防団の中で過ごさせていただきまして、特に今度新築をされるまた12名が今後増えるという予測はなかなか難しいところで12名で維持管理をしていく上ではできるだけ手間がかからないようなかたちで、また維持費も含めて掛からないようなかたちで運営されてはいかがですかという考え方を当初から持っておりましたが最初の段階から私は入っておりません。消防団での話それから地域での話また穴見議員入って話をされたと思いますが、その間の経緯は私も途中までは知りません。それはなぜかということそれは消防団の中で考えるのが多分一番いいと思われたからです。しかしながら、なかなか話が決まらずに年度もだんだん押してきますので補助金等の都合もあり

ますので、その部分では早急に総務課の中では考えたほうが良いというふうを考えて担当のほうからまずはどうでしょうか、できるだけ早めに決めましょうという促し方をさせていただいた中にそれでもなかなか決まらないので、例えば公民館を使う案はいかがですかという案を最初出させていただきましたけれども、いろいろな事情あったのかもしれませんがなかなか決まらなかったと。その中でも1案、2案、3案、4案、多分かなりあったと思います。それを聞いて私のほうがもう後が詰まってきたので消防団の分団長のほうに、もうある程度まとめないと話がまとまらないよという話をさせてもらって、その後で私のほうもちょっと協議をさせていただいてどういうふうに次を考えているのかちょっと話を聞きました。やはり同じように男ばかりで管理運営していく上では手がかからないようにというところを一番やっぱり考えておりましたのでその部分では気持ちが一緒でした。それであれば具体的に格納庫をリフォームして、そして公民館を使うか西里の小学校の一部の部屋のほうを使うのかそういったところも含めて皆さんと協議をしてくださいと。私が提案をさせていただきましたけれども協議の中に私は入っておりません。ですので、そういったかたちでお話をさせていただきましたけれども、最終的にはやはり消防団の維持、そして運営していく上でしっかり考えて選択をされたというふうに思っておりますので、急がせた点は非常に申し訳ないところはあるかもしれませんが、私としてはできるだけ年度内にといいますか期間が決められておりますので、その期間を使って消防団の活動が今後できやすくなるように考えてお話をさせていただいたところです。僕の提案が早かったらそういうふうに決まっていたかどうかというのは正直私はわかりませんがあんまりそういったことは先にするべきでは僕ないと思っていて、もともとはやっぱり現場の方たちが一番事情わかっておられるので使う方たち現場の方たちの意見を一番重視したほうが今でも良いと思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。なかなか決まるまでにはいろいろありました。最終的に西里小学校の保健施設を外から入ればちょうど使い勝手のいいところにあるというところが決まったので、この200万円用意していただきましたけれども、新築ではもう800万円以上の予算があっていたのでとてもできないというところで消防団の部長がその西里小学校は自分たちが出ている人もいるのです。というところでやっぱり一番近いところで、そこでではなくてそこがいいですと言ってもらえたので自分たちで決めてよかったと思うのです。最終的に私もその最後の会議の中で言ったのは、ただより高いものはないというところを踏まえて。皆さんで使った以上は使った以上にきれいにやっぱりそこは避難所として使っていただきますので、そして選挙のときに使いますのでトイレだけはきれいにしておいてやっぱりさすが消防団の方だなと先ほど町長が言われましたように使った後のそれを男性の方にしっかり言うておきました。今はもう掃除だったり家のことは男女平等でいろんなことをしていますので、やっぱり先に動いた人のほうが勝ちなのです。しまった先に行けばよかったかと思われぬようにやっぱり自分から行動

を起こしてもらって地域のために西里の3部が今消防団としては小国町では一番若い人がいるのではないかと思います。そのためにはやっぱり新築が本当は望ましくて、私も総務課にずっと通ったところだったのですけれども予算にはなかなかかかってない。この前、同僚議員から言われましたように南小国町では600万円の予算を出してくれる。町内全域、南小国町はほとんどのところができ上がっているというところでした。そのほとんどの方が600万円のお金をいただいてその中からしているし余ったところは返還しているというところだったので、もしよかったら町はこれから人数的には少なくなるのですけれども、もうこの詰所とかいろんな関係でやっぱり大字的の一つずつになるかもしれないのですけれども、今現在は必要としている人がいるということをお願いを思っていて、今後相談に行った時には親切丁寧に対応していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

町長（渡邊誠次君） 親切丁寧を心をかけて対応させていただきます。

私、やっぱり消防団活動は非常に大事な活動であります。自らの地域は自らで守る、この崇高な理念のもとに皆さんに本当に御尽力をいただいております。毎回の消防団の活動のときには私も挨拶をさせてもらうことが非常に多いですけれども、本当に敬意を表したいというふうにも考えております。また、維持管理をしていくのも消防団の皆様大変だというふうにも思います。自分たちの仕事を持っていながら火事ときには皆さん駆けつけるわけです。また、人を探さないといけないときには人海戦術としてはもう必ず消防団にお願いすることが多くございますので、その部分でも非常に御迷惑をおかけしたりするところもありますけれども、その活動拠点としての場所をどうするかというところと言えば現場の消防団の皆さんここは本当に自分たちで動きながら考えておられますので、その今動いている人たちが次の消防団若い子たち入ってきてもう自分たちが抜けていくのだらうなという頃になる人たちは余計にもう次の人たちのことを考えて、あんまり維持に手がかからないように考えておられると思います。その部分でも予算をつけることも必要かもしれませんが維持運営、維持管理をしていくことを消防団の皆様自分たちで負担をしていかなければいけません。ですので、その負担をできるだけ軽くしてあげるためにもその部分は予算ではなくて、今後のどういったかたちで運営していくのかそこを重視したいというふうには私は思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） やはり消防団の方が、最終的にそこを使ってよかったと思えるような体制で皆さんに声をかけていきたいと思っております。

これで質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は14時5分から行います。

（午後1時50分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時 0 5 分)

議長（松崎俊一君） 2 番、江藤理一郎議員、登壇をお願いします。

2 番（江藤理一郎君） 2 番、江藤です。本日、8 番目の一般質問になります。

本日は、一般質問の前に、まず町長へお願いがあります。

先日の地熱の恵み基金条例の改正を求める請願につきましては反対をさせていただきましたが、どうしてもここだけは聞きたかったので質問させていただきたいと思います。

討論のときに同僚議員からも同じような発言があったと思いますが、地熱の恵み基金条例の設置の目的である地域の資源や環境を保全するために不測の事態が起きた場合どこに申請してよいのか、どのようなかたちで申請すればいいのか明確になっておりません。町民の役に立つ基金の使い方ができるよう要綱や様式を作成することはできませんか。

また、町が取り組んできた地熱資源の開発と抑制についてはここ数年関係する事業者や町民とも話し合いを重ね歩み寄る努力をしてきたとは思いますが、地熱開発について私は把握はしているつもりですが、まだ把握し切れていない方や町民の皆様理解を求めるために今一度概略を説明いただきたいと思いますと思いますが、お願いできますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただき、ありがとうございます。

また、条例につきましては皆様方に御理解をいただきましたこと感謝申し上げたいというふうに思います。

町は自然環境を守りながら適切な地熱資源開発を行うためつまりは自然と開発、自然と経済のバランスを保つこと、これは数十年来の基礎的な前提というふうに考えております。これまでも議会でも皆様方に私はこう申してきたというふうにも思っているところでございます。議員言われるように、この地熱開発については関係者の方々の前では御説明する機会はございましたけれども、特にこの地熱の恵み基金につきましては、新聞、テレビ等々にも出ましたので私のほうから説明を申し上げたいというふうに思います。

今、小国町地熱資源の活用に関する条例を制定していることは皆様も御存じだと思いますけれども、それに基づいて地熱資源活用審議会を設置しております。この審議会で各法令、科学的根拠に基づきまして開発の可否の答えを町としてはいただいているところでございます。もちろん前段に適切な事業実施の確保等を図るために再生可能エネルギー発電事業計画を認定する制度も創設をされております。また、熊本県への申請、許可を含めた温泉法、農振法、農地法の各法令もたくさんございますけれども、各法令をクリアするという条件が必要となります。その上で、小国町では昭和 35 年になりますが大切な資源である地熱資源の賦存量の調査を行ってきた歴史がございます。

次に、開発事業者と随時調整をする必要と町が大切な地下資源をコントロールする必要があると私は思いましたので、小国町地熱資源活用協議会を設置させていただきました。その中でかな

りの協議や調整を行わせていただきまして協定書を各事業所と交わしているところでございます。協定書の概要といたしましては、定期的な協議を行うこと。そして、まず協議会費におきましては周辺の泉源や水源に影響が出ていないかどうか、もしもの場合に対応できるようにモニタリングの調査を行っているところでございます。次に、保険加入については、開発において事業所は会費のほかに損害賠償を含んだ補償のために保険に加入すること。若しくはその保険の代替として周辺事業所に温泉や水などを配管して不測の事態に備えることをお約束してもらっているところでございます。また、ほかには地熱積立て費によりまして設備の認定容量に応じた金額をお支払いして、1億円を積み立てるまでは事故発生時の原因究明等一時金として使用する旨を明記してございます。この積立て費が地熱の恵み基金の財源となっているところでございます。あくまで地熱の恵み基金は基金を管理する条例でございまして、事業所への法的な拘束力は盛り込むことができない、盛り込んでいない、ここを明らかにしたいというふうに思っております。会費による周辺の影響調査、保険若しくは代替する配管による事故発生時の対応、重ねて地熱の恵み基金での一時金、この3段階で対応していきたいと思っております。

さて、議員がおっしゃられる強い要望として今後事故等が起こったとき不備である申請書の様式を準備するようにとの御指摘でございます。町はこれまで申請が今までありませんでした。ですけれども協議会で受け付ける手順は決めておりますけれども明確な提示ではありませんでしたので、おっしゃるとおり申請書の様式の御準備を今からさせていただこうと思って政策課のほうに御準備を今後いたしていきたいというふうに考えております。ただ、申請受付の決めごとをお伝えする場もこれまでありませんでしたので、ここでお伝えをさせていただきます。まず、事故発生後、申請は町政策課へまずはお願いをいたしたいと思っております。町政策課はこれまでもたくさんの事業所それから温泉施設等々も話をし続けておりますので、町政策課が窓口としては一番よろしいのではないかなというふうに思います。そこで、事情をまずお聞きをいたしまして地熱資源活用協議会へ持込み調整をいたします。その後、地熱資源活用審議会の下部組織がございまして、専門者それから弁護士を含む検討部会で調査を行いまして科学的な根拠や法令等に照らし合わせて、妥当であると判断なされれば協議会の中へ押し戻していただいて検討部会の考えを重視し一時金を使用することというふうにはこれは決めているところでございます。しかしながら、この一時金も原因が明確になった場合には、その原因元がお支払をお戻しいただかないといけないというふうにも思っておりますし、わからなかった場合にはその一時金は事業所がお戻しいただくことをお約束いただきたいというふうに思っております。町は保険会社ではありませんので保険会社の資格を持っているわけではございません。法的に損害補償等をお支払する資格を持つものではないこと。また、町の財源でございまして町が原因者でもないのにもかかわらず損失補填をする必要性はないこと等が考えられるというふうに思います。

私自身が自然を守る会の方お1人と一緒に上京しました。その方の顧問弁護士の方3名と御一

緒に話をしっかりしたうえでそれにつきましても確認をさせていただきました。この点におきましては、昨年の議会のおときにも同様のお答えをしていると思います。

以上、町のこれまでの地熱開発についての御説明。そして、事故発生後の申請等々の部分、議員の御提案の様式の設置についてはしっかりとお約束をさせていただきたいというふうに思います。御理解をよろしくお願いします。

2番（江藤理一郎君） 町民の方々への説明そして様式の設置について約束いただいたということで、いつ何どき様々な現象が発生するかわかりませんので迅速な作成をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

さて、それでは通告書どおり一般質問に入ります。

今回は、行政デジタル化の取組について。そして、コロナ禍における少子化対策についてを質問させていただきたいと思います。質問したいことが多くありますので、簡潔明瞭な御答弁をお願いしたいと思います。御協力をお願いします。

今日、現代社会ではあらゆる面でデジタル化が推進されデジタルIT技術は私たちの生活に欠かせないものになっております。特にコロナの感染拡大により非接触化の流れが急加速しオンライン会議、テレワークなどデジタル化が一気に進んだ部分はあると思われま。

そこで、現在のコロナ禍含めデジタル化の流れの中で昨年の私の一般質問でもデジタル担当係の設置について少し話題にさせていただきましたが、本町がデジタル化についてこれまでどのような取組を行ってきたのか御答弁をお願いしたいと思います。

総務課長（佐々木忠生君） お答えさせていただきます。

これまでのデジタル化の取組という部分でございます。平成10年度まず以前、これにつきましては行政事務全般において委託業務によりデータの管理及び納付書などの帳票作成等の管理を行ってきております。その他の業務は主にワープロで行ってきたというような時代でございます。平成10年度頃、重機業務と税務業務については、オフィスコンピューターを導入し庁舎にてデータ管理を行うことが可能となりました。ただし、納付書の印刷については委託業務で行ってまいりました。平成13年頃、現在利用している総合行政システム通称トライXを熊本県町村会の主導により導入し、住基、税、国保、住宅などの業務を庁舎にて管理し納付書等の印刷も庁舎にて行うことができるようになりました。その後、LGWAN、メール、インターネットメールが普及し職員1人1台以上のパソコンを設置し、現在においては次のようなシステムを使用しております。グループウェア、これディスクネッツといいます。財務会計システム、文書管理システム、財産管理台帳システム、法令システム、人事評価システム、文字放送システムです。令和2年度に導入または今後導入を予定しているシステムということでございます。令和2年度におきましては、教育委員会のGIGAスクールという部分で取り組んでおります。新型コロナウイルスワクチン接種ウェブ予約システム、それから新聞等でもありましたとおりプラティオの導入という

部分でございます。このプラティオにつきましては、コロナ禍における職員の体調管理を行うために導入。スマホ用にアプリを作成できるシステムで現在、被災状況報告アプリ、出退勤管理アプリ、避難者数報告アプリを作成し運用しているというような状況でございます。それからテレワークシステムの実証導入、会議録作成支援システム、それからAIチャットボット、これ先般9月の補正のほうでお願いした分でございます。鳥獣捕獲機器購入、それから公共施設の予約システムということで鍋ヶ滝の来場者数を制限分散ための予約システム導入というのが、これまでの取組でございます。

2番（江藤理一郎君） それでは、人材についてはどのような方々がデジタル化について職務に当たっていらっしゃるのか、そういったところはいかがでしょう。

総務課長（佐々木忠生君） 現在、総務課の総務係のほうで庁舎全般のデジタル化に向けての取組を進めております。それから、先ほど言いましたプラティオについては、3名ほどの職員でチームを作りましていろいろなソフト等アプリ等の開発を行っているというような状況でございます。

2番（江藤理一郎君） 内部の職員でされているということですが、今後例えば外部の人材を入れたりデジタル化についてはやはり職員のスキルだけでは賄えないところはあるとは思いますが、今後町民のほうに住民サービスを普及させるということに関してできれば外部人材を若しくは町内の方でもそういったところが長けている方もいらっしゃるかもしれませんので、そういったところの検討はなされているのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 人事につきまして、私のほうがお答えをしたいと思いますけれども。

先ほどプラティオの話をしたアプリの話です。その中で実際庁舎の中だけの話合いでそれができるわけではありません。プラティオを開発されたアステリア。ここはもうずっとふるさと納税でもそうですし森林整備でもずっとお世話になっております。そのアステリアに御尽力をいただいて必ず月1ではありますけれども、まずはアプリについてはなくて共有する情報をお互いに補い合うといったところも含めて話をずっとさせていただいております。その中からプラティオの運用が始まっているというのが実情でございますのでその部分につきましてはそれも大事にしていきたいと思っておりますけれども、同時にアステリアにもお願いしておりますNTTにもお願いしておりますけれどもできれば財源措置等々の問題もありますので人材を派遣していただいてデジタル化に向けてその先にあるDXに向けてしっかり町の中でも基盤といいますか基礎を作っていきたいというふうには考えておりますので、その部分ではしっかり取組をさせていただきたいという方向はあります。ただ、今現実的にずっと話をしておりますけれども次の人材が見つかったというわけではありますので、その部分については未定ということでお答えをさせていただきます。

2番（江藤理一郎君） まずはデジタル、そういったところに長けている人1人でも入るだけで全く変わってくると思っておりますので、早い誘致というか財源の措置も含めて検討をお願いしたいと

思います。先ほども申しましたが、これまでのデジタル化は役場内部の職員間での内容が主になっております。今後はこれをどう町民に普及させるか、町民の暮らしに役立てていくかだと思います。コロナは引き続き数年間は続くと思われていますが、その間に対人サービス業を中心に生産が低下しその影響から2030年には日本全体で労働人口の15%にも及ぶ1千万人以上の人手不足が発生するだろうと言われています。コロナ前でも小国のような山村部の地域ではすでに人手不足ではございましたが、それ以上にコロナ後は深刻な労働力不足になると考えられその対策の一つが社会全体のデジタル化を通じた効率化による生産性の向上であると思われま

そこで、今後小国町が目指す行政デジタル化について、これからの取組はどのようなものを想定していらっしゃいますか。

総務課長（佐々木忠生君） お答えいたします。

今後目指しているデジタル化という部分でございます。国が示す自治体デジタルトランスフォーメーション、自治体DX推進計画というものでございます。デジタル技術等を活用して住民の利便性を向上させるとともに業務効率化を図り人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことというようにしております。重点的に取り組みたいと考えている部分でございます。自治体情報システムの標準化、共通化ということで、これは令和7年度までなのですが現使用している業務システムについて各自治体でそれぞれ導入し運用しているが、国がシステム内容を統一し標準化することでベンダーによるシステム導入等の経費の削減を図るという部分が1点ございます。

次にマイナンバーカードの普及促進という部分でございます。これ令和4年度まででございます。今後の申請業務手続においてマイナンバーカードを利用した電子申請が主となることから、令和4年度までに100%を目指して普及促進を行いたいというふうに考えております。

続きまして、行政手続のオンライン化、これも令和4年度までという部分でございます。行政事務に対する各種申請手続をオンライン化することで現場に足を運ぶことなく行政サービスを受けることができるようにするものでございます。主な手続は、今後マイナンバーカードを利用したマイナポータルサービスとなる見込みでございます。

それから、AI、RPAの利用促進という部分でございます。AI技術を活用したあらゆる業務の自動化及びRPAソフトウェアにより人間が行う作業を自動で行うシステムというのがございまして活用し自動化できる作業は自動化し事務作業の効率化を図るといようなものでございます。

それから、テレワークの推進という部分で、インターネットを活用し職場に出勤することなく業務を行うこと。新型コロナウイルス対策のためにも自治体に求められておりますので、これにつきましては今後早急に対策を講じていく必要があるかなというふうに思っております。

それから、セキュリティー対策の徹底という部分で、業務の効率化をすることに伴い様々なり

スクも多様化するものと思っております。このため、情報漏えい等のインシデント発生のリスクを軽減するためのセキュリティー対策の徹底が必要になってくるというふうなものでございます。

その他の取組といたしましては、地域社会のデジタル化、デジタルバイト対策、BPRの取組、これについては書面、押印、対面の見直しというような部分でございます。

以上のようなことが、今後考えられるかなというふうに思っております。

2番（江藤理一郎君） 先ほどの御説明の中でテレワークという言葉がありました。テレワークの推進。私も国や県の担当者などにお電話したときに、担当は今事務所におりません、テレワーク中ですのでという回答を聞くことが多くなりました。国県であれば直接住民の方県民の方々と接することは余りないのでテレワークは可能なのかなとは思いますが、ただし、いろいろなもののスピードが少し遅くなっているような気はしておりますが、町役場は町民と接し直接話す機会をつくるのが重要なことであると思っておりますので、その辺りに関してはもう少し検討が必要ではないかと思っておりますが、その辺りもいかがでしょう。

町長（渡邊誠次君） もう数度となく私も言わせてもらって、窓口業務だけではなくて住民等の対話は本当に大事でございますので、その部分をDXでデジタル化というのはなかなか味気ないところもあるのかなというふうには思っております。ただ、9月1日にデジタル庁が発足をしました。その中でやはりもう一番の課題は個人情報の保護、これはしっかりとしていかなければならないというふうに思っております。町の責任がどこまであるのかということも非常に私も懸念しているところではありますけれども、町の施策、事業全般もうほとんど全てと言っていいと思っておりますが、必ず事業ベースに乗せるときにSDGsの考え方それからデジタル化これを含めたところで今から全部考えていかないと効率化は図れないところの考えだというふうに私はもう思っております。今はこの体制で動いております。なかなか持ちこたえられるような役場の組織自体も作っていかなければいけないですから難しいところはありますけれども、デジタルの分野に関しては私も人材の登用はかなり必要というふうに考えておりますので、もう先ほどの繰り返しになりますけれども財源をしっかりと見つけていくこと、そしてまずは人材を見つけていくことをしっかりと重視させていただいて、いずれやらなければいけないことではありますのでできるだけ早め始めておかないと後手に回ると思います。しっかりと考えさせていただきたいと思っております。

2番（江藤理一郎君） そうですね。私も同じ話をしようと思っておりました。

9月1日には政府がデジタル庁を発足しまして、今後は5千億円以上の巨額の予算をかけまして行政システムの効率化や統一化に取り組む予定となっているようですが、先ほどの答弁総務課長の話をお聞きすると国のシステムを待っているというような状況かなと思っておりましたので、やっぱりこう先に徐々に慣れていくということは大事かなと思っております。一気にデジタル化若しくはDXまで導入しても使う側が慣れていなければということもございますので準備をすることが大事なのではないでしょうか。それらを踏まえて次の段階の質問に入りたいと思っております。

まず一つ、行政デジタル化。先ほどマイナンバーカードの話も出ましたけれども、マイナンバーカードの普及が欠かせないものだと思います。町では夜間窓口を構えるなどして普及に努めてきたと思いますが、普及率は現在どのくらいになったのでしょうか。

町民課長（生田敬二君） お答えしたいと思います。

令和3年8月22日現在といたしまして小国町内による交付件数が2千522件でございます。町人口の29.7%が取得をしているということになります。1年前の令和2年度8月の取得率が15.4%でございましたので徐々にではありますけれども、この1年間にかなり増えてきているということでございます。現在町では議員言われますように、マイナンバーの手続に関しての夜間の窓口も設置をしております。各種証明書についてのコンビニ交付もやがて始まります。今後、取得率はさらに高くなっていくものというふうに考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） マイナンバーカード普及率確かに上がりましたが、このくらいの普及率ではまだ中途半端なものになるのではないかなと思います。30%ですね。やはり50%以上できれば70%そういったところまで目標を設置して進めていただきたいと思います。そのためには、町民に向けてなぜ取得してもらいたいのかということの説明それから必要性を発信するとともに、先ほど言いましたけれども目標値それからスケジュールを設けて進めるべきかと思います。昨年の緊急事態宣言のときに配付されました1人10万円の定額給付金は記憶に新しいと思いますが、そのときもマイナンバーカードが普及していればもっと早く給付ができていたでしょうし町独自で救済策をとる際などにもスピーディーな対応がきっとできるはずですが、また、コンビニで住民票や印鑑証明書などの各種証明書もマイナンバーカードがあれば発行できるようになりますので、是非ここで諦めずに続けて推進していただきたいと思います。

また、昨年度より自宅に送られてくる各種税金の納付書について、コンビニ払いを始めPay PayやLINE Payなどキャッシュレス払いができるようになっているようですが、窓口払いや口座引き落とし、コンビニでの納付やキャッシュレス払いなどの実績はどうなっていますか。

税務会計課長（北里慎治君） 住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、税に関することでお答えいたしますと、納付書の発送につきましては昨年度1年間で1万1千557枚、それに対しまして、コンビニの納付につきましては3千876件ということで全体の33.5%というふうになっております。アプリ決済につきましては74件ということで、まだ1%に届いておりません、0.64%というのが実績でございます。

以上でございます。

2番（江藤理一郎君） コンビニの納付がそこまで多くなっているとは想定しませんでした。キャッシュレス払いはまだまだ少数ですが今後は主流となる可能性が十分にあります。遠方の方やコンビニまでが遠い方、交通弱者の方々などにとっては助かる内容だと思いますし、何よりそれで

滞納者が減り徴収の手続まで役場の方が行くまで発展しない可能性が十分にあります。これらの取組みも小国は遅いほうではないと思いますので、キャッシュレス払いはほかにもdポイントそれから楽天ポイントなど利用者が多いツールもございます。選択肢を多くしていろんな方々が使いやすいように、そしてホームページなどでも周知していただけると良いと思います。

次に、社会体育施設のウェブ予約システム化です。先ほど御説明にもありました予約システム、そういったところにもつながるとは思いますけれども、現在小国町には社会体育施設として、小国ドーム、小中学校体育館、旧小学校の体育館、林間広場などがあります。現在それらを予約するには平日8時半から17時15分までの間に電話で教育委員会に空いているか問い合わせ、空いていれば予約のために申請を書きに役場まで出向かなければいけません。この手続も町内であればまだしも遠方から予約したい場合はホームページで申込み用紙をダウンロードし押印した原本を郵送するなどの手続が必要になります。若しくはその日予約された日に来られて直接仮予約をしておいた上で直接申請をする。そしてお支払をするというようなかたちになります。非常にこれは今の時代に沿っていない手間になっているのではないかなと思います。これらをウェブ予約できるようにし土日でもいつでも空き状況を確認でき、予約までできるシステムを導入してはどうかと思います。また、コロナ禍で町も県のコロナリスクレベルによって町内者町外者の利用について制限をかけていることもございますし、そういった施設を使える使えないの情報も予約システムの中に入れて周知していくことも利用者にとっては助かることだと思います。また、職員が予約申込みやキャンセルなどに手数をかけることが少なくなり業務の効率化が一層図れると思いますが、導入の検討はできないでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 今、江藤議員のおっしゃったとおり小国町の教育委員会のほうで管理している社会体育施設、林間広場、ドームも含めて14施設あります。年間に6万5千人ほどの利用ということで幅広い年代に御利用いただいているところです。利用につきましては先ほど江藤議員がおっしゃられたとおり、今のところ紙媒体での管理ということでウェブシステムといったかたちにはなっておりません。これにつきましては、教育委員会といたしましてもできるだけ早い段階にそういった体育施設またこの町民センターも含めて教育委員会管理しておりますので予約システムができればという思いはあります。それは当然、利用者の利便性の向上と業務の効率化といった両面から必要であるというふうに認識をしております。ただ、予約についても現在小国町のほうでは体育施設等につきましては優先順位等があったりとか又はそういった利用する場合でもいつでもどこからでも誰でも予約という場合は利用制限というか利用に抵触する方等のチェックそういった部分をどうやってそこでチェックして受付をするのかといった部分、又は利用料金も町民センターでしたら冷房を使う使わないだけでも料金が変わってきますし夜間であったり利用時間で変わってくる、その辺はシステムでクリアできるかもしれません。そういった課題はあります。そういった部分も含めて現在内部で検討をして、それでも何とか利用でき

るようなかたちを模索していきたいというふうに思っているところです。ちなみに、阿蘇郡内では今阿蘇市のほうが体育施設については予約システムを導入して運用しているという状況のようです。あとの町村については現在小国町と同じような予約方法で運用しているというような状況のようです。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 様々な事情があろうかとは思いますが、町内のよく使う団体などにはパスワードを付与してそこで入れるようなシステムとかそういったことはもう容易に可能かと思しますので、先ほど阿蘇市がウェブ予約システムを導入されているということがありますので、是非そちらを参考にさせていただいて少しでも早くシステム導入をしていただけるといいと思います。

続きまして、印鑑レス、ペーパーレスのウェブ決裁についてです。コロナにより政府はオフィス勤務者の7割減を目指しテレワークを進めてまいりましたが実際には38%程度にとどまっているそうです、これは日本国においてです。海外の国々と比較しても出勤率が高いことがわかっており、判こ文化、特に行政において旧態依然の体制が根強く残っている証です。わざわざ判こをもらうため、そして郵送される月末締め請求書を確認するために出社しているのが現状であります。町役場職員の皆様もよくあることと思いますが、数時間出張で席を空けると帰ってきたときには決裁文書が山積みされていて、結局その確認のために夜まで残業になったことや上司の決裁を早くもらいたいのだが出張や外出でタイミングが合わずに発注などが遅れてしまうということ。また、自分の出した決裁文書がどこで回っているかわからず探すのに時間を要したことなど様々だと思われま。これらはウェブ決裁を導入することで解決する可能性が非常に高くなります。業務の効率化そして決裁を早めることで住民サービスのスピード化を進めることにつながりますので、こちらについても導入の検討いかがでしょうか。

総務課長（佐々木忠生君） 今現在行政の事務作業のほとんどがメールでの送受信となっており、一度受信したメールの添付書類につきましてパソコンに保存しその文書を印刷後に議員のおっしゃるとおり各起案文書の決裁を取っているというような流れになっております。供覧決裁についても従来どおり紙媒体押印による決裁となっておりますけれども、ペーパーレス化については今までも議論されてきたところでございますけれども、デジタル庁が発足し自治体DX推進計画においても地域のデジタル化を推進する立場であるため率先して行う必要があるというふうに認識をしております。しかし、全ての書類を紙媒体管理でなくデータ状態で管理するためには、新たなデータベースの構築や供覧や決裁、回覧等を行うための総合的なシステムを新たに導入するというような必要が発生してくると思います。抜本的な改革が必要になってくるものと思っております。

また、会議等で使用する資料のペーパーレス化についても少しお伝えしたいと思いますけれども、現在様々なソフト販売されておりペーパーレス化の取組としては最初に取り組めるものはな

いかというような部分で、会議等の資料等についていろいろペーパーレス化を進めていくという部分でタブレットを基にした会議を進めていくということも一つのことかなというふうに思っております。いずれにしても印鑑レスという決裁の部分については今後見直しを進めていくというようなところがございますけれども、いかなせん費用等も発生しますものですからその辺も含めまして検討させていただきたいというふうに思っております。

2番（江藤理一郎君） 私の関係する事業者におきましてもウェブ決裁を8月に導入いたしまして、こちらはシャチハタという印鑑の会社が作っているシャチハタクラウドというシステムなのですが、10人までで月1千100円で導入ができます。ウェブで印鑑を実際ウェブ上で押すようなかたちになるのですけれどもどこにいても印鑑が押せる。そして、事業所では結局今のところは大きい容量のクラウドを設けておりませんので最終的には決裁を出した印鑑をついた紙だけは表紙を出して資料を保存しているというかたちでございます。これ本当に使いやすくこれは是非町長は必要だと思います。やってみると何でこんなに早くしなかったのだと。特に町長また課長、管理職の方々は是非お勧めですのでお試しで1か月間無料で使えるというところもございますので、是非検討されてはいかがでしょうか。また、行政手続の中で特に住民が申請書などを書く際に押印を求められる書類がまだまだ多く存在すると思われまますので、様々な申請書類を再度見直し押印の必要性が薄い書類については印鑑レス化を進めることをお勧めいたします。

次に、公式LINEについてです。ASOおぐに観光協会においても会員を対象とした公式LINEがあり、そこから会員向けに補助制度やイベント開催や中止などの情報を流して周知を行っております。非常に便利だなと私も使いながら思っておりますが、町におきましても公式LINEを取得し回覧版や同報無線、おぐチャン、ホームページ、フェイスブックの次に必要な情報の発信ツールではないかと思われまます、その辺り御検討はいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今の段階では、公式LINEの取得は情報課のほうで今してあります。ただ、それを運用しているかしていないかという運用はまだしていないという段階でありまして、その公式LINEを運用しようかと思っていた時期に少し事件といいますかありましたので、町としてはちょっと控えていたような状態です。しかしながら、その後改善もなされておりますので私としては情報課と政策課とお話をさせていただいて、11月にSDGsの目を設けたいというふうに思っておりますので、できればそこからSDGsクラブというところに皆さん入っていただきたい。事業ベースではSDGsカンパニー、個人ベースではSDGsクラブというところに入っていただきたいと思っておりますので、そこに手軽なところのツールである公式LINEでいろいろと展開ができればなというふうに思っております。まずは、きっかけとして私も使っておりますいろいろなグループの中で情報を回すのには使わせてもらっておりますので、その部分では個人情報の保護という観点に触らない程度でしっかりツールとして使っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） 今のお話の中にうちの課が関係がありますので、少し補足というか説明をさせていただきます。

まず、今小国町のほうの情報発信ということであれば、SNSで言えばフェイスブックが一番タイムリーな情報発信になっていると思います。それから、今町長のほうからも話がありましたけれども、LINEについては今年の3月に中国のほうで個人情報が漏れたということで事件がありました。これについては一時中断ということで今年の6月に国内のほうにその情報が移転されたということもありまして改めてまたLINEは再開ということになっております。今年の8月20日にうちのほうの情報課がメインに各課のホームページ担当者の会議を開きまして、改めて公式なLINEのアカウントをうちのほうが持っていますので、それぞれの課で活用ができれば検討してくださいということでお話まではしております。ただ、今まだ利用には至っておりません。現状です。

2番（江藤理一郎君） 私もアパートに住んでおりましたが、基本的にアパート住まいの住民は回覧版も回ってまいりませんし、広報おぐにも自分で取りに行かなければ見ることはできません。アパートに住まわれている方々特に若い世代が多いのですが、行政の情報が行き渡るように公式LINEの取得はとても有効かと思えます。是非進めてください。

今のことは情報発信することですが、逆に情報を集める、声を集めることも同時に大切なことだと思います。特にコロナ禍でわざわざ会いに行ってお話することも敬遠されがちでございます。そこでホームページ内に問い合わせコーナー若しくは町民向けの目安箱メールボックスでもいいですが、そういったものは設置できないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 双方向のということでSNSの一番の強みだというふうに思います。情報を流すというところと情報をいただく。なかなか混乱するといけないというところは正直あります。全てを受け付けるというわけにはいかないかもしれませんが可能か不可能かで言えばもう可能です。ですので、その部分でしっかり考えさせていただきたいというふうに思っております。

2番（江藤理一郎君） これも私の関係する事業所の話ですけども、小国暮らしの窓口というページが小国町のホームページのリンク先になっております。窓口のホームページに問い合わせコーナーがありますがそこに町の情報、例えば移住のことではない情報、業者からのタブレットを買いませんかとかいろんな情報も入ってきたり、それから、住民からこういったことについて問い合わせ先がないから問い合わせしてみましたとか、町外の方で鍋ヶ滝に行きたいのですがどうして行ったらいいですか、いつが休みですかとかいろんな問い合わせがまいります。ほとんど10件中7件ぐらいは業者からの問い合わせで無視していますが、それ以外で30%ぐらいは必ず返信したほうがいいたろうなというような情報がございます。それについては、関係する課のほうに転送をさせていただいて随時その課で対応していただいているかたちになっております。一番

懸念される場所は、いろんな問い合わせが増えて業務が増えると思われるかもしれませんが、他市町村のページを見るとメールでの問い合わせコーナーを設置している自治体は多く存在しますし、チャットボット機能で対処しているところもございます。不満を持つ前に疑問のときに解決する若しくは言いたいことお願いしたいことを伝えておくだけで、住民の町に対する充実度を高めることにつながるのではないのでしょうか。また、クレームだけとは限りません。職員の対応に感謝する内容や町にとって有益になる情報ももちろんあると思われれます。大火事になる前に火の粉のうちに未然に対処しておくことがひいては暮らし続けたいまちになると思えますが、こちらにも是非設置の検討をお願いしたいと思えます。

続きまして、オンライン診療についてです。現在町内の方ですけれどもある病気を患っていらっしゃるしまして、私自身ちょっと特別にお願いして北里研究所の東洋医学研究所そちらとオンライン診療をさせていただいています。実際に診療をやって先生がオンラインで対面して顔色それから目とか舌の色とか症状を聞いたりして問診をするわけですけれども、そういったかたちであるとは診療が終わったら薬を届ける。2日後には実際に東洋医学研究所ですので漢方が届いております。実際にできておりますので、例えば小国公立病院でも熊大等と連携してそういった取組ができないのかについて少し伺いたいと思えます。

町民課長（生田敬二君） オンライン診療につきましては、1997年平成9年に始まりました厚生労働省の調査によりますと、全国で今病院としては21か所、診療所が449か所ということでございます。とてもまだ普及しているとは言いがたいような状況というかたちになっています。小国公立病院でというところですが公立病院のほうへ尋ねましたら、オンライン診療も検討しているところではあります。今現在は在宅医療、対面になりますけれども訪問診療、訪問看護を進めているところでございますという返答でございます。

以上でございます。

2番（江藤理一郎君） 今小国公立病院でも週に1回になっている耳鼻咽喉科それから脳神経外科とかそういったところは週1回で、例えばこのオンライン診療が可能になれば熊本大学の耳鼻咽喉科の先生それから眼科の先生とオンラインで初診は公立病院でやるとしても次に薬をもらうとか2回目の診察については、そういったオンラインも考えられるのではないかなと思えます。

では、もう時間もありませんので最後に小国高校のデジタル講習についてです。ITの普及により全国どこでもインターネットさえつながっていれば同じ情報を同じサービスを受けられる時代となりました。そこで私は最近、将来小国で活躍する人材を育成するため熊本市のウェブ制作会社に協力いただきちょうど今年度からICTの先行実践校として県の教育委員会より指定されました地元小国高校においてデジタル技術を学んでいきたい生徒を対象にデジタル放課後講座の開催を進めております。内容は地域の産品を高校生が選定し取材しショップページを自分たちで作りに上げるかたちで、10月に4回開催することにまずはしております。先日の全員協議会だっ

と思いますが、同僚議員の方からも小国高校に特色を持った学科の設置の話もありましたが、これからの世の中を生き抜いていくにはどんな職種にもパソコン技術が必須であり、デジタル化などに特化して他市町村からの生徒増加を図るなどの取組みも必要ではないかと思いますが、こちらについても県立高校でございますが、町としての見解はございますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） その部分については間違いなくやらなければもうできなくなるのではないかなというふうに思います。もうどちらかというとプログラミングに近いところだと思いますけれども、その部分では今小学校のほうからタブレット使ってドローンを飛ばしてもう子どもたちがそれができるようにだんだんなっているような状態でございますので、プログラミングの基礎知識をまず小学校でそして中学校で養って行って高校に進まれるとその高校でまたあらゆる対応といいますか広がっていくのではないかなというふうに考えております。技術も相当なスピードで進んでおります。町といたしましては、先ほど私が答えたように人材をまず確保しないといけない部分もあると思います。なかなか追いつけないところも正直私も感じておりますけれども、小学校中学校高校において小国の中でも当然都会で吸収できるものは田舎でも吸収できるというような考え方もあながち間違いではないというふうに思っております。特にデジタルの部分に関しましては、またプログラミングの部分に関しましては、小学校から今考えをずっと培ってっておりますので高校になったときには多分もうちょっと数年かかるのかもしれませんが、高校に上がったときにはもう自分で言ったところ選択肢をして教えられる側ではなくまずもう自分で作る側にもう回られているのではないかなというふうに私としては思っているところです。以上です。

2番（江藤理一郎君） そうですね。小学校からも進めていただいて。ただし、今の高校生をどうするかというのも大事ですのでその辺りに関しても現在の高校生については少しではありますが実践を積み重ねて行って、最終的には小国でもインターネット関係の仕事ができるとかそういった若い人たちが増えてくるようになるというふうなというふうに思っております。

最後に、コロナ禍における少子化対策についてです。小国町の出生数、合計特殊出生率の推移は、現在どのようになっておりますでしょうか。できれば今年度についても、途中でも結構ですので、お願いいたします。

町民課長（生田敬二君） まず町民課のほうで把握していますここ数年間の出生者数と合計特殊出生率について御報告をしたいと思います。ここ5、6年ということで、まず出生者数からまいります。平成28年度が54人、29年度が42人、30年度が57人、元年度が47人、令和2年度が32人、令和3年度がこれ見込みでございますが38人でございます。こちら見込みのほうは母子健康手帳の交付のほうから推計をさせていただいております。合計特殊出生率ですが、ここ数年で一番高いのが平成28年度の1.99でございます。その後下がってまいりまして令和2年度におきましては1.47という推移になっております。この数字を見てみますと、コロ

ナ禍と言われるようになった令和2年度において出生者数、特殊出生率とも減少しておりますけれども、この現象が新型コロナに起因するものかどうかについての分析についてはできておりませんが、本町における出生者数の数値については規模が大変小さいものでございますし、これまでも非常にその年によって増減をしております。ただ、新型コロナの影響でないとも言えませんし実際の数値として減少して推移をしているということで捉えております。

以上でございます。

2番（江藤理一郎君） 今回の議会で審議事項にも上がっておりました過疎地域持続的発展計画の中での出生数の基準値では、4年後の令和7年には令和2年と同様の39人となっておりますが、もうすでに令和3年度の予測では38人ということになっておりますのでギリギリの線をかかっているなというふうなイメージでございます。コロナ禍で出生数が減少しているかどうか分かりませんが実際右肩下がりになっている状況ではございます。現状維持でもこのままでは厳しいのではないかなと感じております。具体的な少子化対策については、何か予定されておりますか。

政策課長（石原誠慈君） 午前中に人口減少対策でいろいろ指摘を受けましたので、ちょっとプレッシャーがかかっております。その中で答弁をさせていただきたいと思っております。

この少子化の問題、これはもう人口減少の大きな要因となっているのはもう当然だと思います。私が思うに理想的には対応策というか生まれ育ったところ、ふるさとで就職できて家庭を築きました子育てができれば一番理想的ではないかなと私自身考えております。そうした方、ゼロではございません。地元へUターンして就職している方また家庭を築いている方もいらっしゃいますので、その中で私が小国にきてホッケー関係で子どもたちと携わってその中でも実際今役場に10名程就職しております。大学から帰ってきてまた地元で就職し生活し子育てをされている方、ただこれが少子化に直結するわけではないですが理想的には地元に戻って来られて親孝行もできますし、親元でそういった方々が増えていくと少しでも少子化対策といいますかその辺りにつながっていくのではないかと思います。そのためにも地元で就職できるような仕事の創出とかあるいは働く場とかそれと雇用の支援とかまた子どもを産んで育てやすい環境づくりあたりが結婚して妊娠して出産子育て支援など、現在町が取り組んでいる部分を一つは継続して取り組んでいくということも大事なことかなと思います。また、新たな対応策があればそれも検討してまた取り組んでいくというふうに考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） そうですね。なかなか対応策が前回の私の質問からしても、人口減少対策そして少子化対策についてもはっきりとした対策が示されていないというふうなイメージはございました。他地域事例一つございます。岡山県奈義町、人口は5千700人、合計特殊出生率2019年に2.95を達成した自治体です。支援策といたしましては、第1子10万円、2子1

5万円、3子20万円、4子30万円、5子40万円。県指定の医療機関で特定不妊治療を受けると年20万円を限度に県の助成を引いた額の半分を5年間助成。妊婦健康診査を14回まで公費負担。中学3年生までのひとり親に5.4万円年支給。高校3年生まで医療費を無料、これは小国町でもやっております。あと、小学校3年生までの病児病後保育を個人負担2千円で受入れ、病児病後保育も検討がこちらは必要だとは思いますが。実際、他市町村でも看護師の方が保育園に入られたり若しくは看護師資格を持っている保育士の方がいらっしゃったりとかそういったところもあると思いますので、検討を是非お願いしたいと思えます。また、在宅育児支援手当、入園前まで在宅で育児する保護者に月に1万円というような施策をやっているところがございます。そういった施策をやりまして2.95を達成している。これまたまではなくずっと出生率が上がってきたというような実績がございます。また、阿蘇郡市の市町村におきましても、阿蘇市が第3子3歳まで月2万円ということは3歳までですので36万円支給しています。産山村でも第1子20万円、2子30万円、3子月1万円で計60万円、3子は5歳まで支給します。高森町においては第1子5万円、第2子20万円、第3子20万円というかたちで、どこの市町村につきましても小国町よりも現在の合計特殊出生率は少し高いというような状況になっております。

小国町におきましてもすでに実施している施策等もありますが、子供を育てやすい仕組み作りは少子化が深刻になる中で、新たな施策の検討を是非お願いしたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 少子化対策。総合的な魅力を町の部分で上げていくというところのお答えしか今のところではできませんけれども、補助金といいますか金銭的な面に関しましても今後どのようなかたちでできるのか可能なのかということも考えてまいりたいというふうに思えます。確かにおっしゃるとおり子育て世代が増えなければ人口は増える可能性は低く思えますので、私としてはできれば全世代型で取り組んでいくといった方向のほうがよいのではないかなというふうには思っているところがございます。できればまた皆さんの御意見をいただいて、もう正直言っているとおり解決策を持ち合わせておりません。その部分では緩和策しかありませんので防止策を是非教えていただければしっかりと頑張らさせていただきたいというふうに思えますし、私としても防止策を見出せるように頑張るまいりたいというふうに思えます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を15時20分から行います。

（午後3時05分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

議長（松崎俊一君） 8番、松本明雄議員、登壇をお願いします。

8番（松本明雄君） はい。8番、松本です。

これで最後になりますので皆さん、特に審議員の方は同僚議員も言っていましたけれども、僕

が言わないところまでずっと聞いていただいて、次課長になるという思いでどういう答弁をするか考えておいていただきたいと思います。

それでは、始めたいと思いますけれども、昨日コロナウイルスの話をしていました。ワクチン接種が小国町は90%。ほかの国のことを言うと悪いのですが、イスラエルがもう3回目をやっております。それで、昨日何か成果が出て重症化になる割合が20倍少ないとそういう成果も出ております。そして、今後イスラエルは4回目もやるそうです。日本は、3回目を8か月後に実施するという報道をやっておりました。2回目接種後8か月。3回目まで打つと大体安心ができるのではないかと。かからないことはないですから、やっぱりマスクと日頃の密になるようなことは避けたいと思います。ここにも、一般質問で審議員の方が相当な数入っておりますがコロナにうつらないようにしていただきたいと思います。

それでは、二つ。町道についてと有害鳥獣もさせていただきます。町道に関しては同僚議員も今回されておりましたけれども私なりの考えをまた述べながら、前の議員はデジタルの話をしていましたけれども僕アナログで話したいと思いますので説明のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

国道関係は、雪が降るときに沿線の立木で凍ったとか日が当たらないので困りますということで、うちの町長と高橋町長と県議の河津先生と一緒に県議会のほうに行かれたという話も聞いております。町道に関しては、やはり我が町でどうにかしなくてはなりません。数年前に町道に関しては下城のほうで落石があって命が亡くなるようなこともありました。先日は、熊本市でも枯れた大木が落ちてきて車ごと人が亡くなりまだ熊本市では裁判をしております。そういうことがないように。それと、この前7月8月の豪雨のときには、大木を打ち切って光ファイバーを切ったとかそういう話もありますので、なかなか管理することは難しいと思いますがうちも補助金を相当な金額出しております。管理するのは非常に難しいと思いますが、建設課はどのような対応をしているのか述べていただきたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

昨日もお答えしたとおり今議員おっしゃられるとおり、市内のほうで倒木があって人命が失われるという事故が発生しております。これは県道と聞いておりますので県とその辺の情報共有をしながら、今そういうかたちであればもう県道敷よりはるか上のほうから倒木があって人が亡くなっております。もうそこまで管理箇所を問われる時代になっております。うちの場合も急峻な道路たくさんありますのであとはパトロールをしながら危ない木危ない落石が起きるところは規制をかけながら、この前の雨の日も行いましたけれどもファームロードとか積雪もありますがそういうところに関してはなるべく通るなどは言えませんので、徐行に心がけてください、そういう規制を打ち出しながら通行を行っていただきたいと思います。

あとはもう昨日おっしゃったとおりパトロールを強化しながら本当に何か補助事業を中山間の

こういう道路において先ほどおっしゃられたとおりこちらから要望で国道はいろんなことができますが、町道に関しては要望するところがもう余り上のほうしかないものですから、国若しくはそういうところとタイアップをしながら何とか補助金を防災、減災のほうにもかかってくると思いますので、こういう維持管理に関しての補助事業が取れるようにもうあとは県と一緒にタイアップして国に要望し続けたいと思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） 先日も説明していただいたとおりですけれども、建設課の職員の方もいますので回っていて枯れた大木があれば地権者の方と相談しながら切っていただく方法を考えていただきたいと思います。先日も熊本城のほうで枝木が倒れて上のほうはしっかり葉はついていたのですけれども根のほうが腐れていた。ですから、熊本市も桜を相当切るみたいですが、城の近くの。ですからやっぱり隣接の町民の方が言われたら地権者の方と相談して文書なり出して早めの処置をお願いしたいと思います。大分県と熊本県では町道のほうもこういう道関係もなかなか違いますので、非常に目について小国町熊本県はこうではないかとかいう話もありますけれども予算を付けるまでには相当時間かかりますので皆さん、町民の方もいろんなところで見たら役場のほうに行ってくださいその対応をしていただきたいと思います。大きな事故になる前にそういう対応をお願いしたいと思います。

道のことはその程度で終わりたいと思いますけれども、今見ていると橋梁が非常にもう古くなっております。今年も倉原のところの昔下を蒸気機関車が通っていたところの跨線橋ですかね、あれが相当古くなっておりますのでそれを改修したいと思います。ほかにもいろんなところがもう鉄筋が出ていたりとか点検はいろいろしていると思いますが、状況的に一番金が掛かるのがトンネルと橋です。ですからその辺ももう非常に大変なことだとは思いますが、説明のほうよろしくをお願いします。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

今おっしゃられたとおり、うちに165橋ほど町道橋があります。この点検に関しては、委員会でも言いましたけれども、2012年の山梨県中央自動車道の笹子トンネルというところで天井盤の落下があって皆さん記憶にあると思いますが9名の尊い命が失われております。これを機に道路法が改正されて、トンネル、橋梁、主要構造物を全て点検しなさい。最低でも5年間の中で必ず1回は行いなさいということで、大体うち165橋ですから5で割りますと35橋ずつぐらい毎年やっております。これには補助事業の社交金を使いながら補助率62.7%というカタチで橋梁を行っております。5年に1回それを集計して長寿命化計画を立てなさい。この前も下水でも説明したとおり老朽化もう全て公共施設、公共の道路は構造物というのはいずれ老朽化していきます。それをいかに最後まで朽ちて朽ち果てて新しくするのではなく途中の段階で、人間の体と一緒に早期発見早期治療そして延命化に持っていきなさいということで、これでもや

っぱり委託費から補修費からものすごく費用がかかります。先ほどおっしゃった跨線橋の補修に関してもあれは80年以上経過しております。下に高校生とか公園になっていますので人が通るのでまずはそこからアプローチしていこうということで、今設計しているのが約8千万円かけて安全対策に心がけていこう。あと2橋、令和3年度で考えて予算的には1億円ほど付いていますので、令和3年度で3橋の補修をしていきたいと思っています。

結果としましては、今段階のところで言いますと50年以上経った橋が165橋のうち40%を占めている。あと6割は50年未満ということで、あと20年後になるともう7対3ぐらいの割合で逆転をします。50年以上経過した橋が7割、50年未満が3割ということになっていきます。あと点検においては、四つの段階に分けなさいという国交省からの指令がきていまして、健全であるか、まだ措置がまだまだ要らない、早急に対応しなさい、緊急に対応しなさい。今国のほうから言われているのがもう3番目と4番目に関しては、すぐに取りかかって補修をしていきなさい。さっきの跨線橋もレベル3の中に入っていく。レベル4は1橋しかないのですが、そこは通行規制をかけて通しておりません。ただ今言ったようにお金をかけて補修するのも一つの案ですが、今荷重といいましてこの橋は何トンまでの車が通ったらいいですよというものがあまして、その荷重を制限しながらもう逆に言えばあまり通らないところは軽トラ、人が渡れるぐらいで規制をかけるとかそういう規制のやり方もしながら橋梁の延命化に努めなさいということであっています。そういうかたちで今橋梁点検の結果を見ながら今後まずはレベル3とレベル4が合わせて27橋ありますものですから、それに関して計画を立てながら補修計画を立てていきたいということで、今計画を立てるところでございます。

以上です。

8番（松本明雄君）はい。8番です。

今、説明もらったとおりだと思います。やはり小国町は小さい川が非常に多くあります。そして、谷がありますのでどうしても橋をかけなければなりません。今言われたとおり重量を減らすとかいろんな方法はあると思いますけれども、今後やっぱり横に道があれば不便だと思いますが橋の数も減らしながら検討していくのもどうかとは思っております。なかなか一つの橋を補修するだけでも8千万円掛かるということですので、危険なところを見つけながらも生活するためには橋は必要ですので建設課のほうにもいろいろ頑張ってくださいと思います。

もう一つ。同僚議員からも昔、質問があっていたと思うのですが、これは消防車とか救急車とかなかなか小国町も入らないところが多くまだまだ見受けられますが、大体数なんかも把握されているのか、総務課のほうにお聞きしたいと思います。

総務課審議員（佐藤則和君） 消防車とか救急車の乗り入れのできない路線ということで、大体2メートル以上ぐらいあれば狭いところにも入れるのではないかとということでちょっと調べてまいりましたので、大体8路線ぐらい今あると。小さい箇所の部分で言えばもう少しあるのでしょうか

けれども、消防の北部分署あたりでも確認したのですけれどもみんな今デジタル化で入っていますのでそういった箇所を数字化はしてないのですけれども、把握しながら対応しているということでした。

8番（松本明雄君） この前もそこの方が亡くなって消防車が奥まで入らなかったとそういう事例もありますので、なるべくそういうところは土地地権者の方もいらっしゃると思いますので話がつけば早急に予算を付けていただいて救急車は入るようお願いしたいと思います。総務課に質問をしましたので、この前決算のときに聞いていて非常によかったというか聞いていて非常に町の人も助かっているという話がありますので、もう1回説明していただきたいのは隣地の件です。危険木を切るのに相当な金額を小国町も出しております。南小国町はまだ今年度からか少しずつ出していくみたいです。ですから、小国町はこの前聞いたら20年前からもう出しているという話ですので、その辺も説明のほうよろしくお願いしたいと思います。

総務課審議員（佐藤則和君） 隣地安全の流木等撤去補助事業ということで、この前ちょっと委員会で突然でしたので数字等がちょっと間違っておりますので修正させていただきたいと思います。要綱のほう平成17年にできております。ですから平成17年ですので、約17、8年経過しております。20年というのちょっと行き過ぎておりますので修正させていただきたいと思います。これ事の起こりは今議員でおられます久野議員が住民の相談係におられたときにそういった相談が多いよということで何かないだろうかということで、私その頃ちょっと防災担当しておりましたのでそういったところに行って木を切ってくれないですかと家の裏の流木が倒れそうで怖いと。ただし、面識はあるけれどもなかなか自分では言いづらいのでということで口添えということで、その間に役場が入るからには補助事業等新設してやってみようかということでいろいろ内部協議しまして起こした記憶がございます。

それから、ずっとやってきておまして当初は年間に30万とか40万ぐらいしか予算付けていなかったのですけれども、今では大体当初予算で100万ぐらい付けさせていただいておりますが非常に要望が多ございまして、毎年ちょっと補正予算をお願いするような現状で余り補正予算を毎年やるのも望ましくはないと思っておりますけれども、住民の要望がそれだけ多いということで現状で申し上げますと今相談受けているだけでも14、5件ございまして、今年この前の補正予算までが4件対応しております、この前補正予算いただきましたもので大体8件から9件対応できるのではないかと考えております。ただし、いまだ積み残しといいますかそういう相談を受けている件数が6件7件残っていますものですから、これは毎年増えますからなかなか来年もまた新たに台風等が来ればまたちょっと慌てて相談に来られる方も多ございまして、ちょっと積み残しが増えていく現状も予測できておりますがなかなかこの前委員会でも申しましたとおり、全て単費でやっております関係上潤沢な予算確保もしづらいというジレンマもありながら住民の要望には応えていきたいということでやっているところでございます。ただし、作業に森林

組合との兼ね合いもございまして委員会でもおっしゃったとおり今木材の価格が高騰しております、そういう作業員の作業の要望も高くなっておりましてなかなかそういうスケジュール管理が森林組合も取れないのでそんなに10件も20件も予算があったからといって相談されてもちょっと受けることはできないかもしれないということで、そういう林業の材価が上がればこれは経済的にはいいのですけれどもそういった兼ね合いもあると非常にいろいろ難しい中で今やっている現状ということでよろしいでしょうか。

以上です。

8番（松本明雄君） これは本当に100%一般財源です。小国町は危険に対してもう相当力を入れていると思います。それでも、うちの近所の方がこの頃家が近いので森林組合に通さずにやった事例もあります。けれどもやはりその地権者の方はもうそれ以上は切れないということで、雨が降ったときは逃げてくださいと。そういうことも言われた方もいらっしゃいますのでやっぱり上限で30万しか出せません。けれどもやっぱりそれだけでも皆さん助かると思いますので、今後森林組合の方々も大変だと思います。高所作業車に乗ってクレーンで引っ張って家に倒れないように切らなければなりませんので神経的に大変だと思いますけれど、少しでも危険がなくなるように総務課のほうも頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問。この前女性会議がありましてその中で聞いておりましたらやっぱり有害鳥獣、農家の方は非常に大変だということで話されておりました。有害鳥獣はもう僕が議員になったときからこれでもう4回か5回目の質問になると思います。同僚議員も農家関係の方が質問されておりました。ですが僕は農家には関係ありませんがやはり農家の方々は天候に左右され最終的にはイノシシやシカに持っていかれる。そういうことでは山間地域の農作物の稲に対しては非常に打撃を受けると思います。

それで今日は本当は南小国町の方が1人2人作物を変えてブドウを作っております。ここに今日は買って持って置いておくはずだったのですけれども、昨日が最後で今日はないということで、そういうふうに作物も何か果物みたいに変えていって収益を変えるような方法も僕は作れませんけれども、努力して変えていくとまたその収入面が変わっていくと思いますので、いろんな面で稲を作ったりキュウリを作ったりこの前の長雨では大根の苗が流されたとかいろいろ聞いて今年もまた収入が少ないのではないかという話を聞いております。今回も有害鳥獣は3名の方がされました。ですが、何も方法はないのではなくやっぱりいろいろ産業課の方も頑張っております。補助金を見るとほとんどこれも一般財源が多いです。国が出しているのはもう防止の対策事業の補助金だけです。えづけSTOP!、これはいかにイノシシやシカに餌を与えないようにするかという勉強会です。それでも県がこれは100%出しております。産業課のほうもいろんな苦勞はしていると思います。シカに関しては説明があったとおり稲作は柔らかいものしか食べないので、最初に植えたときに水を深めにはるとか今年からは田原の牧草地の中に柵を作られ

たと思います。その柵がカメラまで付いておりますので最初はこれ岡山県かなんかで作られてや
っと小国町にも入ってきましたので、これで群れごと捕っていただくと畜産農家の方々も安心で
きると思いますがその辺の経過報告まで反問権はありませんけれども、説明権を与えますのでち
ゃんと説明していただきたいと思います。

産業課長（秋吉陽三君） まずは被害の現状ということですが、本町の被害の現状としまし
てはイノシシにおきましては、水稻の被害が最も多く令和2年度の被害額が231万4千円とな
っております。そのほかに野菜類やタケノコ、芋類、豆類の食害が発生しております。シカによ
る農作物の被害は、飼料作物が大部分を占めておりまして、そのほかに水稻、野菜類、シイタケ、
樹木の新芽、樹皮等の食害が発生しているような状況でございます。本町では鳥獣による農作物
被害防止軽減を図るために、鳥獣を寄せ付けない、侵入防止をする、個体数を減らす、この3つ
の取組みを柱にソフト、ハード両面にわたる総合的な対策を推進しております。駆除による令
和2年度の捕獲頭数はイノシシが744頭、ニホンジカが392頭と過去最高の捕獲頭数となっ
ております。侵入防止策としまして電気柵の一律個人助成を実施しております。ソーラー式で行
うことで24時間365日圃場を守り有害獣被害を軽減できると考えております。このほかにも中
山間地域直接支払制度で17の集落協定が有害鳥獣対策に取り組んでおりまして、電気柵及びワ
イヤメッシュの設置による対策を実施しております。また、おっしゃいました単県事業のえづ
けSTOP！事業に下城田原地区が28年度から、西里2部地区が平成29年度から取組みを行
っている現状でございます。防護柵の設置状況といたしまして、中山間地域等直接支払制度及び
多面的機能支払制度を活用いたしまして有害獣の種類、地形等を考慮して資材を使い分けて対策
を実施しております。2つの事業を活用した電気柵の対応面積が52.2ヘクタール、ワイヤ
メッシュの対応面積は55.5ヘクタール、これに町の単独事業であります電気柵設置の対応面
積44.3ヘクタールを合計しますと合計で152ヘクタールとなり中山間地域等直接支払制度
対象水田の40.1%をカバーしていることとなります。実際には人家等の付近及び国道沿線等
で防護柵の必要性がない箇所もあると思われまのでかなりの面積をカバーしているものと捉え
ております。今後も引き続き対策を継続して事業を実施していきますので、被害の減少が進むよ
うに対策が講じられていくものと考えております。

先ほど議員おっしゃいました田原の囲い罫の件でございますが、田原の囲い罫につきまして今
現在設置はしております。しかし、周りにまだ牧草等の青草がございまして中に餌は入れている
のですが、カメラには映るのですけれども中にはまだ入らないような状況が続いております。今
後、周りの草等が枯れましてシカの餌がなくなれば入ってくるものと考えております。

以上です。

8番（松本明雄君） またよそのことを言うと悪いのですけれども、この前奄美大島でアマミノク
ロウサギというウサギがおります。これをマングースから守るためにずっと国土環境省がやって

いました。このたびもう罨にも入らない、今言われたとおりにカメラにも映らない。ですけれども住民の通報は6件だけある。これが島だからそうやって終わりますが、やっぱり小国町は隣接したところが多いです。同僚議員も言っていたとおりに玖珠町、九重町、前から言ったとおりにあそこは日出生台演習場もありますのでその中にはほとんど人間がおりません。ですからもうシカが相当増えていると思います。やっぱり玖珠町が多いとは思いますが。ですが今後うちは島国ではありませぬのでどういうふうに広域連携をしていくのか、特に熊本県とは隣町、産山、阿蘇市の波野の辺は話ができると思いますが、今後国のほうもどのようにお考えか説明のほうよろしく願います。

産業課長（秋吉陽三君） 議員おっしゃいました広域での取組になるかと思えます。

現在、広域での取組につきましては隣町の南小国町と銃器による有害鳥獣捕獲において駆除を行っております。広域での有害鳥獣捕獲を実施している九州管内を見ますと、広域的に県境を越えて有害鳥獣の捕獲を実施している市町村は現在ございません。県境を越えて有害鳥獣捕獲を行うことは可能です。しかし、広域の協議会の設置及び被害防止計画の策定が必要となってきます。また、お互いの猟友会、駆除会との調整などが必要となるかと思えます。広域での取組につきましては、本年6月に成立いたしました鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の中で、市町村の枠を超えて広域的に捕獲を進める際に国が財政支援を行うことが明記されました。また、捕獲した鳥獣の有効利用の促進強化も盛り込まれております。このようなことから今後は被害対策について、この広域的な取組についての検討を実施していきたいと考えております。

以上です。

8番（松本明雄君） これも県をまたぐ話になりますので南小国町、産山とかはなかなか話がすぐできると思いますが、県をまたいでやらないともう昔から駆除とえづけSTOP！これでもうやっていかないと間に合わない状態です。本当はもう駆除だけで課長は考えていると思います。ですが、それもちょっと金額的な面で難しいところもあります。同僚議員からも質問があっていました。解体場の件も僕はもう6年前ですか、小国町が武雄と3都物語というものをやっていたときに友達と3人で視察に行きました。その時はまだできて新しい状態でしたがこれも今はもう使われてないような話を聞きます。ジビエ料理、ジビエ料理とテレビ、マスコミは取上げますがなかなか販路まではつながらない。捕って2時間以内に解体しなければいけないとかいろんな制約があります。そして、この前から一つの案としては課長とも相談していたのですけれども、ペットフードに持っていくような話もありますので、今後捕ったものがお金になるような方法も考えないと埋めるのも大変これも焼却するのも大変になってきますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

産業課長（秋吉陽三君） おっしゃるとおり今回の法改正の有効利用の中で、ペットフードの加工

も施設等はできるということになっております。しかし、これにつきましても市町村の枠を超えた広域的な取組になりますので、どうしても単独での取組は難しいかと思えます。ドックフードでも食育もそうなのですが、販売を目的として施設の継続、維持管理費まで出るかというのはその辺の絡みもございますので前向きな検討はしたいと思えますが、どうしてもやっぱり慎重な検討どうしてもその辺は慎重にならざるを得ないと思えます。

また、捕獲頭数の件でございますが、捕獲頭数は年々増加しているもので実感としてかなり去年でも1千100頭ぐらいのイノシシ、シカの駆除をしているわけですが減ったという実感はないように思えます。これは何故かと申しますと個体数の減少についてはやっぱり有害獣が駆除される数をはるかに超えている状況に今あるのではないかなと思われます。これまで有害駆除を担ってきたハンターの人数が過疎、高齢化もあって減少しております。1990年と2019年の全国的な駆除の捕獲頭数を比較してみますと、イノシシは7万2千頭から64万100頭と9倍以上になっております。シカも4万2千頭から60万2千900頭と14倍以上を捕獲しております。ですから、これハンターの数と駆除頭数は必ずしも相関していないと考えられます。狩猟者が減少し高齢したにもかかわらず駆除頭数が増加したのは、やはりこれは罫量が増加していること、一つは。それと、捕獲期間が有害駆除なら年間を通して可能になり禁猟の期間が事実上なくなったことが大きな原因と考えられます。また、ハンター数が減ったのに駆除頭数が増えた理由の一つに補助金があると思えます。もともと有害駆除は猟友会のボランティアに近いかたちで行われていました。現在の補助金も狩猟にかかる経費を考えるとあまり高いとは言えないと思えます。報償金を増額し十分報われる金額になれば駆除隊のやる気を一層高めることと狩猟に若手の新規参入も期待されると思えます。また、中山間地で暮らす人々の副収入にもつながると期待されるのではないのでしょうか。捕獲頭数の増加につながるものこの補助金はつながるものと考えられますが、いかんせん財政財源等の措置も検討しなくてはなりませんのでこれからの課題として引き続き検討していきたいと思えます。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私からは先ほどペットフードのお話をされましたので、高橋町長とその話を実はさせていただいておりました。ただ連携事業です。補助の内容も半分出ますので両町でやりませんかというお話を、私もやりませんかというよりはちょっと考えて一緒に行きませんかというお話でした。しかしながら、実は武雄の例をさっき出されましたけれども、あのときに樋渡市長や担当の方もおっしゃられておりましたけれども、鉄砲の玉が体内にあるときはもう流通全くできなくなるとかいうお話等々も実はあって、もう扱いが非常に難しいというお話もされておりました。その部分も含めて実際シカにしてもイノシシにしても、もういろいろ考え方はあると思えますので町としても本当にこう考えていきたいというふうに思いますがなかなか一緒に考えたときにも、またこのペットフードとして成り立つのか成り立たないとか実験も含めたところでや

っぱりやっついていかないといけないのではないのでしょうかというお答えもいただいているところでございます。

町といたしましてはもう連携もそうでございますいろいろな自治体も悩みは農家の方の悩みは共通のところもあると思いますので、しっかり認識させていただいてまた産業課中心になると思いますけれども、先ほど財政の話もしましたがしっかりその部分でも考えさせていただきたいと思います。

以上です。

8番（松本明雄君） 東北や信州を見ると今女性のハンターも増えてきております。それだけで生計を立てているマタギみみたいな方々もいらっしゃいますので、本当にそういう方がいらっしゃれば助かりますが、なかなか捕るだけ捕ってその活用ができない金にならなければやっぱりボランティアみたいな感じではなかなか頭数も減らないのではないかと。阿蘇市のほうに行くと赤牛井を売っているところに行くともう行列ができてびっくりするほど福岡のほうからもきています。ですから、ジビエ料理が本当においしくてみんなが赤牛みたいに食べていただければ相当な量減るのではないかと思います。今後産業課が一番頭が痛いところではありますがこれも予算的に見るとほとんど一般財源を使っておりますので、今後国のほうにもまたお願いして少しでも頭数が減るよううちだけが減ってもまた翌年が増えるとそういう具合になりますので、今後検討を重ねていっていただきたいと思います。

議長（松崎俊一君） それでは、予定しておりました5人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わりたいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長、産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長、人権啓発男女共同参画特別委員長、災害対策特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の事務、所管事務調査について」、「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」、「産業常任委員会の所管事務調査について」、「議会活性化に係る検討について」、「人権啓発男女共同参画に係る検討について」、「災害に関する諸問題の調査及び対策樹立について」、「議会広報に関する件につきまして」、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

最後に、本定例会は決算議会ということで代表監査委員並びに議選の監査委員は大変お疲れ様でした。労のほうをお労いしたいと思います。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和3年第3回小国町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後3時56分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（9番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

2番 江 藤 理一郎 君

9番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を9月9日から9月22日までの14日間とする。

1.	承認第 4号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第3号）について） 令和3年9月 9日 承認
1.	承認第 5号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：令和3年度小国町一般会計補正予算（第4号）について） 令和3年9月 9日 承認
1.	議案第37号	小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について 令和3年9月 9日 原案可決
1.	議案第38号	小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について 令和3年9月 9日 原案可決
1.	議案第39号	小国町印鑑条例の一部を改正する条例について 令和3年9月 9日 原案可決
1.	議案第40号	小国町手数料条例の一部を改正する条例について 令和3年9月 9日 原案可決
1.	議案第41号	小国町過疎地域持続的発展計画の策定について 令和3年9月 9日 原案可決
1.	議案第42号	令和3年度小国町一般会計補正予算（第5号）について 令和3年9月 9日 原案可決
1.	議案第43号	令和3年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について 令和3年9月 9日 原案可決
1.	議案第44号	令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について 令和3年9月 9日 原案可決
1.	議案第45号	公共工事請負契約の締結について（町道志屋線⑦災害復旧工事） 令和3年9月 9日 原案可決
1.	認定第 1号	令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 令和3年9月16日 認定
1.	認定第 2号	令和2年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和3年9月16日 認定
1.	認定第 3号	令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和3年9月16日 認定
1.	認定第 4号	令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和3年9月16日 認定
1.	認定第 5号	令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について 令和3年9月16日 認定

1.	認定第 6 号	令和 2 年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について 令和 3 年 9 月 1 6 日 認 定
1.	認定第 7 号	令和 2 年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 令和 3 年 9 月 1 6 日 認 定
1.	認定第 8 号	令和 2 年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 令和 3 年 9 月 1 6 日 認 定
1.	認定第 9 号	令和 2 年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 令和 3 年 9 月 1 6 日 認 定
1.	報告第 2 号	令和 2 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 令和 3 年 9 月 9 日 報 告
1.	報告第 3 号	放棄した私債権の報告について 令和 3 年 9 月 9 日 報 告
1.	発議第 1 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案） について 令和 3 年 9 月 9 日 原案可決
1.	請願第 2 号	小国町地熱の恵み基金条例の改正を求める請願書について 令和 3 年 9 月 9 日 不 採 択

《議案外》

令和 3 年 9 月 9 日

1. 議員派遣報告について

《諸般の報告》

1. 阿蘇広域行政事務組合議会について

令和 3 年 9 月 1 7 日

1. 閉会中の継続審査の件
 - 議会運営委員会
 - 総務常任委員会
 - 文教厚生常任委員会
 - 産業常任委員会
 - 議会活性化特別委員会
 - 災害対策特別委員会
 - 人権啓発・男女共同参画特別委員会
 - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和 3 年 9 月 9 日

1. 令和 3 年度の新規職員採用について
1. 小国小学校の運動会について
1. 小国中学校の体育大会について
1. 教育委員会の事務に係る点検評価報告について
1. 小国町文化祭について
1. 300歳ソフトボール大会及びミニバレーボール大会の中止について

《一般質問》

(1日目)

1.	ワクチン接種計画について	P 1 9 ~ 2 2
1.	国民健康保険制度について	P 2 2 ~ 2 6
1.	ボランティア活動への支援と下町・殿町公園について	P 2 6 ~ 3 0
1.	河川整備について	P 3 0 ~ 3 2
1.	森林整備について	P 3 3 ~ 3 4
1.	女性議会の質問について	P 3 4 ~ 4 8
1.	固定資産税について	P 4 8 ~ 5 2
1.	新千円札発行について	P 5 2 ~ 5 8

(2日目)

1.	防災について	P 1 ~ 9
1.	福祉タクシーについて	P 9 ~ 1 1
1.	メガソーラーについて	P 1 1 ~ 1 5
1.	人口減について	P 1 5 ~ 1 9
1.	介護職員について	P 1 9 ~ 2 2
1.	女性議会について	P 2 3 ~ 2 6
1.	新規農業者の中山間について	P 2 6 ~ 2 9
1.	消防団の詰所について	P 3 0 ~ 3 3
1.	地熱の恵み基金条例及び地熱資源の開発と抑制について	P 3 4 ~ 3 6
1.	行政デジタル化の取組について	P 3 6 ~ 4 6
1.	コロナ禍における少子化対策について	P 4 6 ~ 4 8
1.	町道について	P 4 9 ~ 5 3
1.	有害鳥獣について	P 5 3 ~ 5 7

令和3年

第1回総務常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 3 年 第 1 回 総 務 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和3年9月10日 午前10時00分開会 午後2時15分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	久野 達也 松本 明雄 江藤理一郎 児玉 智博 西田 直美 熊谷 博行 松崎 俊一
事 務 局 職 員	藤木 一也 中島こず恵
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
会 議 の 経 過 概 要	令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。
総務常任委員長

総務常任委員会 座席表

令和3年9月10日（金）

午前10時00分

中島
議会事務局書記
(中島 こそ恵)

長谷部 地域振興係長 (長谷部 大輔)	長谷部 SDGs推進係長 (長谷部 公博)	森 総合連携係長 (森 恵美)	松本 管財係長 (松本 鷹哉)	時松 税務係長 (時松 利衣)	藤木 議会事務局長 (藤木 一也)
田邊 政策課審議員 (田邊 国昭)	佐藤 総務課審議員 (佐藤 則和)	波多野 財政係長 (波多野 大祐)	松本 総務係長 (松本 徳幸)	安達 地籍係長 (安達 和成)	宮本 徴収係長 (宮本 竜二)
石原 政策課長 (石原 誠慈)	佐々木 総務課長 (佐々木 忠生)	渡邊 町長 (渡邊 誠次)		北里 税務会計課長 (北里 慎治)	小野 税務会計課審議員 (小野 寿宏)

2番
江藤理一郎

9番
熊谷博行

5番 児玉智博	議長 松崎俊一	委員長 久野達也	副委員長 松本明雄	7番 西田直美
------------	------------	-------------	--------------	------------

議会事務局長
(藤木 一也)

議事の経過 (r. 3. 9. 10)

委員長 (久野達也君) おはようございます。

定刻となりました。朝夕は日々少しずつ肌寒さも感じております。また田んぼを見ますと少しずつ色づき始め、昨年のような災害、ウンカにより収量が減るとかというようなことがないことを願っているところなのですけれども、やはり盆近くからの長雨これがどんな影響が出るのか心配もしながら日々過ごしているような次第です。

本日は総務常任委員会ということで、関係各課の方々御出席いただきましてありがとうございます。

まず、開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶いただきたいと思います。

町長 (渡邊誠次君) 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、第1回の総務常任委員会ということでお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

また昨日夕方は少しパプニングがありまして、あの後私もお話をさせていただきましたけれども、もう今後は議場には入らないということもお約束をしていただいたところです。

今日、皆様方に1点だけ御報告をさせていただきます。小国郷にかける虹。にじバスが10月1日から買物支援が主になるというふうに考えて、両町、南小国それから小国町で考えまして、10人乗りのバスですけれどもこれが両町を走ります。温泉館きよらスタート、こちら側は柏田住宅前、そこをつなぐバスになります。たくさん利用していただいて一律200円で町をまたいでの移動は300円ですけれども、大人が200円、子供が原則100円というところで、1日5往復10便これ運行することになります。皆さんからも買物支援等々につきましてもこれまでたくさん御質問等々いただいているところでありまして、是非ともまずこれを運行させていただいて様子を見させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

昨日も夕方延会で延長して遅くまでなりましたけれども、今日もお疲れのことと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。お世話になります。

委員長 (久野達也君) はい、ありがとうございました。

なお、本日は議長にも出席いただいております。ただいま出席委員は6人です。定足数に達しておりますので、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

(午前10時00分)

委員長 (久野達也君) 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、9月9日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてとなっております。

なお、本日は本委員会の所管の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算について総括説明があればお願いいたします。なお併せて、資料等の配付があればお願いします。なお、説明質問等については着座のまま進めさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。総括的な説明等あれば。

議会事務局長（藤木一也君） おはようございます。それでは着座にて説明をさせていただきます。

決算書の44ページ、45ページをお開きください。議会費でございます。ここでは議員の報酬とか手当及び事務局職員の給与等それから議会運営のための費用となっております。令和2年度の決算総額は7千137万8千712円で、一般会計の歳出総額の約1.1%となっております。前年度と比較しまして、約200万円の減額となっております。主な要因としましては、職員の異動に伴う人件費の減額、それから新型コロナウイルスに伴う議員の会議等の中止により、旅費の支出額が減ったことによるものでございます。

歳出項目で大きなものとしたしましては、議員の報酬及び期末手当、職員の給与及び手当共済費等の人件費部分が約6千600万円ほどで全体の約9.2%を占めております。不用額の総額が約122万円ほど出ておりますが、先ほども申しました会議や研修等の中止、それから交際費の残額、それから議長会負担金の実績による残額となっております。

続きまして、同じくその下の一番下でございますが、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。新型コロナウイルス感染症対策として議会費より40万円を流用しております。支出額は38万4千545円で主な歳出内容は、議場内の議員席及び執行部席のパーティションそれから議員控室等のパーティションを購入しております。

続きまして、70ページ、71ページをお願いします。一番上のほう監査委員費になります。歳出総額は80万5千565円で前年度と比較しまして約19万円の減額となっております。減額の要因は、先ほど議会費と同様にコロナウイルスに伴う会議等の中止により旅費の支出額が減ったことによるものです。歳出項目のうち監査委員の報酬が全体の6.6%を占めております。不用額については、総額で32万円ほど出ていますがこれも監査委員の旅費、それから研修会負担金の実績による残金となっております。歳出については以上でございます。

歳入につきましては、議会費及び監査委員費ともございません。

議会費並びに監査委員費についての説明は以上となりますが、別紙決算資料としまして右肩に資料（1）議会事務局及び監査委員事務局の委託業務及び負担金の調書をお配りしておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐々木忠生君） おはようございます。着座にて説明をさせていただきます。

総務課所管の令和2年度決算状況について、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。総務課資料（5）主要施策の成果報告書及び総務課資料（7）の工事請負、委託料、補助金、負担金調書を配付しておりますので、併せて御覧になっていただきたいと思ひます。

まず全体概要ですが総務課所管の決算額としまして、総務費が10億1千924万5千473円、消防費が2億3千382万739円、公債費が5億3千232万7千268円、諸支出金が3億4千490万4千142円の合計21億3千29万7千622円となり、一般会計決算の全体に占める割合は32%に当たります。

では、一般会計決算書の46ページをお願いいたします。46ページから49ページまでが総務費の一般管理費です。令和2年度の一般管理費の決算額は、2億8千786万7千696円です。不用額が720万2千304円出ております。この主なものといたしまして、職員手当等で164万5千290円、需用費で100万6千545円、負担金、補助及び交付金で136万5千376円が大きなものでございます。一般管理費は、人件費と庁舎関係の委託料及び負担金、補助及び交付金が主な支出内容となっております。

次に、50ページから51ページをお願いいたします。財産管理費です。決算額が4億6千128万4千797円です。不用額が270万1千203円となっておりますが、積立金の中のつながる未来基金積立金について寄附金額をある程度高めに見込んでおりましたことなどが主な要因でございます。

続きまして、52ページから55ページをお願いいたします。5公平委員会費、6交通安全費、7諸費は総務課所管となります。

56ページから59ページをお願いいたします。10電算施設費は総務課の所管となります。

62ページから63ページをお願いいたします。16社会保障税番号制度費は総務課所管です。下段の18新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の修繕費、リモート会議システム使用料、ネットワーク機器購入費が総務課所管となります。

続きまして、66ページから67ページをお願いいたします。徴税费の中の1税務総務費、3固定資産評価審査委員会費は総務課所管となります。

68ページから69ページをお願いいたします。選挙費の1選挙管理委員会費、統計調査費の1統計調査総務費は総務課所管になります。

飛びまして、114ページから119ページをお願いいたします。消防費の1非常備消防費、2消防施設費、3災害対策費、4新型コロナウイルス感染症対応経済対策費は総務課所管となります。支出総額が2億3千382万739円でございます。また不用額が4つの目で、977万7千261円出ております。不用額の主な理由といたしましては、1非常備消防費は、新型コロナウイルス感染症の影響により消防学校訓練が中止となったことによる費用弁償の不用額及び消

防団関係行事が中止となったことによる消耗品の購入が不要となったことによるものでございます。2 消防施設費につきましては、役場庁舎内第1分団消防施設外裝修繕工事の入札残等によるものでございます。災害復旧費につきましては、指定避難所耐震工事上田多目的集会所と西里多目的集会所の入札残等によるものでございます。以上が、消防費の不用額の主な理由でございます。

144ページから145ページをお願いいたします。11公債費、12諸支出金、13予備費が総務課所管となります。

次に、歳入を説明させていただきます。14ページをお願いいたします。14ページから19ページまでの2地方譲与税、3利子割交付金、4配当割交付金、5株式等譲渡所得割交付金、6法人事業税交付金、7地方消費税交付金、8環境性能割交付金、9地方特例交付金、10地方交付税、11交通安全対策特別交付金までが総務課所管でございます。町の歳入の大部分は交付税でございます。決算額といたしまして、普通交付税、特別交付税、合わせて収入済額で27億4千345万7千円となっております。しかしながら、昨今の動向を見ますと交付税は普通交付税で令和2年度算定から新規項目地域社会再生事業費により約8千万円の増、特別交付税では災害分により約1億5千万円増加しているもののほとんど横ばいの状況でございます。今後の予算編成につきましても、それを踏まえた編成が必要だと考えております。

20ページをお願いいたします。分担金及び負担金の3消防費分担金、使用料及び手数料の1総務使用料の中の公有地使用料は総務課の所管でございます。

22ページをお願いいたします。5土木使用料の中の法定外公共物使用料は総務課所管です。これは里道水路の使用料でございます。

24ページをお願いいたします。国庫補助金、1総務費国庫補助金の中の社会保障税番号システム整備費補助金、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金は総務課所管でございます。

26ページをお願いいたします。国庫補助金、6消防費国庫補助金と国庫委託金、1総務費委託金の中の自衛官募集事務委託金は総務課所管でございます。

28ページをお願いいたします。県補助金、1総務費県補助金の中の熊本県権限移譲事務市町村等交付金、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は総務課所管でございます。

30ページをお願いいたします。災害復旧費県補助金の中の平成28年熊本地震復興基金交付金の熊本地震復興基金事業事務費は総務課所管でございます。

32ページをお願いいたします。県委託金、1総務費委託金の統計調査費委託金と選挙費委託金は総務課所管でございます。

32ページから35ページの1利子及び配当金の中で奨学金事業基金積立金利子収入と、35ページ、中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金利子収入以外が総務課の所管となります。

34ページ中段の1不動産売払収入の土地売払収入、町直営林立木売払収入、中段の1一般寄

附金、2 総務費寄附金の中のつながる未来基金寄附金、34 ページ下段から37 ページの繰入金、1 ネットワーク事業基金繰入金、4 悠木の里づくり事業基金繰入金、5 財政調整基金繰入金、繰越金の前年度繰越金は総務課所管となります。

38 ページをお願いいたします。38 ページから41 ページの雑入の中で、コピー使用料、熊本市町村振興協会市町村交付金、公有自動車損害共済解約返戻金、災害対応型自動販売機電気料収入、自動販売機電気料収入、市町村振興事業補助金、派遣職員給与負担金、森林総合整備事業補助金、消防団員福祉共済制度等返戻金、消防団員福祉共済加入事務費返戻金、公用車自動車重量税還付金、雇用保険料事業所負担精算金、消防団員火災共済出資金等返戻金、それから41 ページの消防団員火災共済事務費返戻金、阿蘇市町村会剰余金、阿蘇郡町村会剰余金は総務課所管となります。

40 ページをお願いいたします。中段の町債です。1 臨時財政対策債から、43 ページの10 減収補てん債までが総務課所管となります。総額で4億8千70万9千円になります。各種事業で不足する財源を起債により充当したものでございます。

以上で、総務課所管であります歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

政策課長（石原誠慈君） おはようございます。それでは着座にて説明をさせていただきます。

政策課所管の令和2年度一般会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

まず決算書の3 ページをお願いします。歳出の総括表でございます。この政策課所管の全体部分の決算額として上から2つ目にあります総務費の中の企画費が1億1千948万5千375円でございます。SDGs推進費940万4千309円。それと臨時交付金に伴う新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の一部が322万7千157円。それと上から6つ目になります款6 商工費の中の地域エネルギー費これが589万6千234円。

以上が、政策課の所管となります。

令和2年度の政策課所管の歳出決算総額が1億3千801万3千75円でございます。一般会計全体の歳出総額に占める割合は約2.08%です。

それでは、歳出のほうから順を追って説明をさせていただきます。52 ページ、53 ページをお願いします。上のほうになります。目4 企画費。ここではふるさと寄附金、それから移住定住対策、それから地域公共交通対策に関する経費を歳出させていただいております。この中で主なものが、7 報償費のふるさと寄附金謝礼3千58万6千233円でございます。ふるさと寄附金者への返礼品代に係る経費でございます。令和2年度の寄附件数は、前年度より約4.6倍の7千162件。それと寄附額につきましては、前年度より約3.1倍の2億2千75万808円でございます。件数、寄附額ともに前年度より増加をしております。次に、12 委託料の中の乗合タクシー運行委託料1千976万943円。これは通院や買い物など日常生活での住民の方への移動手段の支援として町内タクシー業者への委託により町内8路線を運行しております。令和2

年度の利用者数の実績は1万2千120名でございました。対前年度比約105%です。この増員につきましては、令和2年度より岳の湯線の路線バスの廃線により乗合タクシーを利用されたということで若干増加をしております。それと18負担金、補助及び交付金の中の地方バス運行等特別対策補助金3千49万1千円。これは地域公共交通対策として路線バスの運行経費に係る補助金です。路面バスの令和2年度利用者数の実績は3万1千247人。対前年度比約75%です。利用者数の減少の要因といたしましては、先ほどの岳の線の廃線とまた新型コロナウイルス感染症の影響によるものと推測がされます。続きまして、2つ飛びましてその下になります小国郷地域公共交通整備等事業補助金548万5千453円。これは平成30年度から運行を開始しています小国郷地域から肥後大津駅を結ぶ直行便、小国郷ライナーの運行に対し補助金を交付しているものでございます。1月と2月を除く10か月間の運行を行っております。これにつきましても令和2年度の利用者数の実績842名です。そのうち小国町の利用者数は619名。対前年度比が約44%。小国町利用者数は約47%。この減少要因も先ほど述べましたように、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと推測をされます。

続きまして、60、61ページをお願いします。下のほうになります。目15SDGs推進費。平成30年に小国町がSDGs未来都市に選定をされまして、小国町SDGs未来都市計画それと小国町SDGs未来都市行動計画に基づいて事業実施及び推進をしていくということでその経費を歳出しております。主なものとしましては、12委託料の総合計画策定支援業務委託料495万円。これは第6次小国町総合計画となる令和3年度から令和12年度の10年間の基本構想、それと5年間の前期基本計画、3年間の実施計画の策定に伴う調査あるいは分析それと作成などにかかる業務を学校法人法政大学研究開発センターに委託をしております。同じく12委託料、番組制作委託料126万5千円。町が取組むSDGs推進や地域循環共生圏づくりへの普及啓発と理解促進を目的に番組を作成しまして、町民に向けて情報発信に取り組んでおります。委託先は株式会社エフエム小国でございます。

続きまして、次のページをお願いします。62、63ページ。下のほうになります。目18新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の12委託料、乗合タクシー運行委託料（追加運行分）。これが271万7千157円。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、町内のタクシー業者をお願いをいたしまして運行時の1台当たりの乗車人数を2名以下に押さえていただいて、3名以上の場合は追加車両の運行を行い感染防止対策に取り組んでいただきました。それと一番下になります。タクシー事業者感染防止対策支援補助金51万円。これは同じく感染防止対策として感染防止用品購入に対し、町内タクシー事業者3社に支援補助を行っております。

続きまして、ページがちょっと飛びます、108、109ページになります。目4地域エネルギー費。ここでは地域エネルギーの推進それとEV車急速充電設備の維持管理に関する経費を歳出させていただいております。主なものとしましては、12委託料でEV急速充電器保守委託料

154万8千800円。町内4か所の急速充電設備の保守管理を株式会社ハセテックに委託をしております。同じく委託料の中の地熱資源賦存量データ統合解析業務委託料219万6千114円。町の貴重な資源であります地熱資源の賦存量等を調査、把握することで地熱開発における適切な手法、それから事務量のもとに持続的な地域資源の利活用を行うことを目的に国立大学法人九州大学に調査業務委託を行っております。

歳出については、以上でございます。なお、各委託料、補助金、負担金の詳細につきましては配付をさせていただいております資料（1）政策課決算資料に掲載をしておりますので、審議の参考にさせていただきたいと思っております。

続きまして、歳入について、説明をさせていただきます。ページが24、25ページをお開きいただきたいと思います。一番上のほうになります。目4商工手数料の地熱計画審査手数料26万円。地熱資源活用審議会開催時における事務手数料2件分でございます。下のほうになります。目1総務費国庫補助金の中の下から2つ目でございます新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の一部が政策課所管となります。

続いて、28、29ページをお願いします。中ほどより下のほうになります、目1総務費県補助金の中の一番上のほうにあります土地利用規制等対策事業費補助金5万円。国土利用計画法に基づく土地取引届出の事務処理に対する補助金でございます。その下です。熊本県地方バス運行等特別対策補助金438万3千円。路面バス等の維持、運行経費に対する補助金が政策課所管となります。

続きまして、34ページ、35ページをお願いします。これも中ほどより下のほうになります。目2総務費寄附金、ふるさと寄附金2億2千75万808円。その下でございます、企業版ふるさと寄附金110万円。それと1つ飛びまして、目4商工費寄附金、地熱の恵み基金寄附金300万円。地熱関連事業者からの寄附金でございます。

続きまして、38、39ページをお願いします。中ほどの目1雑入。雑入の中の下から13番目になります、充電器利用権利金184万5千889円。これは町が整備した急速充電設備に対する日本充電サービスからの権利金でございます。その下でございます、地域経済応援ポイント収入1千円。これも政策課所管です。3つ飛びまして、地域循環共生圏プラットフォーム補助金53万8千290円。環境省が進める地域循環共生圏事業、脱炭素社会、SDGs構想の推進事業に対する補助金でございます。

続いて次のページをお願いします、41ページです。上のほうです。上から5つ目になります、地域循環共生圏CO2排出抑制対策事業費等補助金167万8千円。これにつきましても先ほどと同様、環境省が進める推進事業に対する補助金でございます。下のほうへ3つ飛びまして、ふるさと納税返納金5万4千円。これは返礼品として旅館宿泊変更による返還分でございます。その下にあります、地熱協議会負担収入8千519円が政策課所管となります。

以上簡単でございますが、政策課所管の令和2年度一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

税務会計課長（北里慎治君） おはようございます。

それでは、税務会計課所管の決算説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

それでは、歳出のほうから説明をいたします。54ページ、55ページをお願いいたします。目8地籍調査費であります。主なものといたしまして、12委託料の中の地籍調査業務委託料1億1千581万2千731円でございます。大字上田、北里、西里地区の一筆調査と測量を行っております。現地調査の進捗率は、令和2年度事業完了時点で75%となっております。

続きまして、58ページ、59ページをお願いいたします。目11会計管理費でございます。主なものといたしまして、12委託料の口座振替データ伝送業務委託料59万4千円でございます。これは毎月の税金や料金の口座振替データを一括伝送するための委託料でございます。

続きまして、64ページ、65ページをお願いいたします。このページから66ページ、67ページの上段までが税務総務費、賦課徴収費でございます。町税の賦課徴収に係る通常の経常事務費になります。

次に、歳入を説明させていただきます。14ページ、15ページをお願いいたします。15ページの一番上になりますが、収入済額の欄でございますが町税全体の収入総額は6億9千1万2千905円でございます。対前年比としては458万5千336円、約0.7%の減となっております。主な要因といたしまして、軽自動車税、環境性能割が対前年比660万5千300円、約31.1%の増となっております。これは消費税10%となりました令和元年度10月から始まったものでございますが、令和元年度は4か月分納付となっております。令和2年度から1年分が納付されたもので大幅な増加となっております。法人住民税は370万1千100円の減。対前年比約10%の減となっており、これは令和元年度10月1日事業開始分から法人税割の税率が9.7%から6%に変わったため、令和2年11月から申告納税が始まったため税額が減少となっております。また入湯税が対前年比873万円の減。約60%の減となっております。これはコロナ禍における宿泊客の減によるものと考えられます。

続きまして、22ページ、23ページの総務手数料でございます。税務会計課関係は、台帳等閲覧手数料、次の町税等督促手数料、証明・謄写手数料でございます。

続きまして、28ページ、29ページの総務費県補助金の総務費補助金の中で地籍調査事業費補助金9千48万6千円でございます。補助率は、国50%、県25%、合わせて75%でございます。

続きまして、32ページ、33ページでございます。目1総務費委託金の中の徴収費委託金で個人県民税徴収事務取扱委託金954万4千774円でございます。県民税と町民税を合わせて町

が徴収事務を行っておりますので、それに対しての県からの委託金でございます。

続きまして、36ページ、37ページでございます。款20諸収入に町税延滞金がございます。その下、歳計現金預金利子としまして1万3千368円は普通預金の預金利子となっております。

以上で、税務会計課所管の決算の概要説明を終わらせていただきます。なお、決算資料税務会計課(2)としまして、工事請負調書、委託業務調書、負担金調書を提出させていただいておりますので、御参照方よろしく願いいたします。

委員長(久野達也君) ありがとうございます。

それでは、これより認定第1号について質疑に入ります。冒頭申し上げましたとおり、質疑及び答弁は着座のままお願いいたします。

歳出からページを追ってまいります。なお委員の皆様には事前に配付してあります、歳出費目別分掌事務一覧カラーコピーA4版です。これの黄色の部分が本委員会の所管となっておりますので、まず御参考にいただきたいと思います。

それでは歳出からまいります。44ページ。議会費から質疑に入ります。質疑ありましたらお願いいたします。

5番(児玉智博君) 新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中で需用費の消耗品費ということでパーテーションを購入したと言われました。これ消耗品ではなくて何で備品購入費ではないのか教えてください。

議会事務局長(藤木一也君) 備品となりますと半永久的というか長く使えるものですけれども、パーテーションの場合はもうすでに割れているものもあるのですが、長期的に使えるものではないということで備品としては上げておりません。それとパーテーション以外にあそここの通路のところに非接触型の手指消毒を置いてありますが、それにつきましても消耗品で購入をさせていただいております。価格的にも備品となるような価格でもございませんでしたので、それについては前回財政のほうともちょっとお話しして消耗品でいいということで確認をとって購入しております。

以上です。

5番(児玉智博君) はい。別に私もいい悪いとかいうのではなくて、これはもう素朴な疑問なのですが消耗品という私の感覚からするなら使い捨てるもの。だからトイレットペーパーとかサランラップとかそういうイメージがあるのですが、行政が購入する際の消耗品と備品の基準みたいなのはあるのでしょうか。今の答弁ですと何か単価、金額もあるような答弁でしたが、そういう基準があれば教えてください。

委員長(久野達也君) それではこの部分については総括的な部分で調べて、後からでも御回答いただきたいと思います。備品と消耗品の区分ですね。

先に進めたいと思います。わかり次第挙手で先ほどの件は御回答ください。

よろしいですか。では、進みます。46ページからが総務費の一般管理費となっております。総務課所管です。

5番（児玉智博君） 47ページの給料の部分で町長の給料について伺います。これ5月8日に100分の50を乗じた給与額を減額するという条例が提出をされて全会一致でこれ可決されたわけです。12月分までの給料が減額されたと思います。その理由としては、いわゆる新型コロナウイルスで大変だからと。要はコロナの影響により給料が減額されたような話だったわけですが、ところがいまだにコロナ禍というのは継続をしております。ちょうど12月分まで減額されたわけですけれども、1月以降も第3波が年明けぐらいまでちょっと続いて収束をして、それからいわゆる第4波と言われる状況が4月から5月の連休を挟んで5月いっぱいぐらいで大体落ち着いたのですけれども、ただ現在も7月の末からオリンピックの影響もあったのかもしれませんが、今第5波でちょっと下がってきているけれどもまだ第5波が続いているというような影響が続いていて、本当もう着地するかと思ったらまたゴーアROUNDをかけて前よりもっと高い行動をとるといような状況が本当続いているわけですね。ただそのコロナを理由に給料を減額したけれども、その第4波、第5波と続いているのにそれは続けられなかったのはなんでかなと思うのですけれども、単純にこの給料減額というのは何だったのですか。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。

もちろん痛みを分かち合うためという理由も1つございます。ただもう1個はつながる未来基金こちらを創設するためにつながる未来基金に私は寄附することはできません。その分も含めて私の給料を減額させていただいて、私の減額した分をコロナ関連の部分で皆さん方に使っていただくという気持ちがございます。まずは自分の分を減額させていただいてコロナウイルスの対策に使っていただくという気持ちがあったところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 別に引き続き減額しろとか言うわけではないですよ、念のために。

それをつながる未来基金というのは、ではもう積立ではもうやめているのですか。コロナ対策自体はまだ続いているわけですが、どうなのでしょう。

町長（渡邊誠次君） はい。もちろん、やめてはいないです。つながる未来基金に関しましては、災害の部分にも使えるようにしております。去年非常に厳しいところありましたので、コロナウイルスまた災害の部分でしっかりと使わせていただきたいというふうに思っております。決してやめているわけではありません。

委員長（久野達也君） それでは、ここで暫時休憩に入ります。次の会議を11時5分から再開します。

（午前10時50分）

委員長（久野達也君） それでは、予定時刻より少し早いですけれども、おそろいですので再開し

たいと思います。

(午前11時03分)

財政係長（波多野大祐君） おはようございます。今年度4月から財政係長を拝命しております波多野です。よろしくお願ひします。それでは、着座にて説明させていただきます。

先ほど児玉議員より御質問ございました、備品と消耗品の区分につきまして小国町財務規則を確認いたしましたところ、備品につきましては性質又は形状を変更することなく比較的継続使用に耐えるもの及び長時間にわたり保存すべきものであって、1品の取得価格又は評価額が10万円以上のもの及び町長が別に定めるものとなっておりますので、それによって判断をしております。

以上です。

委員長（久野達也君） それでは、先に進みたいと思います。

5番（児玉智博君） すいません。先ほど町長から答弁いただきましたが、やはり先ほどの答弁を聞いていると要はつながる基金に自分はその寄附ができないから町長給料を下げたのだという話でした。確かにその寄附はしてないけれども結局町長給料というのは町の歳計から出るものですので、それを減らすということはその歳出が減るわけですから。だからやっぱりそれを今未来基金を作ったけれども自分はそれに寄附をできないからその代わりに下げたのだというふうになればもう直接的な寄附行為ではないけれども、それは間接的な寄附行為になってしまうのではないかというふうに思うわけです。それ言ってしまうと。それでちょっと確認したいのが報酬等審議会というのがあります。特別職の給料報酬のこと。自分たちではなくてやっぱりその客観的な第三者の目で見てもらってそれをどうしたらいいかというのを答申してもらうわけですが、今回その報酬等審議会も経ずに減額がなされたわけですが、果たしてそれが本当に適切だったのか。報酬等審議会にそういう理由を、つながる未来基金には寄附できないからその代わりに報酬を減らしてよいかという諮問を投げ掛けて、いいですよというふうになればそこも認めたからという理屈もたつわけですが、それを省略してしまって公式にそういうことをおっしゃられるとやはりそれは間接的な寄附行為なのではないのかというちょっと疑問が出てきてしまうわけですが、果たして質問としては報酬等審議会を経ずにやったことが果たして適切なのかということをお答えいただけますか。

町長（渡邊誠次君） 報酬等審議会をかけずに私の報酬を下げるといったかたちを出さざるを得なかったという部分に関しては、気持ちの部分では私はやはり皆さんとやっぱり痛みを分かち合うという部分が非常に大きかった部分がありました。また期間的な部分もあったかと思ひます。また寄附の代わりにというわけではありません。つながる未来基金に寄附が私の場合はできません。できないので代わりに給料を下げるといったことであると完全に間接的な寄附につながると思ひましたので、私は自分の給料を下げるというところでコロナウイルスの対策に使っていただこう

という部分で自分の給料下げたのは間違いないです。ただし寄附に入れるというつもりは全くありません。

5番（児玉智博君） ちょっとその気持ちの部分なのでもちろんその気持ちがあったからそういう下げられたのだと思うのですが、報酬等審議会をやっぴり経なかったとその期間的な部分があったというふうに言われますけれども、それでもやっぱりこれが許されるならもうなかなかその上げるというのは本当難しいかと思うのですが、この下げる部分についてはもう自由にできてしまうことになってしまうわけですよね。だからそうではなくてやっぱりその社会通念上どうなのか。適切な額なのかというのをやはり自分勝手にはできないように報酬等審議会というのがあるのだと思うのですが、それを経なかったというのは果たして適切だったかどうか。その時間的余裕がなかったというのはわかりました。ただ時間的余裕がなかったにしろそれは適切だったと言われるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 報酬を上げるときには間違いなく審議会にかけます。しかしながら下げる部分に関してはもう通例でいろんなところを見させていただいておりますけれども、審議会にかけるとかかけない場合とあるといふに私は感じましたので前回はかけなかったというところがございます。もちろん職員の中に私のほうに、かけたほうがいいのかという提案もありましたけれども、私の場合今回はもう期間もないことであるしもう下げるといったところがあるので、議会の皆さんの一致があれば是非ともしたいというところをお願いをしたところですので、以上です。

委員長（久野達也君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） はい、進めたいと思います。

50ページをお願いします。50ページ。財産管理費です。

副委員長（松本明雄君） ちょっとお聞きします。

この51ページのほうに出ていますけれども、町有林の保全管理委託費これで2千200万円出ています。これは麻生鶴等いろいろ切られていますけれども、これでプラスになっていると思うのです、実質的には。だから大体いくらぐらいプラスになったのか。

それと、水上村の管理費。これがいくらぐらい今払っているのか。

今後もうずっと計画的に間伐とか伐採とかしていくと思いますけれども、今年度、来年度どういう感じで思っているのか。今、ウッドストックという言葉がありまして木が非常に高くなっておりますので、せっかくなら今の時期に森林組合も忙しいと思いますが売っていただいて、財政のほうに入れていただくのはどうかと思っています。説明のほどよろしくをお願いします。

管財係長（松本鷹哉君） それでは説明させていただきたいと思います。

まず、施業管理委託料ということで、小国町で委託をした分で掛かった金額が1千734万3

千237円となっております。これに対して収入が1千581万5千140円出ておりまして、これではマイナスになるのですけれども補助金はその分361万9千250円出ておりまして、小国町の分では209万1千155円プラスとなっております。

水上のほうもちょっとこのときは委託をしております486万8千848円委託をしております、その分で今回は木を売るわけではなくて伐採と枝打ちというところだったので木の収入はありませんけれども、補助金が290万4千960円出ておりましてこちらについてはマイナス196万3千888円となっております。ですので、両方トータルすると12万7千267円のプラスというところにはなっております。

それで、今後どういうふうにというところなのですけれども、森林経営計画で決まっている場所ですけれども、今後下城のほうの具体的な山の字名まではちょっと今お答えできませんが、そこを本来は今年度やる計画でその木を切って収益を得ようと思ったのですけれども、山が崩れていて確実に今年度入れるかわからないというところで外していたところがありますので、今後はその辺りを切って収益にしていけたらなと思っております。

水上のほうも年度初めに直接行ったときに、上球磨の森林組合から伐採できる分の木もあるという話は伺ったのですけれども今そこに行くまでの作業道、木を搬出するための道が崩れておりますのでちょっと今その作業ができないというところだったのです。それで、その道がいつ直るかというのを先日確認をしたのですけれども、まだ目途は立っていないという話でございましたので、まだ具体的な計画というふうにはなっておりません。

以上です。

副委員長（松本明雄君） いろいろ仕事で忙しいとは思いますが、自分の目で確認してどの程度やれるのか森林組合とも相談しながらなるべく木を伐採して、利益を上げるような方法を考えていただきたいと思います。

7番（西田直美君） 51ページの一番下になります、地熱の恵み基金積立金の300万円ですけれども、業者別の内訳を教えてください。

政策課審議員（田邊国昭君） 地熱の恵み基金積立金300万円の内訳についてです。昨年度この基金に納入いただいた事業者は1社です。その1社の300万円の積立金となっております。

5番（児玉智博君） まず伺うのが財産管理費の役務費です。町有地管理手数料ということで出ております。161万2千824円執行されているということで決して安くはないと思いますが、これはどういった性質の手数料で、どこに対して支出されたのですか。

管財係長（松本鷹哉君） 町有地管理手数料は、町有地の草切りを作業員にお願いしている分、それが7か月ありますのでトータル2人分で141万5千824円です。それと、あとはそれと別に下城滝公園の管理だったりキヨスクのところの北里協議会に草切りをしていただいている分だったりその辺りがそれぞれ18万とキヨスクのほうが年1回なので1万2千円というかたちで掛

かっております。

5番（児玉智博君） それはほとんど141万円は手数料というよりも労賃というような感じなのですね。会計年度任用職員になって変わったのだと思いますけれども。

では、お2人で7か月作業をしたと夏場とかを中心にだと思えますけれども、それは何か所の町有地の草を刈られましたか。また、この令和2年度にそういう草刈りをしなかった町有地はどれぐらいあるのでしょうか。

管財係長（松本鷹哉君） 草刈りをやった箇所は一応49か所というところで把握はしております、主なところはケヤキ広場だったりスギトピア公園とかそういったところになりますので、逆に全く手を入れてないところがどれだけあるかというのは山林だったりとかいろいろありますので、宅地としての部分なのか道沿いのところなのかといっぱいありますのでなかなか一概にお答えすることが筆数でお答えしていいのかというところもあるのですけれども、今ちょっと手元に資料がないのでお答えはできないのですけれども、具体的に何か所草を刈ってない場所がありますということはちょっと把握しておりません。

5番（児玉智博君） ではちょっと聞き方を変えます。草を刈るところと草を刈らないところとの基準はあるのですか。結局その道沿いではないのかもしれないけれども要するに宮原の中で人の目が付くようなところでも全く草が生え放題のところもあるわけです。雲雀ヶ丘とかあの辺はもしかしたらその建設課がまだ管理しているからこっちのほうではないのかもしれないけれど。だから、いずれにしろそういう基準がきちんとあってその基準どおりにやっているかということが非常に私は関心があるわけですが、今のお答えだと切るところはもう毎年切るけれどもう切らないところはもうずっと永久的にほったらかしというような状況になっているのではないかと思うのですが、基準があるかお答えください。

管財係長（松本鷹哉君） 草を刈る場所の基準と言われるとちょっとございませぬ。毎年確かに切るところは切る、切らないところは切らないというかたちに現実的になっている部分は否めないところではございませぬ。ただ必要に応じてもちろん人手もありますので全部やっていくというのもちょっと難しいところではあるのですけれども、必要な場所、要望の強い場所があればこちらの管財で管理している部分についてはやはり切っていく必要があるかと思えますので、そちらは対応していきたいと思っております。

5番（児玉智博君） ですから、やっぱり現状で予算の都合もあって人手もあって確かに2人しかいないならもうそれは限られてきますよね。ですから、考え方としてはそういう町有地についてもやっぱり減らしていく方向ですよね。やっぱり売るとかあるいはまたこの上のほうに小学校の維持管理謝礼ということで多分各大字協議会等に旧小学校地区についてはやっぱりそこら辺の地域の住民の方が使うから草刈りをお願いしますということで引受けてもらってお出ししている部分だと思えますので、やっぱりいろいろ町が直接やらないにしてもそういう地域の人たちにただ

働きさせないで燃料代ぐらいの謝礼は出しますからお願いしますというような話も進めていかな
いとなかなかこれは解決しない話ではないかなと思いますのでいろいろ考えてみてください。

委員長（久野達也君） はい。それでは先に進みたいと思います。

52ページ、企画費、ここは政策課所管となっております。

7番（西田直美君） 53ページの真ん中ほどになります、乗合タクシー運行委託料1千976万
943円。これは利用者数からいって1人当たりの単価がいくらぐらいになっていますか。

地域振興係長（長谷部大輔君） 御質問ありました乗合タクシー委託料につきまして、おっしゃる
とおり1千970万円掛かっております。利用者数が昨年が1万2千120人ですので、1人当
たりで単純計算しますと1千630円ということになります。

7番（西田直美君） それでは、その下の地方バス運行等特別対策補助金3千49万1千円。利用
者が3万1千247人。去年はマイナス25%だという先ほどお話でしたけれども、これちょっ
と計算していただいてよろしいですか、1人いくらになるか。

地域振興係長（長谷部大輔君） 全ての路線の人数を全ての路線の費用で割った数字をすいません
今ちょっと計算します。

委員長（久野達也君） 今、計算ができるのですか。

地域振興係長（長谷部大輔君） 後ほどお伝えします。

7番（西田直美君） それはついでにその下の小国郷地域公共交通整備等事業補助金548万5千
453円。これ大津行きの分で1月、2月を除いた10か月で842名うち小国が619名マイ
ナス56%、コロナ禍のためということでしたけれども、すいませんこれも金額出していただい
てよろしいでしょうか。後ほどで結構です。

委員長（久野達也君） はい、先に進めたいと思います。

副委員長（松本明雄君） 今日は朝から町長から地域交通に関して発表がありましたけれども、今、
西田さんと同じく質問をさせていただきます。

これはちょっと観点を変えて聞きたいと思います。これは産交バスと日田バスが運行していま
すけれど日田バスは日田から杖立間だけだと思いますけども、それで大体日田バスがいくらぐら
い払っているのかそれを教えていただきたいのと、これは町から90%を出していますので大変
だと思います。ライナーのほうは国のほうから98%も出していますので非常に助かっています。
小国ライナーのほうはトンネルと57号線が開通しましたので、阿蘇からきている便もあります
のでそれができて人数が上限したのか。コロナ禍ですのでなかなか観光客は来ないと思いますけ
れども、その辺の数字もちょっと後からでもいいですから教えていただきたいと思います。

以上です。

地域振興係長（長谷部大輔君） バス会社への補助金につきましては、産交バスのほうに2千70
5万1千円です。日田バスのほうの金額が344万円ということになっております。

その上でライナーのほうの利用者数につきましては、明らかにコロナの影響による減少かなというふうに見ております。また57号線が開通したことによる人の動きの変化というところにつきましては、こちらのライナーのほうも開通に合わせて下を回すコースをやってみてはどうか、又は阿蘇駅につないでもう電車で行っていただくこともよろしいのではないかという思案もしてみたのですがかなり時間がかかる。どうしても1時間ぐらい多くかかってしまうということで、なかなかこちらのコースを取りにくいということで断念しました。ですので、やはり観光客の方は別としても小国郷の方が大津に出る際の交通としてはライナーを利用されているのではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

5番（児玉智博君） ふるさと寄附金謝礼について伺います。今ふるさと寄附金を出されていらっしゃる方が何名、何事業者いらっしゃる品数がいくつあるのか。またどういったものが返礼品にあるか教えてください。

政策課審議員（田邊国昭君） ふるさと納税の返礼品についてですが、返礼品の事業者数が現在47事業所あります。返礼品数としては現在202品登録しております。令和2年度の実績で言いますと返礼品の申込みとして一番人気が高かった申込みが多かったのは肉類でした。牛肉、馬刺し、豚肉、ハンバーグなどをまとめた肉類の注文におよそ全体の中で56%申込みがありました。続いて、ヨーグルト、アイスクリームを中心とした乳製品、全体の30%の申込みがありましてここが人気の大部分を占めているかと思えます。返礼品の種類としましてはそのほかに野菜類、小国杉での製品、飲物としての日本酒、焼酎、そして旅館の宿泊券と続いております。

5番（児玉智博君） ほとんどが肉類と乳製品でもう全体の9割近く86%ということで固定しているのかなという気もするわけですが、品数としては202品あるということで非常に豊富ではあるかと思えます。今後この返礼品の品数は増やす方向なのか、それとももう大体もう固定しているので町として積極的に増やすつもりはないのかどっちですか。

政策課審議員（田邊国昭君） 小国町内の特産品を集めて返礼品としておりますが品数についてはある程度網羅されてきたかとは思いますが。現在考えておりますのはセット商品、返礼品の組合せたもので野菜と調味料などを組合せたりしていくセットもの。そしてもう一つ定期便ということでお米が毎月届くセットであったり、毎月乳製品が届きますという3か月、6か月、12か月と定期便としてお送りするというのを考えております。こちらのほうが寄附単価として金額が大きくなりますし、その後の事務的な流れも簡素化されていくかなというのがありますので返礼品としてはそういったものもこれからそろえていきたい。あとは旅行商品、今非常に落ち込んでおります。旅館の宿泊券などが今後回復していくことが一番金額の上昇は見込めるのかなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 私も今ちょっと言おうと思ったものが実際あと米なのです。米だけの返礼品

はないわけですが、やっぱり農家の方で多くの方がやっぱりお米を作っていらっしゃるって大変苦勞されながらやってらっしゃるわけですけども、そういうところもやっぱり是非入れてほしいということをお願いしようかと思ったわけですが、定期便というかたちでやっていくというのでなかなかそれも面白いなと思いました。やっぱり核家族のところにも10キロも米が送られてきても今の時期だともうすぐ悪くなって虫がわいたりしますので、やっぱり5キロぐらいの1、2か月に1回ぐらいくると非常に喜ばれるかなと思いました。

では、具体的に伺いたいのが、米をもし扱う場合どういうふうになさるのかと。個々の農家の方に募集をかけて直接農家の方をお願いするのか。それとも、もうJA阿蘇に頼んでもう農協とだけやっていくのか。どういうお考えでいるかお聞かせください。

政策課審議員（田邊国昭君） 現在の返礼品事業者の中で米を扱っております葉味野菜の里には品数を増やしていただけるようお願いしておりますが、取扱い量が少ないものでやはりJAをお願いしております。JAも返礼品事業者になっておりますが米のメニューを増やしていただけるようにということですが、交渉はかなり長い間やっておりますがどうしても米は出荷できる量を計算して生産しているというのがありますので、ふるさと納税に回していただける分の量が賄えるほどの自信がないというふうに言われておりましてまだJAの中でも取扱い量が少ないというのがあります。今年度も収量は余り増えないような見込みのお話をいただいております、ふるさと納税の返礼品としてできるだけ多く回していただけるようお願いをJAに行っております。

5番（児玉智博君） そこは是非、個々の農家の方であったりとかまた精米所もありますから、農協だけではなくてそういういろんな方たちに声をかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

政策課審議員（田邊国昭君） これからもできるだけ多くの方に声をかけてと思いますが、ふるさと納税である程度まとまった量を安定して生産して出荷できる体制のある方ということでもありますので、まずはJAのほうと話をしてそれ以外の個別にも相談を進めていきたいと思います。

副委員長（松本明雄君） 今、米の話が出ましたのでそれに付属して将来的な話をします。今米の消費は落ちましたけれど、今パック飯が非常に売れています。切り餅の佐藤食品工業も株価を上げていますし、アイリスオーヤマも作っています。今年から全農がパック飯に手を出して売ろうというふうにやっておりますので今後米だけではなくて、そういうパック飯を小国の米を持って行って委託して作っていただいてそれをふるさと納税に出すとか、そういう方向もすぐにはできないと思いますが会社もどんどんパック飯を作っていますので、そういう方向もいいのではないかと考えていますので、一応提案です。

5番（児玉智博君） 大字まちづくり協議会活動助成金についてお尋ねします。各いろいろな団体がありますがやっぱりコロナ禍ということで、例年のような活動ができなかったということで各団体お金を返したという話を聞いております。それはもう活動実態に合わせてお返しになられた

ということなのですが、この大字まちづくり協議会活動助成金についても同様ですか。

政策課審議員（田邊国昭君） 昨年度支出しております大字のまちづくり協議会各大字に1万円のまちづくり協議会監視活動費ということで補助させていただいております。金額は各大字ごとのまちづくり協議会に一律でお支払いしております。

5番（児玉智博君） その活動実績なんかに合わせて出すわけではないのですか。監視活動と、何を監視するのですか。

政策課審議員（田邊国昭君） この補助金は、みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例のそれぞれの大字ごとで協議会の活動を支援することとしておりまして、それぞれの大字の中で開発が行われている場所があるかどうかを監視していただくということをお願いしております。

5番（児玉智博君） では、活動の実態はあるのですか。全部の人たちは。

政策課審議員（田邊国昭君） 補助金の申請の手続を行っていただいております、その期間を定めております。この期間内に何回活動を行っていただいたかの報告はこの中では受けておりません、もしここでそれぞれの開発などが行われていたときにはそれぞれのまちづくり協議会で協議会を開催していただくということでまた別に費用をお支払いすることにしております。

9番（熊谷博行君） また話を戻しますが、ふるさと納税のことなのですが、今小国2億ちょっとだと思います。令和2年度が。返礼額のパーセンテージが3割を超えるといけないとかいうのがあったと思いますが、超えているところもあると思いますが、小国町は3割どころか15%ぐらいの返礼率にこの金額からだけでいけばなるとは思います、今後はこのふるさと納税がいかに入ってくるかで町は潤うと思います。全国ナンバーワン都城市ですかね130か140億か知らないけれど、100番内に入れとは言いませんので10億円を超すぐらいを頑張ってももちろんお金を入れるためにお金を使っていけないといけませんので、精一杯頑張ってもらって多分小国町下のほうだと思います。ランキングにも上がってきません、余りにも低くて。隣町に勝つとは言いませんのでそれぐらいは目標で今後一生懸命頑張りたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

町長（渡邊誠次君） 方針のお話ですので私のほうからお答えさせていただきます。担当課ともずっと協議をしております。松本議員からも前回一般質問であったと思いますが、そのときにもお答えさせていただきました。やはりこれ県産品を扱わないと基本的にはこの数字というのは伸びていきません。小国町の場合は一番最初のスタート時点で町内の産品を使うということを前提に進めてまいりましたので、この部分では魅力的な部分も含めてやはりほかのところと比べるともう先ほど202品と品物の数を言っておりましたが圧倒的に少ない部分があります。それを比べるとしっかりと県産品も扱っていけないといけないというふうには思っておりますが、これまた南小国町の例を見ていただくと分かるのですけれども、これを準備するのに相当数時間がかかります。町としても今もう1年ちょっと少し準備を始めてまいりました。次の体制を取る

のにまず来年まではかかると思います。県産品の取扱いを始めるまでに少なくともあと2年ぐらいはかかると思いますが、去年から始めて3年はかかるというふうには私は最低でも思っているのですが、その部分ではもう少し時間はかかると思いますが、今の現状をもちろん進めさせてたくさんの方の寄附をしていただけるようなかたちには持っていきたいというふうには思いますけれども、その次の段階になるのには人間を育てていったり組織を育てていくことも必要ですのでその部分では政策の中でしっかりと考えさせていただきまして、できるだけ早い段階で伸びるように持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 皆さん答えられたので私も質問させていただきます。

ふるさと納税の件なのですけれども、方針として例えば米の話も出ましたけれども、高森町なんかは米のふるさと納税の返礼品率というか問合せをする方が多いというふうに聞いております。それもやはり価格が安いかたちで出されているというふうなことで多くの方々が全国から米を購入されるということを聞いております。小国町については安くするような方針ではないとは思いますが、やはり今のニーズといいますかそういったのはどうしても安いものに行ってしまう。肉に関してもやはり安いもの。同じ金額ですけれども量が多かったりとかそういったものに偏っているような気がします。そうするとやはり寄附額が増えてくるということですが、その辺りは町として今後安くするようなことは恐らく今の答弁の中で考えていらっしゃると思いますけれども、例えば金額をそのままにしておいて安くした分は町があつて寄附額が入った分をまた農家の方生産者の方々に補填するというようなことができるのかどうか、

政策課審議員（田邊国昭君） できません。

2番（江藤理一郎君） それはできない。であればちょっと難しいかな。わかりました。

町長（渡邊誠次君） 原則的にはできないというかたちですが、いろいろ考えさせていただいてやはり単価が下がると収入が下がるといったところのなかなか難しいところもありますし、やっぱり協議の中で進めていかなければいけないと思います。担当課の中でしっかり事業者と話をさせていただいて、どういった方向がいいのかまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） では、上のほうに広告が上がってくるように広告費額を増やすというふうな方針はあまり考えられないですか。

政策課審議員（田邊国昭君） ふるさと納税の経費については、総務省からの指導で寄附額の50%、5割以内に収めるようにというふうに規定があります。一番大きいのはその3割は返礼品代金そして1割送料ということになりますので、残りの1割で広告からポータルサイトの運営や営業などのことまで考えていくということになっておりますが、公告までの予算を使ってしまうとなかなかこの5割を超えてしまいまして、そういったときには国からの指導を受けるかた

ちになるかと思えます。広告の仕様がいろいろと難しいところではありますが効果的にできることがないかというのを考えておきまして、現在のところはSNSでの発信などをちょっと地味ではありますが行っております。

5番（児玉智博君） 移住定住業務委託料について聞いておきたいと思えます。令和2年度まず移住定住についての問合せが何件あって、実際転入してこられた人たちが何組いるのか教えてください。

政策課審議員（田邊国昭君） 令和2年度で実施した移住定住事業でのまず相談件数ですが、24世帯65名の方に相談いただいております。その中で実際に移住された方が9世帯で12名となっております。昨年度は一定期間コロナウイルスの対策のために相談窓口を閉めていたという期間がありますので前年よりも相談件数は減っております。

5番（児玉智博君） 相談窓口を閉めていたということではありますが、実際その相談というのは窓口を訪れて相談される方というのがほとんどなののでしょうか。そういう電話である問合せとかあるいはホームページなどインターネットを使った問合せも全て閉じていたということですか。

政策課審議員（田邊国昭君） 相談窓口については、窓口に来館いただく方をお願いして来館を控えていただいた時期ということで、電話での相談やオンラインでの相談を受付けておきましてその期間も移住相談の情報発信は常に行っておりました。

5番（児玉智博君） であれば要は情報発信ではなくて相談ですよ。ちょっと関心があるのですけどとか、今コロナ禍でもうリモート勤務なんかもありましたのでちょっと小国でというような電話とかオンラインでの相談はあったわけでしょう。あったけれどもその窓口を閉めたからいつもよりも相談件数が少なくなったということはないのではないかと思いますのですけれども、その分析はどうですか。要するにでは今言われたこの24件は実際に窓口を訪れた人の数であってそういう電話とかオンラインの数を言われていないということですか。

政策課審議員（田邊国昭君） 対応の件数について24組で65名と申し上げておきまして、この方は来館いただいてもオンラインで相談いただいた方も数としては入れておきますが、電話で話を聞かされただけの方は数には入れておりません。そのほかにも町内の方からの問合せ、特に空き家バンクについてですがそういった方の問合せも移住相談ではありませんので件数には含んでおりません。

5番（児玉智博君） 実際その電話の件数は何件あるのですか。

政策課審議員（田邊国昭君） 電話のみという方が18件ありました。

委員長（久野達也君） はい、よろしいですか。

公平委員会費、交通安全費、諸費までいきたいと思えます。

7番（西田直美君） 諸費の中の小国地区防犯協会負担金というのが25万9千4百円あります。その下に防犯灯電灯料助成金9万7千1百円というのがありますけれども、すみません私よくわから

ないのでこの防犯協会負担金というのは実際にどういうことのために使われるのかということと防犯灯の電灯料助成金について97万円は新しく防犯灯を付けた分とかも入るのでしょうか。もし新しく付けたところがあったとしたら教えてください。

総務係長（松本徳幸君） まず防犯協会の活動内容についてお答えさせていただきます。防犯協会は警察の中にあります組織でありまして、小国郷の防犯に関する事務等を行っております。主な業務としましては防犯業務に関する広報だとかあとはキャンペーンとかそういうことを主な業務にしております。それから防犯灯の電気料金の助成につきましましては、地域が自主的に設置し維持管理する照明灯の電気料の1年間分の20%を補助させていただいております。これ地域から上がってきた申請をもとに交付させていただいております。

以上です。

7番（西田直美君） それでは、新しく小国の町中で防犯灯を去年付けたところはないのですか。

総務係長（松本徳幸君） 防犯灯の設置につきましては決算書の下にLED防犯灯設置事業補助金というのがございますけれども、こちらのほうで別に設置費については補助をさせていただいております。新設又は旧蛍光灯の防犯灯からLEDのほうに設置するとき最大一基当たり8千円を補助するというものでして、昨年度の実績としましては3地区に7灯LEDの防犯灯の設置を助成させていただいております。

7番（西田直美君） どこか教えてもらえますか。

総務係長（松本徳幸君） LEDの防犯灯の設置箇所ですけれども、倉原4組のほうに2灯、杖立地区に1灯、北河内地区に3灯となっております。

7番（西田直美君） ありがとうございます。

地域振興係長（長谷部大輔君） 先ほど西田議員のほうから御質問があってございました数字についてお伝えしたいと思います。まず地方バス運行等対策補助金バス補助金につきましましては1人当りに計算しますと975円になります。

続きまして、小国郷の交通整備等補助金これライナーのほうが1人当りに直しますと8千861円となります。ちなみにバスのほうはさらにその中が路線ごとに分かれておりますのでお伝えしておきますと、杖立から阿蘇駅まで行くバスこちらのほうが1人当りに直しますと782円。そして小国郷を走るぐるっとバスこちらのほうが620円。そして岳の湯線これも去年半分まで走っているなのでこの分の予算が出ていますこれが3千497円でした。そして小国杖立線こちらのほうが4千532円。最後に日田バスは1人当りに直しますと424円ということになります。

以上です。

委員長（久野達也君） ここで暫時休憩いたします。午後の会議を1時から再開いたします。

（午前11時56分）

委員長（久野達也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

委員長(久野達也君) 54ページ、地籍調査費から質疑に入ります。

副委員長(松本明雄君) 地籍調査のことでお聞きします。このコロナ禍で説明会とか見ているようにテレビで流しながらやっております。地権者の方も遠くから来られる方もいると思いますが、その進捗状況はどのようなふうにお聞きします。

地籍係長(安達和成君) 一筆調査の立会の件についてお答えいたします。昨年度は一筆調査の小国の方、大体本人だったり代理人だったり立会いただいておりますが、町外の方でもコロナの影響で来られないという方には可能な限り委任状をいただきまして一筆調査を進めております。

以上です。

委員長(久野達也君) ほかにありませんか。

5番(児玉智博君) それでは今後の計画予測です。あと何年でこの一筆調査は終了しますか。

地籍係長(安達和成君) 地籍調査の計画についてお答えいたします。ただいま第7次10か年計画に基づきまして地籍調査を行っております。小国町は令和9年度にこの計画通りに進めば終了する予定でございます。

以上です。

委員長(久野達也君) それでは、次に56ページ、電算施設費。それから、58ページまでいきたいと思えます。58ページの会計管理費までです。よろしいですか。

では進みまして、60ページをお願いします。SDGs推進費。

5番(児玉智博君) このSDGs推進費の中で町の総合計画策定支援業務委託料495万円と総合計画審議会委員これ34名分の報酬が出ております。この総合計画策定についてこの委員さんたちが担った役割。この14万1千円というのは単価がどうなっているのか。それとこの委員会の開催の回数が何回行われたのかということと、この総合計画策定委託料で495万円というこの内訳を少し説明いただけますか。

SDGs推進係長(長谷部公博君) お答えいたします。

総合計画の策定委員の役割としましては、総合計画の1スパンが10年計画ということで今年度から第6次の総合計画がスタートしております。そのための策定を町民の方たちで住民の方の意見を基にして基本構想と基本計画を策定するもので、審議会は事務局からの案等を審査等していただきながら最終的には町のほうに答申をいただくというような流れで開催いたしております。

策定委員会の会議につきましては、昨年12月15日と2月26日の2回開催しております。策定委員の皆様につきましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則等に基づきまして報酬として1回3千円お支払いをしております。それと併せまして同じく規則によりまして費用弁償の日当につきまして2回分お支払いをしております。

それと総合計画の委託業務の件につきまして、総合計画の策定支援の委託につきましては冒頭でも課長からの概要説明にもありましたとおり、学校法人法政大学研究開発センターと契約をさせていただいております。内訳につきましては、これは見積りをいただいた金額ですけれども旅費等で200万円、宿泊費で150万円、これは実際川久保研究室のほうに尽力していただいたのですけれども、その教授と学生たち7、8名ほどいたと思いますけれどもその方たちに随時町のほうでヒアリング等していただきながら町のフィールド調査もしていただいておりますので、その分の旅費等も入っております。あとは人件費です。人件費が教員と学生合わせまして600万円ほど見積りはいただいておりますが、最終的に値引きをしていただきまして495万円の金額になっております。

5番（児玉智博君） 何でもそうなのですけれども、町が作る計画というのは基本的に委託をしてから作られるわけなのですが、今話を聞いてみたら法政大学に頼んで旅費と宿泊費で350万円掛かってあとは人件費で教授とそのゼミの学生か何かを懐に入れたという言い方がいいかわからないけれどもそういうわけなのです。それで500万円近く掛けて作ったと。これは何か委託しないで自力で作ることはできないのですか。私もこの総合計画の冊子の完成品というかできたのを見たのですけれども、これを作るのに500万円も掛かるだろうかというような何かいろんな人が書いたと思った写真がたくさん出ていましたけれど、500万円も掛けないといけないような内容なのでしょうか。自分たちではあれぐらいのものは作れませんか。

町長（渡邊誠次君） 内容等と表現方法も含めて見方はいろいろあると思います。これが500万円として値するのか値しないのかと言われたときには私は値するというふうに考えておりますし、逆にあの計画それから構想等々を町の職員で作らせようとしたら職員の人件費もかなり掛かるのではないかなというふうにも思いますので、その分を考えたときにもこの部分は委託に出すべきではないかなというふうに思っております。また今後の検証あたりも含めて考えるときそれから法政大学の川久保先生の一番いいところは表現が非常に豊かであるということと、もう一つはDXに関しましても相談をかなりこの間今からもしていくと思いますがそういったところもかなり踏み入って話をしてもらっておりますので、SDGsの推進費というかたちでは委託料で495万円ということですが、私としてはお願いしてよかったなというふうに思っております。

7番（西田直美君） その関連ですけれども、私も何で法政大学だと思ったことがあります。実際に何人ぐらいがきて、その495万円についてその教授と生徒、学生は何人ぐらいきてやったのかというのを教えていただけますか。

SDGs推進係長（長谷部公博君） お答えいたします。

まずフィールド調査をしていただいた期間があるのですけれども、実際小国町のほうにこられてフィールド調査した期間については8月4日から8月7日、9月16日から9月17日、それ

と10月12日から10月15日、12月2日から12月3日のほうで実際学生を連れてこられてフィールド調査をしております。学生をそのときに何回連れてきたかというのは申し訳ございません今資料が手元にございませんでのはっきりしたことは言えませんが、研究室の川久保先生がお一人とあとは学生が私も産業課でしたので見る限り大体7名ぐらいおられたように思います。正式にそのとき何人いたかというのは申し訳ございません、ちょっと数字を持ち合わせておりません。

7番（西田直美君） この間女性議会があったときに、小国高校の生徒がそのSDGsに関して何か私たちもできることはありませんかというような発言をしていました。今回一般質問でもちょっと伺う予定にはしておりますが、例えば小国から出ていった子供たち小国出身の子供たちとかで以前私いないときなのですが、悠木の里づくりと言ったときに県立大といろいろコラボしてやっていたことがあるという話は私も聞いているのですが、例えばなぜその宿泊費、交通費が多分に掛かるようなところのことをしないとイケないのかというのはかなり疑問が私の中ではあって、地元を一生懸命盛り上げていこうという子供たちがいると言ったらその子たちに協力を仰ぐ、それで自分たちのところにより郷土愛を持たせるというようなところも意図して考えていていいのではないかと思うのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） いろいろな考え方があると思いますが私としては先ほど5番議員にお答えしたように法政大学にお願いしてよかったというふうにも思っておりますし、やっぱり専門的な部分でも見せ方にしてもそうでございます、ドローンを使ってそれから子供たち小学校、中学校にも私も一緒に行きましたけれども川久保先生にSDGsの授業もしていただきましたし、いろんな部分ではかなり授業もSDGsの総合計画の中の一環でしていただいたようなところはありますが、私としてはSDGsの推進としてはとてもよかったのではないかなというふうに思っておりますし、基本構想、基本計画どちらも法政大学ならではといいますか私の考え方をしっかりと反映していただいて、町の方針が打ち出せたのではないかなというふうに思っております。

7番（西田直美君） ではそれ以外のところでは例えば小国出身の子供たちとか大学生とかではそれは打ち出せないというふうにお考えなのですか。そもそも法政大学になった経緯はどういうことでなっているのですか。

町長（渡邊誠次君） もう川久保先生とは長いお付き合いの中で町長になってからです。しかしながら私がいろんなことをお尋ねするときに町長になってすぐからだと思います上京してからもそうでございますし、話を聞く段階で非常に法政大学の川久保教授が見せることに長けているというところの部分を映像でも見せていただきましたし、文書とか話をする中でも非常に長けているのではないかと、また学生もその部分に非常に長けているというふうに私のほうで判断させていただきましたのでこの流れになっております。

7番（西田直美君） そもそも鍋ヶ滝の予約システムの時も東大にというような話が最初ありま

した。今度も川久保教授ですか法政大学という。わからないのはなぜ東京関連なのかというところが私には理解できないところ。九州でよくないかという熊本でよくないか地元出身でよくないかというところはすごくあれですけども、そういうのというのは選択肢の中になかったのですか。

町長（渡邊誠次君） 選択肢の中には当然ありますが、川久保先生を選んだということです。

SDG s 推進係長（長谷部公博君） 川久保先生につきましては、これまでも九州ももちろんですけども全国的に地域循環共生圏づくりの先駆者として活動を実際されております。また地方自治体のまちづくり計画の策定の実績もございます。近くで言えば熊本市等の実績もございますし、国の総合戦略にも2024年度までにはやはり地方自治体も6割のSDG s を取り込んだ政策を展開しなさいということであつております。そういったことから総合計画には是非SDG s を踏まえながら表面的に見せるような作り方をまずやるべきだなというふうに感じたところ、そのSDG s 特に内閣府とかそういったところで研究実績もある川久保先生にお願いしたという経緯もございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 先ほどの続きなのですが川久保先生、川久保先生とさっきからおっしゃられて、そうしたら500万円近くする契約についてはもう一者随契なのですか。ほかに相見積りみたいなのを取ってその価格の妥当性なんかは確認していないのですか。

SDG s 推進係長（長谷部公博君） 契約につきましては一者随契とさせていただいております。

5番（児玉智博君） その理由についてはどのように理由付けしているのですか。綴じていると思うけれど、そのいろんな書類の中。

SDG s 推進係長（長谷部公博君） 随契につきましては先ほど言わせていただいたのですけれども、まずまちづくり計画の実績がある。特に下川町と熊本市辺りとは計画実績がございます。それと、これも言いましたけれども特に町の政策にSDG s を組入れていくということが国の施策として方向がございますので、そういった部分でそのSDG s を取入れた総合計画とするべくその知見に長けていると判断した川久保先生にお願いをしたというかたちにしております。

委員長（久野達也君） はい。進みたいと思います。62ページ、16 社会保障税番号制度費、それから18 新型コロナウイルス感染症対応経済対策費。

5番（児玉智博君） 新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の一番下にあるタクシー事業者感染防止対策支援補助金というのがございます。これタクシー事業者感染防止対策支援補助金ということで、町内にはもう各いろんな事業者があつて飲食店もあり旅館もありとあるいはその床屋さんとかいわゆるエッセンシャルワークとか今言われるような職業というのはたくさんあるわけですが、このタクシー事業者感染防止対策支援事業補助金ということでタクシー事業者に特化した補助金を出したのはなぜですか。

地域振興係長（長谷部大輔君） コロナ対策においては児玉議員おっしゃるとおりいろんな分野のお困りの方とか特に対策すべき分野があると思います。その中で特にこれというわけではないのですが、そのほかにどういう割り振りをしていくかというところになるとちょっと担当である私のほうからはお答えできないのですが、少なくともこちらの事業を起こした理由としましてはタクシー事業者のほう特にこちら町のほうではバスと並び公共交通として非常に重要であるということで、町のほうからも乗合タクシー等の委託をお願いしているというところもありまして、もしタクシー事業者のほうでの感染拡大があるとやはり交通というのは食べ物と一緒に重要な政策の一つになりますので、その流れをどうしてもとめたくないというところでのこの事業を使って感染予防に係る備品等をタクシー事業者に購入いただいたということになります。

5番（児玉智博君） タクシー事業者が要はその乗合タクシーをやっているからという理由なのですね。そもそもこれを出さなくても対応というのはするのではないのでしょうか。というのが別に乗合タクシーがなくても普通に自分でタクシーを呼んで利用する人はいるわけですので、町が特別補助を出さなくてもいろいろ町を通さないそういう対策の補助金というのは、わからないですよ商工会とかあるいはそのタクシー協会、国土交通省系の補助金何かもあるのではないかと思うのですが、その辺の話なんかはされましたか。町が特別出さないとそういう対策は厳しいのですかというような確認は。

地域振興係長（長谷部大輔君） タクシー事業者、運送事業者として議員おっしゃるとおり例えばこの補助金がなくても感染予防には努めていくということは当然かと思えます。その上でこのお話というか国、県の事業から持ってきて町事業として実施したのですが、これを国県から紹介を受ける前からタクシー事業者のほうからはできたら私たちのほうもいろいろ対策は打っていつているけれど何かしら補助があるといいなというような声はいただいております。また交通事業というタクシーだけなのかということもあると思いますが、例えば路線バス等になりますとこちらはバス会社のほうに県を通じて感染予防に関するということと、また損失補填この両面から補助金が流れていつているような仕組みもございます。ですので、町経由でいくとタクシー事業者だけに行き渡っているような感じに見えますが、公共交通事業者については県や国、町から何らかの手段で補助がいつているのかなというふうに思っております。

委員長（久野達也君） よろしいですか。先進みます。

7番（西田直美君） 63ページ、乗合タクシー運行委託料（追加運行分）で、コロナになったので密を避けるために乗合タクシーが1台につき2人まで、3人になったときにはもう2台出さないといけないということでこの271万7千157円というのが出ているのですが、これのいわゆるその財源内訳のところでは特定財源100%とあるのですが、これってどこからくるものなのですか、よくわからないので教えてください。

財政係長（波多野大祐君） こちらの財源につきましては、国の新型コロナウイルス臨時交付金の

ほうが100%充当されております。

委員長（久野達也君） それでは、64ページ、税務総務費、賦課徴収費までよろしいですか。

次の66ページが、固定資産評価審査委員会費です。よろしいですか。

68ページ、選挙費に入ります。それから下の統計調査費、統計調査総務費です。

同じく一番下、70ページにまたいでおりますけれども、監査委員費。ございませんか。

少し飛びます。108ページ、地域エネルギー費です。

7番（西田直美君） EV急速充電器保守委託料というのが154万8千800円というのがあります。これ町内4か所と言われましたけれども、これは今後も増やしていくような予定でやっている分なのですか。これって大体年間これぐらいはいつもコスト的にランニングコストとして掛かる定額みたいな感じになるのですか

地域振興係長（長谷部大輔君） はい、お答えします。

充電器につきましては4か所分になります。これにつきましては通年保守委託料が掛かっていくこととなります。また今後増やしていくかどうかというところにつきましては、利用者数こちらのほうがここ3年ぐらい急激に伸びてきたのですが去年、今年と比べたときにはコロナの影響もあってか一定数で推移しておりますので、現状でここ2、3年でさらに増やしていくということは考えておりません。

7番（西田直美君） このEVの充電をされる方というのは、例えば観光で小国に立ち寄った方がされるのですか。それとも町内の方とかでEV車を持っている方とかがされるというのはわからないですか。

地域振興係長（長谷部大輔君） 申し訳ございません。利用者が町内の方なのか町外の方なのかというところは正直ちょっと正確に調べようはございません。ただ例えば役場の前とかこれもう本場に皆さんからのお声とか私が見た感じでの印象なのですけれども、役場の前とか岳の湯とかそういうところは町内でお持ちの方がいらっしゃるのです。そういう方とかが利用されているケースが結構多くあります。一方でゆうステーションとかになるとやはり町外の方からの利用が多いのかなと思います。現に増減これがやっぱりゆうステーションとかのほうが波が結構大きいような状況です。

委員長（久野達也君） では、少し飛びます。116ページ、消防費です。

5番（児玉智博君） 消防のことについて非常備消防費ですが、今自民党の総裁選挙が間もなく行われますけれど元総務大臣をされていた高市さんがこの間会見をしているのをニュースでちょっと見たのですが、その中で消防団の報酬とあと出動手当を適正に出すように地方自治体には要請していきたいというお話をされておりました。それで出動手当の件なのですが特にこの令和2年度というと7月の豪雨がありましてそういう避難情報なんかが出ている間については毎朝消防団がポンプ車を回して見て回ったりとかされていたわけなのです。それはもう平日、休日関係なくで

すからやっぱり特に自分の仕事を犠牲にして自営業の人にしてみればそういうふうになると収入にやっぱり関わる場合も考えられるわけです。やはり適切な出動手当というのはやっぱり出た分に応じて出なかったらその出動手当は払う必要はないのですけれども、そういうやっぱり大きな災害とか長い雨が降り続く時になればやっぱり出勤しないといけない機会というのは増えると思います。やはりその出勤した回数に応じた出動手当は当然支払われるべきだと思いますし、その高市さんが言うまでもなく消防庁もそういうふうなことで地方自治体には言ってきていると思うのですが、その辺の改善というのは図られないのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 担当のほうでしっかり答えていきたいというふうに思いますが、私のほうも昨年7月豪雨に関してだけではありません。やっぱり消防団の皆様にはすごくお世話をかけております。やっぱり自らの地域は自らで守るという本当に崇高な理念にのっとなって皆さん頑張っているというのも私もしっかりわかっておりますし、その中にはやっぱりこの地域と一緒に住んでいるからお互いさまの部分というのもすごく大きいのではないかなというふうに思っております。でなければなかなか消防団には逆に言うところに入っただけではないかなというところも持っているところです。しかしながら議員言われるように出動手当、報酬に関しても国からの指針もある程度示されてきておりますし、実は阿蘇郡市の町村会の中でももう話合いをずっと続けているところがございます。また課の中でも今年に入ってから少しずつ協議は進めておりますが、まだ全体的な取りまとめというところまでには至っておりません。協議はもう進んでいるというところまで私のほうではお答えさせていただきたいというふうに思っておりますが、まずは消防団の皆さんの部分に関しては行政としてもしっかり大変なところも含めて理解はしているつもりでございます。

以上でございます。

総務課審議員（佐藤則和君） 出動手当の件でございますけれども、本年度の4月13日に消防庁長官のほうからもそういった基準等の策定についてという文書が届いております。今町長が言われたとおりそれを基に町のほうでもそういう見直しを抜本的にやろうということで今事務を進めております。順調にいけば12月議会にはその案を提出させていただきまして、来年度からは委員がおっしゃられましたとおり出動手当の半日単位なのか日単位なのか協議中でございますけれども、御提案ができると思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 災害見舞金について教えてください。215万円というのがあるのですが、これはどういう災害に対して、何人に対して出されたものか、内訳をお願いします。

総務係長（松本徳幸君） 災害見舞金の内訳について御説明いたします。災害見舞金のうち36件205万円については、昨年令和2年7月の豪雨による住宅の全半壊等に関する見舞金でございます。内訳としましては全壊が4件、大規模半壊が8件、半壊が21件でございます。あと1件、

火災のほうがございまして仁田切地区の火災で全焼ということで10万円をお支払いしております。

以上です。

委員長（久野達也君） それでは、144ページ、公債費です。公債費の元金、利子。

それから、諸支出金のうち特別会計繰出金、これは特別会計所管の部分もあります。

それから、予備費よろしいですか。

一通り歳出については、質疑終了いたしました。質疑漏れございませんか。

2番（江藤理一郎君） 公用車の取扱いについてなのですが、恐らく1年間公用車はリースがほとんどだと思うのですが、1年間でどのくらいの費用を全体で。後ろのページ見ると30台くらいあったと思うのですが、28台ですか。その辺り台数とそれから年間での費用等、教えてくださいいただけますか。

総務課審議員（佐藤則和君） 公用車につきましては、例えば総務課であれば総務課で管理した分とかであればすぐに弾けば出ますけれども、全課の30何台分といいますと全て集計するにはちょっといとまがかかります。

2番（江藤理一郎君） 全体的な数字が欲しいのですが、それはどこでお尋ねすればよろしいですか。総務課では全部総括はされていないのですよね、各課によると。

総務課審議員（佐藤則和君） 財務台帳上で拾えば集計できますので、時間をいただけたらと思います。今日中という約束はちょっとできません。

2番（江藤理一郎君） 私がちょっと聞きたかったのは、コロナによって出張等がなかなかなくなっているのではないかなと思います。その辺りで使わない台数もあるのか、どのくらいの使用頻度があるのかというのをちょっと聞きたかったので、その辺り答えていただければありがたいです。

総務係長（松本徳幸君） 公用車の使用頻度についてお答えいたします。小国町役場に公用車がございましてのが全部で35台。そのうち出張用が5台となっております、これが総務課の管理する出張用の公用車でございます。昨年度のこの5台に関しての出張の回数としましては、全部で763回ございました。走行キロ数が5万4千53キロ。1台当たり1万810キロ年間で走っています。5台平均すると152回1台当たり走っていることになっております。出張の回数的には令和元年度は1千200回ほど出張しております、令和2年度がちょっと正確にはわかりませんが800回程度出張で公用車のほう使われたということになっております。

2番（江藤理一郎君） 費用はあとで。

委員長（久野達也君） では確認ですけれども、後日資料が欲しいということで。

2番（江藤理一郎君） そうですね、後日で構いません。

総務課審議員（佐藤則和君） 数字の確認なのですが、例えばリース料とか車に掛かる経費

全てトータルしたもので。はい、承知しました。

委員長（久野達也君） では委員長報告までに間に合うということによろしいですか。

総務課審議員（佐藤則和君） はい。

委員長（久野達也君） 取りまとめをお願いします。

それでは、なければ歳入に入ります。

歳入につきましては私のほうから進めさせていただきたいと思います。所管課が入り混じっておりますので、まず歳入の14ページをお願いいたします。14ページは全て税務会計課の所管となっております。よろしいですか。

5番（児玉智博君） それぞれの町税について、滞納繰越分ということで納められている額が出てきております。この滞納繰越分についていわゆる差押えを行った件数はどれぐらいあるのですか。

徴収係長（宮本竜二君） 差押えを行った件数ということですか。

5番（児玉智博君） 件数といわゆるその町民税、法人町民税、固定資産税とかあと軽自動車税等に滞納繰越分が出ておりますけれども、まず差押えの件数とその差押えてそれぞれの税に充てた金額を教えてください。

徴収係長（宮本竜二君） 差押えにつきましては各税目ごとにいくらというのはちょっとわかりませんが、まず預金差押につきましては年間36件、合計で119万5千394円。あと給与差押が1件で3万円です。その他債権差押ということで国税還付金とかそういった組長手当の差押関係で合計8件、19万1555円です。差押えについては以上でございます。

5番（児玉智博君） もう今はそういう現金の差押えしかやっていないのですか。

徴収係長（宮本竜二君） これも場合にもよるのですけれども、家宅捜索に行ったときに差押えに換価価値があると判断したものがあるときは動産だったりとかを差押えすることもありますけれどもここ近年ございません。

5番（児玉智博君） 基本的に預金差押とかあるいはまたその給与の差押えというふうになると、やっぱり給与支払い者には要はこの人は滞納しているのだというのが非常にわかってしまうというか非常に個人情報のということもありますので慎重にやらなければならないのではないかなと思うわけです。その預金差押にしても36件119万円差押えたというふうになっておりますが、やはりそれが差押えられたことによって食べ物を買うお金がなくなるとか病院に行けなくなるとかそういうふうなことがあってはならないかと思います。そういった点でどういった注意を払われているか教えてください。

徴収係長（宮本竜二君） まず納期限が過ぎてもなおお支払いに応じていただけない方がおります。滞納を放置しておくことは納付意識のさらなる希薄化につながりますし、きちんと納付していただいている方との公平性も保てないこととなります。そういった事態を回避するため再三の納付催告に対して反応がない、又は納付可能な状態にもあるにもかかわらず自主的な納付に応じ

ていただけない場合など、税を滞納している方には法律に基づき滞納処分を行っております。そういった場合に預金につきましては督促を出して、それでも督促出して10日を出したら差押えなければならないというかたちになっておりますけれども、実際は督促また催告出してそれでも本人が応じない場合また再三の臨戸訪問とか電話催告しますし、それでも応じていただけない場合とかいつ持ってきますという約束を破られるそういった方については財産調査、預金調査を行って差押えを行っておりますので、もう本人さんたちにも伝えておりますそういったことは、差押えとなりますよということで。以上のことでやっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 預金を差押えるといっても預金というのは銀行口座に入っているものが預金になりますよね。例えば年金が口座に入りました。そしたらもうそれは預金になるわけで、それを差押さえる場合もあると思うのです。あるいはほかにも例えばその子供手当とかそういったものを、例えばその預金が振り込まれてそれを差押えて口座の残額がもうほとんどなくなってしまうと。そういうのも場合によってはありうるということですか。

徴収係長（宮本竜二君） はい。確かに確実にねらい撃ちしたその差押えとかいうのは行ってないのですけれども、実際本人からそういった預金を差押えして生活費が足りないから返してくださいとかそういったのはちょっと私も受けておりません。

委員長（久野達也君） はい。次に進みます。次のページでいきますと、16、17ページの森林環境譲与税以外が総務課所管となります。よろしいですか。

進みます。18、19ページ。上からいきまして交通安全対策特別交付金ここまでが総務課所管です。よろしいですか。

委員長（久野達也君） では1点だけ。交付税の中の特別交付税で財政事情の影響で恐らくこれ4億円という通年よりも多かったのではないかなと思いますけれども、特殊事情等による算定がもし分かるなら分からないなら構いませんけれども、分かるなら教えていただけたらと思います。

財政係長（波多野大祐君） お答えいたします。

特別交付税につきましては令和元年度実績が2億6千万円、令和2年度が4億1千万円ということで1億5千万円ほどの増となっております。これにつきましては、令和2年度の7月豪雨災害の災害復旧等が特別交付税でみられて算定をされていることで大きく増加しているものになります。

以上です。

委員長（久野達也君） はい。ほかに。ありませんか。よろしいですか。

先に進みます。奇数ページのほうで申し上げます。21ページの公有地使用料が総務課所管です。よろしいですか。

次のページをお願いします。23ページをお願いします。法定外公共物使用料、それから次の

手数料、総務手数料の中の台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料、それから1つ飛びまして証明・謄写手数料、ここが総務課と税務会計課所管です。よろしいですか。

先に進みます。25ページ、地熱計画審査手数料、ここは政策課です。それから下のほうで総務費国庫補助金の中の社会保障税番号システム整備補助金。それから下から2段目の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、ここが総務課所管となります。

5番（児玉智博君） 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金ということで、これ令和2年度予算分についての歳入がここに出ているわけですが、現在この分で執行された額はいくらになるかわかりますか。

財政係長（波多野大祐君） 令和2年度の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金につきましては、現在この決算額に上がっております1億5千163万円が令和2年度に事業として完了しておりますので、残り12事業程度令和3年度に繰越しをしておりますのでそちらがまだ全て完了していませんので全体としては。

5番（児玉智博君） また増えるということですよ。

財政係長（波多野大祐君） 令和3年度にまた入ってきます。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

先に進みます。27ページ、防災安全交付金、それから下の自衛官募集事務委託金が総務課所管です。

29ページをお願いします。県補助金の中の土地利用規制等対策事業補助金、それから熊本県地方バス運行等特別対策補助金、地籍調査事業費補助金。1つ飛びまして熊本県権限移譲事務市町村等交付金、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金。ここが本日の所管課となります。よろしいですか。

31ページ、一番下の熊本地震復興基金事業事務費30万6千円、ここは総務課所管となります。よろしいですか。

次の33ページをお願いします。県委託金の総務費委託金の中で個人県民税徴収事務取扱委託金から在外選挙人名簿登録事務委託金までが税務会計課と総務課所管です。それから一番下の利子及び配当金の中の財政調整基金積立金利子収入から地域福祉基金積立金利子収入までが総務課所管となります。よろしいですか。

次のページ、同じく利子です。基金利子ですけれども上から2段目ネットワーク事業基金積立金利子収入から一番下の学校教育施設整備基金積立金利子収入まで総務課です。それから飛びまして土地売払収入、町直営林立木売払収入、一般寄附金、ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金、つながる未来基金寄附金が総務課、政策課の所管となります。それから地熱の恵み基金寄附金、ネットワーク事業基金繰入金です。

2番（江藤理一郎君） 35ページ、不動産売払収入ですけれども町直営林の立木売払収入。こち

らは令和元年度の実績を見ると13万円ぐらいなのですが、昨年度は1千582万円と上がっております。こちらはこういったところの収入、なぜ増えたのか教えてください。

管財係長（松本鷹哉君） お答えします。

こちら町直営林立木売払収入が昨年度がこれだけ上がっているということで、これは麻生鶴の木を伐採させていただいてその木を売った分の金額が入っているというところになるのですが、その前の年は間伐とかでその木を売っていないという状況ですので収入が少なかったというところになっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 今年度は例えばまた立木を売払うというような収入が入るような予定はあるのでしょうか。

管財係長（松本鷹哉君） 今年度についてはその立木を売るところではなくて間伐といいますか除伐というところになっておりますので、今年度についてはこちらの収入はあまりない見込みとなっております。

委員長（久野達也君） よろしいですか。

先に進みます。37ページ。悠木の里づくり事業基金繰入金、財政調整基金繰入金、それから1つ飛びまして前年度繰越金、それから町税延滞金、歳計現金預金利子が所管課となっております。

39ページをお願いします。39ページは私のほうから言っていきます。雑入の中の上から2段目コピー使用料、それから4つ飛びまして熊本県市町村振興協会市町村交付金、1つ飛びまして公有自動車損害共済解約返戻金、1つ飛びまして災害対応型自動販売機電気料収入、自動販売機電気料収入、それから市町村振興事業補助金、4つ飛びまして派遣職員給与負担金、2つ飛びまして森林総合整備事業補助金、1つ飛びまして充電器利用権利金、それから地域経済応援ポイント収入、2つ飛びまして地域循環共生圏プラットホーム補助金、1つ飛びまして消防団員福祉共済制度等返戻金、それから消防団員福祉共済加入事務費返戻金、1つ飛びまして公用車自動車重量税還付金、1つ飛びまして雇用保険料事業所負担精算金、消防団員火災共済出資金返戻金が所管課となります。

5番（児玉智博君） 共済の件で福祉共済とあと火災共済というふうに2つ出てきております。ところが歳出のほうを見てみると117ページですが、福祉共済のほうは歳出で出ているのですが、こっちの火災共済のほうも返戻金だけが上がってきているのですけれども、出すほうはこの一般会計の中にならどこから出ているのですか。

総務課審議員（佐藤則和君） 火災共済の出資金の返戻金につきましては、前年度までが町が消防団員の分を掛けていた分があったのですが、これが個人の住宅補償に係る分であるということで町の支出として好ましくないということで、よその市町村もちょっと聞いたのですが、

も町自体が負担していなくて、消防団員自体が加入するべきものだったということでしたのでこの分はもう掛けるのをやめた。

5番（児玉智博君） 掛けるのをやめた。

総務課審議員（佐藤則和君） だからその前に掛けていた分の返戻金だけが入ってきたという現象が起きているということです。

5番（児玉智博君） ということは今年からは小国町の消防団としてはもう掛けないということですね。

総務課審議員（佐藤則和君） 町で掛けるのはやめたということで、個人で掛けておられる方はおられるということです。町の支出ではなくなったということです。

5番（児玉智博君） 確認なのですが、私はそういうのがあるのを知らなかったのだけど、案内してもう希望される方が個人で直接共済元と契約するということですね。

総務課審議員（佐藤則和君） そうです。

委員長（久野達也君） 次、41ページをお願いします。消防団員火災共済事務費返戻金、それから3つ飛びまして地域循環共生圏CO2排出抑制対策事業費補助金、それから2つ飛びましてふるさと納税返納金、地熱協議会負担収入、1つ飛びまして阿蘇市町村会剰余金、阿蘇郡町村会剰余金、それから町債です、町債は全て総務課所管となります。次のページ、43ページまで含めて町債は全て総務課です。よろしいですか。

それでは、一般会計決算の歳入が終了しました。質疑漏れはございませんか。

副委員長（松本明雄君） 1つだけ歳出のほうで聞いていきたいと思います。

119ページ。隣地安全対策立木等撤去事業補助金についてお聞きしたいと思います。金額の割にはこれは6件だけになっております。そして先般の補正でも100万円また付けていると思いますけれども、やっぱり申込みのほうが多いと思います。そうすると1件当たりの3分の1に対してもこの金額ですので、やっぱり家の近所でクレーン等を使うとか切るのがだんだん難しくなっていると思うのですけれども、今後また台風とかいろんな面で非常に雨が降ったとかこの前みたいに道路に木が落ちて光ファイバーが切れたとかそういうこともありますので、今後町としてはどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

総務課審議員（佐藤則和君） 隣地安全の補助事業につきましては、創設されましてもう20年以上経ちます。一応こういった事業をしているのは多分県下でも小国町だけだろうと思っています。通常であれば民事で解決していただくのが基本となっておりますけれども、町としても何とか間に入って口添えをするからにはいくらかのお金を追ってそういう仲介をすることができるのではないかとということで始めた経緯もありまして、経費としては3分の1となっておりますけれどもクレーンとか委員言われましたとおり、いろいろ高所で作業する場合とか特殊作業がある場合はその経費はほとんどみてあげるようにしてございます。ですから実質でいくと2分の1ぐらいの

補助になっているパターンも最近多ございます。そういうことで支出のほうも1件当たりが30万円限度に近いパターンが出てきているのが現状でございまして、かといえども一般財源のほうで拠出している関係上財源もそう豊かではないということと、森林譲与税のほうも活用したらという意見はあるのですけれども、その担当部署に聞きますと森林のそういう振興に当たるものであれば補助の対象になりますけれども、家の裏の何本か切るぐらいでは譲与税の対象には厳しいのではないかという意見もありますのでその辺森林組合とまた協議しまして、それと広い範囲の計画の中にこう一筆一反乗ってしまうとかいうのであればそういう譲与税も少しいただけるのではないかとかいう協議を今からちょっと森林組合とも始めながら少しでも予算の裏づけを確保しながら、なかなか全て単費でやっていますから300万円も400万円も年間に拠出するのはちょっと厳しいかなとは思っている現状です。

副委員長（松本明雄君）　うちの町が本当に非常にいいことをやっていると思います。今度、南小国も何かやるような話をしております。そして今度は一般質問でも町道関係でもやりますけれども、この質問も少ししたいと思いますのでまたしゃべっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（久野達也君）　ほかに質疑漏れはございませんか。

5番（児玉智博君）　企画費のほうで聞きたいのですが、地域公共交通会議とかの予算も出ていますし、乗合タクシーの運行の委託料というのも出ております。乗合タクシーというとやっぱりどうしてもコロナ禍だと密になるということで走る台数を増やさざるを得なかったというような事情もあったわけです。そういう中でずっと私以外にも聞かれている方いますけれども、南小国のようなタクシーチケットに変えていく検討ですよね。そういったのは引き続きやられているのか。それとももうこれでもうその検討はやめたのか教えてください。

地域振興係長（長谷部大輔君）　小国町と南小国町は両町で公共交通会議を持っておりますので、今回10月からやる中心市街地バスとかああいった面でも共同事業も行っていることでもありますので両町、交通に対しては非常によく意見交換をしているという認識です。南小国町がタクシーチケットを使っている面で当然担当者にもいろいろ聞きます。去年のタクシーチケットの実績とか住民の方の声とかそういったものも聞いております。やはり委員おっしゃるとおり、いつでも使えるというところでは評判がいいところもあるというところで、ただ南小国町としても例えば使う人と使わない人の差が結構激しくて、50枚では足りないという人もいれば十分だよという人もいるというところで同じようなものを入れていこうとした際にやはりちょっと検討すべきは枚数制限をするのかとか負担額ですね、こちらが乗合タクシーだと300円なのがあちらは500円でやっているとか。そこら辺ちょっと整合性をとっていかないといけないなと思っているところです。チケット導入については決して全く切ったというわけでもなくて、南小国町の状況を本当に見ているところなのです。小国町もやればいいのにといいぐらいのお声があればど

うしてですかこんないからですとかいう話になればこちらも十分考えていくところですけども、良し悪いところもあれば悪いところもあるというところがあります。

それともう1つちょっとお話しするのも考えるのですけれども、南小国町としてももしこれを小国町が導入してしまうとやはり利用者の方ってタクシー使いたい時間で結構皆さんかぶるようなのです。そうすると小国からのタクシーが来なくなるのではないかと思っている。だからしてくるなどとは言われていないのですけれども、もし小国町がする際には南小国町のほうでも事業者の車両の数とかを聞いて割り振りができるのかとかいうところも考えないといけないというお話はしています。ですので、いろいろと事務担当では意見交換はしているのですが今のところはちょっと一つ一つ片づけていく中で、まず周辺部からは乗合いで中心市街地を巡回型のバスで走らせるという方向を持っております。ただ岳の湯辺りは今年バス路線を切替えたことにより混乗率が非常に増えました。こうなってくると果たしてあの地域を乗合いでいくのが正解というところはちょっとわからなくなってきたなというところがありますので、一様にチケット、一様に乗合いということはちょっと難しくなっているのかなというふうに思います。総合的にというとか何か役場的ですけども、何が正しいのかとか何が望ましいかはいろいろな案を比べながら考えていきたいと思っているところです。

5番（児玉智博君） ちょっとついでに確認しておきたいのが、南小国町は乗合タクシーからタクシーチケットに切替えた。だけれども予算としては全員、車がない高齢者の人に1人50枚つづりのチケットを配布するので、その50枚分の予算が多分出ていると思うのですが、今の答弁を聞くと使わない人は使いきらないということでした。そしたら決算額でみれば乗合タクシーのときとタクシーチケットに変わってからというのでは、やっぱり安くなったと決算額が少なくなったということなのですか。

地域振興係長（長谷部大輔君） 南小国町が乗合タクシーからチケットに変わっていった一番の要因は利用者が余りいなかったそうなのです。利用実績がほとんど上がらない。これはやはり住民の方から認知されていないのだろうというところで、乗合いを一切やめてチケットに切替えた。切替えてすぐはやはりこれまた皆さんの認知がちょっと低かったので実績が余り上がらなかったみたいなのです。当然支出も少なかった。それが年々やはり利用者も増えてある程度利用されるようになってというところで、去年までぐらいは一定数伸びてきて一昨年と去年はほとんど変わらないぐらいの実績。ちなみに南小国町のほうは1年間タクシーチケットの助成として約1千250万円の支出をされているようです。その上で1年間の利用者数が1万500人というふうに聞いておりますので大体1人頭で1千200円ぐらいかかっているというお話でした。

委員長（久野達也君） ほかに質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(久野達也君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(久野達也君) 全員挙手であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りします。

総務常任委員会に付託されました決算認定は全部終了しました。よって、本日の令和3年第1回総務常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久野達也君) 異議なしと認めます。

以上で、令和3年第1回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後2時15分)

令和3年

第1回産業常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 3 年 第 1 回 産 業 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令 和 3 年 9 月 13 日 午 前 10 時 00 分 開 会 午 前 11 時 37 分 閉 会
場 所	お ぐ に 町 民 セ ン タ ー 3 階 議 場
出 席 委 員 及 び 議 長	熊 谷 博 行 穴 見 ま ち 子 時 松 昭 弘 久 野 達 也 大 塚 英 博 松 本 明 雄 松 崎 俊 一
事 務 局 職 員	藤 木 一 也 中 島 こ ず 恵
説 明 員	別 紙 座 席 表 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	認 定 第 1 号 令 和 2 年 度 小 国 町 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て 認 定 第 7 号 令 和 2 年 度 小 国 町 簡 易 水 道 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て 認 定 第 8 号 令 和 2 年 度 小 国 町 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て 認 定 第 9 号 令 和 2 年 度 小 国 町 水 道 事 業 会 計 利 益 の 処 分 及 び 決 算 の 認 定 に つ い て
会 議 の 経 過 概 要	令 和 2 年 度 の 小 国 町 一 般 会 計、小 国 町 簡 易 水 道 特 別 会 計、小 国 町 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 の 各 歳 入 歳 出 決 算 認 定 に つ い て、 令 和 2 年 度 小 国 町 水 道 事 業 会 計 利 益 の 処 分 及 び 決 算 の 認 定 に つ い て、各 所 管 課 と 審 議 を 行 っ た。

会 議 の 経 過 を 記 載 し て、そ の 相 違 ない こ と を 証 す る た め に こ こ に 署 名 す る。
産 業 常 任 委 員 長

産業常任委員会 座席表

令和3年9月13日（月）

午前10時00分

中島
議会事務局書記
(中島 こそ恵)

永江 農政係長 (永江 和広)	北里 林政係長 (北里 沙耶花)	笹原 商工観光係長 (笹原 正大)		大蔵 林業土木係長 (大蔵 将充)	秋吉 公共建設係長 (秋吉 康成)
宮崎 産業課審議員 (宮崎 智幸)	秋吉 情報課審議員 (秋吉 祥志)	佐々木 情報係長 (佐々木博隆)	長 柴三郎PJT係長 (長 廣行)	橋本 農業土木係長 (橋本 弘二)	宇都宮 上下水道係長 (宇都宮 愛子)
秋吉 産業課長 (秋吉 陽三)	村上 情報課長 (村上 弘雄)	渡邊町長 (渡邊 誠次)		時松 建設課長 (時松 洋順)	小野 建設課審議員 (小野 昌伸)

1番
時松昭弘

8番
松本明雄

4番 久野達也	議長 松崎俊一	委員長 熊谷博行	副委員長 穴見まち子	6番 大塚英博
------------	------------	-------------	---------------	------------

議会事務局長
(藤木 一也)

議事の経過 (r. 3. 9. 13)

委員長（熊谷博行君） おはようございます。

今日も天気が悪いようで季節の挨拶が一番面倒くさいのですが、今週末には台風14号がきそな予報でございます。どうなるかわかりませんが皆さんまた忙しい週末になるかと思いますが気合いを入れて頑張ってください。

議会のほうはスムーズにいきますように進めますので、どうか今日1日お願いします。

それでは開会に先立ちまして、渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 改めて皆さん、おはようございます。

本日は産業常任委員会ということで、本当に御多用の中にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

今、委員長からもおっしゃいましたように台風のことが少し気になるところでございますけれども、もし情報等々早めにわかったときには、またお知らせのほうも町民の皆様そして議員の皆様には、改めて早めに情報を提供したいというふうに考えているところでございます。

今日は産業常任委員会ということでございますので、産業課、情報課、そして建設課の部分について、認定第1号そして認定第7、8、9と御審議方をよろしくお願い申し上げたいと思えます。お世話になります。

委員長（熊谷博行君） ただいま、出席議員は6人です。定足数に達していますので、ただいまから産業常任委員会を開催します。

(午前10時00分)

委員長（熊谷博行君） 本日の議事日程については、お手元に配付されているとおりであります。

本日は、9月9日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和2年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 令和2年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思えますが、各所管に属する決算についての総括説明があればお願いいたします。併せて、資料等があれば配付をお願いします。説明は着座でお願いいたします。

情報課長（村上弘雄君） おはようございます。それでは着座にて失礼いたします。

情報課所管の令和2年度決算状況について、一般会計歳入歳出決算により説明させていただきます。

歳出からでございます。お手元の決算書の48ページをお願いいたします。目2文書広報費です。この目は広報おぐに、ホームページに関する歳出でございます。主なものは、49ページの下になります。需用費の印刷製本費206万6千600円で広報おぐにの印刷製本費でございます。令和2年度につきましては、毎月2千700部を印刷しております。

続いて51ページをお願いいたします。ホームページのシステム使用料として118万8千円でございます。年間使用料として、ホームページ管理会社に支払っております。文書広報費の決算総額は349万8千152円となり、予算の執行率は98.5%となっております。

次に56、57ページをお願いいたします。目9防災情報施設費です。この目は屋外情報システムの設備の維持管理、コミュニティーFM放送局の運営に関する歳出です。決算総額は1千161万1千693円となり、執行率は98.6%となっております。主なものは、57ページ中段の委託料の中で、コミュニティーFM放送局施設業務運営委託料717万9千700円で、株式会社エフエム小国に委託しております。

58ページ59ページをお願いいたします。目13です。地域情報基盤管理運営費です。この目は、光ファイバーケーブル施設の管理運営に関する歳出です。決算総額は1億128万126円となり、予算執行率は98.3%となっております。不用額の171万1千874円は、各節の実績によるものですが、主なものとしまして保守点検業務委託、スポット保守などがあります。この部分は現場案内、年度末まで現場の案件があるということで予算の確保が必要ということでございまして、その部分の不用額と各節の実績によるものです。

次に59ページの委託料の中で、光ファイバー関連施設の保守点検を行う施設・設備保守点検業務委託を2千181万7千620円で西日本電信電話株式会社熊本支店に委託しております。

続きまして、光ファイバーケーブル利用者からの問い合わせなどに町の代行として対応するための地域情報基盤代行業務委託を293万9千750円で、株式会社エフエム小国に委託しております。次に、光ファイバーを利用したコミュニティーチャンネル放送により行政情報や地域の情報を提供するおぐにチャンネル番組制作費として924万6千600円で株式会社エフエム小国に委託を行っております。また、地上デジタル放送、自主放送、FM告知放送など関連施設の保守点検を行う映像系センター設備保守業務委託を612万4千800円で株式会社NTTワールドテクノに委託を行っております。

次に、61ページの上段、使用料及び賃借料の中でCS番組使用料として10の番組の使用料が373万3千603円でございます。次に、電柱共架料595万7千490円は九電とNTTの電柱に光を利用させてもらっている料金になります。

次に飛びまして、104ページをお願いいたします。目1水産業振興費です。小国漁業協同組

合へ38万円の補助を行っております。

同じく104ページの目1商工総務費です。これは職員3名分の人件費となっております。

同じく104ページの目2商工振興費です。この目は商工業の振興に関する歳出です。主なものは、18負担金、補助及び交付金の中で商工振興事業補助金450万円です。

続きまして、小国町創業支援事業補助金20万円。小国町商店街空き家対策事業補助金50万円、これについては令和2年度で終了となっております。小国町商工会へ補助し商工業の振興を行っております。商工振興費の決算総額は647万7千876円となり、予算の執行率は87.3%となっております。

次に、104ページの目3観光費です。この目は観光団体の支援、鍋ヶ滝の管理運営、観光施設の維持管理に関する歳出です。観光費決算総額は7千158万8千266円のうち主なものとしまして、107ページの報酬から109ページの負担金、補助及び交付金までの中で、各節の決算額のうち鍋ヶ滝公園の管理運営及び周辺道路の渋滞緩和等に関する経費が1千万円程度の費用を要しております。

次に107ページ、12委託料で観光情報発信業務委託料250万円、鍋ヶ滝公園料金徴収等委託料として750万円があります。

次に、14工事請負費974万500円がありますが、これは下城滝の展望テラスの工事費です。

次に、17備品購入費。ゆけむり茶屋のエアコンの購入費300万円、同じく厨房機器購入費699万3千500円となっております。

18の負担金、補助及び交付金で、小国町観光協会補助金1千300万円につきましては、小国町管内の観光客の誘致に取り組むための補助金として補助しているほか、各観光団体等への補助及び負担を行っております。観光費の決算総額の執行率は98.1%です。不用額の135万7千734円につきましては各節の実績によるものでございます。決算の執行率は98.5%です。主なものとしまして飲食店応援キャンペーンに関する販売換金業務委託料920万5千130円です。

次に111ページの上。工事請負費として3千300万円は、鍋ヶ滝、下城滝、鍋釜滝のライトアップ工事費となっております。

続いて、支援給付金として休業支援620万円、124件分でございます。事業継続支援給付金2千597万円は、これは93件分でございます。商工活性化事業補助金300万円については、事業継続に向けた個別相談会、国県の給付金の相談支援、消毒液の配布、商工会によるコロナ対策の事業者支援に取り組んでおります。宿泊施設支援給付金970万円は、36件分の給付を行っております。

次に、歳入のほうに移らせていただきます。18、19ページをお願いいたします。目1総務

費分担金です。光ファイバー加入分担金として96万円です。1件当たり3万円で、32件分になります。

次に、20、21ページ。設備使用料、光ファイバーの使用料で4千977万2千350円。うち、現年分が4千929万5千550円で、徴収率が99.33%です。その下、滞納繰越分が47万6千800円で、徴収率は36.83%となっております。

次に、22、23ページをお願いいたします。目4の商工使用料です。鍋ヶ滝公園の直販所の使用料として12万3千500円です。それからその下、鍋ヶ滝公園入園料2千609万9千800円です。入園料としましては、4千497万4千700円の減となっております。入園者数は8万9千179人で、対前年比64%の減となっております。

次に、23ページ、目1総務手数料です。光ファイバーの休止・再開手数料として、20万4千円、136件分です。

次に25ページ。新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金です。1億5千163万円、このうちの情報課分の財源はおおむね8千800万円を充当しております。

それから、33ページ。目8電源立地地域対策交付金634万1千円は、歳出で観光費、下城滝滝見テラスの財源に充当しております。

続いて33ページ中段です。観光費委託金、県有公園施設清掃管理委託金1万4千740円です。

それから、39ページをお願いいたします。雑入の中で伝送路利用収入5万771円、IRU利用収入712万4千639円、番組配信利用収入7万4千506円、光ファイバー引込工事費収入383万7千200円となっております。物品汚損料9万9千490円が地域情報基盤管理運営に伴う歳入となっております。

それから、41ページ上段をお願いいたします。雑入で飲食券未使用分収入26万円がありますが、飲食店応援キャンペーンの執行残分を業務委託した観光協会からの納付でございます。キャンペーンそのものは年末年始の緊急事態宣言の影響により当初順調に進んでおりましたけれども、最終的には92%の執行となっております。

以上、歳入の説明を終わらせていただきます。なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金につきましては、決算資料の情報課資料(1)で各内容を説明しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、情報課の説明を終わらせていただきます。

産業課長(秋吉陽三君) はい。おはようございます。

それでは、産業課所管となります、令和2年度決算の概要を説明させていただきます。

始めに歳出のほうから説明させていただきます。産業課が所管します部分は、款5農林水産業費で項1農業費から項2林業費にかけてでございます。決算書90ページの目1農業委員会費か

ら102ページの中段目2林業振興費までとなります。途中、農業費の目10団体営土地改良事業費から目12特定中山間保全整備事業費までは、建設課の所管となります。

産業課所管の歳出総額といたしましては、2億6千957万347円となっております。対前年比1億4千291万9千992円の減。率にしまして65.4%となっております。主な理由は、各種補助事業の増減によるもので、農業費では畜産酪農収益力強化クラスター事業が完了し、新たに7月豪雨で被災した農家支援のための強い農業・担い手づくり支援交付金事業、新型コロナウイルス感染症対応経済対策として農作物等作付支援対策事業、農作物等小規模生産者支援事業を実施しております。

林業費では、林業木材産業生産性強化対策事業が完了し減額となっております。なお、予算に対する執行率は97.5%となっております。

以上、産業課所管の歳出の概略を説明させていただきました。また歳出に関する資料のほうは、総務課資料(5)、主要施策成果調書又は産業課資料(1)として委託料、補助金、負担金などの内容を記載したものを配付してございますので、詳細につきましてはそちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

続きまして、歳入のほうを説明いたします。産業課所管の歳入につきましては、総額が9千90万4千565円で、対前年比40.2%となっており、減額となった主なものは、農業費補助金の畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業、林業費補助金の熊本県林業木材産業生産性強化対策事業が完了したものです。

歳入の主なものは、30ページから31ページの中にある中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払交付金、くまもと間伐材利活用推進事業補助金などで、款14県支出金の目4農林水産業費県補助金を中心ではありますが、それ以外にもそれぞれの款項にわたって歳入があります。記載ページも飛び飛びでわかりにくいと思っておりますので、産業課所管分だけを取りまとめましてその内容、納入先などを記載した産業課資料(1)の最後に、歳入調書としてまとめておりますので、歳入につきましてはそちらの資料を御覧いただき、説明にかえさせていただきたいと思っております。

以上で、産業課所管の令和2年度決算概要の説明を終わらせていただきます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

建設課長(時松洋順君) それでは、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算につきまして、建設課所管に関わる部分の概要を説明したいと思います。

まず先に配付してございます、建設課資料(2)令和2年度決算資料建設課所管と入った資料があるかと思っております。この資料につきましては、令和2年度におきまして実施しました委託、工事、補助金、負担金の一覧でございます。御審議の際の資料として御参照いただけたらと思っております。

まず、建設課に係る款といたしまして、歳入につきましては、款12 分担金及び負担金、13 使用料及び手数料、14 国庫支出金、15 県支出金、16 財産収入、20 諸収入がござい
ます。建設課の所管となります歳入の総額といたしましては、3億6千245万2千円となつてお
ります。

続きまして、歳出でございますが、建設課に係る款名といたしましては、農林水産業費の
一部、7 土木費、10 災害復旧費、12 諸支出金でございます。歳出の総額9億4千949万6
千円となっております。歳出が前年度決算を上回っておりますのは、昨年度の道路建設改良費で
ありますとか災害復旧によるものが大変大きいものと考えております。歳出の内容につきまして
は、先ほど申し上げました農林水産業費の中に団体営土地改良事業費及び特定中山間事業費並び
に林道費、治山事業費がござい
ます。それぞれ建設課の所管となっております。建設課所管の工
事費並びに委託料、補助金、負担金につきましては先ほど申し上げました資料に明細を付けてお
りますので、御参照いただけたらと考えております。

次に、歳入の主なものにつきましては、農業費の分担金がござい
ます。こちら農災の分担金で
ありますとか単県治山の分担金でありますとかそういったものが含まれてござい
ます。

使用料につきましては、公営住宅使用料、道路占用料等が建設課所管でござい
ます。

国庫負担金といたしまして、公共土木施設災害復旧費国庫負担金4千3万8千円がござい
ます。また、社会資本整備総合交付金といたしましては、1億5千740万9千円が歳入されてお
ります。こちらにつきましては、65%また50%の交付金となっております。

財産運用収入中、中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金利子収入が少額ですが建設課所管
となっております。

以上、簡単ではございますが、建設課に係る歳入歳出決算につきまして、概要説明を終わらせ
ていただきます。

委員長（熊谷博行君） それでは、これより認定第1号についての質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。

なお、委員の皆様には事前に配付しております、歳出費目別分掌事務一覧のカラーコピーの緑
色の部分が本日の委員会の所管となっておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それではいきます。一覧通りにいきますので、まず48ページ、情報課です。一番下2文書広
報費。質疑ございませんか。

次、いきます。56ページ、目9 防災情報施設費が情報課所管でござい
ます。

4番（久野達也君） はい。防災情報施設費になるのか、内容によっては地域情報基盤のほうにな
るのか。申し訳ございませんけれども。実は、防災行政無線で去年水害と災害が多かったです。
確か屋外のトランペットは通常は光のケーブルがつながっていて放送が流れる。ただ災害時にお
いてその光が遮断される。あるいは停電等によって電気がこなくなった場合はFM波を受信して

防災情報を流すという仕組みになっていようかと思えます。当然蓄電池等も備えてあってそれらの保守点検委託も組まれておりますけれども、具体的に例えば昨年そういったような事例があったのでしょうか。どうなのでしょう。

情報係長（佐々木博隆君） 先ほど御質疑いただきました久野議員からの質問につきまして、昨年度緊急放送につきましては、火災については全て緊急放送となっております。災害等については、緊急放送で放送した分はなく、通常の放送でしたようになっております。

以上です。

4番（久野達也君） 放送内容ではなく、例えば屋外のトランペットが動かない、光の断線によって動かなくなる、その時は緊急放送は光とFMと同時に流れていますけれども、光が遮断された場合はFMを受信して流すという確か防災行政無線のシステムと認識していたのです。ですから、ああいったような災害の時にそういう事例があったのか。なかったならなかったで構わないです。それと併せてなかったで構わないですので、思うのが例えば通常の保守点検の中に施設ごとに抜き打ち的ではないですけれども、そういうシステムの自動切替の保守も行っているのかを聞きたい部分で、先ほど事例があったのかを聞いたのです。

情報係長（佐々木博隆君） 昨年の事例としてはございませんでした。自動切替ということではなくて、放送の方法によって緊急放送でいくのか、通常放送でいくのかというふうになっております。今年度の話でいけば、今年度は緊急避難の段階レベルとかが変わりましたので、緊急情報につきましてはFMと有線放送での一括で、どちらでも流れる放送のほうで対応させてもらっております。

以上です。

4番（久野達也君） 3回目ですので最後にしますけれども。そうです、私が懸念しているのは、緊急で流すときに通常の系統とそれが遮断した切れたときに方法形式が違うと思うのですよ。だから、それがうまく作動しているのかの点検や保守は災害が起きていないときにおかないと、災害が起きたときにトランペットがならなかったではいけないと思いますので、屋内の機器の白ラジオではなく屋外のことを聞いたところでした。

情報係長（佐々木博隆君） 保守につきましては、屋外子局のほうについても保守点検を行っております。また、今年度の話をしていただくとすいません。7月ぐらいに北里地区と黒淵地区のほうで落雷が発生しましたので、その分について地元のほうから子局がならないという連絡がありましたので、その分につきましては落雷の事後ですけれども一応町内全域の子局を各業者と情報課のほうで確認して通常どおり作動しているまでは保守点検を行っております。

以上です。

4番（久野達也君） はい、ありがとうございます。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ありませんか。

8番（松本明雄君） それに関してですけれども、情報課ではないです。新人の方が朝と夕、ちゃんと吹き込んで流しているのはいいですけれども、朝に今晚はちょっとやめていただきたいと思います。その辺は完全なる凡ミスですから絶対にないようにしていただきたいと思いますので、これはもう情報課ではない当直の方が入れて流したものだと思いますけれども、朝聞いてぐったりしますので、それだけはもう絶対やめていただきたいと思います。

ちゃんと町長のほうからも指示をしてあげてください。

委員長（熊谷博行君） 質疑ございませんか。

町長（渡邊誠次君） 松本議員御指摘のとおり、凡ミスがやはり見受けられます。ですので、もちろん凡ミスをやってはいけないことでもありますけれども、もう今の対応としましては必ず凡ミスが発覚したときには私のところまで上がってきますので、課長会それから各担当に話をして注意を行っているところです。凡ミスがないように気をつけたいと思います。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

次のページいきます。58ページ、質疑ございませんか。

飛びます、90ページまで。款の5、産業課。90ページから96ページまでは産業課です。

このまま進みます、92ページ、質疑ございませんか。

94ページ、質疑ございませんか。

96ページ。

そのまま進みます。98ページ、上から2つ、目11、12は建設課、目13、14は産業課でございます。

97ページです。

8番（松本明雄君） 97ページです。農業者の担い手の件で聞きたいと思います。

これはもう数年出していて、もらっていない方もいらっしゃると思います。その方々が回ってみると分かると思いますけれども、もらってよかったのか、非常に助かっていると思いますけれども、そういうところの感想を聞いたかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

農政係長（永江和広君） 小国町の担い手支援給付金ですけれども、昨年の実績が5名の方に給付をさせていただいております、金額としまして420万円の支出がっております。先ほど御指摘のありました、交付金をもらってよかったかということでございますけれども、やはり御両親あたりはそういったお金があったので子供さんが戻ってきたとかいうような話も聞きますし、本人もなかなか帰ってきてすぐで農業所得がなくて専従者給与が子供さんに払えない中でそういった給付金を受けられるのでよかったのではないかというふうに感じております。

ただ、これ3年間で終わってしまっただけでこの3年間のうちに自らの家族の農業経営のほうを見直していただいて、3年後4年目からはそちらの家族経営の中から専従者給与、子供さんの分今までもらっていた分を払っていけるように、期間中は指導して3年間そういった時期に使っており

ます。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

副委員長（穴見まち子君） すいません、戻りますけれども。

93ページ、生活研究グループ連絡協議会の補助金でここに7万5千円ありますけれども、予算的には確か8万円ずつもらっていたと思うのです。コロナの中に活動ができなくて会員の方もいろいろ役場に行って、なかなか意見がうまく通らなかつたりいろんな思いがあったと思うのです。8万円で7万5千円で、5千円というのはこの不用額に上がってないのですが、どんなふう

に処理をしたのでしょうか。

農政係長（永江和広君） 小国町生活研究グループ連絡協議会の補助金につきましては様々な活動費の一部補助ということで、生活研究グループさん中学生の味噌つき体験あたりとか研修に行かれるということで、その分の経費を一部負担ということで8万円毎年給付をさせていただいておりますが、昨年はコロナ禍という中で視察研修であったりとか思ったような活動ができなかったということで、こちら活動費の助成でございますのでその活動がなければその分の補助金は減額させていただくかたちで変更計画を上げていただいて、その分5千円引いた分でのお支払いというかたちになっております。

以上です。

副委員長（穴見まち子君） コロナ禍とはいえ例年1回8万円を口座に入れていただいて活動をしていましたが、活動をされる会計の方のいろんな意見を聞いてみると、なかなかお金がおりてこないというのが一番不安に思っていた要素と、せっかくなら一括で8万円の予算を出していただいてその活動ができなかった分を処理していくなら分かるけれども、最初から7万円の活動費として1回あげますよね。その分の残りだけでなかなか会員の会計の方と会員の方たちのいろんな不満があったみたいですので、処理をしっかりと説明がいったかなと思うので、少ない金額ではあるのですけれどもやっぱりそのコロナの中とはいえ思い思いの活動はしていたと思うのです。それで今後は会計の方も大変ですけれども、しっかりと意見を聞いて活動したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

農政係長（永江和広君） 活動費補助につきましては、やはり活動があった分だけの支払いというかたちで活動がなければこちら負担金ではございません、補助金ですので活動がなければその分は減額をしなければならぬというふうには認識しております。先ほど委員言われたように、連絡の行き違いがあったということで、そこは十分今後反省していきたいと思ひしております。

ただ、そこはある程度やりとりのほうはさせていただいて、やっていたようなイメージでしたけれども反省したいと思ひます。

あとは、補助金の性質上先ほど言われた、補助金を一度払ってそれから使わない分は戻すとい

うようなやり方はやはり補助金の仕組みとして補助金を返すという行為は、不正があったりとか重大な事故があったりとかいうものについて補助金は返還というかたちになっておりますので、事務的な手続上それは好ましくないということで最初から少しずつお渡しするというふうな方法をとりました。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

96ページ、98ページ、よろしいですか。

次、100ページ。

8番（松本明雄君） 101ページの3番目、小国堆肥製造業務委託料188万1千円、高野商会に出していますよね。あれは薬味野菜から田原の上の堆肥を製造するところに持って行って作っていると思います。なかなか規模が小さいから作るのも大変だと思いますが、大体どのぐらいの堆肥ができていますか。

農政係長（永江和広君） 小国堆肥の製造でございますけれども、食品残渣を高野商会に委託して週3回、月、水、金で集めていただいて、それを堆肥舎のほうに運んでいただいております。

残渣は年間で24.8トン、去年の実績はありました。集める場所ですけれども、学校給食センターであったり保育園それから公立病院、木魂館、老健施設、その他8か所とあと薬味野菜の店舗のほうでも裏口のほうに個人の持ち込みをするスペースを設けております。

堆肥製造は、昨年の実績によりますと約10トンの堆肥を製造し販売されております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 101ページ、林業振興費で少しお尋ねさせていただきたいのですけれども。小国ウッドスタート記念品代ということで、やはり知り合いの方例えばおじいちゃん、おばあちゃんが他町村にいる方やなんか小国町はいい取組しているなど聞いたこともあります。

ただ、ちょっとお尋ねというかお願いの部分も含めてなのですけれども。子供さんが例えば2人いるときに記念品が同じデザインのが2つあるというような話をちょっと聞きますので、せっかく喜んでおられるのであればデザインの選択肢が今後できればいいかなと思います。これは希望的な部分でもありますけれども、子供に木に触れさせる。1軒の中で2種類があるということになればなお効果も表れると思いますので、今後の御検討をお願いいたします。

林政係長（北里沙耶花君） 本年4月より林政係長を拜命いたしました、北里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今の質問にお答えいたします。ウッドスタートの記念品、以前1種類を配ってまいりました。久野議員のおっしゃるとおり、複数お子さんがいるとどうしても同じ家に同じデザインが揃ってしまうということもありまして、本年度より新デザインを交付しております。前のデザインと今

回のデザイン2種類用意いたしまして、2種類から1つを選んでいただくかたちをとっております。今後もう1種類ぐらいは増やして3人以上お子さんいらっしゃるところもありますので、3つから選べるようなかたちをとれるように検討しているところです。

以上です。

4番（久野達也君） はい、よろしくお願いします。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

次のページ。102ページ、全てです。104ページ、全てです。質疑ございませんか。

106ページ。

8番（松本明雄君） 107ページ、委託料のところで鍋ヶ滝公園料金徴収等委託業務の件ですけれども750万円出ています。これはコロナの関係で、土曜、日曜、祭日は休みです。ということは年間3分の1ぐらい大体休みになると思いますけれども、休みの日はなかなかわからないもので国道沿いに警備員の方を雇って休みですという周知をしていました。それでその費用まで入っているのか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

商工観光係長（笹原正大君） 御質問の鍋ヶ滝公園の料金徴収等業務委託料の中に、そういう警備員といますかそういった料金が入っているかということですが、そちらの警備員については別途警備手数料というところで予算を組んでおりますので、そちらの料金は入っていないところです。

8番（松本明雄君） 土曜、日曜開いていないので特に鍋ヶ滝は野外ということで、ほかの所は開いている、何で鍋ヶ滝は開いていないのかとかいう苦情が非常に多いです。ですからもう国道の入り口かなんかに電光掲示板をリースで借りてちゃんとしたほうが後々いいのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

商工観光係長（笹原正大君） 鍋ヶ滝の特に昨年度からコロナの関係で臨時休業していたり、今年度についても同様に土日についてはお休みをさせていただいているところです。鍋ヶ滝というのは、観光業、特に飲食店の方、宿泊業の方は観光客の方の一番の小国町の観光スポットでありますので、休みになるという部分では大変非常に影響の多いところかと思っております。お客さんのほうからも非常に問合せの多いところでありまして、周知についてはホームページですとかフェイスブックそういった部分で周知しているところですが、当初に比べると大分休みというのは浸透してきているところですが、鍋ヶ滝の滝がそこに行けば見られるのではないかなという意見もありまして、公園まで来たとしてもやっぱりちょっと10分ぐらい下に下ってからでないと思えないというところで、お客さんとしては周知をしていたとしてもちょっと公園まで来て見られるかと思ってしまうとちょっと奥まできましたというお声はよくいただくところです。

今後、鍋ヶ滝のほうにつきましては、予約システムという部分も導入があります。ただ、今回示させていただいているのは、お客さんの多い時期につきましては、シャトルバス、そういった

部分を走らせないといけないという部分もありまして、昨年、一昨年の実績をもとに多い土日につきましては閉園をさせていただいて、混雑がないようにというようなかたちでさせていただいております。鍋ヶ滝については、一番地元の方に混雑というところで御迷惑かけている部分かと思しますのでその部分、それからコロナにおいて3密にならない状況というのを今後もつくっていききたいというふうに思っております。

8番（松本明雄君） 非常に予約システムを作るということでわかっておりますが、もう福岡ドームなんかも接種パスポートを持っていけばもう入れるような方向でやっております。ですからせっかくうちとしても観光資源ですので、その辺を早急に考えながらやっていかないと開けた時にはもうお客さん来なくなる。そういうことでは困りますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

副委員長（穴見まち子君） 103ページですけれども、小国材使用建築物支援事業補助金600万円ありますが、これを使われる方の年代と件数の説明をお願いいたします。

林政係長（北里沙耶花君） この補助金につきましては、小国材を使用した建築物を建てた方に助成をしているものです。昨年は、新築物件41棟の助成をしております。1棟当たり15万円の助成をしております。

以上です。

副委員長（穴見まち子君） すみません。利用された方、家を建てられた方の年代はわかりますでしょうか。

林政係長（北里沙耶花君） すいません。年代につきましては、整理をしておりません。

副委員長（穴見まち子君） 後でいいですので、年代別、年齢別を教えてくださいませんか。

林政係長（北里沙耶花君） はい。整理して、またお知らせいたします。

委員長（熊谷博行君） 質疑ございませんか。

次、進みます。108ページ。地域エネルギーは違います。ほか全部です。

よろしいですか。質疑ございませんか。

110ページ、質疑ございませんか。

112ページ、建設課所管でございます。

4番（久野達也君） 道路維持費でお尋ねです。

負担金補助の中の町道沿線立木安全対策事業補助金、満額執行となっておりますけれども、例えば要望に対して積み残し等はあるのでしょうか。

公共建設係長（秋吉康成君） 昨年度の実績で言いますと、何件か積み残しがありましてそれは今年度実施予定でございます。

以上です。

4番（久野達也君） ではないかなと思ひました。100%執行ですので。であれば、せっかく決算認定のために決算にかけると、いわゆる決算は次年度の予算の鏡であるというように、できる

だけやっぱり希望に沿えるような予算要求も必要かと思います。今後災害は激しくなってひどくなっていくことも予想されますし、やはり避難路の確保このためには事前に支障木を撤去するという作業はこれは重要な話だと思います。また、通常の学校によるスクールバスの通行についても以前同僚議員からも質問があっていましたように、予算の確保にも決算をもとに努めていただきたいと思います。

以上です。

建設課審議員（小野昌伸君） ありがとうございます。

おっしゃるとおり維持に関しては今から増えていくと思います。先ほど係長のほうから説明がありましたとおり、今要望で上がっているのも本年度予算で完了して残が10件ほどになります。また、今から増えていくと思いますし確認をしていきたいと思いますが、なるべく早急に予算を補正組まないといけないときは組みながらできるだけやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

1番（時松昭弘君） 質問をさせていただきます。

今の町道沿線立木安全対策事業の関連ですけれども、実は今この前から県のほうが今後県道についての沿線も森林環境税で県のほうは検討して今現在やっております。

それから将来的に特に国道県道についての維持管理というのはなかなか今財源的にも非常に厳しい状況で県あたりもありますけれども、当然町の400万円予算を組んでありますけれども一応これもう全部それでも足りないというような状況であります。しかしながら、この予算というのが今御承知のとおり一般財源から一応出していただいているわけですが、こういったことも環境税あたりの分が使える部分と使えない部分がありますけれども、そこあたりも今後この検討をしていただいて環境税と一般財源の分を組合せしてこの分の金額を増やす、そして道路の沿線の周辺をきれいにするということにしますと防災面とかあるいは光とか電気、電話等、線が通っておりますけれども、そういったところの試算をこういったかたちで予算をすれば、非常に予算の中でも使い方が前向きに進んでいくのではないかと思います。今回、一般質問等でも出ておりますけれどもそういったことを全体的に町道の維持管理あたりを考えながらこういった事業も併用して使っていただくとありがたいなと思います。

以上です。

建設課審議員（小野昌伸君） いろいろ御指導ありがとうございました。

県のほうともタイアップをしながら今の県の事情等も委員おっしゃるとおり、県の維持課のほうとどういう今後国道県道の管理をしていくかということで、一応そういう検討会議も作っておりますので、県を中心にいろいろと市町村にも何がしか別の国交省の補助でも出てくればまたありがたいと思っています。

防災減災の推進費もありますのでその辺と絡めながら、今後維持管理をしっかりしていきたい
と思います。

以上です。

公共建設係長（秋吉康成君） 町道沿線についてなのですけども、昨年令和2年度より森林譲与
税を充てさせていただいて100%の補助となっております。

以上です。

8番（松本明雄君） 111ページに戻っていただきたいと思います。

負担金、補助金及び交付金のところで急傾斜地崩壊対策工事負担金1千370万円が出ていま
すけれども、これは去年か雨でいろんな所の急傾斜地が災害になったところの補助金だと思いま
すが、大体の内容がわかれば何箇所であるのかお知らせいただきたい。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

現在、令和2年度で災害というのは多分下広瀬地区、渡辺木工所のところが崩壊したところと
いうことでその部分を含んで令和2年度の負担金の金額となっております。

地区は平成24年から始まった尻江田地区、それと去年ぐらいから始まったマストンガードと
いいでしょうか擁壁があつて俗にいうネットがありますね。ネットが傾斜の部分で岳の湯地区と
か温泉で結構腐食していますのでその部分の新しいネットに交換する対策費ということと、今言
った下広瀬これが災害関連緊急対策事業に乗りましたので受益戸数が5戸以上公助も合わせて、
傾斜角30度以上というところで、1千500万円以上なら採択できるということでできました
ので3か所分の負担金というかたちでこの金額となっております。

工事は今から繰越しに入っていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

114ページまでいきます。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 質疑がないようですので、これより暫時休憩に入ります。次の会議は、1
1時15分から行いたいと思います。

（午前11時00分）

委員長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き始めたいと思います。

（午前11時13分）

委員長（熊谷博行君） 114ページまではよろしいですか。

林政係長（北里沙耶花君） すいません。先ほどの穴見議員からの質問にございました、小国材使
用建築物支援事業の年代別の内訳でございます。20代が3件、30代が21件、40代が10
件、50代が4件、60代が2件、80代が1件の計41件となっております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

それでは、140ページまで。款10災害復旧費からでございます。

142ページまでで、産業委員会の所管は終わりでございます。質疑ございませんか。

次にいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） それでは、一般会計決算の歳出が終了いたしました。

質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） なければ、歳入に入ります。

それでは、16、17ページ、森林環境譲与税から、次の18、19ページ、光ファイバー加入分担金とその下4つでございます。よろしいですか。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

次いきます。20ページ、21ページ。21ページ上から単県治山事業分担金2つ、中段の光ファイバー使用料と下段の農産物等加工試作施設使用料4つ、よろしいですか。

質疑ございませんか。

次、いきます。22ページ、23ページ。鍋ヶ滝公園直販所使用料から、公営住宅使用料、道路占用料、手数料の中の農地等証明手数料、光ファイバー休止・再開手数料、一番下段の道路証明手数料。質疑ございませんか。

次、いきます。24、25ページ。災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金。質疑ございませんか。

次、いきます。26ページ、27ページ。中段の社会資本整備総合交付金。27ページ下段、災害査定設計委託費補助金。質疑ございませんか。

次に、30ページ、31ページ。中段の農業委員会交付金。農業委員会交付金からずっと、一番下段の熊本地震復興観光拠点整備等推進事業。これまで、よろしいですか。

次、32、33ページ。33ページの上段、農地災害復旧事業補助金から中段ぐらいの県有公園施設清掃管理委託金、県管理河川清掃業務委託金。よろしいですか。質疑ございませんか。

次、35ページの一番上の中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金利子収入、もろもろ建設課です。次の、オフセットクレジット売払収入。中段の下の林業振興費寄附金。よろしいですか。産業課所管です。

次にいきます。次は、39ページ、農業者年金業務委託料。その下の雑入は、入り混じっております。読み上げます。柏田第1期浄化槽負担金、伝送路利用収入、IRU利用収入、番組配信

利用収入、2つ飛んで光ファイバー引込工事費収入、1つ飛んで物品汚損料、3つ飛びまして農業担い手支援給付金返還金、6つ飛んで二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が、今日の所管でございます。

最後に41ページ。上から2番目ゆうステーション納付金、3つ飛んで全国農業新聞情報活動交付金、3つ飛びまして飲食券未使用分収入で、本日の所管の分の歳入は以上でございます。

質疑もれはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) 一般会計予算の歳入が終了いたしました。質疑漏れございませんか。

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) 質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

認定第1号 令和2年度小国一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

次に、認定第7号、認定第8号、認定第9号については、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。

なお、9日の本会議で、各所管に属する特別会計の決算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いいたします。併せて資料があれば配付願います。

(追加説明・資料配付なし)

委員長(熊谷博行君) これより、認定第7号から認定第9号について質疑に入ります。

なお、特別会計別に歳入歳出一括して質疑を行います。

まず、簡易水道特別会計歳入歳出決算について、質疑ございませんか。

ありませんか、質疑は。103ページです。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) なければ、次に、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ございませんか。

質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) 質疑がなければ、次に水道事業会計利益の処分及び決算について、質疑ございませんか。

8番(松本明雄君) 毎年聞いていますが、水道の漏水の件です。毎年検査をしていますが、今年度はどうなのか、お知らせください。

上下水道係長(宇都宮愛子君) お答えします。

令和2年度においては、18件漏水箇所が見つっております。本管から2か所、給水施設棟から16か所。

以上です。

8番(松本明雄君) 今、水道の管も大分入れ替わっていると思います。うちは地震に強い水道管を入れてもらっておりますので、地震のときはもう心配ないと思われそうですが、今は黒淵の柿ノ木辺り小藪とかあの辺りを入れていますが、次の計画は上がっていますでしょうか。

上下水道係長(宇都宮愛子君) 来年度の計画としては、黒淵の古屋地区と神原地区を予定しております。

8番(松本明雄君) 最後にお聞きします。

小国町の戸数も大分減ってきております。給水率も大分下がっておりますが、今後水道料金を見直さなければならぬことも出てくると思いますが、どのようにお考えなのかお聞かせください。

町長(渡邊誠次君) 御質問にお答えをいたします。

もう水道事業の経営戦略を一昨年、町長当時から話をさせてもらっています。今後の推移にもよりますが人口が減少して行ってやはり負担をする人数が減ってきますと、少しずつ水道料金の値上げも考えていかなければならないというふうに考えておりますが、やはり水道料金の値上げも最終的には上げないといけない時期はきます。

ただ、今の現段階でいきますと一遍に上げると負担をしていただくというわけにはいかないとしますので、数年後から10%ずつぐらいは大まかにいくと上げなければいけない状態が出てくるというふうに思われます。利益の推移もありますが資金残高の推移もございまして。この両方をしっかりと考えていきながらまた議員の皆様にも提案をさせていただいて、再来年ぐらいからちょっと考えていかなければいけないのではないかなというふうな段階で私としては思っているところです。

以上です。

委員長(熊谷博行君) よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

1 番（時松昭弘君） 水道事業のお話がありましたが、農業排水事業の関係ですけれども、こちらの関係もこの歳入のところを見ますと一般会計から繰入金があっております。今後町長からお話がありましたが、水道事業についてもそういうことが将来的に考えられるのかなというふうに考えますけれども、料金値上げ、そしてまた普及率ですけれども今実際水道ができていない所もまだありますけれども、いわゆる自前の水道そういったところにも繰入れするとかいうことも考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

農集排のほうから御説明したいと思います。毎年御指摘があっている部分においては今度も補正で上げさせていただきましたが、施設の長寿命化というかたちで毎年維持管理コストが上がってまいりますのでそれを何とか打破するために国庫補助50%いただきながら平成29年から経営の健全化ということで施設の点検等々いたしまして、ポンプを多々他町村に比べてたくさんありますものですからそういう経営戦略というかたちで2年間そういう作業をさせていただいて、その後まずは西里地区から入っていきこうということで実施設計を組んで今年度令和3年度で実施設計まで終わります。令和4年から令和8年にかけてまず西里を仕上げていく。それからまた田原地区、黒淵地区に入っていくというかたちになっております。コストを抑えるという意味では、そういうかたちで今計画を策定しております。

あとは、加入率は、下水でしょうか。

1 番（時松昭弘君） 簡易水道。

町長（渡邊誠次君） 簡易水道もうそうです。やはり先ほどのお話と一緒に簡易水道特になかなか地域で戸数が減っていくと、維持管理も含めたところで非常に難しいような状態も考えられます。確か平成30年までに再編統合というお話もありましたが今その状態には至っておりませんが、やはり地域によっては非常に管理をしていくということも含めて水源等々の確保といえますかそれもきつい部分があるというふうに思っております。やはりこの部分は地域の人たちと話をしっかりしていかなければいけないところもたくさんありますので、簡易水道についてはまず地域としっかり今後も話をしていかなければ進んでいけないというふうにも思っているところでございます。正直申しますと上下水道の部分では計画を持って町のほうでも話を進めておりますけれども、簡易水道につきましては数年前から話がちょっと止まっているような状態もありますので、また地域の人たちとしっかり話をしたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。

最後に、それぞれの特別会計において、質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 質疑漏れがなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、認定第7号、令和2年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

続いて、認定第8号、令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

続いて、認定第9号、令和2年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決において執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

委員長(熊谷博行君) 認定第7号 令和2年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、認定第7号は認定すべきとされました。

認定第8号 令和2年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、認定第8号は認定すべきとされました。

認定第9号 令和2年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、認定第9号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

産業常任委員会に付託されました決算認定は全部終了しました。

よって、本日の令和3年第1回産業常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

以上で、令和3年第1回産業常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

（午前11時37分）

令和 3 年

第 1 回文教厚生常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 3 年 第 1 回 文 教 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和3年9月14日 午前10時00分開会 午後3時19分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	江藤理一郎 児玉 智博 時松 昭弘 穴見まち子 大塚 英博 西田 直美 松崎 俊一
事 務 局 職 員	藤木 一也 中島こず恵
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	<p>認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第2号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第3号 令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第4号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第5号 令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第6号 令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について</p>
会 議 の 経 過 概 要	令和2年度の小国町一般会計、小国町国民健康保険特別会計、小国町介護保険特別会計、小国町後期高齢者医療特別会計、小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計、小国町坂本善三美術館特別会計の各歳入歳出決算認定について、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

文教厚生常任委員長

文教厚生常任委員会 座席表

令和3年9月14日（火）

午前10時00分

中島
議会事務局書記
(中島 こそ恵)

前田 支援係長 (前田 孝也)	矢羽田 住民係長 (矢羽田 恵美)	原 子ども未来係長 (原 麻梨子)	高村 健康支援係長 (高村 純子)	清高 保育園園長 (清高 徳子)	宇都宮 保育総務係長 (宇都宮 健治)
吉岡 隣保館長 (吉岡 晃宏)	中島 町民課審議員 (中島 高宏)	北里 福祉係長 (北里 仁尋)	永江 地域包括支援係長 (永江 直美)	久野 教育委員会事務局次長 (久野 由美)	後藤 学校教育係長 (後藤 栄二)
穴井 町民課審議員 (穴井 徹)	生田 町民課長 (生田 敬二)	渡邊 町長 (渡邊 誠次)		麻生 教育長 (麻生 廣文)	木下 教育委員会事務局長 (木下 勇児)

1番
時松昭弘

7番
西田直美

3番 穴見まち子	議長 松崎俊一	委員長 江藤理一郎	副委員長 児玉智博	6番 大塚英博
藤木議会事務局長 (藤木 一也)				

議事の経過 (r. 3. 9. 14)

委員長（江藤理一郎君） それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。

皆さんおはようございます。朝晩涼しくなってきましたが皆様体調お変わりないでしょうか。熊本県ではコロナウイルスのまん延防止措置が延長されまだまだ油断できない状況ではございますが、最近では徐々に感染者数が減少し第5波の収束が見えてきつつあります。

本日はコロナウイルスに関連のある町民課、そして教育委員会の決算認定も議題となっております。皆様本日はボリュームもたくさんありますので、慎重かつスピーディーな進行で私進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は第1回の文教厚生常任委員会ということで、お忙しい中にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど委員長からも御挨拶ありましたようにコロナウイルスの患者さん少し減っておりますけれども、阿蘇管内では先ほど地域振興局の局長から電話がありまして阿蘇管内でまた2名阿蘇市の方ですけれども発生しているということでございます。なかなかゼロにはなりませんけれども町のほうでは明日までワクチン接種が行われております。この分も含めてしっかり今後もコロナウイルスの対策も進めてまいりたいというふうに思っております。

本日は、町民課それから教育委員会の所管の御審議をいただきたいと思います。よろしく願いします。お世話になります。

委員長（江藤理一郎君） ありがとうございます。

なお、本日は議長にも出席いただいております。それでは会議を開きます。ただいま出席委員は6人です。定足数に達していますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

(午前10時00分)

委員長（江藤理一郎君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、9月9日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和2年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明があればお願いします。併せて、資料等あれば配付をお願いします。説明は着座にてお願いいたします。

町民課長（生田敬二君） おはようございます。

はじめに町民課のほうから説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

町民課所管の歳出全体につきましては5つの款、25の目にわたって予算執行をしております。所管の歳出決算総額としましては24億8千271万4千円でございます。一般会計歳出総額に占める割合としましては約37.6%となっております。なお決算概要の説明に関しましては昨年度までの組織の所管に従いまして、旧住民課、福祉課、保育園の順で各審議員、園長から説明をさせていただきたいと思っております。決算書のページが前後するところもございますが御了解をお願いいたします。

町民課審議員（穴井 徹君） おはようございます。

町民課部門所管の説明をさせていただきます。旧住民課分です。着座にて失礼いたします。

一般会計歳入歳出決算書3ページ、歳出総括表でまず説明させていただきます。

款2総務費のうち7億4千991万9千878円、款3民生費のうち668万3千71円、款4衛生費のうち2億5千538万5千507円、款9教育費のうち72万5千779円を以上の款により執行いたしました。部門の決算総額は10億1千271万4千235円です。

続きまして、歳出の目ごとに説明をいたします。58ページになります。58ページ中段、目12住民相談費、支出総額72万670円です。主なものは、消費生活相談、無料法律相談、行政相談の各事業に関する支出です。

続いて60ページです。中段、目14住民支援費、支出総額137万8千455円です。主なものは、金婚、ダイヤモンド婚、米寿、百歳などの表彰事業、保護司活動の支援などとなっております。

続いて62ページ中段、目17特別定額給付金費、支出総額6億9千923万2千332円です。主なものは、特別定額給付金給付となっております。

続いて66ページ下段、目1戸籍住民登録費、支出総額4千858万8千421円です。主なものは、戸籍住民票、印鑑証明、マイナンバーカードの発行などに関するものです。

続きまして、76ページ下段、目8人権政策費、支出総額169万511円です。主なものは、人権啓発にかかる費用で、人権カレンダー制作、部落解放同盟小国支部補助金などとなっております。

続いて78ページ上段、目9隣保館運営費、支出総額489万2千186円です。主なものは、隣保館運営管理にかかる経費、交流事業、人権啓発セミナー、フェスティバル等の事業費となっております。

続いて、８２ページ下段です。目３児童館運営費、支出済額１０万３７４円です。主なものは、隣保館と併設する児童館の児童への健全な遊び場の提供と子ども料理、工作教室、子育て広場開催などとなっております。

続いて、８６ページ下段からの目２予防費、節１０需用費と節１１役務費のうち１０万９千１９５円を狂犬病予防費として支出しております。

続いて、８８ページ中段になります。目３環境衛生費、支出済額８千２３万５千３１２円です。主なものは、令和２年７月豪雨による災害廃棄物の処理、被災家屋の公費解体工事、浄化槽設置に関する補助金、阿蘇広域行政事務組合が行う火葬施設費用の負担金などとなっております。

同じく、８８ページ下段から、目１清掃総務費、支出済額１億７千５０４万１千円です。火葬施設と同じく阿蘇広域行政事務組合が行う一般廃棄物にかかる費用負担金などとなっております。

続いて、１３２ページ中段です。目３集会所運営費、支出済額７２万５千７７９円です。教育集会所として人権教育活動が行われている施設維持管理経費です。

以上が、町民課住民部門所管の歳出に係る概要です。

別途町民課資料（４）に工事費、委託料、補助金、負担金に係る詳細を記載し配付しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

引き続き、歳入を目ごとに説明いたします。ページ戻っていただきまして２０ページ中段、目１総務使用料、被災者支援住宅使用料、目２民生使用料、地方改善施設住宅使用料、隣保館使用料、２２ページ中段、目１総務手数料、自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料、マイナンバーカード再交付手数料です。同じく２２ページ、目２衛生手数料。

続きまして、２４ページ下段、目１総務費国庫補助金、社会保障税番号制度補助金、戸籍情報システム改修補助金、個人番号カード交付事務費補助金、特別定額給付金給付事業費補助金及び事務費補助金

２６ページになります。上段です。目３衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金、災害等廃棄物処理事業費補助金。

同じく２６ページ下段、目１総務費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金。

２８ページになります。下段、目１総務費県補助金、人口動態調査事務補助金、目２民生費県補助金、地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金。

３０ページ上段です。目３衛生費県補助金、浄化槽設置整備事業補助金、疾病予防費補助金。

３２ページ中段です。目２民生費委託金、人権啓発活動地方委託事業委託金。

３６ページ中段です。目１地方改善施設住宅新築資金貸付金特別会計繰入金。

３８ページです。中段、目１雑入、自動販売機電気料収入のうち１万６千８００円、地域交流

促進事業収入となっております。

以上簡単ですが、町民課住民部門所管の一般会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

町民課審議員（中島高宏君） おはようございます。着座にて失礼します。

続きまして、町民課福祉部門所管から説明をさせていただきます。旧福祉課分となります。

まずは、歳出から御説明いたします。所管する目について報告をさせていただいて、概要説明とさせていただきますと思います。

70ページをお願いします。中段のほうになりますけれども、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費です。決算額が1億956万9千15円です。社会福祉、地域福祉全般に関する費用支出でございます。73ページ上段にかけて記載のほうしております。

次に72ページ上段から73ページの下段にかけてが、目2障害者福祉費となります。決算額が2億9千374万3千1円。障害者総合支援法に基づきまして種々障害者福祉サービスの給付を行っているというところでございます。

次に72ページの下段から75ページの上段が、目3国民年金事務費です。決算額が109万2千183円でございます。国民年金に関しましては市町村が行う受託事務に係る経費として支出してございます。この支出については、歳入の国庫委託金で賄われております。

次に74ページをお開きください。74ページの上段から75ページの下段、目4老人福祉費です。決算額が8千836万8千355円でございます。高齢者福祉に関する業務の歳出でございます。

次に同じ74ページ下段から77ページの上段、目5医療費一部負担金です。決算額が3千56万6千379円でございます。こちらは重度障害者、ひとり親家庭、子ども医療。子ども医療については高校生までの病院にかかったときの、医療費の本人負担の全部又は一部を助成している事業でございます。

続きまして、76ページ上段から77ページが、目6高齢者等活動支援促進施設費です。決算額は146万8千931円です。サポートセンター悠愛が利用します悠工房施設の維持管理費となります。その全額を社会福祉協議会から諸収入で収入をしているところでございます。

次に同じ76ページから77ページ中段ですが、目7後期高齢者医療事業費です。決算額が1億2千424万4千97円です。こちらは保険者である広域連合へ小国町の負担として事務費分、医療給付費分ということで支出しているものが主なものになります。

次にページをめくりまして78ページから79ページの、目10新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。決算額が61万9千130円となります。中身といたしましては備考欄にあります敬老会等事業費助成金となります。コロナ禍において敬老会が開催できない場合の記念品等を贈った場合の助成事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業と

して行っております。

続きまして、同じ78ページの下段から81ページの中段までが、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費になります。決算額として1億5千95万1千989円です。こちらは子育て支援に関する費用の支出ということになります。

ページ飛びまして84ページです。上段の目4新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。このうち福祉部門の所管として85ページ備考欄の中段ほどにあります、子育て世帯生活応援給付金、その下のひとり親家庭等生活応援給付金。この事業に掛かる事務費と給付金を福祉部門の所管で行っております。2つの事業の合計額の決算額が958万7千824円ということになります。事業内容としましては新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯、ひとり親家庭世帯に対して経済的な支援になります。財源は歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

続きまして同じ84ページの中段から、項3災害救助費、目1災害救助費です。決算額が1千116万4千604円です。令和2年7月豪雨により災害救助法の適用がありまして、被災された方に対して住宅の応急修理、避難所運営に必要な支出をしております。この支出については県負担金で賄われております。

次に同じく84ページから87ページの下段になりますが、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費です。決算額が5千557万1千331円です。各種のがん検診でありますとか国保特定健診以外の住民健診また妊婦健診、乳幼児健診等の実施に伴う費用が主なものになります。

次に86ページ下段から89ページの中段が、目2予防費でございます。決算額が2千701万7千667円です。こちらはインフルエンザ予防接種などの各種の予防接種の委託料が主なものになります。

飛びまして144ページになります。下のほうになりますけれども、款12諸支出金、項1特別会計繰出金、目1繰出金です。各特別会計への繰出金になりますが町民課福祉部門の国保、介護保険、後期高齢者医療の各会計に合わせて2億5千344万2千653円を一般会計から繰り出しております。

歳出全体に関しましては、町民課福祉部門の所管として3つの款それから14の目にわたって予算執行をいたしました。所管の歳出決算額といたしましては11億5千740万7千円ほどの決算額となっております。歳出総額全体に占める割合としましては約17.5%となっております。

歳出についての概要は以上となります。

続きまして、歳入を説明させていただきます。歳入につきましては、決算書の中で町民課福祉部門の所管、旧福祉課分のものを同じように挙げさせていただきたいと思っております。

21ページをお願いします。備考欄のほうで説明をしていきたいと思っております。備考欄の中ほど

にあります老人ホーム入所者負担金、その下の老人ホーム入所者負担金（過年度分）、それから2つ飛びまして養育医療保護者負担金、それから6つほど飛びまして福祉センター悠ゆう館使用料1万円。

次にページを飛びます。25ページになります。備考欄の2つ目に挙がっております障害者自立支援給付費負担金から中ほどにあります養育医療給付費負担金これまでが町民課福祉部門の所管です。

また同じ25ページ下段にあります、地域生活支援事業費補助金156万円。

それからページをめくっていただきまして、27ページの後期高齢者一体的事業交付金が所管になります。

また3つ飛びまして、風しん抗体検査補助金、産前・産後サポート事業補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金が町民課福祉部門の所管になります。

ページをめくっていただいて29ページの一番上の、基礎年金市町村事務委託金から中ほどにあります養育医療給付費負担金12万6千831円、これまでが所管です。

また少し飛びまして、社会福祉費補助金にありますが民生委員児童委員活動助成費補助金、その下の老人クラブ助成補助金、重度障害者医療費補助金、乳幼児医療費補助金、1つ飛びまして地域生活支援事業費補助金、ひとり親家庭医療費補助金、次の児童福祉費補助金に入りますが、放課後健全育成事業補助金、1つ飛びまして子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金から一番下の一時預り事業補助金までが町民課福祉部門の所管でございます。

続きまして、次のページ31ページに移っていただきまして、一番上の介護保険低所得者対策補助金、その下の介護基盤緊急整備特別対策事業交付金、また2つ飛びまして健康増進事業費等補助金、むし歯予防対策事業費補助金、風しん予防接種事業補助金、早産予防対策事業補助金が所管になっております。

ページまためくっていただきまして、33ページになります。ページの中程にありますが特別弔慰金支給事務市町村交付金1万7千円も所管になっております。

少し飛びまして、37ページの一番下になりますが、災害援護資金貸付金元利収入19万円、これも福祉部門の所管になります。

続きまして39ページです。39ページの雑入の中ほどに、悠ゆう館施設負担収入179万7千574円、また4つほど飛びまして地域生活支援事業負担収入、それからその8つほど下になりますが高齢者等活動支援促進施設負担収入が町民課福祉部門の所管でございます。

歳入の項目については以上となります。

補足資料といたしまして、お配りしております町民課資料（5）の決算資料も併せて御覧いただきたいと思っております。

以上が、町民課福祉部門所管、旧福祉課分の一般会計決算の概要となります。

以上です。

町民課保育園長（清高德子君） おはようございます。保育園費令和2年度の決算について御説明します。着座にて失礼いたします。

歳出です。80ページ中段から83ページまでが保育園費となっています。支出合計は2億9千389万7千727円でした。民生費支出済額の約26%となります。保育園費の89%が人件費となります。

81ページ中段、報酬の嘱託医80万円は、年2回の健康診断と歯科検診を小国公立病院や町内の先生方をお願いしております。

続きまして、83ページ上から4段目、需用費の中の修繕費211万5千649円です。主なものの内訳として、北里保育園職員トイレ便器取替え、北里保育園4連ブランコ、宮原保育園保育室エアコン、園庭遊具修繕などです。

同じく83ページ中段の12委託料の中の委託児童運営費は91万1千150円です。これは南小国町に2名、大分県玖珠町に2名の子どもさんを保護者の仕事の都合などで保育を委託したものです。

次に節17備品購入費です。コロナウイルス感染対策のため空気清浄機を12台購入しました。それが158万2千680円です。その下の備品購入費224万9千280円です。これは主なものとして、低年齢の園児が多くなってきまして北里保育園に未満児用滑り台と木製遊具1台、宮原保育園に木製遊具1台購入設置しました。

次にページをめくりまして、84、85ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。保育園では新型コロナウイルス感染症対策として、保育環境の3密を避ける目的で保育室2部屋80平方メートル面積の増設を行っています。本事業は事業の一部を明許繰越しし本年度8月で事業が完了しています。令和2年度では実施設計委託料と工事費の一部を支出しました。委託関係につきましては、町民課資料（6）別紙決算資料を参考にしてください。

次に、歳入に移らせていただきます。20、21ページをお開きください。上段です。目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金の保育料負担金1千89万3千300円、副食費負担金が343万3千500円です。収入済額が1千432万6千800円。収入未済額が2万7千600円でした。これは令和3年度当初に収入済みとなっております。

次に24ページ、下段の民生費国庫補助金です。25ページ下段の子ども・子育て支援交付金505万7千円の中に地域子育て支援拠点事業補助金として325万1千円、一時預り事業補助金として120万6千円が含まれています。地域子育て支援拠点事業とは、小国町子育て支援拠点カンガルーのぽっけでの事業です。それから一時預り事業は、宮原保育園で行っております。

続いて27ページ。一番上の保育対策総合支援事業補助金220万8千円は家庭支援推進保育士事業とコロナ対策の保育環境改善等事業の補助金です。現在宮原保育園に2名の家庭支援推進

保育士を配置しています。役割として、子育ての支援や保護者支援を行っております。

続いて、上から4番目の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金197万2千円です。これはコロナ対策の物品及び備品購入のための補助金です。

次に29ページをお願いします。下段下から4番目の多子世帯子育て支援事業交付金109万6千400円は、18歳未満の児童を扶養している世帯のうち第三子以降の3歳未満児が入園している場合は、熊本県多子世帯子育て支援事業の適用を受けて保育料は無償となりますが県が無償となった分を補助するものです。

39ページ上段をお願いします。民生費受託事業収入で保育園受託事業収入が70万2千240円となっています。町外に居住している世帯で保護者の勤務先や送迎時間の都合などで小国町の保育園に入園している児童の委託費となります。

続きまして、目1雑入です。39ページ中段より6行目の一時預り事業負担費18万円です。コロナ禍により昨年度より39%の減となりました。

それから、40、41ページをお願いします。目2給食収入、節2保育園給食収入です。職員が237万2千200円。その下が実習生等の給食費収入3千400円です。

以上、保育園関係の決算説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（木下勇児君） おはようございます。

それでは、教育委員会事務局関係の歳入歳出決算について説明させていただきます。

まず一般会計歳入歳出決算書の2ページ3ページをお願いします。総括表のほうです。まず2ページの歳入につきまして教育委員会事務局に所管するものは、款13使用料及び手数料、款14国庫支出金、款15県支出金、款16財産収入、款18繰入金、款20諸収入があります。合計歳入決算額は5千651万4千372円となっております。

次に3ページが歳出です。教育委員会事務局が所管するものは、款9教育費、決算額3億8千857万9千479円のうち3億8千785万3千700円。款12諸支出金のうち813万7千489円です。合わせて歳出決算額が3億9千599万1千189円です。歳出総額に対し教育委員会事務局が占める割合は6.0%となっており、予算執行率は96%となっております。また対前年比は88.8%で5千万円ほど減となっております。主な理由といたしましては、令和元年度に実施した小中学校の空調機設置工事が減となり、GIGAスクール構想のネットワーク環境整備及び端末機や電子黒板などの機器整備分が増額となったことによるものです。

次に、歳出の目ごとの主なものを説明していきます。

118ページをお願いします。中段以降にかけて目1教育委員会費です。こちらは教育委員会の運営に係る経費です。昨年教育委員会の会議は10回開催をしております。

次に目2事務局費です。主なものは、教育長及び教育委員会事務局の職員人件費と事務費となっております。

また、121ページ中段にある18負担金、補助及び交付金の中に、高校の魅力化を図り学力向上と進路目標達成を支援する小国高校支援補助金180万円を支出しております。

その下、目3国際交流指導費として小学校の英会話事業支援の委託料となっております。

その下、目4小中高連携事業推進費です。11役務費の中に検定手数料として97万6千320円を支出しています。これは学力向上に向けた取組として、小中学校の漢字検定及び英語検定そのほか中学校の対策確認テストの受講料などを助成したものです。

122ページ、項2幼稚園費。こちらは私立幼稚園の行事等の活動支援ということで補助金を支出しております。

その下、項3小学校費です。小学校の児童数は基準日の令和2年5月1日で13学級266人でした。13学級には特別支援学級も含まれております。目1学校管理費は小学校を管理運営していくため必要な経費で、主なものは1報酬で学校医報酬のほか会計年度任用職員として図書事務や学習生活活動支援員などの報酬となっております。節12委託料の中ほどにスクールバス委託料として4千571万6千円支出しております。スクールバス利用児童は、全体の児童数の54%に当たる144人で、運行した日数は201日でした。

124ページ、節14工事請負費にGIGAスクール構想の実現に向け高速大容量通信ネットワーク構築のための情報通信ネットワーク環境施設整備工事として1千116万9千887円支出しております。

次の節17備品購入費で小学校学習指導要領の改訂により新たな教科書に変わったことによる教師用の指導書購入として515万1千184円、その下の学校情報機器購入費1千163万8千475円。こちらと少し飛びます、127ページの一番上に目3新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の備品購入で学校情報機器購入費837万5千298円。こちらは充当する財源の関係で支払いのほうに分けて支出となっておりますが、どちらもGIGAスクール構想の実現に向け児童1人1台端末や電子黒板などのICT機器を整備したものです。主なものは、端末機iPadを300台、電子黒板を6台、ウェブカメラを13台など整備しております。

その下、校務支援システム・サーバー等購入費262万8千615円は学校の情報管理のシステム化により公務の迅速化と効率化業務の負担軽減を図るために購入したものです。

次の負担金、補助及び交付金の通学費補助金115万円はスクールバス登校時の密を避けるために保護者の送迎を協力していただいた部分の費用で約半数の利用者の家庭が協力をしていただきました。

前のページに戻っていただいて、目2教育振興費です。主なものは、修学旅行費補助金として39万2千円。対象者は49名分で1人当たり8千円の補助となっております。そのほか扶助費では就学援助を目的として支出しているもので、令和2年度は32名の児童が認定を受け対象となっております。

次に126ページ、項4中学校費です。中学校の生徒は基準日の5月1日時点で9学級155人でした。中学校も小学校と同様の支出構成となっております。目1学校管理費。こちらは中学校の管理運営をしていくために必要な経費で、主なものは、節1報酬で学校医のほか図書司書や学習生活活動支援員の報酬となっております。

そのほか129ページの工事請負費に小学校と同様に高速大容量通信ネットワーク構築のための情報通信ネットワーク環境施設整備工事として786万2千38円の支出となっております。

また節17備品購入費で学校情報機器購入費570万6千140円と、こちらも130ページになります目4新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の備品購入費で学校情報機器購入費369万3千372円は、GIGAスクール構想の実現に向け生徒1人1台端末や電子黒板などのICT機器を整備したものです。主なものは、端末機iPadを136台、電子黒板4台、モバイルルーター20台などの整備を行っております。

またその下、小学校と同様に校務支援システムを導入しております。

そのほかに今の上になりますけれども、学習動画使用料として122万4千300円を支出しております。これは中学校では春先に臨時休校になり授業時数の確保による進学支援として中学9年生を対象に、おぐチャンで学習塾の動画を編集し放送した費用となっております。

また前のページに戻ります。128ページの目2教育振興費です。主なものは、扶助費で就学援助を目的として支出しているもので、令和2年度は23名の生徒が認定を受け対象となっております。また中学8年生の修学旅行は令和2年度中に実施ができませんでしたので、その費用を令和3年度に繰越しさせていただいております。

その下、目3寄宿舎居住費です。寄宿舎の管理運営に係る経費を支出しております。令和2年度寄宿舎入寮の生徒数は男子が7名、女子が12名、合計の19名でした。

次に、130ページをお願いします。目1社会教育総務費です。主なものは、地域学校協働活動や地域未来塾、放課後子ども教室、人権子ども会学習会費用と132ページ負担金、補助及び交付金として地域づくり環境学習推進事業補助金や婦人会、PTAなど団体への補助を支出しております。なお令和2年度においては小国町奨学金貸付金の利用者はいませんでした。

続いて、その下の目2公民館費です。公民館費は主に小国町の文化祭、成人式及び子ども会活動を支援する経費となっております。文化祭につきましては、コロナ感染防止によりおぐチャンで特別番組としてテレビ放映というかたちでの開催となりました。

次に、目を1つ飛んで、目4文化財保護費です。小国町には現在国指定や国登録、町指定など22件の文化財があり、そのほか希少植物が群生する流湿原などの保護や維持管理に係る経費として支出しているものです。

135ページにある工事請負費の旧国鉄宮原線幸野川橋梁補修工事293万7千円は、昭和14年に建設された国登録文化財で老朽化によりコンクリートの一部が剥落し危険なため補修工事

を実施したものです。

その下、目5交流多目的施設費です。小国町図書室の管理運営に係る経費を支出しております。令和2年4月から5月にかけてコロナ感染拡大防止として1か月間休館をしております。入館者数は、前年比45%減の年間3千29人でした。また貸出冊数としては、前年比20%減の9千530冊となっております。

次に、目6町民センター費です。施設の維持管理費に伴う経費です。利用者は申込みベースですが1万7千515人。前年度と比較すると約1万人減少しております。一般の利用者も前年比と比べるとコロナ感染拡大の影響で率にして67%、2千700人ほど減少しております。

136ページをお願いします。目7社会教育関係の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。需用費及び役員費につきましては、成人式開催にあたりコロナ感染防止対策として、参加者に対する事前のPCR検査を実施した費用となっております。

次の委託料と工事請負費は、コロナ感染防止対策として小国町図書室の3密を防ぐため2階の学習室の利用人数の制限をすることとなりました。利用者のスペースを確保するために、雨漏りで利用できていなかった部分を開放するため屋根の改修を行ったものです。

その下、目1保健体育総務費です。主なものは、スポーツ振興を目的として各種団体や各種大会開催経費あるいは大会出場に係る補助を行っているものです。コロナ禍の中で大会などの開催ができなかった部分が多くあり、前年度と比べて約510万円ほど減額となっております。

次に一番下から次のページにかけて、目2体育施設費です。主に林間広場、小国ドーム、旧小学校体育館の維持管理に係る経費です。体育施設につきましても、コロナ感染拡大防止により4月、5月は施設を閉鎖しました。体育施設の年間利用者の申込みは、申込みベースですけれども6万6千500人ほどとなっております。

138ページ下のほうに、目3給食センター費です。小中学校及び小国支援学校の給食提供に係る経費となります。令和2年度の実績としましては、小学校、中学校、委託の小国支援学校に1日約560食ほど提供しており、年間の稼働日数は199日、年間約10万5千食余りの給食を提供しております。

140ページ中段に、目4新型コロナウイルス感染症対応経済対応費、給食費緊急支援補助金232万4千804円。こちらは臨時休校や夏休みの短縮に係る給食費について保護者の負担軽減を図るため、児童生徒の4月、5月、8月分の給食費を全額補助したものです。

次に少し飛んで、144ページをお願いします。款12諸支出金、目1繰出金で坂本善三美術館特別会計への繰出金として813万7千489円を特別会計へ繰り出しております。

続いて、歳入について説明します。23ページをお願いします。中段の目6教育使用料で教育委員会関係の施設使用料収入となっております。体育施設の使用料は、前年と比較すると約50万円の減となっております。

次に26ページをお願いします。中ほどの目7教育費国庫補助金が教育委員会事務局所管です。小中学校ともに今年度はコロナ感染対策として学校保健特別対策事業補助金、それからGIGAスクール構想の環境整備及びICT情報機器購入に対する補助金が新たな収入となっております。

次に30ページをお願いします。下のほうの目6教育費県補助金、3つの事業で34万1千円の収入となっております。

次に32ページをお願いします。こちらの下のほう目5教育費委託金、小国支援学校給食費の委託金として307万1千147円の収入となっております。

32ページ一番下、奨学金事業基金積立金利子収入も教育委員会事務局所管です。

次に38ページをお願いします。一番上の目2奨学金貸付金元金収入として52万6千円の収入がっております。

その下の雑入の中で、上から3つ目にあります中学校寄宿舎宿泊負担費、次の体育施設自動販売機収入、10行ほど飛んで太陽光発電売電料、下から8番目になります公有建物災害共済金、2つ飛んで阿蘇世界文化遺産登録推進事業返還金、それから次のページ上から4つ目です学校臨時休業対策補助金と7行目の実習生受入謝金、こちらが教育委員会事務局の所管となります。

次の目2給食収入の学校給食収入としまして、滞納分含めて2千422万1千901円の収入となっております。

項5雑入の中に、収入未済額が寄宿舎負担金で1万2千円、給食費で14万4千300円の収入未済が発生しております。こちらについては、8月末時点でいずれも滞納は解消をしております。

以上、教育委員会事務局所管一般会計決算の説明を終わります。

なお、令和2年度決算主要施策成果報告書及び教育委員会事務局資料(1)決算資料を配付しておりますので、審議の御参考にしていただきたいと思います。

以上です。

委員長(江藤理一郎君) それでは、暫時休憩といたします。次は11時5分から始めたいと思います。

(午前10時53分)

委員長(江藤理一郎君) それでは、少し早いですが始めさせていただきます。

(午前11時02分)

委員長(江藤理一郎君) それでは、これより認定第1号について質疑に入ります。

歳出からページを追ってまいります。なお委員の皆様には事前に配付しております歳出費目別分掌事務一覧、カラーコピーのピンク色の部分が本委員会の所管となっておりますので参考にさせていただきたいと思います。

では歳出、58ページ、住民相談費、60ページ、住民支援費、62ページ、特別定額給付金

費までいきたいと思います。

副委員長（児玉智博君） 59ページの住民相談費の報償費で聞きます。無料法律相談顧問弁護士謝礼ということで、町の顧問弁護士の河津法律事務所に支払っている分だと思えます。弁護士2名いると思えますけれどもいずれも男性の弁護士なのです。それでこれ無料法律相談というのは広く町民の人が相談に訪れるものですが、やはり特に女性の相談者であれば相談の内容によってはやはり女性弁護士のほうが相談しやすいと。なかなか男性の弁護士だと相談しにくいということとためられる場合もあると思うのですが、ここに女性弁護士も入れるように検討できないですか。

支援係長（前田孝也君） お答えいたします。

今御質問ありましたけれども、現在男性の弁護士2名ということですが、今議員がおっしゃったようにいろんな相談者の方いらっしゃいます。また内容もなかなか男性の弁護士の方に話しにくいという内容もあるかと思えますので、そういった意味では今後は相談しやすい環境というところの相談事業の中でそういった環境を作っていくということは大切かと思えますので、すぐにとりわけにはいかないかもしれませんが先を見据えたところで、今後は女性の弁護士の方も入っていただくような一応検討もしていきながら、今後相談事業については充実したかたちの相談体制をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） この場で個別の名前を出すのも、まあ出してもいいかな。一番近い法律事務所というのが宮地の阿蘇ひまわり基金法律事務所に日弁連が開設している事務所なのですが、今その所長でできている森あい弁護士というけれど、東京の弁護士会所属ですけど今赴任されている方が女性の弁護士なのです。それで私この方にもし町からそういう話があれば協力いただけませんかということで、現状これ月1回午前10時から間お昼休憩挟んで午後3時までということで、それが謝礼が3万円ということでそれお伝えした上でどうですかということでした。そしてやはり特に離婚問題なんか女性の方だったら女性の弁護士がいいということはあると思えますので、それは是非お話があれば協力しますというお答えをいただきまして、それは前田さんにもその日のうちに伝えました。その後その話は直接森弁護士のほうとはされましたか。

町民課審議員（穴井 徹君） そういった連絡をいただいたということは前田係長のほうから聞いて課内のほうで話をさせていただきました。現状として私たちのアンテナの張り具合が悪いのかわかりませんが、確かに女性の弁護士がおられたほうが相談しやすい体制ということはあるでしょうけれども、ちょっとそこまで声が届いてなかったというのと、あと森弁護士が今所属しております阿蘇ひまわり基金法律事務所は森弁護士が4代目の所長だと思います。過去の3代の所長は男性であったと思います。そういった所長が交代するということであれば森弁護士がいつまで所長をされるかわかりませんが、現在女性としておられるということでまた異動と

か場所が変われば状況は変わるのではないかと考えております。状況としましては森弁護士のほうにはまだお話ししておりません。まだ交代というかそういう検討の時期に入っていないということが町としての見解です。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 阿蘇ひまわり基金法律事務所の所長もちろんその4代目ということでそういう異動はあるわけですが、そんなこと言ったら通常の熊本市にある法律事務所も結構弁護士の出入りというのはあるわけですよ。家族経営とかの事務所であればそれはないのかもしれないですが、ある程度その弁護士が5、6人いるような事務所というのは異動というか弁護士も事務所を移るといったことは珍しい話ではありません。それでアンテナの張り具合がどうかというのはそれは私は知りませんが、いろんなこういう弁護士への相談事というのは誰しも突然青天の霹靂であって、それで相談というのは必要になりますのでもう女性が弁護士に相談する問題で離婚だけではないけれど、やっぱり女性弁護士のほうが話しやすいという問題というのは確実にあるわけですから別に私は森弁護士ではなくてもいいと思います。ほかにも熊本県弁護士会でも結構女性の弁護士というのはいるわけですから、誰に頼んでもいいと思うけれどやっぱり男性の弁護士にももちろん今の河津事務所は河津事務所です。その上でやはり女性の弁護士の相談の機会というのは設けていただきたいと思いますので、もうちょっと前向きに考えてもらえたらと思います。

町民課審議員（穴井 徹君） 予算の限りもありますので、あと男性弁護士の場合、女性弁護士の場合とか各月とかにしてしまうと中には前月相談された内容を今月こういうふうな結果になりましたとか、1、2回継続で来られる方もいらっしゃいますので、予算の許す限りであれば数箇月に1回女性の弁護士を補充でちょっと言葉は悪いのですが、現在の月1回のやり方に加えて女性弁護士に入ってもらおうとかそういったかたちで検討はしていきたいと思います。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） それでは進みます。60ページ、住民支援費と62ページ、特別定額給付金費はございませんか。60ページの住民支援費、62ページ、特別定額給付金費です。いかがですか。よろしいですかね。

次にいきます。66ページ、戸籍住民登録費が68ページの上段までございます。質疑ございませんか。

ないようであれば、次進みます。70ページ、社会福祉総務費、次に72ページ、障害者福祉費、そして74ページ、上段までの国民年金事務費、こちらまでいきます。

副委員長（児玉智博君） まず71ページの避難行動要支援者システム保守料ということで出ておりますが、今このシステムに登録をされている要支援者の人数を教えてください。

町民課審議員（中島高宏君） 決算ですので令和2年度の実績で申し上げます。登録人数は639

名です。

副委員長（児玉智博君） それでは、73ページの福祉避難所管理運営費負担金8千373円ございますけれども、これの支払先であったりとか福祉避難所が令和2年度どれほど活用されたか教えてください。

町民課審議員（中島高宏君） 福祉避難所管理運営費負担金8千373円の方で御説明いたします。令和2年度の実績としまして、9月6日に台風10号が接近しまして、その時福祉避難所を開設しております。開設に至った経緯につきましては、町民センターに避難しておられましてその中で福祉避難所のほうに移動したほうが良いということで、判断した方1所帯2人の高齢者と介助者3名を小国老人保健施設の福祉避難所に避難されております。この方については9月6日に小国老健施設の避難所に入りまして、翌日の朝に退所しております。老人保健施設に負担金として払った費用につきましては、老人保健施設の介助職員の人件費それからお使いになったシーツとかテレビとかの電気代の負担金を支払っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） これは台風10号の9月6日に1回だけしか福祉避難所というのは開かれてなかったということになるのですね。7月豪雨とか非常に小国町で家が流されたりとか下手したら死人が出ていてもおかしくなかったと思うのです、私は去年の災害状況というのは。そういう中で9月6日に御本人たちはこの指定避難所に避難をされていたけれど、やっぱり無理だと普通の指定避難所だと。だからもう福祉避難所にとということで急遽これ開いたわけだと思うのですが。これ確かあれでしょう、去年転倒されてから骨折されたこととかありましたよね。ここの町民センターで。やっぱりそういう何かあってから福祉避難所とかいうのではなく、やっぱりある程度さっきの要支援者システムとかで災害そのものにも支援が必要で自力で避難できない人というのをある程度その639人手のひらに乗せているわけではないですか。であればやはりもう最初からこの人は福祉避難所が望ましいということを考えて、普通の指定避難所開設と同時に福祉避難所も開設するということが必要なのではないかと思うのですが。だから私は本当そういう人は最初から福祉避難所に行っておいてもらえばそういう骨折なんかする必要もなかったと思うのです。骨折したらまたそこでそういう後期高齢者医療保険なのか国保なのかわからないけれど、やっぱりそういう社会保障費が発生するわけではないですか、骨折しなかったらそれお医者さんに診てもらっても要らなかった、治療も必要ないからそこで余計な社会保障費も掛かってしまうというふうに思うわけですがけれども、これはもうちょっと運用を考えたほうがいいのではないですか。

町民課審議員（中島高宏君） 福祉避難所開設につきましては、基本的なルールというものがあつて指定避難所におられる中で福祉的スペースでも困難な場合について施設管理者に福祉避難所の開設を要請して開設することが基本的なルールになっておりますが、今御質問のとおりもう

最初からわかっている方については事前に福祉避難所を見据えた受入れも今後検討することは必要かと思っております。

以上です。

町民課長（生田敬二君） 福祉避難所の運営については今審議員のほうからもありましたけれども、各避難をした中でなかなか一般の避難所の中では厳しいというような方について、例えば保健師等が様子を見た上で福祉避難所のほうに送っているという状況です。この決算にも出ていますけれども受け入れる施設のほうも今おぐに老人保健施設とサポートセンター悠愛それから現在の老人ホームこちらのほうと協定をしておりますが、開設していますよとなりますと大人数の方押し寄せられると思いますし、そのスペース的な問題また対応するスタッフの問題またこうして決算も出ていますけれども協定をしたかたちで費用発生等もありますので、そこについては本当に必要な方を整理するかたちで避難所の開設をしているという状況がありますので、そこは御理解いただきたいというふうに思っております。

副委員長（児玉智博君） 費用と言いましたけれど8千373円でしょう。これ骨折してから掛かる医療費、公的負担部分ですよね、7割ないし9割の社会保障分と比べたらそんな8千373円高くないむしろこっちのほうが高上がりなのではないかと思っておりますので、その辺は引き続きやっぱりそういう怪我人が出たということは重く受け止めるべきではないかということは申し上げておきたいと思えます。

それで、次の障害者福祉費に関してなのですが、特に障害児などのことについて聞いておきたいと思えます。最近朝日新聞の記事に女優、俳優、タレントの奥山佳恵さんという方が二児の母でいらっしゃるのですが、第二子の方がダウン症だったと。生まれてからそれがわかったということなのですが、ダウン症ですということを知られたときには非常にショックを受けて、夫婦とももう目の前が真っ白になってそれを聞いて車で帰って来るときはもう涙がこぼれたというような話でしたが、ただ母親の言葉に救われたりして子育てをされているということでした。記事の中にやはり自分の経験から非常にそういうフォローが必要なそういう子どもを抱える人に対してのこういう公的サービスがありますよという情報がなかったと。就学するときも含めて基本的にそういう口コミでこういうのがあるのだ、ああそうなのだということがわかったということで自治体あるいは病院にそういう冊子などがあれば非常にいいよねと。それがもう妊娠前、出産前からそういう情報があれば非常にもうちょっと本当にスムーズにそういう公的支援に結びつくということをおっしゃられていて私は本当にそのとおりでなというふうに思ったわけなのですけれども、いろいろそういうここに障害児支援、障害者支援のメニューが並べられているわけなのですけれども、そういった冊子とかそういう情報提供を必要な人にこういう支援があるという提供はどういうかたちでやられているのでしょうか。

福祉係長（北里仁尋君） 今の御質問の回答ですけれども、情報提供ということであれば今小国で

あれば悠愛とかがされている事業がほとんどになるのですけれども、そちらのパンフレット等は窓口のほうには置いてあります。ただ積極的にこちらから働きかけというかたちではしておりません。また利用される方につきましては、相談を受けながら療育手帳の発行とか様々な対応はしております。

以上になります。

副委員長（児玉智博君） やはり奥山さんも言われているように妊娠する前、そういう支援が必要なお子さんの割合というのは非常に増えているというふうに言われているわけです。やはりもちろん今言われたようなのはもうそれが本当に必要になった人たちとかに対するフォローとしてはいいとは思っているのですけれども、やっぱり今から生まれてくる人たちにどう伝えていくかということが非常に重要なのではないかと思うのですが、検診とかになると生まれた後の話になるのですけれども、そういうことも検討が必要なのではないかなと思いますが、そういうことは何か考えられないでしょうか。

福祉係長（北里仁尋君） ピンポイントで妊娠されている方等について、なかなか障害がありますかとかなかなかそこは聞くことはできない話にはなってきますので、一般的な周知等をもっとしていきたいというふうに思います。

委員長（江藤理一郎君） それでは、国民年金事務費はございませんか。

7番（西田直美君） その前の障害者福祉費のところで相談支援事業委託料571万5千600円が小国町社会福祉協議会にいつているわけです。これで障害者や保護者の相談業務及び情報の提供と援助業務というのですが、具体的に援助業務とかというのはどういうことをなさるのか。それでその件数として570万というお金は余り少額とはいえないと思うのですけれども、どの程度のことをなさっていらっしゃるのかというのを教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） 相談支援事業委託料571万5千600円につきまして、まず社会福祉協議会のほうに小国町のほうで6割負担をしております。南小国町のほうで4割負担をしております。この金額につきましては熊本県が行っていた相談支援事業等がありまして、これが平成24年度までなのですけれどもそれ以降委託費に合わせたかたちで1か月47万6千300円掛けるの12か月分での金額で委託料を支払っております。まず内容としましては、障害者等障がい児、保護者または障害者等の介護を行う者などから相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために援助を行うことにより障害者等が自立した日常生活または社会生活を行うことができるようにすることを目的とした事業となっております。相談支援事業は今障害者で168名、障害児32名、計200名となっております。相談内容としましては、先ほど言われていますサービス関係と健康、医療不安の解消の情緒支援等となっております。

7番（西田直美君） サービスとかというのと相談もあるのですが、サービスは実際に行った例えば器具をどうかするとか、どこどこに連れていくとか、誰かを紹介して実際にそこで費用弁償

がかかるとかそういうものも含めた上でのサービス提供というふうになるのですか。それとも単に紹介しました後はどうぞというかたちになるのですか。

福祉係長（北里仁尋君） 基本的には相談支援事業というふうになっておりますので、やっぱり必要な情報の提供等というのが主な項目となっております。

7番（西田直美君） それでは、例えばその相談をなさる社協の担当の方、何名ぐらいの方がこれに携わってこれだけの金額になっているのかというのは、具体的におわかりになれば教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） 今現時点で持ち合わせておりません、申し訳ありません。後ほどお知らせします。

7番（西田直美君） はい、お願いします。

委員長（江藤理一郎君） では、次進みます。国民年金事務費はよろしいですか、そこまでは。

なければ、74、75ページ、老人福祉費、医療費一部負担金。それから、76ページ上段までございます。

副委員長（児玉智博君） 子ども医療費助成について聞いておきたいと思います。これはもう今全部、現物給付になっているのですか。

子ども未来係長（原 麻梨子君） はい、お答えします。

現状では、償還払いと現物給付の二本立てで行っております。

副委員長（児玉智博君） 今町外医療機関で現物給付をされているのは、いくつの医療機関ですか。

子ども未来係長（原 麻梨子君） 町外ですと現時点で9件です。

副委員長（児玉智博君） それでは町内医療機関の分と今言われたこの9件合わせて診療の件数としては何割ぐらいになるのですか。

子ども未来係長（原 麻梨子君） 町外と町内で分けて数字のほうは今現状把握しておりませんが、現物給付全体ですと5千376件です。一方で償還払いですと2千753件というふうになっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） やはり3分の1ぐらいが償還払いの対応になっているということでした。ということはやはりここも現物給付に変えていくべきではないかと思いますが、それぞれ個別で医療機関とそういう契約を結ぶかあるいはもう国保連に支払いを委託するかという方法があると思いますが、いずれかの検討はなさる予定はないのですか。

子ども未来係長（原 麻梨子君） 現状ではこの現物給付の支払い額というのが900万円ほどございまして、全体の子ども医療費の支払いが1千500万円ほどあります。もうかなりの割合が現物給付として今町のほうから支払いがあっておりますし、あと児玉議員が以前からそういった御意見あられると思うのですけれども、町のほうとしては十分に検討した結果委託をした場合に

はまた支払いのほうの現物給付にした場合には委託費用がかかってきますので、そういった意味では現状現物給付で支払っている件数それから金額のほうも十分多いこと、それから住民からそういった御要望というのは今のところ我々としては承っておりませんので、今の医療機関の数で十分ではないかというふうに思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 今の答弁で承っておきますけれども、委託した場合の費用というふうに言われましたけれども、これ手数料条例のときに町民課長も言われましたけれどももちろんそういう職員が動けばそれに対して人件費が掛かっているわけです。やはりこういうそれぞれの償還払いですと領収書と一緒に親御さんが請求してくる。その請求を受けて町が親御さんに支払う。それに対しても手数料は取っていないだけで職員の人件費というのは掛かっているわけですから、ではその分ほかの仕事をしたらどれだけ町にとっての効果が出るかとそういうことも考えて、ただただその委託料がかかるからというわけではなくて委託料がかかっていない自分たちの人件費がどれぐらいかかっているかというようなことも考えて検討されることをお願いしておきたいと思えます。

委員長（江藤理一郎君） では、次76、77ページ。そして、78ページの隣保館運営費までいきます。

7番（西田直美君） すみません、75ページ、戻っていいですか。老人福祉費。老人福祉の緊急通報システム事業委託料というのが88万7千700円掛かっております。これ現在緊急通報システムを設置している、何件ぐらいあってどういうことをやっているのかということをお教えください。

福祉係長（北里仁尋君） はい、回答します。

令和2年度末でいきますと35名設置をしております。内容としましては、緊急通報装置が備え付けてありますのでそちらのほうテストであったりとか隔週月2回業者のほうから電話をかけて、体調どうですかと今の現状の確認をしております。先ほども言いましたようにテスト等で何かやりとり等はしているような状況です。

以上です。

7番（西田直美君） 88万7千700円で35名対象ということは、1年に1人3万円弱ぐらいの計算ということで考えてよろしいですか。

福祉係長（北里仁尋君） 月約1千500円程度機器と1人当たり1千500円と考えてもらえば大丈夫だと思います。

7番（西田直美君） ありがとうございます。

委員長（江藤理一郎君） では、進みます。76、78ページ、隣保館運営費までです。

7番（西田直美君） 79ページの部落解放同盟小国支部補助金70万87円について伺います。

これが179万9千円というのが予算として上がっていたかと思えますけれども、コロナ禍で研修費であるとか宿泊費が必要なくなったということでの返金で不用額が100万円を超えたのだと思います。今年度に関しましてはまたコロナ禍でなかなかオンラインなんかの会議とかが増えてきているので、今年もいろんな会議であるとか研修自体はなかなかできないかと思うのですけれども、この70万円というのは実際にどういうものに使われたのですか。

隣保館長（吉岡晃宏君） それでは私のほうから部落解放同盟小国支部補助金のことについて説明させていただきたいと思えます。コロナ等の影響で確かに研修等に行った回数というのは減っております。実際の内訳としましては、最終的な補助金の交付額は70万87円となっております、そのうち交通費が17万3千160円、費用弁償30万3千円、行動費2万円、空港運賃等21万6千300円、宿泊費2万円等に充てております。縮小をしておりますが現地のほうに行っているものもありますので、全くゼロということではございません。そういった内訳になっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 前のページで旅費の費用弁償というのが1万2千円上がっておりますけれども、これは誰に対して支払われた旅費ですか。

隣保館長（吉岡晃宏君） お答えいたします。

こちらの旅費につきましては1つ上にあります部落差別等撤廃・人権擁護審議会委員で審議会を開きまして、その方たちによる費用弁償というかたちで6名おりましたので6名掛けるの2千円で1万2千円となっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） それでは次の部落解放同盟小国支部補助金ということで今70万円の内訳をおっしゃっていただいて、交通費が17万円、人件費が30万円ということでそれと行動費2万円、航空運賃等で21万、宿泊で2万円、これ間違いないですよ。この今言われた大体5項目あるわけですけれども、これを受け取った人間の数は何人ですか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 受け取った人数ということなのですが、費用弁償の対象人数としてお答えさせていただきます。費用弁償は全部で16人で延べの人数でしますと56人となります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） では、16人が実際に何らかの行動をしたということなのですね。コロナ禍で70万円もというのは私は非常にこれは多いと思ったのですよ。実際費用弁償を受け取るような催しとか会議や研修等が何回コロナ禍の中で実施されたのか。航空運賃ということで言われましたけれども、すごく遠くまで行かれているわけですよ。まず県内、九州内それから九州外での内訳で教えていただけますか。

隣保館長（吉岡晃宏君） すみません、詳しい回数のほうをまとめて、また改めてお知らせさせて

いただけたらと思いますので、それによろしいでしょうか。

副委員長（児玉智博君） ついでに調べておいてもらいたいの、一番これを受け取っている人で十何万円とかなのかもしれないけれど、この16人の人がいくらずつ受け取っているのかというのを上位5人ぐらい教えてください。

隣保館長（吉岡晃宏君） そちらも調べておきたいと思います。

委員長（江藤理一郎君） では、次進みます。隣保館運営費までですが、そちらでほかにはございませんか。

では、次78ページの児童福祉費、そして、80ページの保育園費まで進みたいと思います。保育園費は82ページ下段までございます。

7番（西田直美君） 81ページの放課後健全育成事業委託金について伺いたいと思います。180万円の放課後児童クラブ運営を小国児童クラブへ委託ということなのですが、この間からちょっと私もお母様方の相談を受けたりなんかしたのですが、これは小国児童クラブというのが会長が保護者になってやっているというシステムなのですよね。これをなかなかそれが大変だというようなことも伺ったので一般質問にしようかとも思ったのですが、まず私のこちらのほうで伺ってからのほうがいいかなと思ったのですが、この間から多少進展があつていろいろ変わったというようなことも伺ったのですが、今後とも今のシステムで委託料を出していくというかたちで運営がなされる予定ですか。

子ども未来係長（原 麻梨子君） 今年度につきましては、まずシステムのところから申し上げますと平成11年から保護者会のほうに町から委託して児童クラブ、放課後健全育成事業というのを行っておりますけれども、今年の保護者会の役員の方からやはりその保護者会として維持するのは難しいという御意見がありましたので、町としてその御意見を踏まえて今までの発足した経緯とか今まで役員をされてこられた方の意見なども踏まえて十分に今年話し合いを進めまして、結論は今後出していくこととしておりますけれども来年度につきましてはちょっとまだ検討中というところまでしかお話しはできません。ただ今保護者会と町はお話させていただいている中では非常に良好な関係でして、保護者会の方の御意見というのを十分に町のほうも酌み取りながら今後よりよい児童健全育成事業というのを行っていきたいと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） はい、ありがとうございます。放課後に預けるということは要するにお母様方も働いてらっしゃる方がいる、安心して預けられる状況ができればいいということなので是非ともいい環境を作ってあげるようにしていただければと思います。よろしく願いいたします。

委員長（江藤理一郎君） ほかに質疑ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 保育園費のほうで聞いておきたいと思います。新型コロナウイルス感染症対応経済対策費で消耗品費が6万8千824円ございます。この内容を教えてください。

委員長（江藤理一郎君） 保育園ですよ、まだっていないですけどもいきましょか。

町民課審議員（中島高宏君） 85ページの消耗品費6万8千824円。これについては負担金、補助及び交付金で払っています子育て世帯生活応援給付金、ひとり親家庭等生活応援給付金、これに伴う事務費でございます。プリンターのトナーであったり用紙であったりするものです。

副委員長（児玉智博君） はい、わかりました。

それでは、保育園費では81ページの消耗品費ということで217万2千529円ありますが、いわゆる新型コロナウイルスが発生してから必要になった消毒薬であったりとかマスクとかあるいはその手袋なんかもあったかと思うのですが、そういったものはこちらの中から支出されているのですか。

町民課保育園長（清高德子君） 消耗品費の中に入っておりますけれども新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を使って、手指消毒器とかマスクとかハンドソープとか体温計とかを買わせていただいております。

副委員長（児玉智博君） だったらそれは決算書のどちらのほうに出てきますか。今言われたのは。

町民課保育園長（清高德子君） 27ページの上段の4番目です。

副委員長（児玉智博君） それ歳入の方ですね。

町民課保育園長（清高德子君） 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金の中の197万2千円ありますけれども、これで空気清浄機ジアイーノ12台分と消耗品38万円。その中にそれを買わせていただいております。

委員長（江藤理一郎君） まとめていただいてよろしいですか。

副委員長（児玉智博君） その消耗品の中にマスクなんかが入っているか確認しておきたいと思います。マスクも今やっぱり飛沫感染ではなくて空気感染の可能性があるということで、もう不織布をやりましょと、なかなかそのウレタンとか布マスクだと駄目ですよという話になってきているのです。それで今朝ニュースを見ていると河村市長が何か感染していたということで、河村市長は名古屋の伝統工芸品の何とか絞りという布のマスクを作ってPRも兼ねて付けてらっしゃったらしいです。ただやっぱりそういう自分も感染してしまったということで、昨日メディアの前に出られたのですけれども、そのときはもう不織布のマスクに変わっていたということを言われていました。やはりこうして見ると布マスクとかウレタンのマスクを付けてらっしゃる方もいるけれど、やっぱりそういう保育で実際子供と接する場合には園長が付けてらっしゃる不織布のマスクをしたほうがいいと思うのですが、やはりそういう備品もきちんとその公費で用意して毎日取替えていただくということが大事かと思うのですが、そういった対応というのはもうやられているのでしょうか。

町民課保育園長（清高德子君） この対策費で購入させてもらって、職員個人に配っております。

委員長（江藤理一郎君） では、ほかにございませんか。保育園費までです。

7番（西田直美君） 85ページの保育園の宮原保育園増築工事実施設計委託料473万円というのが以前新型コロナ対策でというところで予算が出ましたときに、私も現場の先生たちが使い勝手のいいように是非ともその中は先生たちに聞いてレイアウトは是非お願いしますということだったので、先生たちのほうとしては使い勝手のいいような意見というのは言われましたか。

委員長（江藤理一郎君） すみません。その前にまだ保育園費で終わっていたので、こちら児童館運営費いきますね。82、84ページまでの上段で児童館運営費。そして、84ページの新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、災害救助費までいきます。その中ではい。

町民課保育園長（清高德子君） 水道とかは自動水洗になりまして子供たちもとても今までは遊戯室にいましたので2か所の水道しかなかったのですけれども、2クラス分ちゃんと別々にあってとても使いやすいと子供たちもとても手洗いとかしっかりできているというふうに聞いております。音も気にならないということでそういうふうに聞いております。

以上です。

7番（西田直美君） よかったです。

委員長（江藤理一郎君） それでは、暫時休憩といたします。次の開始時間は13時から始めます。

（午前11時58分）

委員長（江藤理一郎君） では、午後からの審議に入ります。

（午後1時00分）

委員長（江藤理一郎君） まず84ページ、衛生費、保健衛生費。また86、87ページの保健衛生総務費までいきます。

福祉係長（北里仁尋君） すみません。午前中の残っていたものになります。

72ページ、73ページの障害者福祉費の相談支援事業につきましてです。

専門の相談員のほうが4名、悠愛のほうで配置されております。先ほど人数申し上げましたけれども先ほどの人数につきましては、月ごとの人数の積み上げの人員数になっております。

費用につきましては、すみません先ほどちょっとわかりづらかったと思うのですが、571万5千600円のうち225万9千円につきましては南小国町の負担となっております。

以上になります。

隣保館長（吉岡晃宏君） 同じく午前中に質問いただきました件について、回答させていただきます。

79ページ、上から2つ目にあります部落解放同盟小国支部補助金の会議の回数等ということで御質問いただいておりました。回答させていただきます。

まず会議の回数についてです。全体の会議の開催の回数が16回、そのうち県内の会議が12回、熊本県以外の九州内の会議は0回、九州外の会議が4回、計16回となっております。

もう1つ御質問にありました、使われた金額の多い順をということでありましたが、まず一番

多い順から言わせていただきたいと思います。1番目が24万9千300円、2番目が14万2000円、3番目が10万1千200円。

以上になります。

委員長（江藤理一郎君） それでは、84ページ、先ほど申し上げたところから質疑ございませんか。84から87ページ。

よろしければ次いきます。86ページ、予防費。88ページ、環境衛生費、清掃費、90ページの上段までいきます。

7番（西田直美君） 89ページの上のほうになります予防接種（個別）委託料の1千3万7千480円とその下のインフルエンザ予防接種委託料1千244万472円、これは主にどなたのためのインフルエンザの予防接種若しくは上の委託料の分はどういう分になって何人ぐらいの方が受けているのか教えてください。

健康支援係長（高村純子君） 予防接種についてお答えします。上段の予防接種（個別）委託料に関しては主に乳幼児の予防接種分になります。件数については令和2年度決算に係る主要施策成果調書に書いてありますが、細かい項目は件数も載せておりますので御参照いただければと思います。2段目のインフルエンザ予防接種はインフルエンザにかかる子供も高齢者も全部含んだ数になっております。件数も成果調書のほうに書いてありますので御参考をお願いします。

7番（西田直美君） その分の予防接種（個別）委託の分で医療機関での個別予防接種委託で定期予防接種というのは書いてあるのですが、対象となる子供さんの数とかわかりますか。それからインフルエンザも小国郷内の医療機関（4社）と書いてあるのですが、これは何人ぐらいの方がインフルエンザの予防接種を実際に受けられるかというのをちょっと知りたかったのです。

健康支援係長（高村純子君） 予防接種（個別）委託料の接種者、主に小児と申しましたがゼロ歳の間には打つ予防接種が約10回以上ありまして、費用にすると1人10万円以上掛かります。成果調書にもありますが主に乳児ゼロ歳のときに打つ予防接種として、B型肝炎、ヒブワクチン、小児の肺炎球菌、4種混合、BCGワクチン、1歳になって打つ予防接種に、水痘、麻しん、風しん、3歳で打つ予防接種に、日本脳炎、また小学6年生で打つ予防接種に、2種混合などになっております。あと成人男性で風疹抗体価が低かった方に予防接種をしておりますのでその分もあります。

インフルエンザ予防接種の実績については書いておりますが、65歳以上の延べ件数が昨年は1千991名、率で言いますと約70%の方が接種をされました。1歳から65歳の方が延べ2千193名接種をされまして、率で言いますと55%の接種率であります。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） よろしいですか。

次進みましょうか。清掃費まではよろしいですか。

では、飛びます。次が118ページ、教育委員会所管になります。まず118ページ、教育費の中の教育総務費それから教育委員会費、事務局費、また120ページの国際交流指導費と小中高連携事業推進費までいきます。いかがですか。118ページから121ページまでいきます。121ページ、上段までです。よろしいですか。

7番（西田直美君） 119ページの報酬のところでは教育委員の4名の方で107万2千円という報酬になっておりますが、ということは大体1人当たり25万円ぐらいですよ。25、6万円。これ10回ぐらい会議をされたと言われますけれども、これは交通費とかそういうものというのも全部込みでの年間報酬みたいなかたちになるのですか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 教育委員の報酬につきましては、年間報酬として条例で定められておりますのでその金額を支払いさせていただいております。報酬の中に交通費というのは特別含まれておりません。教育委員会等が会議開かれましては、費用弁償ということで2千円の支払いはさせていただいております。

委員長（江藤理一郎君） よろしいですか。ほかございませんか。質疑ございませんか。

122ページの上段まで。

なければ、次行きます。122ページ、幼稚園費、小学校費から、124ページ、教育振興費、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費までいきます。

副委員長（児玉智博君） 123ページの委託料のスクールバス委託料について伺います。

昨年は学校が休校に年度当初からなりまして、そのまま夏休みに突入したような感じでありました。かなり当初の計画よりもスクールバスの運行自体が結局保護者の方が自分で送迎する人もいたということなので、学校が再開して以降特別スクールバスの路線数とか便数が増えたということはないかと思うのです。つまり当初計画よりもバスの運行というのはかなり少なかったのではないかと思います。不用額で20万4千305円出ておりますけれども、スクールバス委託料についての不用額なのでしょうか。まず不用額から。

学校教育係長（後藤栄二君） お答えします。

20万4千305円の委託料不用額につきましては、委託料全体での不用額となっております。

副委員長（児玉智博君） スクールバスについてはどうでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 予算からみますと8万4千円の不用額ということになりますが、スクールバスについては債務負担行為を起こさせていただいております。3年契約ということでバス会社と契約をしておりますのでその中で年間動いております。昨年児玉議員のほうは年度当初の休業等で運行回数も減ったのではないかということ、あと子供たちが乗らない子供もいたのでルートも少し短縮できたのではないかというような部分も含まれているのかと思いますが、実際はその分夏休みが短縮になりましたのでその間スクールバスも朝1便夕方2便それとあわせて朝は送ってもらっていますのでバスの中が密を防ぐために減らしている。帰りは一斉下校にす

るとそれができないので一斉下校の曜日であっても2便にできるだけ分けて高学年低学年ということでそこは1年から3年のときと1年から4年のときもありますが、できるだけ帰りも2便に分けるということでトータルの運行回数は前年比プラスマイナスゼロに近い状態ということで契約の金額どおりでの支払いをさせていただいております。

7番（西田直美君） 私もスクールバスのことについて伺いたいと思っておりました。144人で201日運行という御報告でした。やりくりは大変だろうと思うのです。ここに書いてありますが8台9路線で丸善タクシーと津埜運送で振り分けということですが、丸善タクシーのほうは何台で津埜運送が何台になっているのでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） 全委託の契約で8台契約しております、丸善タクシーのほうで1台、津埜運送のほうで7台契約しております。

7番（西田直美君） 会社のキャバにもよるだろうと思うのですが、この間実は私のほうでもチャーターしたいと思って貸切りしたいなと思って丸善さんと津埜さんと相見積りをかけて1日貸切りいくらですかと言ったらやっぱり津埜さんが倍近いのですよね。ちょっとこれはとてもではないけれど手が出ないということだったので丸善さんをお願いした経緯があるのですけれども、丸善さん多分1台しかないのかなとは思いますが何かもうちょっとやはり4千571万円というのはすごい金額だと思うのですよね。いくら144人いるとはいえ行ったり来たりで往復もあるし間でもということもあるだろうと思うのですが、確か別のイベントのときとかのはまた別料金払わないと、英語の暗唱大会とか行くとなるとまた一日何万円か別に掛かるというのもあったりして、バス代ってこんなに掛かるのだというふうに思ったのがつくづくあるのですけれども、そこに今コロナで密になれないから保護者の方が送ることに対してもその補助金を出したりもしているということも十分承知はしておりますが、寄宿舍をやめて子供さんを乗せるとかって何かもう少し経費を削減できる方法、中身を子供たちへの福祉というか提供するものを品質を落とすことなく内容を劣化させることなくその経費を削減できるような方法って何かないのかなとか、そういうのは何か考えてらっしゃいますか。

学校教育係長（後藤栄二君） スクールバスの経費につきましては、全8台中実際国のほうが普通交付税措置として8台中6台については約500万円から600万円の普通交付税で措置がされております。残り2台の分につきましては4キロ以上の遠距離になるお子さんを案分して特別交付税のほうを総務課のほうに資料を提出しているところです。また中学校の寮を開設していますが、以前にも議会で質問ありましたように、中学校の同乗ということで計画しておりますので、動向を見て寄宿舍の運営についても今後どうするか検討していきたいと思っております。

副委員長（児玉智博君） それでは、需用費の消耗品費について伺いたいと思います。

先ほど保育園の部分では保育園の消耗品費というのは217万2千529円だったわけですが、

コロナ関係で手指消毒とかそういったものはこの中に含まれるということでありました。それで小学校の学校管理費を見ますと、需用費、消耗品費の中で424万2千521円というふうに出ているわけですが、ただ次めくってみて125ページの新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中でまた別途消耗品費ということで240万円以上の支出がございます。

まず確認なのですが需用費のほうの消耗品費で424万2千円。主なものは、どういったものなのか教えてください。

学校教育係長（後藤栄二君） まず小学校の学校管理費のほうの需用費の消耗品につきましては、歳入にもありますように学校保健特別対策補助事業を活用しております、この補助対策費コロナ対策費としてこのうち71万9千471円、この分についてコロナ対応としてマスクとか手指消毒、体温計あたりの消耗品を購入しております。残りの経費につきましては、通常分の学校を運営するための消耗品であります。

それからちょっと飛びますけれども、125ページの新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の消耗品につきましては、端末を昨年標準仕様でiPadということで導入いたしました。その中にはウイルス対策ソフトといいますかそういったものが入っておりませんので、このコロナ交付金を活用いたしましてi-フィルターという総合的な管理ソフトを消耗品で導入しております。

副委員長（児玉智博君） では、こっこの125ページは、要するにGIGAスクール全てウイルスソフトということでした。

それでは、この需用費の中の消耗品費のコロナ以外の分。通常掛かるコロナではなくても必要な消耗品費というのはいくらぐらいですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 先ほどコロナ特別対策で申し上げた分を差し引いた350万程度が通常の経費というところで考えてよろしいかと思えます。

副委員長（児玉智博君） はい、わかりました。

それで先ほどコロナの部分で消耗品費の中に体温計というふうに言われましたよね、体温計。体温計というのは使い捨てるものですか。消耗品ではないと思うのですけれど繰り返し使えますし体温計が電子体温計であれば電池は消耗品で分かるのですけれども、電池さえ変えれば半永久的に使えるものなのでそれは備品としてきちんとその台帳にも載せてずっとその大事に使っていくようにするべきなのではないかと思いますが、これ総務常任委員会でも確認したのですが備品の基準は何ですかと聞いたときに長く使えるものであってただ価格の目安として10万円以上は備品になるということで、ただその10万円以下は備品ではないかといえそうではないと思うのです。多分学校だと椅子、机も備品で扱っていると思うのですけれども10万円もする椅子なんかは多分ないと思うのです。その辺の管理はきちんとやっぱり明確にしてやっぱりその消耗品だと思えば消耗品だからといってそれなりの扱い方になると思うのです。やはり備品だからと

思っばやっばりその管理なんかも大事にするから長く使えるようになると思うのですけれども、その辺の扱いはきちんとやっばり物を大事にするということを基準に考えるべきではないかと思いがいかですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 備品の細かい規定というのがそれ以上うたわれていないところもありますので、1万円程度の体温計でございましたので今回は消耗品のほうで使わせていただきました。今後はそういった耐久性とかそういったものを確認しながら備品、消耗品の分類で対応できればと思っております。

委員長（江藤理一郎君） では、次進みます。よろしいですかね。

では、126ページ、中学校費、それから、128、129ページの教育振興費、そして寄宿舎居住費131ページまであります。131ページ上段までです。ございませんか。

もしあった場合はまた後ほど質疑漏れのときに質疑されてください。

では、次いきます、130ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、社会教育総務費、そして132、133ページの公民館費、集会所運営費まで行きます。133ページ集会所運営費です。ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 集会所運営費について確認をしたいと思えます。集会所についてなのですが、ほかの社会教育施設なんかだと図書室が閉鎖になったりとかあるいは薬味野菜の里おぐにとかあと道の駅小国とか直営あるいはその指定管理問わずいろんなところが利用できなくなっておりますけれども、この集会所についてはそういった休館というか利用できないことはあったのでしょうか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 集会所については休館というか使えないというふうにはしてありません。以上です。

副委員長（児玉智博君） そうであれば通常どおりいろんな放課後の学習会であるとか、それ以外の部分についても利用実績というのは落ちずに普通どおりだったのですね。

教育委員会事務局次長（久野由美君） 昨年度は学校の休校もありましたので、7月1日から行っています。

副委員長（児玉智博君） ほかの利用実績については、教育委員会ではわかりませんからね。

隣保館長（吉岡晃宏君） 集会所のほかの利用実績については、特にはありません。

副委員長（児玉智博君） 使っていない。

隣保館長（吉岡晃宏君） はい。子ども学習会とかそういうところで使われておりますが、ほかのところではありません。

委員長（江藤理一郎君） 意見をまとめて。

副委員長（児玉智博君） いろいろこれまで質疑とかで聞いていますと、放課後子ども学習会以外にも何かいろんなことで地域の人たちが使っているということだったのですよね。それは例年は

使っているけれども、去年に限ってそういった人たちも自粛をされたから利用実績がないのか。それともコロナとか関係なくてここ最近はどう子ども学習会にしか利用されていないのか、どちらなのかをちょっとはっきり教えてください。

隣保館長（吉岡晃宏君） 集会所の利用につきましては、教職員の方の研修だったり講演会をそこで開くというところで使用実績はあります。ただ今回についてはコロナによって利用しないとか中止にしますという判断がありましたので、利用がありませんでしたということになります。

以上です。

7番（西田直美君） 同じく集会所運営費の中の清掃手数料というのが28万8千円。これはどういう清掃になるのですか。よその委託料で言えばそんなにお掃除にお金が掛かるとは思わなかったのですが、これはどういうところの清掃手数料になるのでしょうか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 清掃手数料についてですが、もちろん集会所を清掃していただくというところとその下に湯原児童公園という公園がありましてその周辺も見てもらっておりますので、そういったところで月に6回程度お願いしているところです。

以上です。

7番（西田直美君） その清掃を委託されている方というのは、どういう方がなさってらっしゃるのですか。何人ぐらい。

隣保館長（吉岡晃宏君） 清掃していただいている方はもうずっと同じ方にいただいているところがありまして、これまでの経緯もあってずっとお願いしているというところで1人でいただいております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） では、次進みます。132ページ、文化財保護費、134ページ、交流多目的施設費、134、136、137ページまで町民センター費があります。

7番（西田直美君） 135ページの流湿原管理委託料について伺います、35万円です。去年も聞いたかもしれませんが流湿原植物群落の管理、希少植物のサギソウ、オキナグサ、リュウキンカ保護のため、巡回監視、草刈り、野焼き等の維持管理で35万円ということですが、この大鶴名原牧野組合というのがどうかたちで草刈りとか野焼きとは言うのですが、実際にそのオキナグサとかサギソウというような絶滅危惧種の中に入っているところで大変大事な種類ではあるのですけれども、増えたりしているようなとかいうそういう個体数みたいなところでの集計みたいなものというのはあるのですか。見た感じでちょっと増えたとかやっぱり減っているとか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 今の希少植物については管理をお願いしている牧野組合の方から、もう今咲き始めましたよとか開花が始まっていますよという感じのところまで連絡をいただいたり、開花時期もある程度もう把握ができていますのでうちのほうで年に数回開花状況を確認に行ってそのときに開花の範囲とか分布範囲を記録して面積として出しております。ちょっ

と密度等々まではちょっとなかなか職員のほうでは難しい部分があって、どの範囲で開花分布があるということでここ数年は若干広がりがあるのではないかなというふうな感じは受けておりますけれども、大きく広がるというかたちではないものですからちょっと一概には言えないところはあります。

7番（西田直美君） 希少植物ですのでこういうのはできるだけ増えたほうがいいなとは思いますが、保護されるべきだと思うのですが、流湿原以外のところで小国でそういう希少植物みたいなのが保護されるような場所というのは何か把握されているところはありますか。

教育委員会事務局次長（久野由美君） 西里の福寿草を確認はしています。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 交流多目的施設費について聞いておきます。まず去年新型コロナの影響でどのように開館日数であったりとか時間が短縮されたのか教えてください。

教育委員会事務局次長（久野由美君） 昨年4月23日から5月19日までを休館としています。後は滞在時間をできるだけ短くしてくださいという呼び掛けをしました。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 特別23日から19日までということでおおよそ1か月ぐらいの休館というか利用できない状況が続いていたと思うのですが、ここではあんまり消耗品費で27万5千392円出ていますけれど、要するに5月19日に再開したのであれば第2波以降はもう通常どおり滞在時間は短くということと呼び掛けていたということではあるのですが、消耗品費でいくとこれも通常かかるぐらいの値段なのかなと思うのですが、感染対策というのはどういったことをされていたのでしょうか。

教育委員会事務局次長（久野由美君） ほかの施設と同じように手指消毒あと体温計で熱を測っていました。あとカウンターのこういったパネルを置いていました。

以上です。

副委員長（児玉智博君） それではついでに聞いておきたいと思うのですが。会計年度任用職員ということで2人で回されているということで、なかなか御苦労も多いのではないかなというふうに思っています。いわゆる図書館法の定める図書館にするためには、ほかにも運営協議会なんかを設置することも必要になるかと思うのですが、小国町のこの図書室を図書館にしようというふうにすれば後どれぐらいの年間の予算が掛かったりするものなのですか。そういう検討とかはされていますか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 申し訳ありません。ちょっと金額的にはわかりませんが、今図書館にする方向性ということでの検討も現時点ではまだ行っておりません。

副委員長（児玉智博君） 検討もしていないということなので答えられないのかもしれないですけども、要するに急に明日から図書館ですとって名乗れるものではないと思うのですが、では

図書館と小国みたいに図書室と言っていることについてどういう違いがあるのかということです。どう違うのかと。これは普通図書室と言えればいろんな複合的な建物があってその一室が図書室ですというふうになる。だって部屋だから室は。室の感じが表すのは部屋でしょう。だけれども交流多目的施設とか言いながら1つのあそこの建物が館ではなくて図書室という看板が出ているから、日本語としては違和感があるわけです。だって1つの建物を図書施設として利用しているのに、それでもやっぱり図書館とは名乗れない。それはなぜかというと多分図書館法の基準を満たしていないからだと思うのですけれども。では何が違ってあそこは図書館ではなくて図書室なのですか。

教育委員会事務局次長（久野由美君） 今は公民館図書室的な図書室で行っています。図書館という分類が十進法の分類法があって、読み物だけでなく調べ物関係も幅広く集めて収集。そしてレファレンスサービスをするところだと認識はしています。今の図書室の活動でいくとやっぱり読み物中心の図書室になっていると思っています。

副委員長（児玉智博君） 分類をちゃんとできていない。そんなことはない、ある程度できているのではないかと思うのですけれども、分類もあんまりできていないのですか。

教育委員会事務局次長（久野由美君） もちろん分類は図書館分類十進法で行って排架も分類どおりにしています。

委員長（江藤理一郎君） よろしいですか。

副委員長（児玉智博君） よくわからないけれど、まあいいです。

委員長（江藤理一郎君） 次、行きます。町民センター費まで終わりました。

次が、136ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、保健体育費から、140ページの新型コロナウイルス感染症対応経済対策費まで行きます。141ページの中段以下までいきますが、いかがでしょうか。

7番（西田直美君） 137ページのスポーツ推進委員9名の方に2万7千円。2万7千円ということは1人当たり3千円という少額なのですから、これは何のための費用なのですか。

教育委員会事務局次長（久野由美君） スポーツ推進委員の会議を開いたときの報酬になります。

1回1人当たり3千円で会議を開きました。

7番（西田直美君） それは年に1回だけ開く会議があって、そのための定額ということなのですか。これは例えば年額報酬という御礼みたいなかたちでしているわけではなくて、1回こっきりの参加費に費用弁償みたいなかたちで払うということですか。

教育委員会事務局次長（久野由美君） 日額報酬で3回予定をしていたのですけれども、コロナの影響もあって昨年度は1回のみ開いています。

委員長（江藤理一郎君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。141ページ、教育委員会関連ここで終わりになります。14

1 ページまでいっています。

なければ、一般会計決算の歳出のほうが終了いたしました。質疑漏れございませんか。

7 番（西田直美君） 81 ページの一時預かり事業委託料 99 万 9 千 380 円というのがありますがけれども、この一時預かりの事業委託というのはどういうふうな仕組みになっているかということをお教えください。

子ども未来係長（原 麻梨子君） お答えさせていただきます。

一時預かり事業につきましては、こちらは小国町のほうでは令和 2 年の 7 月から開始した事業になっておりまして、対象としては小国幼稚園のほうで実施をされています。内容につきましては小国幼稚園で幼稚園 1 号認定で入られているお子さんでは時間帯が保育の方よりも短くなっていますので、夕方までお仕事をされている親御さんのために預かりをされるに当たって利用料が発生します。それに対して町から施設のほうに委託事業としてお支払いをした金額が、昨年度の実績ではこちらの 99 万 9 千 380 円になっているというところで、一応実績としまして昨年度は 458 人ということになっております。

以上です。

7 番（西田直美君） それは一時預かりが既定の幼稚園の時間外になるということで、時間数というのは何時間までとかいう決まりみたいなものがあるのですか。それとかお一人のお子さんに対して大体年間として何日とか何時間までとかというようなそういう規定はないのですか。

子ども未来係長（原 麻梨子君） 今持ち合わせているのが実施要綱と単価表しかすみません今持っていないのですけれども、上限はまた後ほどあるかないか、やれば何日なのかとかお調べしてからお答えさせていただきたいと思います。ただ昨年の実績を見ましたところでは大体毎月 5、6 人の方が利用されていて、月多い方で 21 日ぐらい使われているなという印象はございました。すみませんちょっとまた細かいところにつきましてはお調べしてお答えさせていただきます。

以上です。

7 番（西田直美君） はい、お願いします。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか、質疑漏れ。

副委員長（児玉智博君） 教育委員会の補助金について確認をしておきたいと思います。この資料（1）の補助金調書を見てみますと、婦人会補助金ということで小国町婦人会であったりとか小国高校支援補助金ということで魅力化と永遠の発展の会なんか。あとは体育協会補助金ということで小国町体育協会補助金ということでそれぞれ額が支出されているわけなのですが、先ほどの部落解放同盟小国支部への補助金については担当者の答弁では会議出席のために旅費とか人件費が出たというお話をされたのです。

そこで確認なのですが教育委員会関連の体育協会、婦人会、その魅力化の会等の団体補助金について、そういった会議例えば年に 1 回総会が開催されますとかいろんな方向性を検討するため

に会議が持たれることはあると思うのですが、その時々でそのメンバーの費用弁償とか人件費そういったものに使われているという事実はありますか、ないですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 小国高校支援補助金のほうでお答えいたします。補助金180万円、全体では南小国町と合わせて300万円なのですけれども、中身としまして会議費、事務局経費で1万6千671円。会議に使った金額としては切手とか会議時のお茶代というところでこの中に費用弁償等は含まれておりません。

以上です。

副委員長（児玉智博君） あとの2つなんかは。

教育委員会事務局次長（久野由美君） 婦人会補助金についてお答えします。婦人会のほうでは、研修費が2万2千円、旅費で6千円が支払われています。

小国地区人権教育推進協議会補助金では、旅費で2万1千円支払われています。

体育協会補助金では、支払われていません。

以上でよろしいでしょうか。

副委員長（児玉智博君） 先ほど婦人会と小国地区の人権の部分では旅費として支払われているということでした。もう少し詳しくいわゆる日当的な意味合いでの支出ですかそれは。

教育委員会事務局次長（久野由美君） 日当ということではなくて旅費ということだと認識しています。

7番（西田直美君） 133ページの婦人会補助金について伺いたいと思います。過去5年間ぐらゐに遡って婦人会の補助金は年度別にいくぐらいになってますでしょうか。3年間でもいいです。

教育委員会事務局次長（久野由美君） 申し訳ありません、昨年度の分しか手持ちがないのですけれども、昨年度は68万円です。

7番（西田直美君） 68万円から20万円に減っているということですよ。これはもちろん黒淵婦人会が出たとか北里婦会もなくなったとかという話は私も聞いているのですけれども、これは大体1人いくらというその頭割りでの補助金になるのですか。活動内容になるのですか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） あくまでも活動内容ということで、昨年予算編成時はまだ婦人会連合会もありましたので当初の予算としては68万円組んでいたという状況です。新たに先ほど言うように黒淵、北里が脱会して一旦婦人会連合会を解散して小国町婦人会ということで、個人個人が参加するというで組織を新たにしたというところの活動状況を見て助成するというのですが、去年はコロナの関係もあってなかなか婦人会も独自の活動がなかなか難しかったということで実績として20万円の補助になったというところです。

7番（西田直美君） 20万円になったのですけれども、実際に婦人会が動いているという話を一つも聞かないわけですよ。婦人会としての行動がもちろんコロナということは差し引いたとしてもその小国の町の中での婦人会団体が何かのかたちで活動したという話を一つも聞かないので。

そこに20万円とはいえ補助金を出す必要があるのかなというのはいさよと疑問に思ったので、その辺の精査をするということは何か考えていただければと思うのですけれどもいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 当然町から支出される補助金ですので内容のほうはしっかり見ていきたいと思っておりますし、昨年に限れば新たに発足してまず組織づくりというのも大変だった部分もあったかもしれませんが、そういった中で地域学校との連携をしながら子供の見守りだったり放課後の子供の下校の見守りも一緒に、特にスクールバスを使わない子供たちが最後の1人になる部分を見守っていただくとかそういう活動を毎週していただいております。また朝の登校についてもそうですし、そういったかたちで学校と連携した活動をしていただいております。そのほかには家庭科の授業等にも支援をいただいたところです。

7番（西田直美君） 3回目なので最後にします。

そうなのです。見守りやっていたりとか送っていたりとかしていただいて大変ありがたいのです。ちょっと残念なのはそれがほんの2、3人の方だけでやっているようなかたちで、全体の小国町としての婦人会を巻き込んだかたちになっていなくてトップの方たちお世話をなさる方たち数名だけでやっているような状況というのが見えるので、この間の女性議会のときにもその代表の方出られて質問なさっていましたがけれども何とかして組織づくりをしたいと。多分御自分たちでやるだけのノウハウを持ち合わせていないのだろうと思うのですよ、失礼ですが。それをではどうしたらいいのかという時にはやっぱり外からのヘルプが必要な部分というのはあると思いますので、だからその辺のところも加味して補助金、お金を出すだけではなく何とかその辺のサポートをしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 西田議員の言葉をお伝えして、町としてもしっかり組織づくりができるようにお手伝いをしたいと思っております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） それでは、ほかございませんか、質疑漏れは。

一番（時松昭弘君） ちょっと総括的な質問をさせていただきたいと思いますが、今回の各担当所管から資料をいただいております。この中でも今いろいろ質問等もあってございましたけれども、この一般財源の支出というのが決算に向けて各項目にわたってあります。今後今の人口の減少こういったことを考えたときに将来的にこの財源的な部分がどのようなかたちになってくるのかというのが非常に懸念されるわけですが、一度町長の英断といいますかそこあたりで一般財源の拠出をしっかりと検討すると。これ全てゼロにしろということではありませんけれども、中身の精査をしっかりとやって財源を確保する。今まで個々の流れからしますともう一般財源が当たり前のような風潮に現在なっております。そうではなくて非常に災害あるいは新型コロナ関係も予算がありますけれどもこの交付税の措置あたりがこの前からも過疎債の部分もいろいろ変更

になっておりますけれども、将来的に国のほうも来年度が110兆円というような概算の予算が出ておりますけれども全て赤字国債あたりが出てくるわけですが、そういった中で将来にやっぱり負の負担を私たちがこの次の時代にその残さないようなかたちの予算措置というのが必要ではないかというふうに私は考えます。来年度いろいろ個々の部分について申し上げますけれどもいろんな項目ごとに各担当課の方たちが本日の委員会だけではなく、他の課にもいえませけれどもそういったことの見直しをして必要な部分は当然一般財源を投入するというのがやっぱり当然町の行政の役割であります。まずは住民サービスの基本というのをもう一度何であるかということをしっかり考えながら、それと予算と合わせてできるだけ財調資金が次の年度に増えていくようなかたちをお願いしたいと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私のほうももう全ての事業においてまずは補助金それから交付金いろいろな財源を考えながら組ませていただいております。特にコロナの臨時交付金を含めたところで非常に大きな岐路といいますか小国町としてもいろいろな事業を重ねてまいりましたので、やらなければいけないところからまずは予算を付けさせてもらっております。一般財源は最後に使うという考え方は今でも変わっておりませんが、どうしてもその予算の性質上一般財源を持ち出さなければならないということは多々ありますので、その部分ではできるだけ少ない財源でより効果的な事業ができるように頑張っているところであります。もちろん総務課長を中心にその部分では財政それから各担当課と合わせていきながら事業を進めなければなりませんので、議員言われるように議員の皆様でも提案をしていただいたようにしっかりと財源を組ませていただいて、私としてもALL FOR THE NEXTは予算の部分でもしっかりと次に受け継いでいかないとけないというふうに思っておりますのでしっかりと考えさせていただきます。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） では、暫時休憩に入ります。次を2時10分から始めます。

（午後2時00分）

委員長（江藤理一郎君） お揃いのようなので、始めさせていただきます。

（午後2時08分）

委員長（江藤理一郎君） 次、歳入に入らせていただきます。よろしいですか。

では歳入ですけれども、21ページ備考のところから一つ一つ読み上げてまいりますので、質疑があるときは委員長というふうなかたちで手を挙げてください。

まず21ページ、被災建物等解体・撤去・処分支援事業分担金、町民課です。よろしいですか。老人ホーム入所者負担金と老人ホーム入所者負担金（過年度分）、よろしいですか。

副委員長（児玉智博君） ある程度の意味の説明はありましたけれども、これは何人分がここに計上されているのか教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） 令和2年度末で18名が町内、悠和の里。町外が8名、入所されている方の扶養義務者で5名の負担金があります。入所者合計で26名です。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

続きまして、保険料負担金、副食費負担金、養育医療保護者負担金、被災者支援住宅使用料、被災者支援住宅使用料（滞納繰越分）、地方改善施設住宅使用料、福祉センター悠ゆう館使用料、隣保館使用料までです。

3番（穴見まち子君） 保育料負担金の現在の全体的な人数を段階的に何名か教えてもらっていいですか。

保育総務係長（宇都宮健治君） 保育料の負担金につきましては、大体毎月80人前後の子供さんから保育料をいただいております。副食費もですか。

3番（穴見まち子君） そうですね、副食費も。

保育総務係長（宇都宮健治君） 副食費は、月によってばらつきがあるのですけれども、大体毎月60名前後の園児から副食費をいただいております。

委員長（江藤理一郎君） よろしいですか。21ページ、ほかにございませんか。

なければ、次に進みます。23ページ備考欄、学校教職員住宅使用料、小国ドーム使用料、夜間照明施設等使用料、町民センター使用料、学校用地使用料、体育施設土地使用料、自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料とマイナンバーカード再交付手数料、そして犬の登録及び注射済票等交付手数料とその他証明手数料までになります。ございますか。

副委員長（児玉智博君） 学校の教職員住宅の使用料ということで67万円出ておりますけれども、これは何月分でそして何人今入っているのか。空き部屋率というのですかね、どれぐらいだったのか教えてください。

学校教育係長（後藤栄二君） 教職員住宅につきましては、広瀬に4戸、関田に4戸ございます。全8戸のうち令和2年度の実績としまして、6戸入居しておりました。75%で入居しております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） ということは6戸ですので6戸の12か月分が67万円ということでありました。というと年間1戸にするとひと月1万ぐらいですかね、1部屋の値段というものが非常に安いですね、民間の借家に入るより。それで、結構関田とかのほうが思うのですけれども、草なんかも伸び放題です、外の部分ですけれども。基本的にその辺の管理ですよ。普通民間のアパートとかになるとその共用部分なんかは共用費というふうに払っていて、そこから大家さんに払って大家さんが出すのですよね。だからそういう共用部分の草刈りとかは大家さんの責任でや

るのが普通だと思うのですけれども、ひと月1万円しか払わないのであればそういう共益費などはないと思うのですよね、ここに。そうであればやっぱりその入居している人の責任である程度車をとめるために使っている場所とかそういうのはやるべきだと思うのですよね。それは教職員も特に義務教育学校の先生方というのは忙しいからその辺まで回りませんと言うのかもしれないですけれども、でもやっぱりそういう税金で建てた建物をお使いいただいているわけですのでそういう公共の財産というのをやっぱり考えていただいて、ある程度のそういう手入れなんかはやっぱり入居者の責任においてやってくださいねというようなことは私は必要ではないかと思うのですが、そういう使用上の注意みたいなのは入居時にはちゃんとやっているのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 児玉議員のおっしゃるとおりある程度の維持管理については入居者負担が原則になっております。最初に入居するときの請書とか注意書きのところをお願いはしているものももちろん管理されている先生方もおります。全体的に見ると入っていない部屋もごさいますので、もう伸びたときは教育委員会のほうで草切りの管理をしているところであります。

副委員長（児玉智博君） もちろん実際町が雇われた人が教職員住宅の周りの草を刈られているのも見たことがあるのでそういうことをするのはいいと思うのです。だからやっぱり私もほとんど空きが多いようであればもう帯田住宅みたいなかたちでもう一般の人にお使いいただいたほうがどうですかという御提案をしようかと思ったのですが、ある程度75%ぐらい埋まっているのであればそれは教職員住宅として残す必要はあると思いますので、やっぱり草が伸びて風通しが悪くなれば湿気も増えて建物の傷みも進むと思いますので、やっぱりその辺の最低限の管理は先生方お願いしますねということで余り伸びている状態が進むようであれば学校を通じてそういう呼びかけも必要ではないかと思っておりますので、その辺の管理もきちんとしていただくようお願いいたします。

委員長（江藤理一郎君） 23ページ、ほかございませんか。

なければ、25ページ進みます。25ページはそれ以外のものを言います。今から言うもの以外が対象です。地熱計画審査手数料、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、社会保障税番号システム整備費補助金、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、この4つ以外は全て町民課の所管になります。いかがですか。

ないようでしたら、27ページです。27ページもそれ以外のもので申し上げます。真ん中、社会資本整備総合交付金、それから次の下が防災安全交付金、下の段の災害査定設計委託費等補助金（公共土木施設）と自衛官募集事務委託金、これら4つ以外が町民課それから教育委員会の所管になります。

副委員長（児玉智博君） 衛生費補助金で産前・産後サポート事業補助金ということで4千円ということで余りにも少ないので、これはどういうことに充当されているのか、またその4千円で十分なのか教えてください。

健康支援係長（高村純子君） 安倍政権時代マスクを作成されて、妊婦さんへマスクを郵送してほしいというところでその郵送代になります。郵送代だけです。

以上です。

7番（西田直美君） 一番下の中長期在留者住居地届出等事務委託金38万548円というのがありますけれど、中身はどういうことなのか教えてください。

住民係長（矢羽田恵美君） お答えします。

中長期在留者住居地届出等事務委託金なのですけれども、中長期在留されている方に対しての転入等の手続、転出等の手続に要した分の事務の委託金になります。

7番（西田直美君） それは大体文字を読めば想像はつくのですけれども、例えばその中長期というのはどの程度の時期いけば3か月なのか6か月なのか。その辺のところをちょっと知りたいのです。例えばどういう国の方なのか、国内の方なのかその辺を教えてください。

住民係長（矢羽田恵美君） 中長期在留者、今から挙げる方以外の方になります。1つが在留期間が3か月以下、在留資格が短期滞在ビザ、外交ビザ、公用ビザでその2つに準ずるものとして法務省令で定められる方。特別永住者、在留資格を有しない方等以外の方が中長期在留者になります。3か月以上でお仕事のために小国町内に来られた方とかそういった方が対象になります。人数なのですけれども、令和元年度の対象になられた方が外国から直接小国のほうに来られた方が154名、日本国内の違うところから転入された方が11名で計165名の方が対象になっています。

以上です。

7番（西田直美君） その中長期在留する方というのは、例えば町からのいろんな補助であるとか福祉であるとかそういうものの対象にはならないのですか。その方たちも福祉とかそういう場合の対象者として含まれているのですか。

福祉係長（北里仁尋君） 住民票等で登録された場合は、社会保険でない場合は国民健康保険に加入することになりますし、それは今回のワクチン接種についても住民票があればその方小国町のほうから通知がいつているところになると思います。ですので、住民票があれば福祉サービスは受けられるようなかたちになります。

7番（西田直美君） ということは、そのワクチンに関していえば住民票がなければ接種対象にならないのですか。この間、2、3日前だったか外国人の在留の方たちに接種して喜ばれているのをニュースで見たような気がするのですけれども、小国町の場合はそういう方たちは漏れているというか、対象として考えていないということですか。

健康支援係長（高村純子君） ワクチン接種につきましては、住民票がない方は住民票所在地からワクチン接種券が送られてきていると思いますので、接種券を持ってきていただければ何らかの本町で打つ理由があると思うのですよね単身赴任中とか例えば里帰りとか親の介護とかいろんな

理由がありますので、その住所地外接種届出をしていただければ住民票がない方でも住所地から送られてきた接種券を持ってきて接種は可能です。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） 27ページ。よろしいですね。

次29ページ、こちらもそれ以外でいきます。真ん中中段下、土地利用規制等対策事業費補助金、熊本県地方バス運行等特別対策補助金、地籍調査事業費補助金、1個飛ばして熊本県権限移譲事務市町村等交付金、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金、以外が町民課の所管になります。ございますか。

次、31ページです。一番上の段、介護保険低所得者対策補助金から早産予防対策事業補助金までと、下の段、地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金と地域学校協働活動推進費補助金と英語検定チャレンジ事業補助金になります。いかがですか。町民課それから教育委員会です。いいですかね。

33ページ、真ん中中段の人権啓発活動地方委託事業委託金、特別弔慰金支給事務市町村交付金、2つ飛んで支援学校給食委託金、一番最後の段の奨学資金事業基金積立金利子収入までです。よろしいですか。

ではページ飛んで37ページ、備考欄の真ん中、地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金と最後の段、災害援護資金貸付金元利収入ですが、ございますか。

次39ページ、奨学金貸付金元金収入と奨学金貸付金元金収入（過年度分）、それから保育園受託事業収入、2つ飛んで電話料外、1つ飛んで中学校寄宿舎宿泊負担費、体育施設自動販売機収入、悠ゆう館施設負担収入、一時預り事業負担費、3つ飛ばして地域生活支援事業負担収入、また3つ飛ばして太陽光発電売電料、4つ飛ばして高齢者等活動支援促進施設負担収入、5つ飛ばして地域交流促進事業収入、2つ飛ばして公有建物災害共済金、2つ飛ばして阿蘇世界文化遺産登録推進事業返還金までです。39ページ。

7番（西田直美君） 保育園受託事業収入の70万2千240円というのがあるのですけれども、これはどういうことを受託か教えてください。

町民課保育園長（清高德子君） これは南小国町より昨年2名、年齢に応じた公定価格による施設給付費が算定されて園児が在籍する市町村に給付費と保育料が入るものです。昨年度は南小国町から2名園児をお預かりした金額となります。

委員長（江藤理一郎君） ほかございませんか。

なければ、41ページです。上から4段目学校臨時休業対策費補助金、2つ飛ばして実習生受入謝金、5つ飛ばして学校給食収入（現年度分）と学校給食収入（滞納繰越分）、その下職員、実習生等になります。歳入の部分。最後ですけれどもございますか。よろしいですか。

なければ、一般会計決算の歳入が終了いたしました。全体的に質疑漏れございませんか。

副委員長（児玉智博君） 21ページに戻っていただいて被災者支援住宅の使用料について伺いた
いと思います。44万円と滞納繰越分で29万5千円が入ってきております。

まず現状を教えてくださいたいのが、今被災者支援住宅が何戸あって、この44万円は何戸分
なのか。また29万5千円は何戸分なのかということを確認させてください。また併せて長い人
では何年ぐらいもう入られた状態になっているのかを教えてください。

町民課審議員（穴井 徹君） まず金額についてですが、44万円は2件です。

滞納繰越分の29万5千円は、1件になっております。決算書の作成上29万5千円記載され
ておりますが、現在滞納繰越分は解消されております。

それから現在の入居状況は、3戸になっております。もう少しされたら昨年の7月豪雨の方が
今リフォーム中の方が終わりますので2件になります。

入居状況は、一番長い方は平成28年の11月の殿町火災からの入居者の方が一番長くなって
おります。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 全体で何戸準備しているのですか。

町民課審議員（穴井 徹君） 全体の戸数は6戸です。

副委員長（児玉智博君） 長い方だともう間もなく5年になるということだと思います。平成28
年からですから。その後の方向性というか確かになかなかこれも被災者支援住宅ということだ
からあくまで臨時的なものだと思うのですよね。だからやっぱりここを離れられないというのは
やっぱり生活再建ができていないのだと5年間もというふうに見るべきなのではないかと思うの
です。ですからその後のやっぱりもう一般の住宅にお入りいただくとか、そういうふうな支援も
同時に進めていかないともう好きなだけ居てくださいねというわけにはいかないのではないかと
思うのですが、その辺はどういうふうと考えていらっしゃいますか。

町民課審議員（穴井 徹君） 私どももそういったもう長いというと語弊があるかもしれませんが、
再三入居者の方について今後どういった方向性で考えているのかとか、あとはまた一般の民間の
アパートをいろいろ探して紹介してみたりですとか、あと町営住宅の申込みをどうですかとかい
うかたちで大体月1回程度は顔を合わせてお話しするようにしていますので、そういった中でな
かなか年齢的なもの収入的なものもあり次の展開に家を建て直すなり再建するなりというのはち
よっと厳しいということで、住宅のほうとかも紹介もしているのですがなかなか先が見えない状
態が続いているところです。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） よろしいですか。ほか質疑漏れございませんか。

質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第1号、令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。

いくつか述べておきたいと思います。まず無料法律相談についてであります。現在残念ながら相談に乗る弁護士は男性のみというふうになっております。やはりそうなりますと相談の内容如何によっては特に女性の相談者がなかなか男性には相談しづらい内容の相談も当然法律相談には発生するわけですから、そういう方たちに手を差し伸べられていないのではないかとというふうに思います。SDGsの目標の1つであるジェンダーギャップをなくするという点に照らしてもあまり今の状況は望ましくないと思いますので、早急に女性弁護士も町の無料法律相談に参加できるように手立てをとっていただきたいと思います。

また福祉避難所運営負担金8千373円ですが、これはやはり昨年未曾有の大災害が町を襲った年にもかかわらず余りにも低過ぎる決算内容になっていると思います。残念なことに町の指定避難所に避難された方が無事に避難所に避難したにもかかわらずその避難所で大きなけがを負ってしまうという大変深刻な状況も起きているわけであり。やはり必要とする人が福祉避難所にもう何の心配もなくそこに逃げられるという状況をつくっていくべきなのではないかと思っております。特にやはりそういう避難弱者といわれる方は介護に結びついている方もたくさんいらっしゃると思っております。町内の民間の介護施設などとも連携を図りそういった人が公的なそういう避難計画から漏れずに何の心配もなく避難できるような福祉避難所の充実という点でまだまだ課題が多いのではないかと思っております。

最後に部落解放同盟小国支部補助金であります。昨年はコロナ禍ということで会議開催が16回と例年より少なかったために70万87円という決算認定でございます。ところがその内容を見てみますと非常にほかの婦人会あるいは小国町体育協会と比べてみましても余りに異常な決算の内容になっているのではないかと思います。やはり自分たちの会のための会議に出席するのになぜ公費から日当が支払われるのか。これはほかの団体への補助金と照らしても補助金の公平性に反するのではないかと思います。しかも部落解放同盟の中でも限られた人たちがこの補助金からお金を受け取っているということも明らかになりました。最も高額なお金を受け取っている人で24万9千300円という説明でありました。これは小国町教育委員会の年間報酬にも匹敵する額であります。コロナ禍で会議開催が少なかったにもかかわらずそういう高額なものが限られた人にだけ渡っているというのもこれは問題ではないかと思っております。

以上のことから、本決算認定に反対であるということを表明いたしまして討論を終わります。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号 令和2年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長（江藤理一郎君） 挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

次に認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号については、一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いします。なお、9日の本会議で各所管に属する特別会計の決算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いいたします。併せて資料等があれば配付願います。

町民課長（生田敬二君） 町民課のほうで4つの特別会計を所管しておりますので、先般の本会議において概要説明というかたちでさせていただいております。今日決算額についての報告をさせていただいて説明に代えたいというふうに思っています。

始めに、国保特別会計の決算でございます。

特別会計決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。3ページですが、歳出総額は10億599万4千989円となります。対前年比で約3千450万7千円、約3.6%の増となっております。

2ページの歳入につきまして、総額は10億1千529万5千355円となります。対前年度で約2千280万9千円、約2.3%の増となります。

続きまして、介護保険特別会計の決算でございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。31ページですけれども、歳出総額は11億218万9千66円となります。対前年度で約6千176万6千円、約5.9%の増となっております。

30ページの歳入について、総額は11億8千76万9千279円となります。対前年度で約4千607万6千円、4.1%の増となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

決算書の58、59ページをお願いいたします。59ページでございますけれども、歳出総額は1億1千623万7千38円となります。対前年度で約695万円、6.4%の増となっております。

58ページの歳入について、総額は1億1千726万6千円347円となりまして、対前年度で約665万3千円、6.0%の増となります。

続きまして、地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計の決算です。

76、77ページをお願いいたします。まず76ページの歳入でございます。諸収入の61万8千875円ですけれども、こちらは貸付者からの元利償還金を歳入として受入れるものでございまして、貸付金の償還者1名分ということになります。

次に77ページの歳出でございます。公債費49万3千410円につきましては、町の起債の元金と利子の償還金となります。諸支出金につきましては、歳入の貸付者からの償還金と歳出の起債償還額を相殺した額12万5千465円を一般会計に繰り出すものでございます。なお、本特別会計につきましては令和2年度をもって償還が完了いたしましたので、今回の決算認定が最後というかたちになります。

以上、町民課所管の4つの特別会計決算でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

教育委員会事務局長（木下勇児君） それでは、坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

令和2年度の入館者数は、3千714人となっており、コロナ禍の中対前年比37%となっております。

特別会計決算書90ページ、91ページを御覧ください。歳入歳出ともに総額1千万1千655円。対前年比234万2千83円の減。率にしまして81%となっております。予算に対する執行率は88.1%です。

はじめに91ページ歳出のほうから説明させていただきます。総務費で坂本善三美術館の管理運営費となっております。前年度と比較して自主事業等がコロナ禍の中で実施できなかった部分があり各費目の中でそれぞれ減となっております。そのほか令和元年度にはシロアリ駆除費用120万円を実施しております。その分も減額の主なものとなっております。

続いて、90ページ歳入です。項1使用料及び手数料です。こちらは美術館の入館料ということで136万4千260円、前年度より146万円ほど減額となっております。率にしまして51.7%の減となっております。

次の繰入金。こちらは一般会計からの繰入金として813万7千489円で自主事業の中止などに伴い前年度より40万円ほど減額となっております。

次の諸収入。こちらが49万9千906円で前年度より48万円ほどの減となっております。ミュージアムショップの売上げ及び活動助成金の減によるものです。

説明は以上です。よろしく御審議お願いします。

委員長（江藤理一郎君） これより認定第2号から認定第6号について質疑に入ります。なお特別会計別に歳入歳出一括して質疑を行います。

まずは小国町国民健康保険特別会計についてです。質疑ございますか。

副委員長（児玉智博君） 小国町の国民健康保険では令和2年度ですけれども、被保険者数が20

82人ということで126人減になっているわけです。それで1人当たりの保険料額については前年度と比較して4千569円減少したということでやはりコロナの影響というのは非常に大きいのではないかなと思っております。大変な状況の中保険税を負担されているのではないかなというふうに思います。

そこで前回の定例議会の一般質問でも少し述べましたが、やはり今子供を育てること自体が子供を持つこと自体が非常に大変なことになっていてもうチャイルドペナルティという言葉も今あるということでした。それでペナルティというと罰とかそういう意味合いなのですが、小国町に限らずですけれどもいわゆる保険税の算定基準の中に均等割というのがあって家族が増えればその分その人数に応じて保険税が高くなる仕組みになっているのです。それで実際働いて給料とかを受け取ったりお金を稼ぐ人たちであれば均等割の意味も分かるのですが、しかしその分均等割は産まれたそのときからその人数分上乘せされます。それが今軽減がない場合ですと1人2万7千800円増えるわけです。子供が1人2人増えていけば2万7千800円が5万5千600円になるということでまさに子供を持てば1人につき2万7千800円の罰金が取られているような状況と言えるのではないかなというふうに思うわけです。そういう中でやはり県内でも芦北町などはそういう未成年については均等割を免除すると。安心して子供1人目2人目ともってもらいたいということでやっている自治体というのが実際県内でも出てきているわけです。この国民健康保険税について執行部は資産割についてはいずれ見直したいというようなことを言っているわけですが、やはり同時に未成年の均等割についても見直すべきなのではないかと思えますけれどもいかがですか。

町長（渡邊誠次君） 方針の話ですので私のほうからお答えをさせていただきますけれども、あらゆる可能性は否定しないというところは正直あります。県内でも芦北の事例を出されていますけれども、全国でもかなりの事例出てきています。財源の確保の方法それから歳出のほう両方をしっかりと考えないといけない状態にもあります。小国町といたしましても11年間保険料を上げなかった税率を改定しなかったというところがあって今基金がありません。ですのでその部分も含めて今から検討を重ねていかないと非常に厳しい状態というのは間違いありませんので、町のほうはあらゆる可能性は否定はしませんけれどもいろいろな方法を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。

では介護保険特別会計に入ります。質疑ございませんか。

副委員長（児玉智博君） この介護保険ということで介護保険事業者というのが町内に様々なサービスを提供されている事業者があるわけですが、昨年度一つ事業を廃業されたところが出てきております。やはり様々労働力、非常に人手不足の状況があったりとかあるいはなかなかそういう

事業所同士の競争であったりとか、いろんなこの介護事業についても厳しい要素というのがそれぞれの事業者であると思います。そういう中でやはり一つ一つの介護事業所が私は小国町の社会保障であったりとかそういう介護を支えていただいているというふうに思うわけですが、そうした事業所が廃業するというのは残念ですしやはり利用者の方たちにとっても大変な負担にもなる。あるいはまたその働いている人もまた仕事を探さないといけないということでもいいことは一つもないと思いますので、そういった事業が継続できるために小国町として今後どういうふうな方針をお持ちなのか大きな質問になりましたけれども、何かあればお答えいただければと思います。

町民課長（生田敬二君） 以前から介護職、医療職もそうなのですが、その確保というところにつきましては特に山間過疎地である本町においては喫緊の大きな課題であるという認識をしているところでございます。

町民課といたしましては住民の方の介護ニーズに対応するための施設の整備というかたちを図っていくということで非常に大切ではないかと思っております。介護施設の健全な運営の後押しをするということです。それが事業所の適正な運営につながっていくということも考えております。介護人材の確保、定着につきましてはそれぞれの各事業所の取組によるところが非常に大きなものであるとは思っていますが、町としてできる部分について例えば介護職のやりがいであるとか学生への発信とかそういったところを含めて紹介であるとか啓発等には努めていきたいと思っております。また各市町村全国事例を見ますといろんな資格取得の支援をしたりとかいうところもありますのでそこら辺の情報も注視をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 今本当に大事な答弁をされたかなと思っております。

私が印象に残ったのがなかなかコロナ禍になってから卒業式に来賓として呼ばれない状況があるのですけれども、だから2年前になりますかね。思ったのがやはり児童のおじいちゃんおばあちゃんが介護が必要になった。それを見ていて自分もヘルパーとかケアマネジャーとかを目指したいということで夢を語っている、あれは確か小学生だったと思うのですけれどもそういう子たちがおりました。やはりそういう意味でなかなかコロナ禍になってからできる条件ではないのですが、やっぱり通常であれば小国高校であったりあと今中学生も職場体験なんかされていると思うのですよね。これは非常にいい取組で今できていないのはしょうがないけれども残念ではあるのですが、やはりそういった意味で小学生の段階から介護のことについて学校といろいろ協力してやっていくようなこともやられたらどうかと思いますので、社会福祉協議会の社会福祉事業とかそういうところと提携とか力を合わせてもいいと思いますのでそういうのも進めていただけたらなと思います。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

なければ、次に後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 後期高齢者特別会計ですとやっぱりここでももう人口減少というか高齢者人口も減っているのだというのが、令和2年度が1千555人で前年と比べて12人減少しているということでした。ところが1人当たりの保険料は先ほど国保税で言いました国保税も減っています。介護保険料も1人当たりの額としては減っているのですけれども、この後期高齢者医療保険料に限っては1人当たりが4万9千774円ということで前年度と比べて3千632円、7.9%高くなっているのです。これコロナ禍において1人当たりの保険料が高くなった要因は何なのか御説明をお願いします。

町民課長（生田敬二君） すみません。75歳以上の医療費の方でのその上昇した分析というのはちょっとここでは持ち合わせしていないのですけれども、年齢的に75歳以上の方という括りでその75歳以上の中での高齢者というかより高い年齢の方が増えてきているという印象は持っておりますので、75歳を超えた方の人数は全体としては少し減っているのですけれども、その中の年齢構成が非常に上が多くなってきているというようなイメージがありますのでこれは正確なところでの分析ではないのですけれどもそういったところは感じているところでございます。

副委員長（児玉智博君） 私はその1人当たりの保険料額が3千632円率にして7.9%上がった理由を聞いております。これ何も75歳の人であろうが100歳の人であろうが税率は変わらないと思うのですが、確かに保険料自体が熊本県後期高齢者医療広域連合で定められるので何もその町が決めるわけではないのであれなのですけれども、今の答弁だと私の質問への回答になっていないと思うのですがもう1回答えてもらえますか。

健康支援係長（高村純子君） 令和3年から保険料の均等割の軽減が見直されまして令和2年まで7割軽減の方にさらに上乘せして8.5割軽減9割軽減というのがありましたが、令和3年度からこの8.5割9割軽減の方がなくなりましたので実質的に金額が上がっているというところだと思います。

町民課長（生田敬二君） 私勘違いをしておりましたので取消させていただきます。

委員長（江藤理一郎君） よろしいですか。後期高齢者特別医療。よろしいですね。

次に地方改善住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算について質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） 次に入ります。坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について質疑ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 一般会計からの繰入れが813万7千489円あるということで一般会計から見れば繰出金です。本会計から見ると繰入金になるわけですけれども。私はいわゆるこういう社会教育施設において普通は図書室がそうであるように一般会計の中の社会教育費としてやっていけばいいと思うのですが、もともとできた当時は一般会計の中でやっていたのがある年から特別会計に変わったということで理解をしております。

そこで確認なのですが、特別会計というふうになると通帳も別になると思うので、繰出し繰入れというふうになると一般会計のほうから振込むようなかたちになると思うのです。そうなった場合やっぱり手数料というのが掛かります。手数料は一般会計で負担しているのかそれともこの特別会計が負担するのか教えてください。またそれはいくらでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 申し訳ありません。繰入れする時点での手数料については私の認識は掛かっていないと思っていたのですが確認させてください。会計のほうに確認します。

副委員長（児玉智博君） どの銀行の通帳で管理しているのかは指定金融機関なら肥後銀行ですかね。今銀行というと休日に口座に入金するのにも手数料取るような時代ですから、恐らくその手数料を取らないということはないと思いますので正確に確認いただきたい。

あとそれとやはりそういう実際繰出し繰入れというようなことをするとまたそこで会計なんかに事務負担というのは掛かるわけです。税務会計課は教育委員会から手数料は取らないと思いますが、やはり人件費というかそういう事務負担というのはやっぱり発生するわけです。私はこれもう別に特別会計で分ける必要はないと思います。でもやっぱりその分けるには分けるなりの何かそういう重要な理由があるのであれば御説明をお願いします。

教育委員会事務局長（木下勇児君） まず坂本善三美術館平成7年度から開館をしております。この1年間が一般会計での歳入歳出を予算組みして支出されております。次年度より特別会計ということでの会計がスタートしております。そういう中で1つはやはり施設としていわゆる入館料を取ってその当時からいけば目標として独立採算それをとれるような意味合いで特別会計でやったほうがいいという御意見をいただいて特別会計のほうに切替えたのではというふうな記憶をしているところですが、こういうかたちでしっかり歳入歳出としては金額が分かるので特別会計でないといけない一般会計でないといけないというところの線引きは私も明確な答弁が致しかねるところです。

副委員長（児玉智博君） 明確に分からないといけないのであればやっぱり小国ドーム、林間広場も使用料取りますからね。小国ドーム特別会計とか林間広場特別会計なんかを作るのですかと言ったらそうならないわけなので、私はこれはもう一般会計に組み込んでやはり社会教育費の中でやっていくべきだということを申し上げておきたい。

最後にもう1問。博物館法では美術館法というのはないから博物館法では学芸員を置くというふうに定められております。それで今小国町は学芸員資格を持った職員を配置して給料は一般会計から出していますけれど。ただこの間新聞か何かで見たのですけれども、あまりその個人の年齢を言うのはやめておきますけれどもでもそんなに定年まで長くなかった。何年が長くて何年か短いと言われるかもしれないけれども私はあまり長くはないのかなと。やはりそういうあとの人間をある程度育成しておかないといけないのではないのでしょうかと思いました。そこでそういう学芸員資格を持った人を職員として採用するかあるいは今いる人に資格を取らせるかという

方法もあると思います。やはりまだ定年まで時間があるうちに次の人を育てるということも考えて、早め早めにそういう人材の確保あるいは育成に取り組むべきだと思いますがそういったことは考えていますか。

町長（渡邊誠次君） 人事はもう去年も一昨年も皆さんにもお話したことあると思いますが、課長たちも一遍に抜けていくというところもありますので実はもう令和6年度ぐらいまでの人事を考えながら今取組んでおります。もちろん私がいるかどうかは別にしてもやっぱり人事の部分ではしっかり考えていかないと誰が町長になっても大変だなというふうに思っております。その中で坂本善三美術館という性質上非常に重要なところだというふうに思っておりますので、教育委員会の中でも今試行錯誤しながら話をしているところですがなかなか人材というものは難しく、皆さんにも時々お話ししますが建設課にしてもどこにしても事務にしても学芸員にしてもやっぱり非常に難しい問題だというふうに思っております。議員言われるように考えると本当は一番考えないといけない根底の部分だと思いますので私のほうもしっかり考えさせていただきたいというふうにも思っております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ほかに質疑ございませんか。

最後にそれぞれの特別会計において質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、認定第2号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第2号、小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場からの討論を行います。

質疑でも触れましたとおりコロナ禍の中で被保険者の方々はこの保険税が非常に重い負担となっているというふうに思います。そうした中でやはりとりわけ未成年の均等割、これについてはやはりこれを見直していくことをしなければなかなかこの出生数の上昇ということにもつながらないと思います。私は町長の答弁は少なからず前向きな部分もあるというふうに聞こえました。是非その検討を進めていただいてやはり余りに高過ぎる保険税をそういう負担能力に応じた保険税に切替えていただくことを求めまして討論を終わります。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

続いて、認定第3号 令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第3号、令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認

定について、反対の立場から討論を行います。

これは65歳以上の第1号被保険者の方たちにとっては介護保険料というのは非常に重い負担になっていらっしゃる。65歳を過ぎてもなかなか年金だけでは食べていけないということで現役で働いている方たちはもう今の時代珍しくありません。いろんな仕事があります観光業からあるいは小売業ありますけれどもそういう中での65歳以上の人たちが勤めている仕事で多い一つが介護事業だというふうに思うわけです。介護事業に従事されている方たちはほとんど65歳を過ぎてもそういう健康保険なんかも社会保険に入られている方がいらっしゃいますので、国民健康保険税を負担されている方というのは少ないとは思っています。そういう方たちにしてみれば介護保険料というと働いていて収入がありますから皆さん非常に段階で言えば高い段階の保険料を支払っていらっしゃいます。年金だけではまだまだ生活ができない生活費が掛かるから働いているのに働いたら働いた分高い介護保険料を負担しなければならないということで非常に矛盾をはらんでいる保険制度ではないかというふうに思います。やはりその点に鑑みましても令和2年度までの介護保険料は令和3年度には引き下げになりましたけれども非常に高い保険料でありました。ですので本決算に反対いたします。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

続いて、認定第4号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第4号、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

先ほども指摘をしましたがコロナ禍にあつてこの後期高齢者医療保険は1人当たりの保険料額が値上げになっております。それまで軽減が受けられる人が7割軽減の方が特例でもっと高い軽減を受けていたわけでありましたが、それが取っ払われたと。コロナ禍なのにそういう取っ払われたというのは余りにも私はタイミングとしておかしいというふうに思います。

以上のことから、この決算にも反対をいたします。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

なければ続いて、認定第5号 令和2年度小国町地方改善住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） 続いて、認定第6号 令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思い

ます。

認定第2号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(江藤理一郎君) 挙手多数であります。

よって、認定第2号は認定すべきとされました。

認定第3号 令和2年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(江藤理一郎君) 挙手多数であります。

よって、認定第3号は認定すべきとされました。

認定第4号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(江藤理一郎君) 挙手多数であります。

よって、認定第4号は認定すべきとされました。

認定第5号 令和2年度小国町地方改善住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(江藤理一郎君) 全員挙手であります。

よって、認定第5号は認定すべきとされました。

認定第6号 令和2年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(江藤理一郎君) 全員挙手であります。

よって、認定第6号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました決算認定は、全部終了しました。よって、本日の令和3年第1回文教厚生常任委員会を閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(江藤理一郎君) 異議なしと認めます。

以上で、令和3年第1回文教厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後 3 時 1 9 分)

小国町議会会議録
令和3年第3回定例会

令和3年9月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一

編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也

作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電話 (0967) 46-2119